先進繡像玉石雜誌

前篇 一二

UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS834.A3K8 C001 V001
SENSHIN SHUZO GYOKUSEKI ZASSHI.
3 0112 029894331

柳弇栗原氏編　前帙

先進繡像

玉石雜誌

九卷

東京書肆　萬笈閣梓

DS
834
.A3
K8
v.1

玉石雜志序

友人栗原君信充讀書好古。最精本邦典故。又善畫人肖像。其秘於神祠佛宇者。百方探索。不遠千里。必往觀之。覩輒摹搨焉。積年之久。得凡七百餘人。自王公貴權以至緇俗工商婦女。皆靡不有也。頃者摘著元弘以降數人。將鏤之梓。又舉其事實可據者

以係小傳或摹其筆跡或圖其居室
器什及戰處游蹈以附之而不擇其
賢不也乃命曰玉石雜志謁余序展
而觀之古人顏容宛然在目又讀其
傳足以畧知其言行心志乃使我得
交數百年前之人於一室中矣夫交
也者昉於識顏容而極於知心志其
於古人則宜就史傳以求之史傳能

記其言行而心志亦可知也獨其於
顏容則不能髣髴焉是史傳之所以
有憾也今伯任之著以傳其顏容為
主此則亦足以補史傳之闕矣或謂
此編不擇賢不殆亦淺焉無益余謂
不然覧者於其賢者效而則之於其
不賢者鑑而自警則不賢者亦未必
無益焉詩云他山之石可以攻玉此

之謂也。夫如此。則伯任之志伸矣。乃
書以為序。
天保十四年星次癸卯六月中澣
藻海川田興撰
綠雲紀維書

先進繍像玉石雑誌巻第一目録

北畠権大納言源親房卿真像
仝入道宗玄准三后真影 并傳
硯箱　麈尾　八足机　帖縁乃繪　以上圖中にミゆ
銅硯　服中叙位　服者乃觸穢を任きらひし事
五十日除服出仕　奨学院別當　三位局
出家後叙位　神皇正統記　職原抄
伊達宮内少輔行朝　鎌倉より小田城迄乃行程
高師冬　吉見彦次郎頼武　長沼駿河守宗村
下妻正貞　佐竹上総介貞義　関城書の事
結城修理大夫親朝　礦ま　准三宮

紀列林鶯軒
贈正三位左中將楠正成卿真影并傳
正成卿誕生地　百日詣　正成卿兜大袖
軍勢押乃行程　湯淺定佛　宇都宮公綱
宇都宮座主職　千早城　飯盛山
撿非違使廳　花山院　九害　●湊川墓
六万寺村塔　觀心寺首塚　頼山陽乃論

先進繍像玉石雜誌巻第一

余齠齔より文武聞人達士奇伎名工乃名を集録することを好み長ずるに及て系譜を紀し年歯行状生卒を劄記し又肖像墨蹟より其遺愛の器械を圖寫し篋中に收め時々牀頭に貼着し焚薌して其高風餘韻を歆羨し其胸襟心情を追慕すること久し是歳尚友堂岡村生川尻氏を介して余家に来て梨棗に壽さんと云孟子の所謂一郷の善士乃天下乃善士を友として足らずて古の人を尚論すと云を學ばんとにて非ずたゞ小兒輩温故の楷梯ともならば幸甚と云　柳斧陳人栗原信充誌

北畠權大納言源親房卿像

輦車　石山縁起にみゆ

西宮記に輦車太子老親王大臣僧正等宣旨に依て乗とあり蛙抄にハ待賢門より春花門まで乗用るよし見えたれハ下乗より内を別勅にて乗用る物としるへし

高野山無量壽院深覚大僧正乃乗れし輦の図ハあれと大に異あり何によりしや その原本いぶかし

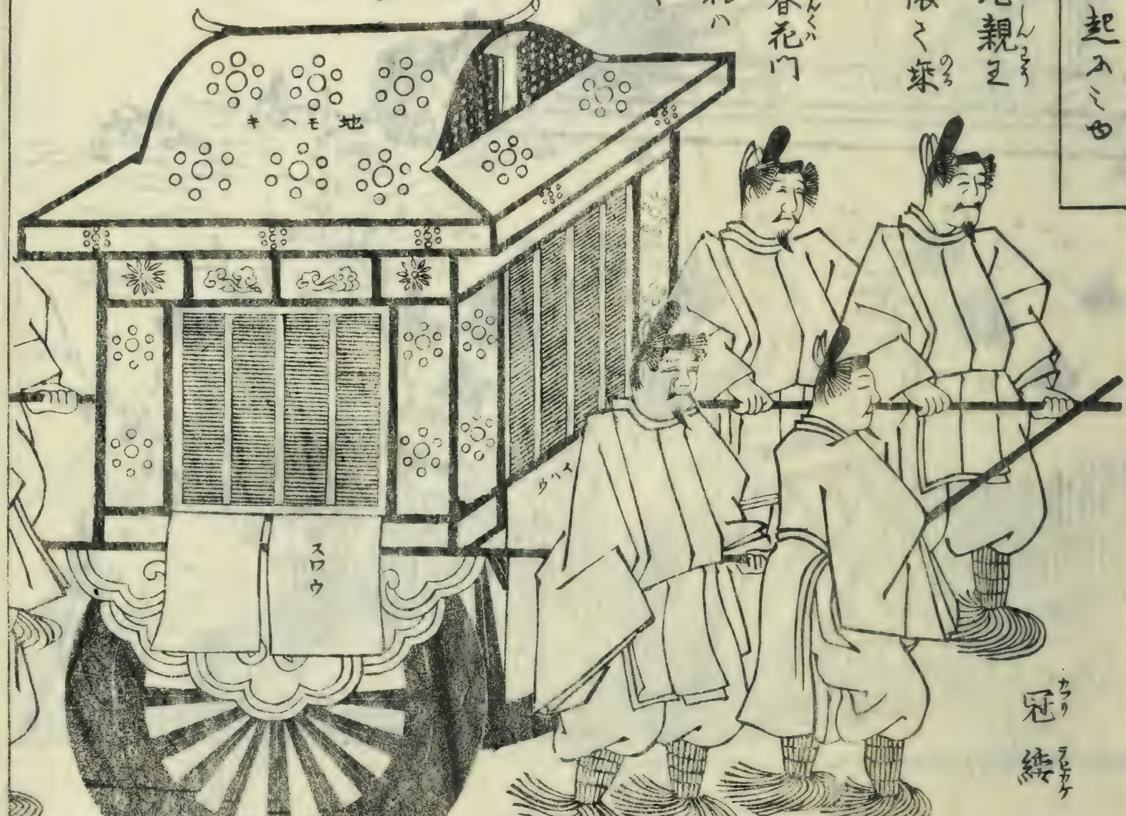

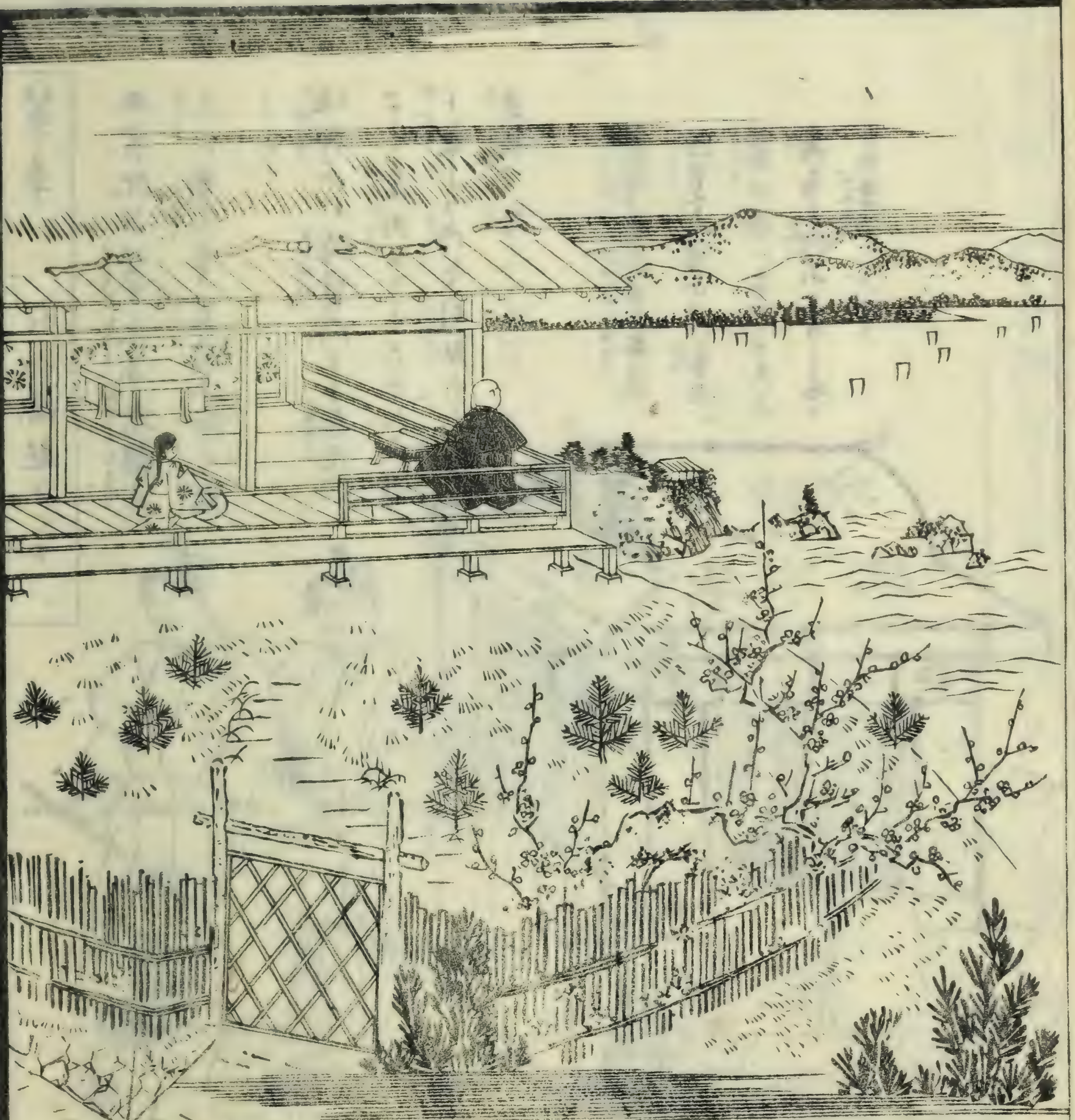

北畠入道准后林鶯軒を営して住ふ閑居常に南山を望んて軍機をこらされしとかや

北畠入道宗玄准三宮像
親房卿入道して宗玄と云

北畠親房卿銅硯

伊勢國松坂小野田氏所藏

小野田某ハ北畠親房卿に
仕へ志ありて軍功ありしが大
湊出船乃時に此銅硯及重
宝を與へらるゝそれより松坂に
住をへて此を命と共にせしと云

表

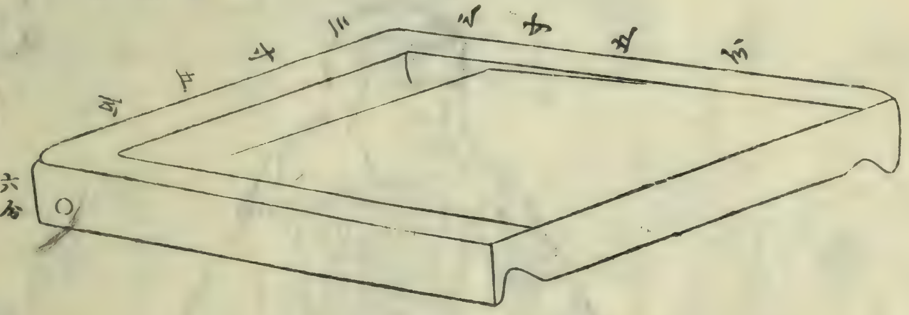

裏

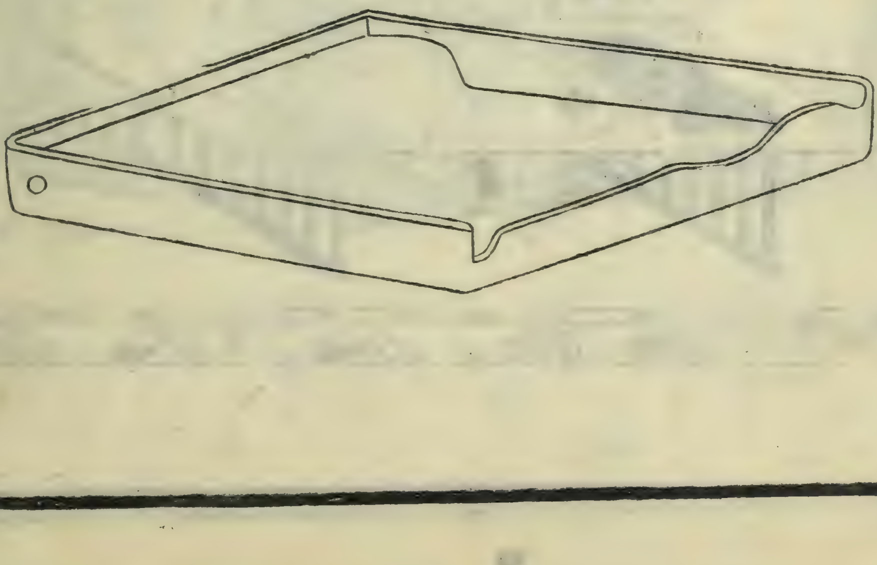

北畠入道宗玄准三后親房卿ハ村上天皇第七皇子中務卿具平親王十二代乃孫なり父入道前権大納言正二位源師重卿母ハ入道左少将隆重朝臣女永仁元年誕生ありけるを祖父大納言師親卿乃養子として其年六月廿四日従五位下に叙し嘉元元年正月十一歳にて左少将を歴て右近衛中将にうつり徳治三年十六歳にて従三位延慶三年正三位にして参議に任じ同四年左兵衛督にて検非違使別当になされその年権中納言に任じ正和四年月十六日祖父入道大納言師親卿薨ぜられしかば父の喪に准じ籠居給ひ権中納言を解きらせ給ふるに同五年正月五日正二位に叙せられ喪葬令にハ父母服紀一年養父母五月とあり父の

喪に准せらるゝと云は一年の服なり正月ちゝハゝ、服の
内なれとも遠くハ慶雲二年十二月紀男人父の服中百ヶ日
十ヶ日にて叙位せし先蹤近くハ徳治三年四月十二日
菅三位在兼卿乃父在嗣卿薨せられて後二百三十三日
にしく正三位に叙せられし　文保二年権中納言に還任
先例と同しかるへきにや
　親房卿権中納言を解き給ひし闕に三条公秀卿なか
あらさ給ひき当時服者の闕を補任あることなきハ也
是も應永の頃よりて服忌の　同三年中納言に転し元應
闕を任さらるゝ事及て以なりき
二年十月淳和院別當に補せられ元亨二年正月十三日
實父師重卿の喪に遭と云とも亡祖父乃遺命に依て重
服乃儀を用ひられたく五旬の内務居ありて三月六日
除服出仕の宣下あり　正和四年九月廿八日入道左大臣
公衡公薨せられし後中納言實衡
卿服解ありしの共六十一日にしく十一月廿八日復任
ありしを速なりと云ふるに親房々ハ又十四日にしく出
仕ある是そ今の父母五十日　同三年正月権大納言に転
と云ことのさしめなるへき

任ありく弉學院別當を兼給ふ両院別當ハ源氏ニ々才一たる人補とらるくと云とも鳥羽院勅定ニ依て中院右大臣雅定云ふ家ニ付きらるくよし職原抄ニ注さらる正中二年正月内教坊別當ニ補きられ元徳二年九月十七日廿八歳にて出家ありて法名宗玄號いまく卅にも満さる人の何事の意ニ協ひて世を遁れ給ふにやと云ニ太宰帥世良親王早世ありし哀さの餘りとかや世良親王ハ後醍醐天皇第四皇子にて母ハ民部卿三位局と申親房卿妹なり護良親王と同母にましまし太平記ニ三位局を阿野公廉女とし准后宣旨ありし新待賢門院のなとくするハ誤なり外戚の親しみにて甥におはしましのみならで幼稚の比より預りまつりて養育しまいらせける恩愛ハおとりのとく聞えしさまとも親房卿ハ伏見後伏見後二条花園當今の代ニ歴仕し有職の聞え高く篤名ハ

此卿乃致仕隠遁ハ偏に朝家乃衰へ廃るゝ先兆と傾けや
人も多かりけるとそ然るにいくほともなく元弘乃乱出来
て主上隠岐国へ遷幸まし〳〵宸襟を荒服の外に傷ま
せ給ひ凶悍無頼の叛臣に苦しめられまゐらせ玉ふ承久乃往迹
にひとしく大塔宮尊雲親王も智謀たくましく御座て独
東夷の辱を受させ玉ふにハ昼ハ野草乃叢にかくれ夜ハ孤
村乃儔に待ち千辛万苦を尽させ遂に四方乃義兵を師
ひ中興恢復乃洪業を開かせまし〳〵も親房卿乃陰に籌策を
旋らされし功鮮といふへからす元弘二年准大臣乃宣下有
て従一位に叙せられ 出家乃後も有位に無位にある事あり 三代実録に貞観元年四品人康親王
出家と記されて十四年の条に无品人康親王薨とあるにて知へし
然るに仁和寺の覚行法親王の三品に叙せられしを始として後

のちをめでられしかバ人臣にして出家乃後叙位ありしハ親房卿を
以て初と云へきか入道の後准大臣ハ此卿をもてはしめとすと云
同三年八月五日子息参議従三位顕家卿陸奥守を兼玉
ひ義良親王を具しまつりて任国へ下向ありし時入道一位
相共に陸奥国へ下り玉ひ東夷鎮撫乃威厳を指揮して
まして京へ帰りのぼられけると中先代蜂起して都鄙の騒に
しく成玉ひ足利尊氏卿討るべしなどと評定ありし時その罪
いまだ明らかならざるに忽元弘乃忠勤を棄らるへきにあらす
あらんと宣ひしをば勲功乃勇士等深く志を通じて
喜ひあへ里然るに尊氏卿護良親王を弑しまゐらせし事
たしかに都へ聞えしかバさらハ尊氏卿追討有へしと定め
られ新田左中将義貞朝臣を節度使として関東へ下さる後

けるに義貞朝臣箱根竹下の合戦利なくして都へ還幸ありし跡を追て尊氏（朝敵とありし後ハ卿の字をはぶく）大軍を引率して上洛せしかバ延元元年正月十日主上山門を憑ませられて臨幸ありける時に供奉せられて西塔の浄土院に渡らせられしとかや（皇居ハ東坂本大宮の彼岸所なり浄土院ハ餘りに路嶮しく程遠く便宜あしくとて後に坂本へ移らせしと浄土院の舊記にみえ由）主上尊氏の申に従ひたまひ謀て還幸ありけれバ入道一位ハ伊勢國へ下向ありて度會郡の坐ましき其年主上芳野山へ臨幸ありしかバ入道一位伊勢國より芳野殿へ参らせて朝敵追討の籌策を補佐有しに鎮守府将軍顕家卿阿倍野にて討死し新田左中将足羽にて流矢に中て命を殞し玉ひし由聞えしかバ君臣ともにいろ

を失ひし後なれバ結城上野介宗廣入道道忠に勧めまゐらするに
同じく義良親王を鎮守府将軍顕信卿 親房卿之男 弘家々の弟 結城
入道等をさし添入道一位を輔弼として延元二年閏七月廿
八日伊勢國へ下向ありて八月十七日兵船五百余艘に乗り
伊勢國大湊より纜を解て万里の雲波に帆を揚られしに
九月十一日の宵より俄に海上波高く風はげしく天狗灘を
すぎふあやうく伊豆の三崎大島めら湊かめ川の浦由井の濱
浦々津々へ吹よせられ散々になり行ける中に義良親
王の召されたる御舟たゞ一艘風に逆ひて伊勢國へ吹返し
けるも不思議なり入道一位の船ハ東海はるかに吹流し
常陸國内海の湊に吹着られ此邊ハ小田治久が領所なり即

小田城乃入て関東乃官軍を招き逆徒誅戮乃謀を盡させけれバ八月十六日主上芳野殿ふて崩御ありしかバ義良親王践祚ありて是より山中乃皇居といひ争亂乃際即位乃朝儀闕たる事も多かりけむを入道一位ふ憂くおもひ玉への餘り神皇正統記を著りて三種乃神器を第し給ひて天照大神乃正統たる芳野皇居ふおる事をはを明らかふ論辨さらせてふりしる後まて職原抄を著りして芳野殿へ進らせ玉へり

神皇正統記今猶世ふ傳ふれ慶安二年二月乃刊本なり又羣書類従乃本あり櫻雲記乃興国元年北畠源大納言親房卿神皇正統記を作らしてを常陸国より吉野へ献上し

とあり興国元年ハ北朝暦應二年なれは天保壬寅より五百二年前なり親房卿ニ十七歳乃時なり職原鈔ハ興国二年吉野ニ於て編集され一巻の文書をも考へましく筆記されりと云説あれとも信しかたし櫻雲記乃興国二年〔北朝暦應三年〕新帝〔後村上天皇〕吉野を帝都とすといへとも行宮殿閣なく月卿雲客微少昇殿を除目殆断絶せんとす於是二月下旬源親房常陸小田城ニ居しく職原鈔二巻を纂て吉野へ獻しまる百官諸位職掌を指示し末代ニ至て帝都の差證と云つへし親房卿博識才學ある今東国ニ在て文書乃一巻も不讀して輙く書を著せん只凡人乃所能ニ非まさる とあれハ從ふ遍し

奥州下向乃官軍遠江灘にて難風に逢て漂流せし由聞え
たりしに入道一位ハ小田城に今も義兵を集め宇都宮綱世
に籠たりし城を攻落し鎮守府将軍顕信卿ハ奥州に下向
ありて白河城に楯籠り其勢漸く国中に振ふと云程に吉原
佐竹乃一族馳向ひて合戦を致しけるが寄手打負て引退
き興国三年八月宇津峯宮春日中将顕時一条少将具信
唐橋肥後守経泰刑部大輔秀仲等小田城に来り入道一位
に力を合せ奥州にてハ伊達宮内少輔行朝山蔭中納言十六代の孫にして中納言改宗卿十一世の祖也
田村庄司南部滴衣乃葉宮方にあり斯波岩手
両郡へ打て出稗貫出羽守並に一族多く討死しあれバ
興国四年三月廿九日佐竹結城相馬乃一族小田関両城へ

押寄て戦ひけるに四月二日乃戦ひに寄手乃大将渋城直朝をはしめとして佐竹か一族百余人討死して引退くおなしく八日春日中将顕時朝臣関小田両城加勢のため伊佐城より出て野伏を駆催し寄手乃兵糧を取らんとせしにより寄手終に打負て引返すを後に於て鎌倉乃執事高三河守師冬八月廿二日関小田両城を攻んため発向し六月十四日常陸国方穂庄に陣をとり同しき十八日小田乃近所なる三村山に打上り大軍乃押寄る勢をみせて矢合もなく数日を送る鎌倉より小田に至る国々相模武蔵下総常陸と四国に渉ると云とも行程三十里余に過さるを然るを八月廿二日より六月十四日迄廿三日を経てはしめて其城に迫るこの

親房卿は名家英雄乃公達にして朝儀乃典故に精しう
おはしましけれバ胸に太公望管敬仲か志を蘊め孫
呉か兵法に鍛錬ましましけれバ師衆ハいふも更なり智謀を
めぐらし給ひけんと其軍立を計りて速に進ましたく
遠寄なしして笠間城乃士卒乃鋭気を挫かんことを謀りし
と志られけり

六月

おなじき月廿三日入道一位士卒を勇めて師衆か三村公の
陣へおし寄て短兵急に攻たゝかひしけるに師衆か兵子弟
人討死させしを見て師衆三村乃要害を引退てあくれ
ば廿四日乃早天に晴れしたるか官軍師衆か陣へ押寄る
と云とも師衆出合ハず伏軍して引返さる

高三河守師冬小田城に寄來るを興國二年の夏なりと云説もあれども南朝紀傳に日次を追てこれを記すこと詳なるに依て是に從ふ師冬ハ高武藏守師直乃猶子にて是より後七年正平二年北朝貞和三年なり尊氏の三男左馬頭基氏の執事として上杉民部大輔憲顯と共に鎌倉に下向有しなりし其頃ハ播磨守と云

七月七日武藏國住人吉見彦次郎頼武蒲冠者範頼朝臣の玄孫吉見次郎為頼の三男なる由系図に見えたり入道一位乃招きに應し味方に馳來る師冬の軍に新手乃加はるによつて駒楯城に引退く廿七日師冬ハ謀ありて夜に乘し関小田両城を襲んと云とも入道一位かねて此事を知て用意ありしかバ寄手却て利を失ひ

廿八日入道一位乃兵進て師冬が軍兵を籠たりし八町目垣本鷲宮善光寺山五ケ所乃城々を焼払ひ又飯沼の館を攻落しその夜師冬が陣屋を焼討ければ師冬没落して行方しらずなりけり九月師冬ふたゝび大軍を起して寄来る時に長沼駿河守宗干（俵藤太秀郷四代小山兼光の五代孫小山下野守政光二男長沼淡路守宗政七代乃孫なり父ハ淡路守秀行と云）忽ち凶徒に與して却て味方を射ける此頃入道一位并に顕時より陸奥国白河乃結城親朝父子が加勢を請ひしと云とも親朝内々志を凶徒に通じけれバ却りて催促に従はず十月に及て小田治久も師冬にかたらはれて凶徒に降りてけりさるに依て入道一位宇津峯宮春日中将具信以下関城に入給ひしが一城に籠り城ハ堪がたきに似たりけれバ宮と顕時朝臣

とは下妻城へいりを搆ひ下妻正負ゟ幼稚にして軍務に堪
さるかを助るへ　下妻氏ハ小山下野守朝政乃孫小山出羽守長村
を祖とし長村小山と称を執乃至く弟乃修理亮
長政下妻乃家を嗣く其子三人長子政泰次男景政三男を下妻入道
長光と云正負ハ何人乃子と云ことをしらん
十一月三日師冬小田治久佐竹上総介貞義　新羅三郎義光十代孫常陸水戸城主
等を催して作田庄乃営陣を同八日師冬関乃城
乃大手に押寄て二手にわけ師冬ハ大寶沼乃辺小寺山乃
打そ出関下妻両城乃從還路を塞がんと擬し師冬乃一族
三戸七郎ハ太平高橋武州常州乃勢數千騎を率し大寶
乃城乃南長峯に打よて城を眼下にみて戦を一時に決
さんとし此時関東大いに逆徒尊氏於乃與力し常陸國にも
小田佐竹逆心をしつは國中大いに敵乃馳加もる今ハ

関の城
顕時朝臣師冬を
討て関城乃
圖なとく
信充寫

顕時朝臣乃先手弓の士師直乃兵を射る

関下妻伊佐真壁西明寺中郡乃六城乃ゝ入道一位乃味
方として勇氣凛々まれしと異国本朝にかくれなしと聞
以きつて春日中将顕時朝臣一条少将具信城中乃勇士を
もろともに打て出師をの陣へ馳向ひ息をも継せす
ゆゝしく攻たりしかは師をかての惣立足もとろになりて
右往左往に敗軍ゆへ官軍たやすく一時に打勝ぬといへとも
敵は次第に勢加はり味方に馳来る官軍もなかりけるに
よりて入道一位使を白河へ遣はし速に勢を卒し後巻
あらんことを申ゝ由一封乃書翰千万の意をこめて言贈り
けるに親朝無勢乃ゆゑすくく出陣の催もなかりけれハ
父上野入道道忠兄乃太田判官親光か亡魂いかにくやし

とおもふらんと余所乃狭を濕はさり十二月乃至て師冬
係とらわりんそん人數を引あまふ田乃城へ引籠て官軍
ふ属し関下妻乃城にこもり籠ほ家兵を味方乃きんため了
其等ゟ一族共の師冬ゟ陣乃あるをのなしく時と出蔽
あを誘ち發けるは忠義篤き勇士等ハ籠城乃退屈しく結
句官軍を疎む色をあらはし顕信卿乃陸奥國ふおりしく
官軍を催促きらるゝといへとも國人半は逆徒乃與し剰
結城親朝ちらる譽りしく師冬乃志を通るとよし聞へけ
せハ白川乃路ふ於りく宮方乃城と次第乃落失けるふ
よりて二月十八日一位入道より親朝乃許へ云翰を送られけ
る此書翰を関城書と云忠心義膽を面ふ顕され讀むもの
涙を落さゞれハなし諸葛孔明乃出師表乃比とへし　猶るふ正

月十三日乃親朝ハ官軍合體乃旗を巻て凶徒一味乃誓紙
を師冬か陣へ遣しけるか捨てやりける事共也
結城修理太夫藤原親朝ハ鎮守府将軍藤原秀郷朝臣八
代小山下野判官政光下野判官とは下野掾を云下世守を長官と云下野の介を次官と
云云下世の掾を判官と云云次男結城上野介朝光と云下野國結城に
住しけるは結城とは名乗しなり朝光乃嫡孫上野介
廣綱より左衛門督晴朝十五代乃祖たり廣綱乃弟孫七
左衛門祐廣陸奥國白川郡に住しけるは白川結城と
號す祐廣長男宗廣上野介に住し後に入道して道
忠と云元弘乃初より二心なく官軍にて建武四年又
月伊勢國阿濃津にて病死しけるか今は乃際まては死

とも僧を供養をなし佛を作るなどして朝敵の首をとりくるが
墓の前に切られけるに苦しき氣を継にあらんは遺言せしと
太平記にのせたる結城入道が嫡男なりし者に父が言葉の
いまだ絶ざれば不義不忠の凶徒の與をせしは孝なくして
なき人非人とは是等をいふぞと云へりけれ
師冬あまたの礦夫をやとひ出し関城を掘らせけるが礦
夫ども夜晝息をもつがず掘りける程に関城の塀際ちかく
掘ぬきたらんとせし時大地震動して數千人の礦夫
とも一人も残らず壓にうたれ地道の中に死けるとぞいふ
かれかくて後に寄手城の追手にて柵をふり鹿垣をゆひ
まへ縦遠巻にせしそのをりは城中より兵を出して柵を

引のけ鹿垣を焼拂ひたりしけるといへとも凶徒ひるまさり
勢加りて官軍敗れて落失けれハ入道一位今は是迄なり
とて宇津峯宮を供奉し奉り城を開て芳野殿へ帰り参
らせ給ひ時に紀列あらんて伊勢國へ打て出官軍乃勇
氣をたけまし方便を千里乃外にめくらされけるか門正平
八年足利直義入道恵源高武蔵守師直と中あしくありて
終に高氏と合戦に及はんとて芳野殿へ降参を請ひ奉りし
時諸卿僉議ありて許されましきを宮中にて入道一位
漢高祖と楚項羽と鴻溝を境に和睦せし故事を引て偏
て勅勘御免乃綸旨を申出しけれは傾けれ人もあり
とかや同六年准三宮乃宣旨ありて輦車にのり宮中ま

出入ことを許されし人

准三宮とは太皇太皇后宮（天子の御祖母）皇太后宮（天子の御母）皇后宮（天子の御妻）を云人臣を以て此三宮に准ぜられしハ染殿太臣忠仁公（良房公）を初とし文徳天皇崩御乃後清和天皇即位幼稚なる左を以て忠仁公摂政乃宣旨蒙らせ給ひしか太皇大皇后宮（藤原順子 仁明天皇の后 文徳天皇の御母后なり）ハ忠仁公の妹皇大后宮（藤原明子 文徳天皇の后 清和天皇の御母后也）ハ忠仁公乃女なれハ三宮に准じ食封を賜ハりしも後ハ外祖たる人多く宣下ありてめ給ハらしからハ准后とも畧してぞ云なり但入道乃後ハ准后乃宣下ありしハ東三条摂政関白大相國（兼家公）を初とし東三条殿ハ一条院乃外祖ハ左し

おなしき七年閏二月十八日主上 南朝後村上天皇 北朝崇光院乃文和元年 芳野殿より天王寺へ行幸なる入道准后 親房卿 の指揮に
より中院右衛門督顕能 親房卿三男 或い中院貞平乃子なりと云 伊勢国司の祖なり
伊賀伊勢軍兵三千余騎を率して馳参り給ふ同十九日
八幡へ行幸成て田中法印乃坊を皇居となし給ふ同廿七日
官軍京へ打入足利義詮急ぎ近江路さして落行給ふ
入道准后をよひ顕能卿まて京に至り万事乃成敗を執行ふ
たも持明院 本院 光厳院 新院 光明院 主上 崇光院 東宮 後光厳院 をも吉
野乃奥賀名生と云処へ移し奉り梶井二品尊胤法親王
をは金剛山乃麓へおしこめ奉る
後醍醐天皇芳野へ臨幸乃後光明院即位ましまして南

北朝とおきたまへしか、正平七年二月ふ至と十六年新田楠以下乃官軍晝夜をいとハ、長幼を論せハ何事ろ心を勞し力を勵まハ、せやたく鳳輦を帝都ふ還幸あし奉り宸襟を休めまいらすへき謀乃こゝろ准后親房卿父子乃忠誠ろより官軍義勇乃篤ろ依く北朝乃天しを南山ろ幽閉しまゐる事を多年の欝懐一時ふ開くと云へし

帝都舊ろ復しく僅ふ十四五日東夷西戎王化ろ服さハ、足利義詮ふ與力しけれは三月十一日義詮都へ攻寄る其勢数万騎ろ及ふ世閑と等しく官軍八幡乃御陣へ引返さ往八幡ろしあらんへき勢ふてハ五月十一日河内国まて

還幸ありて入道准后これを見て官軍残党の罪をひのくし偸
に帝徳の至らざる所をしれりとてよりて紀伊国
名草郡和歌浦の北山の草庵を営み林鶯軒と名付憶西
翁と名を改め終焉の地を定められけるなり功なりて名遂
て身退きし陶朱公の跡を慕ひ保元子の郷 故房 志を模さ
れしと云へりけれども実に北畠親房の先手となりて繋辭
の聖旨を守られしなるべし文事あるものは必ず武備ありと
云ふ言の信なるかなとして知るべし正平十二年 北朝延文二年 正月
十八日庚辰春秋六十七歳にして林鶯軒にて薨ぜられし
とぞや 林鶯軒は即紀州和歌山御小人町にて今林鶯山憶西院表 貴寺とて東本願寺御坊留守居是なり寺中に師重郷
御墓あり 天保壬寅まで二百八十二年 正平九年薨と常楽記にあるは信じがたし

贈正三位左近衛中将橘正成卿真影
廣嚴宝勝禅寺安置

贈正三位左近衛中将橘正成卿ハ左近大夫将監正玄乃長男にして永仁二年甲午歳河内國石川郡金剛山乃麓に誕生あり河内名所図會に石川郡水分村乃領内山の井と云処あり水分神社より戌亥の方二町許にあり田圃の中に大将軍祠あり今ハ云正玄乃父を間乃舊跡をみちはたに正成卿誕生乃地と云正俊と云金剛山麓七郷を領し館乃四方に楠を多く植たりしにより楠殿と称せしとなり正俊を或ハ掃部助盛仲と記せし系図あり正俊ハ敏達天皇四代孫井手左大臣橘諸兄公十三代孫ありと云或ハ十八代苗裔と云太平記にハ敏達天皇四代孫井手左大臣橘諸兄公乃後胤たりと云とも民間に下て年久しくありけり正玄乃妻ハそのころ時志貴山の毘沙門に百日詣て夢想を感して設けゝる是ハとく〱正成卿茲幼名を多門丸とぞ申せしけり今按るに河内國石川郡ゟ大和國志貴山に至る行

程凡十里餘りに及ふ、百日詣らせしこと剛烈女丈夫と云へし。元弘元年八月廿四日後醍醐天皇笠置山へ遷幸ありしおち、萬里小路中納言藤房卿を楠乃館へ下さ給ひ東夷征伐乃事と一向正成を憑思召るゝよしと仰らせしふより正成卿よりあえんし志ありて笠置乃皇居へ參らせ合戰乃機密を言上ありて河内國へ歸り赤坂ち早の城郭を築立らせ一族所從を驅催し官軍與力乃義兵を擧らせ志ゝのは九月十一日河内國か早馬を立て六波羅へ注進し今考に後醍醐天皇笠置へ入御ありしハ八月廿九日の由に笠置寺乃舊記に見ゆ又太平記に九月二日笠置合戰と有然る時ハ藤房卿の楠乃館へ行向ひ玉ひ正成卿乃笠置往復等を地圖に依て推考するに笠置より柳生南都に出て敵麻にゆくて葛城山を越て石川郡なりき道十八九里に餘れり。赤坂迄の日次ハ八月廿八日より九月二日迄八日乃際にあるへし。赤坂乃營築九月二日より十月まで僅に八日の際に成就きしと見

楠正成卿兠

志貴山本覚院蔵

四方白

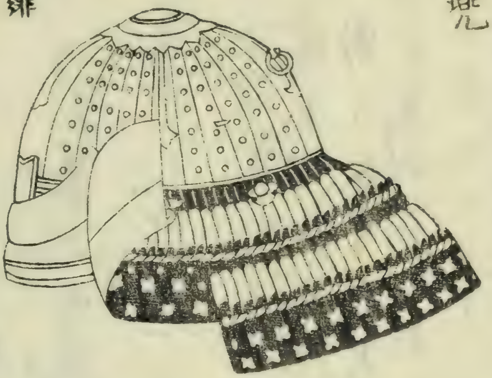

後證褚（ふちやうのを）　緋

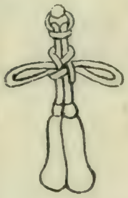

吹返（ふきかへし）

三枚𩋡（しころ）　上白　下藍皮（あいかわ）

鍬形（くわかた）損失

楠正成卿大袖　志貴山本覚院蔵

小札長二寸二分黒漆

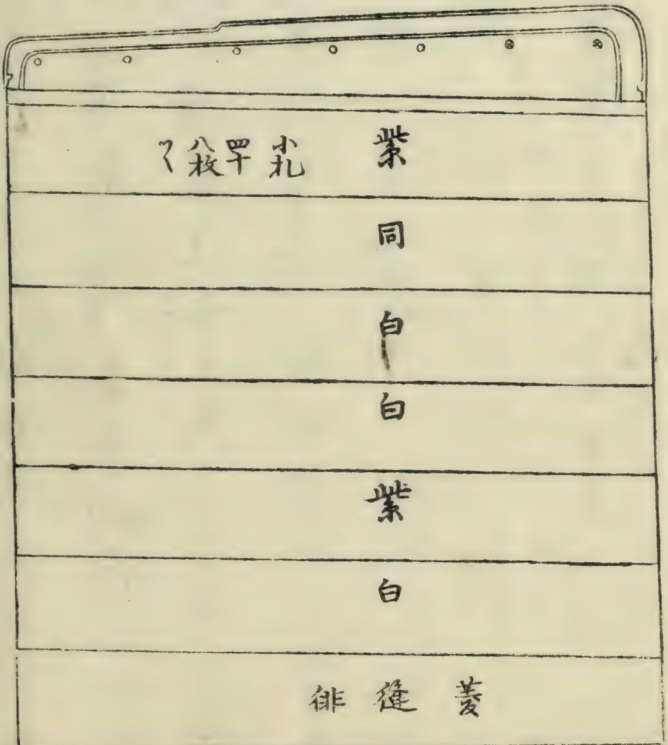

左袖ハ永禄五年食正久家ヘ贈ル

烽遠篝

軍防令ニ凡置烽皆相去四十里（今の四里廿二町四十間なり）若有山岡隔絶遂便安置者但使得相照見不必要限四十里 若須放烽者晝放烟夜放火其烟盡一刻火盡一炬といふ義解に炬ハ束薪なりとあるは薪を燒て火を出さしむるとしるべし。置烽之処相距各二十五歩とあり一処のミにあらざると知べし烽長ハ烽を守る長なり 烽子ハ烽をつかさどる下部なり。火炬ハ乾葦作心葦上用乾草節縛處〻周回挿肥松明とあり。後世の遠篝もこの類なりと推て知べし

河内国葛城山中 元弘年間 楠正成卿遠かゞりを燒し跡を今ハ鍋釜石といふ

其位置かくのごとし

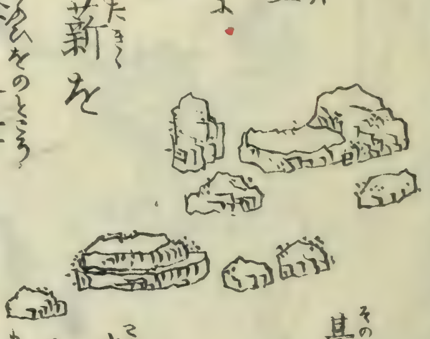

此石の立処ハ正成卿より前なる上古の烽の跡ならん

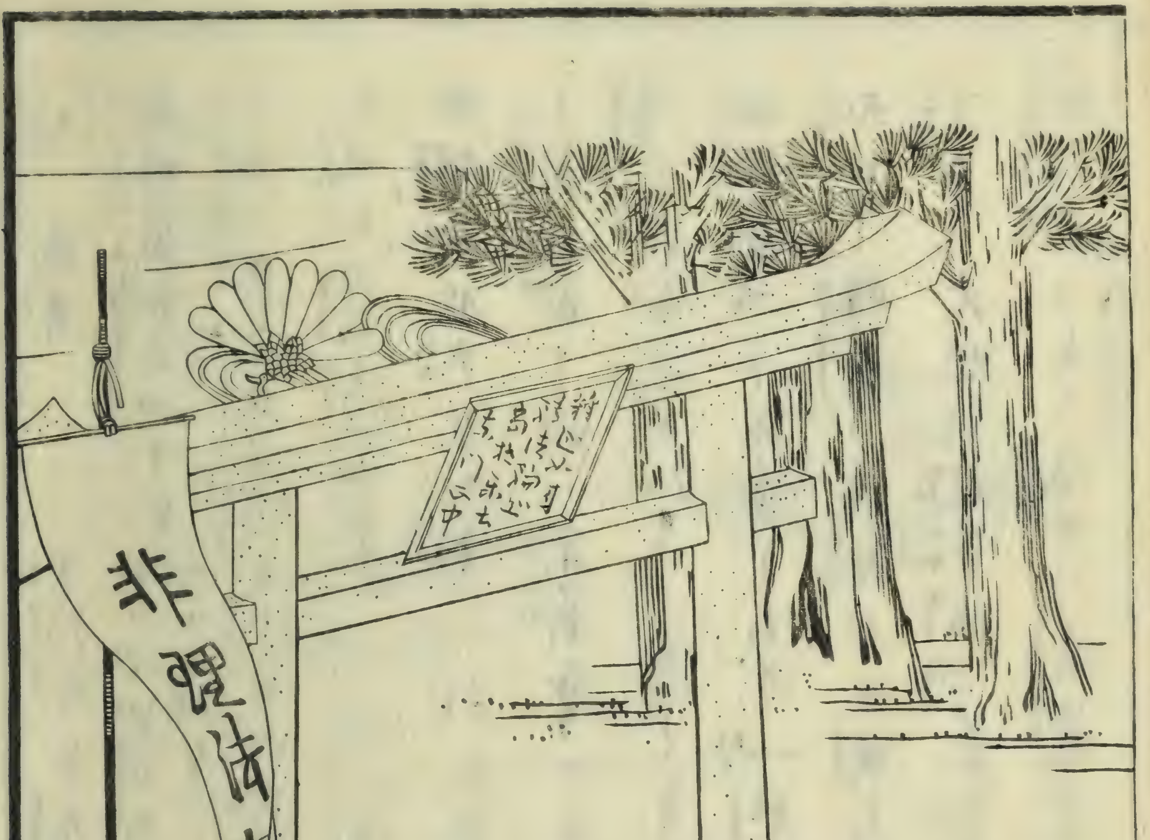
非理法権天

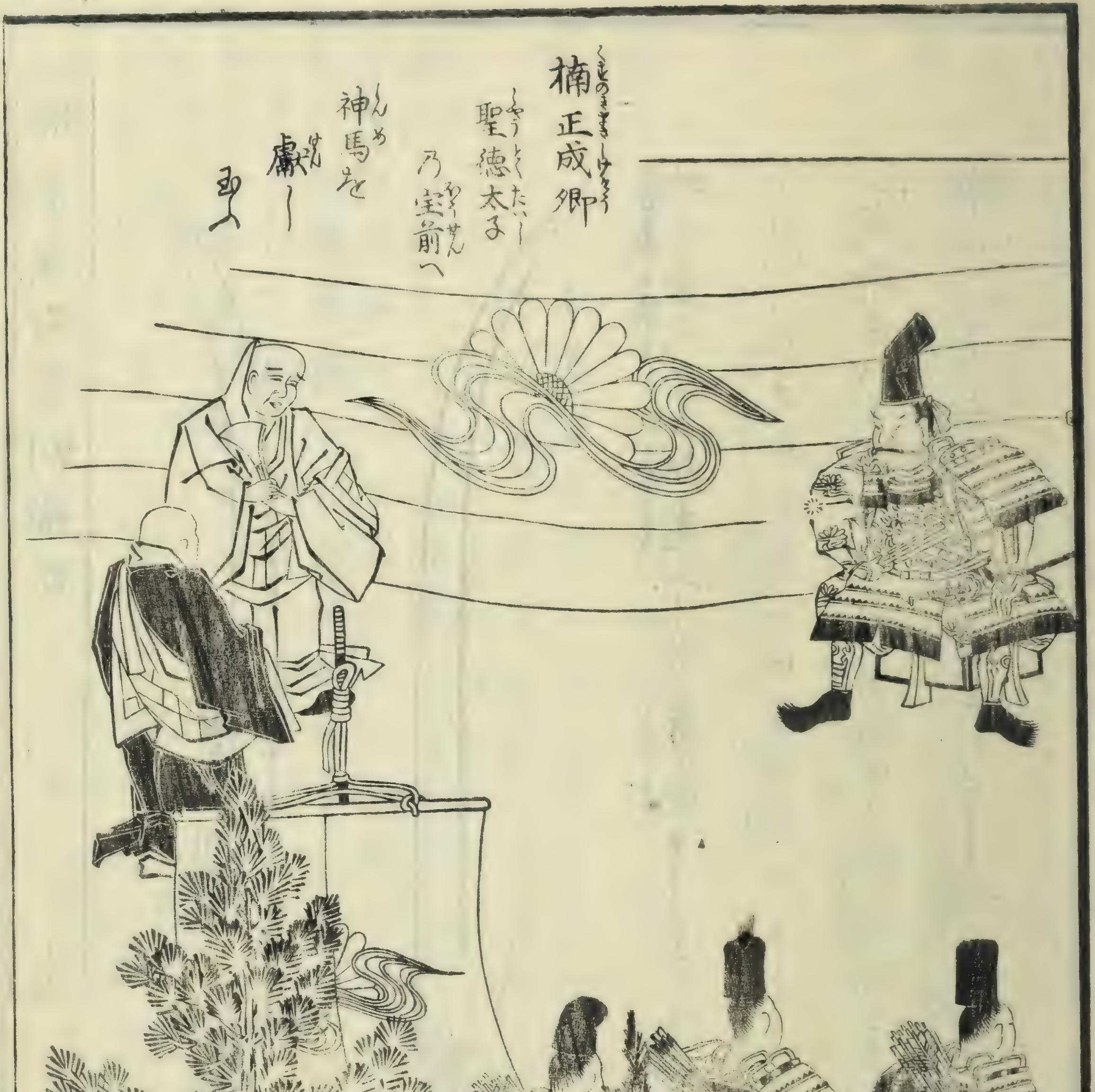
楠正成卿聖徳太子乃宝前へ神馬を献し玉ふ

楠正成卿兜割鐵刀

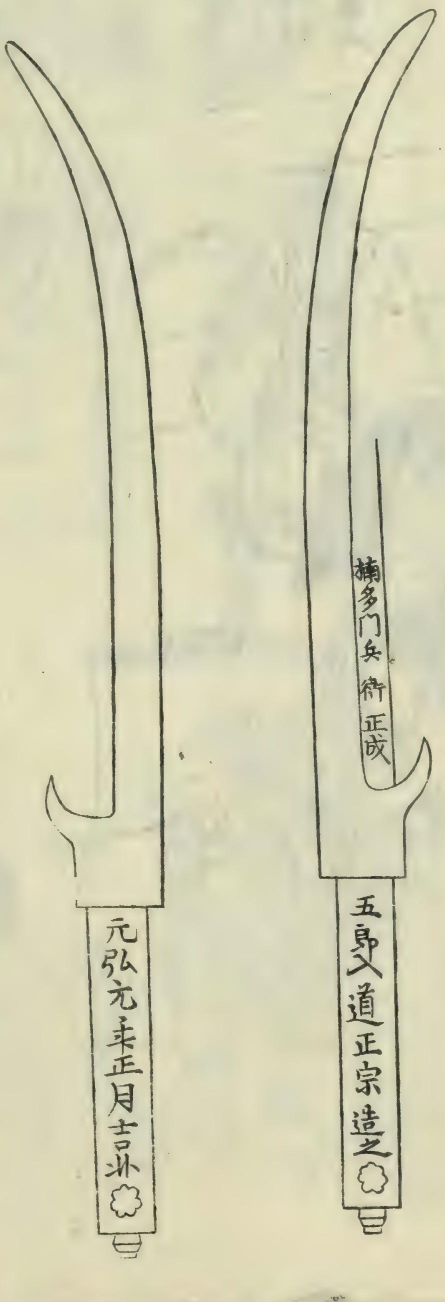

此刀世人よく知處にして摹造せしものまた多くめつらしからねといへとも元弘元年に正宗鎌倉を去て上方に遊ひし年に正成卿もいまた河内國赤坂に龍潜のころなりしかは此事いつれなりしとも定めかたし姑く存して後の訂正をまつ

る其神速なること人に
なる非るかごとし、六波羅にては在京乃武士大くうく笠
置へ馳向ひ折節小勢なりけるより関東の兵勢を請ひゝな
り足利治部大輔高氏大佛陸奥守貞直を始め廿万七千
六百余騎九月廿日鎌倉を立て同しく晦日先陣既に美
濃尾張両國に至れは後陣は猶いまた高師二村乃陣す
さへたり今考ふに九月上旬に笠置赤坂乃注進鎌倉へ聞
え下旬に大軍鎌倉を発し兵馬の設いかなれ
ばかく速かに整へるにや心をとめて是を思ふにまさしく
高師二村と云は遠江國二川白須賀の間にある高師山
と参河國岡崎の二村山とを云両山乃間今道十二里余
あり。美濃尾張とは墨俣熱田辺を云なるへし此間今道
八里半行程なる時は先陣後陣の間今道三十里に及ふ
廿万七千六百余騎を三十里に押行ふは一里に九千二
百騎に余る一町に二百五十五騎ずつなる間に四騎並ひ
とある是けぐし皇朝行軍の古法を偏へ入に跬歩と云
へきかとなれとも笠置の城既に落ぬと聞えし
も、

九月廿
八日成

刻笠置城放火によりて関東の大勢京都へは入ければ直
廿九日没落
ち赤坂乃城へ馳向ひて合戦し十月下旬雨烈しきに乗じ
正成郷偽りて自害をし躰よくのがれ赤坂城を焼 正成郷廿八歳
正行八歳の時なり 赤坂もろくに落城し正成自害せし由注進有し
かば六波羅にても是を實と思ひ湯浅孫六入道定佛
を地頭に居置たり其跡は今は河内國より抑へは是と成
あらじと心安く思ひける處に元弘二年四月三日正成郷五
百餘騎を率し俄に湯浅が城へ押寄て息をもつかせず攻
戦ふに折節城中より兵粮用意として(トナシ)取りし俵ハ湯浅が所領
紀伊國阿瀬川 紀伊國有田郡阿瀬川村に湯浅定佛のよ 城跡あり最湯浅氏ハ有田郡乃人なり
より兵粮を夜中に入んとするを楠が乃ひに聞出し路

次ふて是を奪ひ五六十俵乃物乃具を入兵二三百人兵粮を
運ふ夫乃出立ふて城中へ入らんとするを楠乃兵共これを止
めんと同志軍を仕りける湯浅城よりこれを見て家子郎兵
粮を運ふ夫とおもひたるへ敵乃兵を城中へ引入けれハ楠
乃兵おもひ乃まゝに城中ニ入と齊し俵乃中より物乃具を出
志剣時乃声をあげたりける城乃外ニハ楠同音ニ時を作り揉
ニ揉て攻入けれハ定佛かなハて降人ニ出楠氏勢を合せて
七百余騎和泉河内を切靡け大勢ニなりけれは五月十七
日住吉天王寺ニ陣をとる此由六波羅ニ聞えしかハ隅田次
郎左衛門通治高橋又四郎宗康を軍の奉行として五千余
騎を天王寺へさし向らる同廿日京都を立て尼か崎神崎

柱松乃急なる陣を見遠りつゝ焼て明るを遅しと待あかし
楠氏使を関應て馬を縄手縄ちかき継鐙の鍪太刀をさした
る武者三百騎許渡邉乃橋より南ふひかへし勢大かりし二三
ヶ所ふ焼すて桐向への明ける廿一日朝霧乃たえ間より見渡し
隅田高橋人々をもきらず橋より下を一文字ふ打渡して手組ふ
きんと拵たりけるを楠が勢これを見て一矢射違ふるまでもなく
て一戦もせずして天王寺の方へ引退く隅田高橋勝にのりて人馬
乃息をもつかせず天王寺乃北乃在家を追まくりける楠よき
かくふ六波羅勢をけちらして勝負まく軍兵二千餘騎を三
手ふりわけて一手ハ天王寺乃東より敵を弓手ふなして駈出
一手ハ西乃門乃石の鳥居より魚鱗ふかゝりて駈出一手ハ住

吉乃松の蔭より鶴翼にひらきて隅田高橋を中にとりまく
此邊ハ馬乃足立よしとて廣く敵をおびき出しかけ合を
かけ合を勝負を決せよと下知しけれバ又余勢渡邊乃
橋をわたして引返しけ楠これを追駆て渡邊乃川岸にて戦ひ
けるが隅田高橋打負てはう〳〵京へ引返すと其翌日何者か
志るしけん六条河原に高札を立て
渡邊乃水いかばかりはやければ高橋落て隅田流るとは
と云落首を書たりけれバ隅田高橋面目なくやおもひけん
虚病して暫く出仕をとゞめけり六波羅乃越後守仲時ハ
宇都宮治部大輔公綱に楠退治を議せられけれバ公綱議
にも及ばず七月十九日午刻に都を立て天王寺へぞ向ひける

湯

楠天王寺へ打て出しハ五月十七日なり。隅田高橋の軍ハ廿一日なり。是より七月十九日に至りて又十七日なり。此際に楠氏邊を追。楠なきを聞て大敵をあなどりハ是を欺補さし事宜なるに。き小敵をあなどくはおそれしと云者ともありしとく廿日の早旦に楠和田湯淺河内國へ引返すと又綱天王寺に押寄し時を作るといへとも敵なけれハ出合ひなくて四五日をして越にて大和河内紀伊国の山に峯して夜なく遠かりを焼けるを見て又綱此小勢にて大敵に圍まれなハかなハじと思ていさや京都へ引返さんとて廿七日の夜半より右綱京へのきけれハそれ暁に楠入替りて入替る誠に宇都宮と楠と相戦て兩虎二龍の勢にていつれも共に死を同しくすべきに一度ハ楠引退きて謀を千里の外に旋らし。一度ハ宇

都宮引返し名を戦なれなり全く此良將乃智謀符を合
せしなるが如しと感ぜぬ人はなかりける
宇都宮治部大輔公綱ハ粟田関白道兼公乃曽孫ニて宇都宮
座主宗圓 讃岐守兼房乃九代乃孫なり抑宗圓權門勢
家乃曽孫として東山邊鄙へ下向ありしハいかなる故と尋
ぬるに下野國宇都宮ハ延喜式にいふ所二荒山神社
称するより慈覺大師乃本居神と云を以て天台乃別院
と置く神宮寺と此神領乃田畠數百町ありけるなれバ
て別當撿校上座等乃綱務ハ法主も冨饒なりければ
宗圓を以て座主ニ補せられしなり 座主と云ハ比叡山第三世慈覺大
師を仁壽四年延暦寺座主ニ補せられしを初として其
より今に至て天台座主御相續ありとも實ハ座主と云ハ

寺務を執行ふ由にて寺領乃營計堂塔乃修造以下俗務を執行ふ役なりされハ金剛峯寺座主叡山座主なと餘多あり
宗圓乃子宗綱はじめ叔父相模守兼仲乃子となりて其家を嗣て子息宗房を生しむさて宗房を以て兼仲乃子とし宗綱ハ大外記中原廣致乃壻となりけるかまた實父宗圓の許にゆき宇都宮乃座主職相傳ありてその子朝綱鎌倉右幕下頼朝卿に從ひ勲功ありしかバ小山結城と同列たり朝綱の子成綱成綱乃子頼綱頼綱乃子泰綱泰綱乃子景綱景綱の子貞綱きとふちら公綱乃父なり一族にハ上条中山塩屋山鹿鹿生を始とし郎等にハ紀清両黨乃勇士あり故に北条家にても賞翫他に異なりしん
正成卿内乃慈愛を厚くし外に威猛を逞くきといへと小

民屋の煩をなさん。士卒に禮を盡されし厚く、それより勢日々に馳加りて今は楠河泉の間に楯つく人も多かりけり。八月二日住吉に参詣有りて神馬三疋を引き、四日天王寺に参詣して鞍馬一疋、綾威の鎧一領、白覆輪の太刀を奉りて大般若經を轉讀せしめ、太子の未来記を拜見して天下の反復をしらるゝ人、至上後醍醐天皇隠岐より還幸明年の春の頃になるへしと諸軍に教訓し、千早赤坂両城の經營をぞ急ぎけるが、

千早城は河内國石川郡千早村の上なる金剛山の半腹にあり。山勢巍然として四面の溪深き事、東は百丈、西は七十丈、南は八十丈、北は三十丈、東南の間に一徑ありて

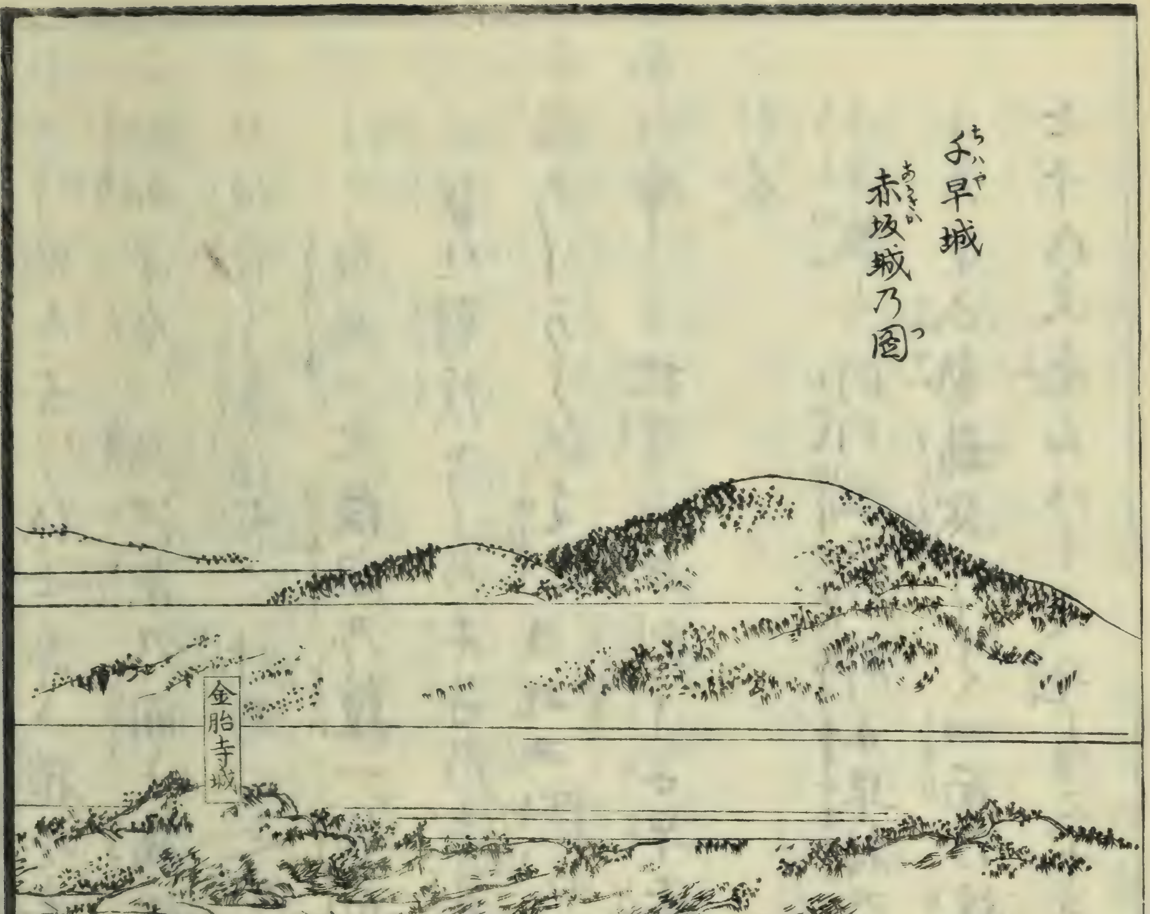
千早城
赤坂城乃図
金胎寺城
下赤坂
森屋村

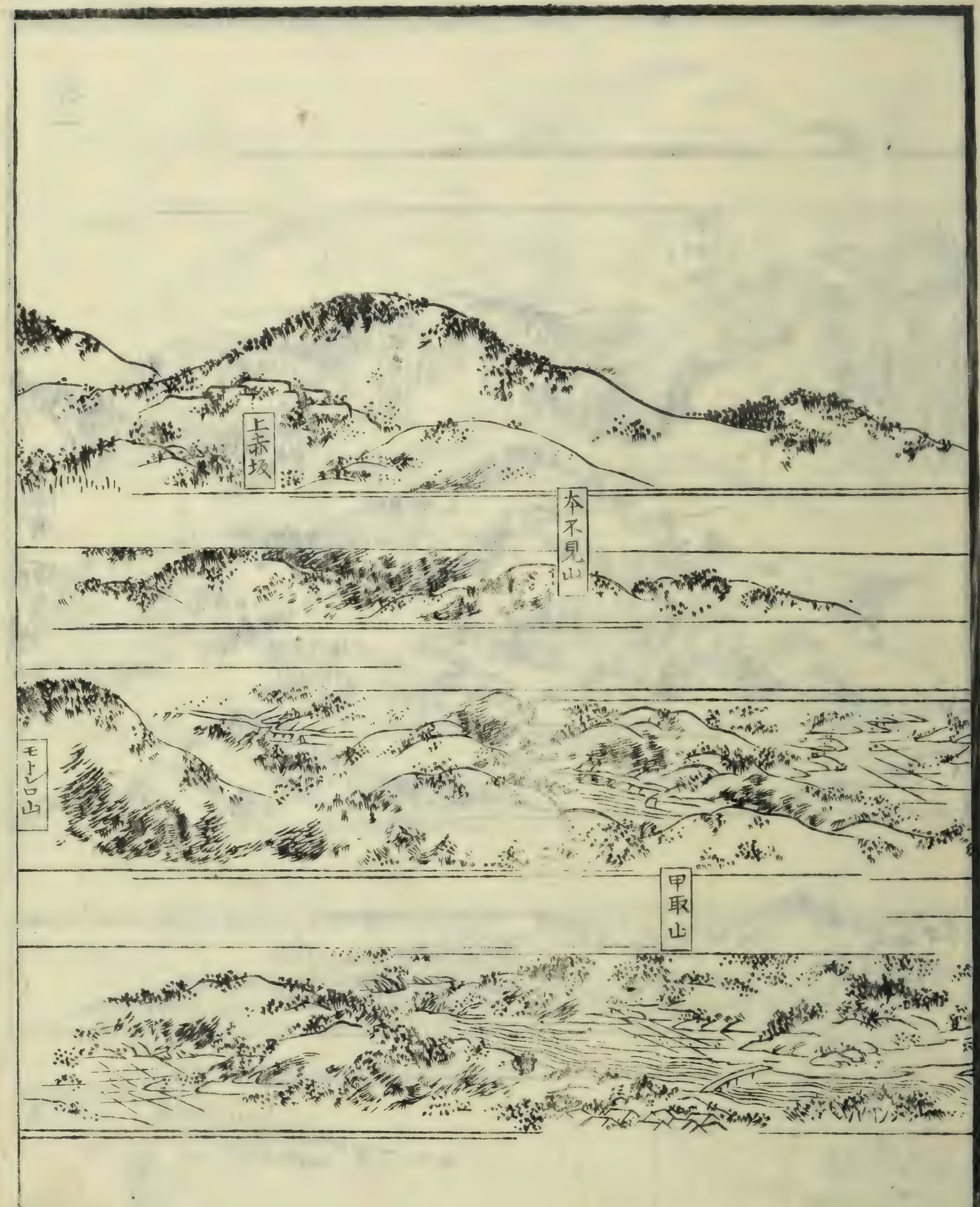
上赤坂
本不見山
モトレロ山
甲取山

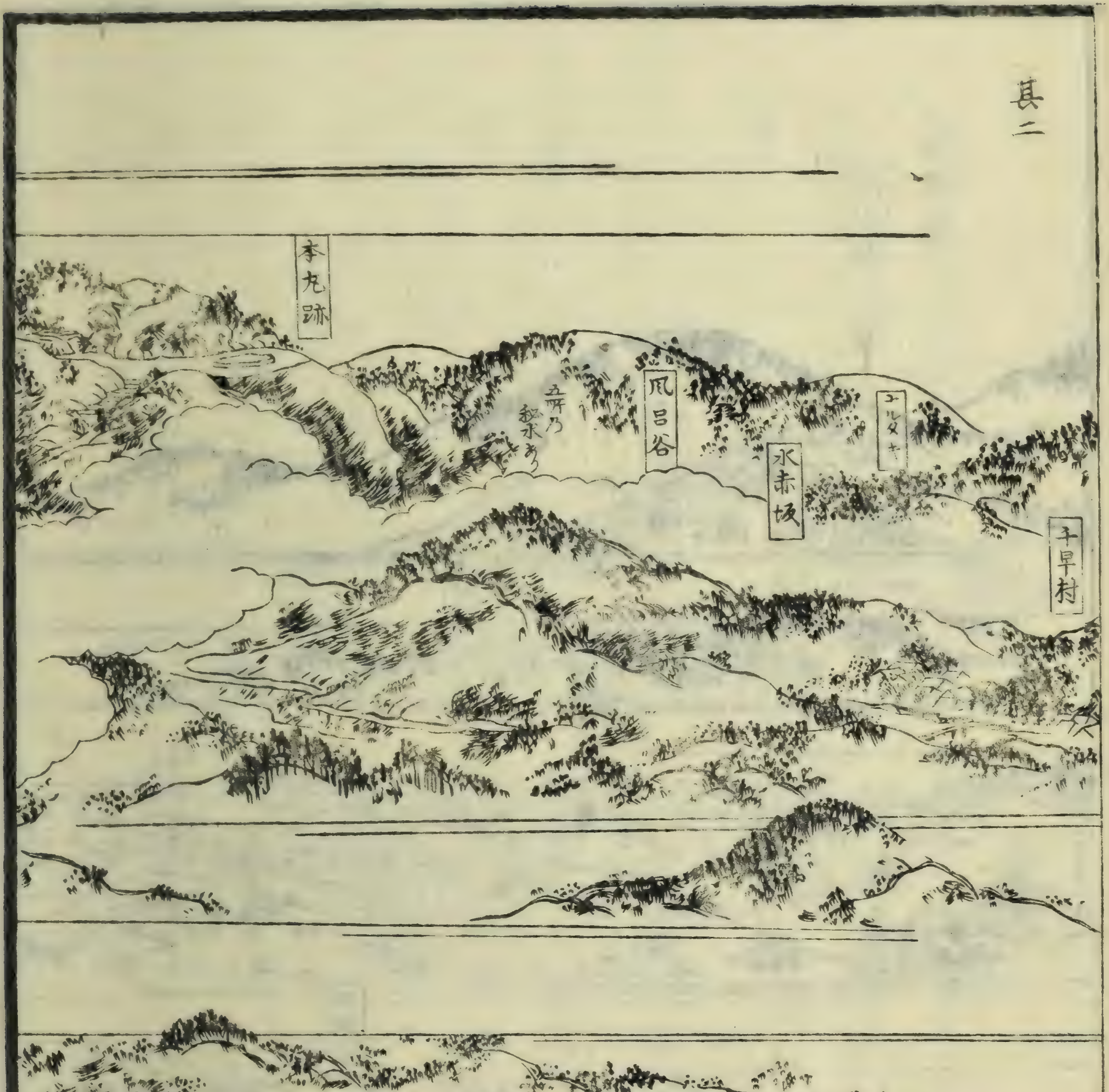
甚二
本丸跡
五所乃秘水あり
風呂谷
水赤坂
千早村

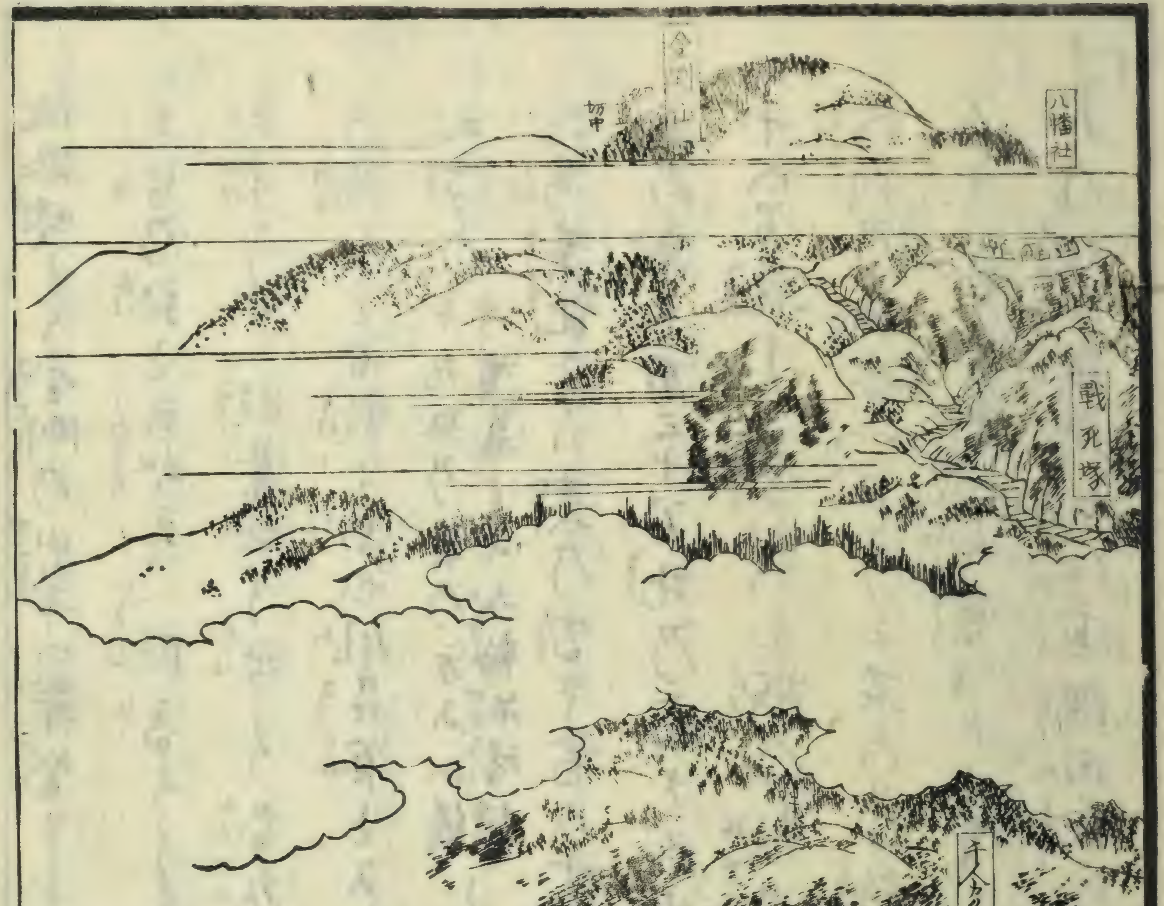

八幡社
戰死塚
千人カクレ
正成誕生ヤシキ

坂路嶮しく金剛乃山峯へ攀登る事廿八町中途に國見山あり
天守乃跡と云処より一段高くしく古松三株ありいつれも
大木にして枝葉地に垂りて本丸二丸の跡礎石多し櫓
乃跡なとも數々見ゆ風呂谷と云あり水船を作りし処と
云伝へ本丸跡乃巽乃方に正儀と河内名所圖會に見ゆ國
乃墳墓にと云 五輪石塔有
花萬葉記にハ東乃高さ百又十六間西乃高さ百廿又間
南乃高さ百三十間北乃高さ又十四間あり城乃長さ百六
十又間乾より辰巳へ之城乃根廻り九百四千間ありとなや
又所乃秘水一日より三石六斗許出る下の赤坂へ子早分
六十一所金剛山本堂へ十八所と云
十月乃初正成郷紀伊国隅田庄へ發向し玉ひ度々合戦

に及べ紀伊国伊都郡隅田庄葛原氏所蔵文書に見ゆ元弘三年正月晦日千早の城へ大仏右馬助高直大仏修理大夫維貞の子陸奥守貞直の従弟也廿万騎にて向ひ二月三日の合戦に寄手打負たりしかとも同廿日阿曽弾正少弼治時赤坂の城を金沢右馬助に譲りて千早の寄手に加はり同廿二日赤坂の城落たりしかは金沢も千早に加はり二階堂出羽入道道蘊は吉野城を落して是も千早に馳加はり都合八十万騎にて入替りて攻たりしに正成郷防戦の術寄手の機に応し地利人和共に相応せしかは寄手討死日々に多く千人に及ひ手負共を実検せし執筆十二人夜昼三日か間筆をおかれしほとは名越越前守水の手にて番して幕旗を奪はれある時藁人形に鎧きせて寄手を欺き

なときゝしより寄手ハ向城を名て倍遠巻にいたしまつらんに
然るに三月晦日関東より對陣の日を送るを然るべからずと
下知ありけれバ諸勢ハ諸大将評定して堀にふかく櫓を作
り城の切岸のうへに折屏しを掛續松のくめに焼落されし徒
北條方又いよ〳〵人たく一時に滅ひんとかは八大地獄の有様を眼の
を云
爰にあらあら聲聞けるに然るに大塔宮ハ大和河内紀伊
國の御旗を靡かし赤松入道圓心は播磨國の旗を上
主上は隠岐國を御出ありて舟上に臨幸ありぬる由聞え
去るは寄手ハ日々に色を失ひ城中次第に勢ひを得て寄手
追々に落失せしかハ八十万騎と聞えし軍勢今ハ僅に十万
余騎に成りけり去程に赤松の軍兵ハ日々に強く大塔宮の

令旨ニ從ひ六波羅へ押寄るよと聞えしかは大佛時直の
大將ハとく六波羅へ引返さと五月廿三日主上船上より還幸
同廿七日播磨國書寫山へ臨幸あり六月二日正成卿七千餘騎
にて兵庫へ御迎ひ參られ今の兵庫門口町福嚴寺を以て御座所とし先陣ニ
供奉して京師へ還幸なし去る六日ハ東寺へ入御七日
大内ニ入らせ給ひけ猶も去年配流乃卿相雲客は官位
元乃如くたるへしと勅定ありて、ここに喜乃眉を開き先帝
光嚴院拜趨乃公卿ハ官を止め禄を奪れて筆門圭竇に
眉を嚬む七月九日ニ付ち早寄手十五人乃大將等を東
山ニて誅せられかくて元弘ハ四年ニなりぬ三月北條
乃一族乃惡法僧正と云者ありて前代の餘類を催して飯

盛なりたく叛臣近衛を追捕をと聞えしうは、河内國讃良郡北條
村乃東乃飯盛山ありと云麓へ正成卿馳向て忽ちこれ
紀伊國伊都郡飯盛山ありと云
を討平らく、かくく正成卿笠置より以來乃勳功莫大なりつ
とく検非違使乃補し左衛門尉ヶ任し攝津河内和泉之
國乃守護職となされたり
検非違使廳を淳和天皇天長年中ふ始めておれ置
それ職衛府乃追捕と彈正乃糺斷と刑部乃判断を京
職乃訴訟をも兼て使廳ふて兼行ひ故ふ國家の樞機
とくく歴代おゆく重職とし職原抄ふあるたり使廳乃
別當一人參議以上衛門兵衛督を兼たる人これふ補し大理
と佐二人左右衛門權佐ふあるく使宣旨を蒙る尉二人云
云又判

官と云 左右衛門尉のかゝる人まゝ是に任を使廳にて衛府にくしは尉乃ことを判官と云故に撿判官と称せり守護職ハ國中の盗賊謀叛の輩を追捕乃職にして今乃國守乃如く全く知行するにあらず但段別五升乃米を収納をもて定なれは摂津國田一萬六千五百廿七丁河内國田萬九百七十七町和泉國田四千百廿六町合せて三萬千六百四十町此兵粮米一萬五千八百廿石なり此頃乃升今の九合六勺九撮七抄にあたる時ハ今升に直して一萬又千三百四十石六斗又升四合と四斗俵三萬八千三百又十一俵弐斗五升四合を収むべし建武二年足利尊氏関東にて謀叛せし時新田左中将ハ

討手乃使として東国より下向し正成卿ハ内裏守護のため
京に留められけるが同三年正月新田左中将合戦に打負
上洛されし跡を追て尊氏大軍にて攻上ると聞えけれバ
同月十日主上後醍醐天皇山門に臨幸ある正成卿五千餘騎
にて宇治へ向はれけるに此由を聞て直に坂本へ参上まと
廿七日京を攻らるべきに定められし時に正成卿ハ三千
餘騎にて西坂をまもりて出雲路糺乃河原に放火し一枚楯乃輕
かるとして駈引自在なるをもつて上杉畠山が五万余騎を
揉立られ此日乃合戦官軍忽に打勝尊氏丹波路をさして
落ゆきぬ正成卿と義貞朝臣と評定して此夜ハ官軍山
門へ引返しけれバ尊氏また京へ引返し明れは廿八日

乃早旦に正成卿謀て律僧を二三十人作り立て戦場の
死骸を求めさせて義貞顕家正成等の大将七人と討まと
さりと泣く行路人もうらやミけれは尊氏も是を聞く
實とし何く分頭を獄門に懸ら又この夜正成卿下部共
に焼松燈させ勢く二三千小原鞍馬乃方へ下しけるを尊
氏山門乃勢の落行そとおもひて軍勢を四方へ引けて
京中にハ無勢なりけれバ皆退しく居て洛へ廿九
日乃卯刻に正成卿以下乃諸大将一同に押寄時乃鬨を
挙しかは尊氏大に驚てあハてふためき丹波路をさして
引退きけれは官軍北るを追て二月六日摂津國豊島郡
豊島河原にて合戦きしに尊氏打負九州さして落行ける

主上京都へ還幸ありけれども内裏ハ正月十日に回禄ありしかバ花山院へ遷入御なし給ひぬ 花山院と云ハ高倉乃西近衛乃南一町を云所乃今乃京ふくは出水乃南高倉乃西ふ有る 去程ふ尊氏九州をなびかし四月廿六日太宰府を打立て陸路をハ直義を大将にて廿万騎尊氏ハ兵船七千五百餘艘にて海路を攻上るよし聞えしかば新田左中将を大将として是を討平らぐべき旨宣旨を帯して西国へ下向ありけるが正成卿にも同しく馳向ひ義貞ヲ力を合はすべしと御下されけるは正成卿畏て奏しけるハ尊氏筑紫乃軍勢を率して上洛あるハ荒手乃軍兵定めて雲霞の如くそれへ官軍機疲れてハ對揚乃合戦定めて難儀ふ及ぶべし正成ヵ存ずる旨

不就きられ新田左中将を召返され前乃ごとく山門へ臨幸な
里けハし正成ハ河内へ引下り河尻をさし塞ぎ兵糧を止め乞
け程なくは筑紫九州乃勢とハ次第に落下りけハへしその時
新田左中将山門より正成河内より大手搦手二手に分れて戦を
致しけなく尊氏直義を誅戮せられし仲時六波羅の北条越後守 時益 南
左近将監を亡されし時乃ごとくけらんと理を尽して諫めけしか
とハ坊門清忠卿強く正成下向をとゞめ使を執しゆきしにより
正成卿此上ハとて五月十六日都を立て五百餘騎にて兵
庫へそ下ら猶ける正成卿是を最後と思定めらまししかれ
嫡子正行今年十一歳になく供したりしを櫻井乃宿より河
内へ返し遣りしなり 事ハ正行の傳に詳なり 正成卿義貞朝臣に對

面々軍評定ありて五月廿五日正成卿ハ湊川乃西の宿より七
百餘騎にて扣へて陸路乃敵に相向ふ直義乃兵共策惑ふ
乃旗をとらんとし紀敵なりと思ひそれハ取籠て是を討んとし
けれと共正成卿と舎弟正季と東西南北へ追なびけ七度合て
七度まで直義ヶ五十万騎楠乃七百余騎ハ駈なやまされ須
磨乃上野へ引退て直義ヶ兵ハ薬師寺十郎次郎踏止て戦ひ
ける間に漸落延にしと聞て高氏吉良上杉高石堂乃人々六
千余騎にて下知して楠の勢乃跡を切んと馳向ふ正成卿是
を見て又取て返し三時ヶ間に十六度迄戦ひて味方を見れ
ハ七十三騎に成ぬ此勢にても打破て落ハ落得うけ
れとも正成卿京を出しよりおもひ定めし旨有けれハ今ハ

さらばとていざや腹を切んとて湊川乃北乃暑く在家乃一村有ける中へ走入て一族十三人手乃者六十余人六間乃客殿乃二行ニ並居て正成卿正季ニ向て抑最後の一念ニ依て善悪乃性を引といへり九界（佛聲聞縁覺天人地獄餓鬼畜生修羅なり）乃間ニ何れの御念乃願なると問けれハ正季七生まで只同じ人間ニ生れて朝敵を亡さんやとこそ存候へと申けれハ正成卿もい、さらば同じく生を替て此本懐を達すべしと兄弟共ニ差違ておなじ枕乃臥ニ春秋に十二歳（天保壬寅を五百七年）を主上この由聞しめし深く悼ませ給ひ乃あまり正三位左近衛中将を贈らせられて挽せめくの御志を給や

攝津國矢田部郡湊川坂本村ニ醫王山廣嚴寶勝禪寺

あり開山ハ佛日焔恵禅師明極和尚正成卿遺骸を葬て菩提乃ためり當寺を開基きと云傳ふ　明極和尚建武三年九月廿七日化

當寺ふ正成卿書翰あり年月文章疑へし故ゟ録さん

正成卿墓ハ坂本村田乃中ふあり舊ハ一堆乃冢のミふして松梅乃二木を栽たり元禄五年水戸中納言光圀卿石碑を建立きんと須ひ佐々助三郎ふ其事を奉行と志後領主青山氏方ニ間乃雨覆を瓦葺ふ造立きらる村老傳云一夜多く乃武士石碑を運送しきたりてこゝふ建置て去夜あけて楠公乃碑たるとしるといへとも何人乃立しと云ことをしらさりしを後ふ水戸公乃命きらせしといふことを知りぬるとなり　國花万葉記及ひ摂津名所圖會等ふくハし

楠正成卿湊川の戦場を逃れ東国へかくれて姓名を
櫻井九兵衛と更めまし由兵家茶話に見えたりたゞしさ
證ありやなしや此頃棒術を理齋随筆に正成卿の弟
越前平泉寺の恵秀律師の許へしけるに正成卿紺地の錦
の直垂に黒糸威の鎧同毛の甲緋縅打たる枝菊の前立
物金作りの太刀を帯采旆を肱にかけ乍側に立てり恵秀
律師いぶかしく来れるを問へは補陀落の浄土より来れ
りとて消失ぬあやしきに見え山方へ人を遣りし尋ぬれは
延元元年五月廿五日未刻討死の由し平泉寺へ来れると
時刻をはかりしにたがはさりしと或寫本に見えたれとあまた
と伝ふることし采旆ハ正成卿の頃ハいまだ無きもの形り

かつ最期の言葉に幾度も人間に生れて朝敵を亡さばやと云れたれば補陀落の浄土より平泉寺あさうだ迷は
あるこれなへき掟にあらしさらは恵秀律師乃許へ見えさる
と云は例乃浮屠氏乃勧誘の旋ふして正成郷を迷ひを快と
さらるゆゑしさえ又枝菊の前立物といふもいくあらん菊
水なくあるへきものたし正成郷の家立また獨鈷なく有
忘そりしまさハ正成郷元乃僧明極楚俊乃帰依せられし法
い又説あり明極は元徳二年太宰府に来り元弘元年京
に至り後醍醐天皇を拝し直に鎌倉に下向し建長寺
に住し後南禅寺に住し参庵廣嚴寺を開きしたりしる延
元元年九月廿七日に遷化なり　明極の傳了委し

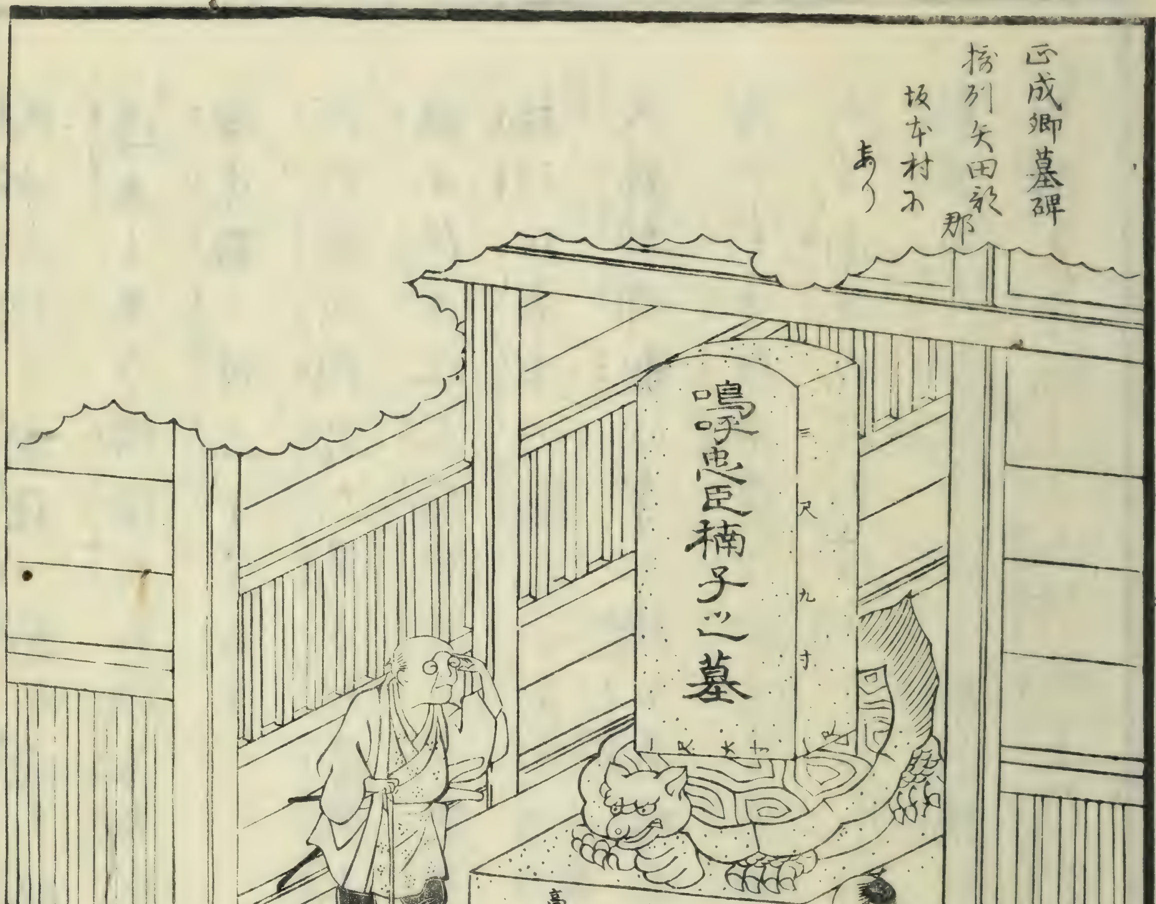
正成卿墓碑
摂州矢田部郡
坂本村にあり
嗚呼忠臣楠子之墓
高二尺五寸
高五尺

塔中石棺に圓鏡一面を藏む銘文ハ楠正成靈源光圀
造立とあり碑陰文ハ明朱舜水撰を十行跋文二行都
合字數三百三十字あり
河内國河内郡六萬寺村岩瀧山往生院ハ楠公塔なり
銘ニ從五位上橘朝臣正成靈光寺大圓義龍大居士於
攝列兵庫湊川戰死とあり 河内名所圖會
又錦部郡觀心寺ニ楠公首塚あり尊氏より贈る首級
を正行中院瀧覺ニ命して葬埋さし處と云東西八尺
又寸南北九尺又寸高さ三尺乃石柵あり 同上
賴襄日本外史ハ云余數攝播の間を往來せし時ハ櫻
井驛を尋ねしニ山崎通ひ乃小村ニして今ハ昔驛路の

跡もなし足利織田豊臣の世々を經て道里驛程乃改まり
しるしるし此處に至て後に去ふ忍ひを見てさてハ金剛
山雲から從ふ手え楠公乃義兵を揚られしかしめ笠置の行在所
に來上ありて合戰の勝負ハ時乃運によるてふ以へハ強
ちよ叡慮を煩ハしたり及バ匣りて手たく正成いよゝ生きて
有と聞召れなく聖運終に開けのるへしと思食されけれへと
申さしとかや夫一兵衛尉を以て天下乃重きを自の任
とおしけるか言豈この時りもや身命を國乃為に易し
と云遁ころ形乃實も正成卿乃日本國を引受て戰を致
さましい赤手にて江河を障るが如しと思ひて果して
天日を既に墜して回して以て楠公乃金剛山より日本國並

軍兵を聚めて京ハ鎌倉ハあらく勇士なかりしかハ
新田足利ハ容易く京鎌倉を攻落しけるらしさらは還
幸乃日爵を賞ひ職を任せハ楠公を以て首となさしめ
匹こさり給ふ結城名和と肩を並ふ事ありさみ至てハ主上
乃御誤と云へしされハ中興乃帝徳あらくして終に
あつまりて足利尊氏乃叛きけるに当て新田氏を上将軍
として楠公ハたゝ其下風乃立たらしむ一とハ其家筋乃新
田氏に及ハぬ故なるへし然とも京鎌倉を亡しく
天下を一統せしハ楠公乃策によられハ新田氏より
代々公を用ひらるゝ時は必大に勝ことあるへきを討死と
思ひ定めて遺言す我死も天下悉く尊氏に帰すへしと

宣ひかゝる子孫を戒しめて天子を守護きしめ玉ひしとは
古乃大臣と雖も何ぞ及ぶべき子孫庭訓をきゝ三朝五十
餘年の久しき際彈丸黒子乃地ゟ正統天子を仰ぎたてまつり
楠氏ぐく足利氏をしめく其志を天下ふあらハしけるハ主上大
ふ楠氏を用ひ給ふ子孫とも楠氏自天子乃御護とあらしを
多と云へし云てといふ每乃今按乃此論賛盡せる似てる
ゟ集く京兆鎌倉空虛なりと云ハ恐くハ非なり日本國乃勇士金剛
後守仲時ゝ為ゟ死を共りを表ぬ此百二十餘人謀ぬ京ゟ鎌倉ゟ
ふ相模入道の為ふ死を潔くすぬ志八百余人ありて金
剛山乃寄手ゟ擒せらぬくとき一人乃其家ゟ自刎
をるふし然る時凡殺しと云共何ぞ遁ゟたちん又緒城
各和楠と肩を並へしむと云ハ太かる誤なり主上の
日ゟ從ひぬり先く擒河泉の守護を領ハ時ハ主上の愛遇も
他ゟ異なりとも云へし之ポ一草ハ京童の云葉なり何ぞ云ゟ
たらん新田足利の確執ハ楠氏乃與る所ゟあらんに
いかぐそる氏討れて正成卿上將軍となられへきや

正成御賛に正成鑾輿を迎奉る初め推奨を蒙るなれ
則諸将に異なり而廟謨よりして元凶踵を接し乙驕陸
決入老成持重の計を用ひて自萬里乃長城を壊る以
て強敵の勢をなし中興の業此より去矣嘆す贈へらん
や正成正季生を代く敵を滅んと云し云葉の唐の張
巡厲鬼となりて賊を亡さんと云ると何相似たるや
と記されしハ穩當乃正論と云へきなり、

先進繍像玉石雜誌巻第一終

先進繡像玉石雑誌巻之二目録

萬里小路中納言藤房卿真像 并傳
延文第三年遁倫隠士歌　嘉元三年十歳の時乃詩　夕郎貫首
小田氏畧系　関東八将　不二房旧跡　鷹巣山乃菴室
妙心寺二世授翁宗弼　侃山子　蜑乃瀧さしと云名香
下野長光寺古鏡古銭
吉田内大臣定房公真影 并傳
吉部秘訓抄　吉續記　後嵯峨院乃後皇統両流ニ分れし事
持明院殿　大覚寺殿　後醍醐天皇乃皇太子乃御事
長講堂領　吉田亭行幸乃圖　節分乃御方違
定房公子息 并 姫君

菊池次郎武時入道寂阿真像并傳

御封戸　領家　下司職　少貳氏　大友氏

鎮西探題　櫛田宮乃蟒　母衣

大坪左京亮有成入道道禅真容并賛及傳

雙合文　鋳銭坊并鋳銭沢ハ道禅坊及道禅沢と云ヿ

鞍鐙規矩相承乃ちしめ　大坪式部大輔慶秀

大坪彦三郎吉利　道禅乃鞍

頓阿法師寿像并傳

梶井乃芝　執當職　小野宮大納言能實卿

梶井別當忠頼　大納言為世卿高野山花折院ヿ

住玉ひしヿ　同御薨御乃ヿ　愚問賢注

新拾遺集撰進乃こと　四天王撰題六首欲詠しこと

靈山正法寺　雙林寺乃墓　蔡花園

頓阿法師子息　紫屋寺尺八　老人尺八

林鐘篇　呂才尺八十二管

萬里小路中納言藤房卿真像　集古十種原本

二ノ一

萬里小路藤房卿真蹟　太平記圖會所載

延文第三暦孟夏下旬天西堂
逆風靡和軍寧之雲霧隔深窓
望蝸牛之角一繋命於蜉蝣一
一夕一之胃志身之衰微仏教之滅期
哀也西隣路没溺絡烟霞於千所
恨東嶺拝神命濁刹物善端
擲深宮之中冷然饒述二首之
早懐抱一心之中腑而已

遁倫隠士

雲にのミ峯おきてとをきまくらかな
をめいすゝ海まてみ孫乃浦ある
帰るへきちし地乃山を雲梅し
都ふとまれはなれ居るを

延文三年ハ藤房卿六十三歳花園に在て関山恵玄不随ふ
此文意を考るに寺門を褒徽（三井寺をいふ寺門と云）と云西隣弥詹
云々　山門ハ三井東嶺拜神云々（三井寺新羅明神のこと）といふ必是三井
の西に有る
寺衆徳乃隠倫なるへしかハ藤房卿北朝乃延文乃號
を用ひ給ふ庭ゆへし正平十三年と有へき哉

萬里小路中納言藤房卿ハ吉田大貳資經卿の孫按察大納
言宣房卿の二男永仁四年丙申歳誕生ありはしめ惟房
嘉元三年十歳にして春來品物都春容木母花開香正濃
今日太平三朝恩家〻醉賞更飛鐘と云詩を賦し後二条
院に奉らせけるに叡感淺からすこの雅者よりして学問
を勤めしむ座しと父卿の誨へ宣旨ありしこのは螢雪の
勉等閑あらん博覽の閑暮倫に秀給ひしにより文保二
年三月廿九日年廿三にして先坊大進資明乃替に五位
藏人に補せらる 職原鈔ニ五位藏人三人名家譜代殊撰其器用所補也と云唐名仙郎或夕郎と
云 それ年右少辨に任し座のく右大辨に轉し 武官にも亦才名ある
輩濟撰り依て中宮亮を兼元亨三年正月廿八歳にして
任と云里

蔵人頭としあり（藏人頭を夕郎貫首と云殿上人の中清撰の職古来重職として非器無才乃輩望みあるまじくと職原抄に見ゆ）正中元年四月参議に任し同三年二月権中納言に転任乃時代上座三人（正三位季定平惟継源親賢三人を超越さしむ）を越さ給ふ元弘元年八月廿四日主上（後醍醐天皇）微に内裏を出御ありて笠置乃窟へ遷幸まし〱姑く東夷の暴戻を避させ給ふ時に此卿智謀をめぐらし中宮乃輿よ[illegible]此北山殿へ行啓乃よしにてあさむき御門守護の武士を欺きまし〱と持其九月河内國乃住人楠正成を笠置乃御座所へめさ給し此卿打ろ十月三日笠置城軍破此三日大和國多賀縣有王山乃麓を潜幸ありまうし際此卿随ひまいらせし勢て

いへふきん大の正親こく太刀よ坐は狩被ならく松乃
下野と称せし世あまね孫く永家の形り十三日六波羅へ還
幸ありまりては氏郷を武蔵龍迫太主丸に塩泰家相模入道の才
乃宿所に止め並に種忠顕朝臣と共に主上に附そいまを
たりけるに同二年三月七日主上隠岐國へ遷幸ありし
後い小田民部大輔高永系図より八田右衛門尉知家を八田下野権守宗綱の子としく爲
京氏に改むると云とゝ實い左馬頭源義朝子と云をゆく
右幕下頼朝卿崇敬大こうくありさりしよりて其子永重
その子泰永その子時永その子宗永其子貞宗その子永
冬その子高永その曽孫持家の時より至て鎌倉に
方持氏朝臣より千葉小山里見佐竹小田結城氏郷を是
那須宇都宮八家を関東八屋形と定められし
志ありて常陸國に下向しく小田城に同三年五月主上辰裏
ら降けありし京都鎌倉一時に滅亡し主上都へ還幸ましく

けるに此顯房卿も常陸國より上洛ありて又月十七日本
乃如く正二位中納言にぞなされける又権中納言源通冬卿
の左衛門督使 検非違使 別當たりしを権中納言經顯卿の右
衛門督たりしを止められけり此御を右衛門督使別當に
補せられしぞ笠置供奉乃忠を賞せられしなるへしか
くて建武元年官軍勲功の賞行はせ給けるに此御も恩賞、
方當文之書 寅年 戌日 畿内山陰山陽両道乃別當なく淸廉の
沙汰を致されんとすれは女謁内奏にさまたけられて
中興乃帝業姦猾乃利口より傾きなんとするを傷て内々
諷諫をなされしと云とも良藥口に苦く忠言耳に逆
ふ志ての比三月十一日石清水行幸乃ありけるにまきれそ

最後乃供奉と思はれしてより時乃大理ふて花やかなるよ
粧束しく御供まいらせ還幸の後十四日にハ致仕乃後龍顔
に近付き奉りて小郷の御風付き流石御名残のおしまさ
に参内し十六日未明に退出し北岩倉と云ふ所にて不二
房と云ふ僧を戒師として多年拝趨の儒冠を解く十戒持
律乃法體に成玉ひけり行年三十九

もと捨る山をうき世乃人とはゞ嵐や庭乃松に答へん
棄恩入無為　真実報恩者　白頭望断万重山　曠劫恩
波盡底乾　不是胸中義五逆　出家端的報親難
と破りて御障子のうへに書附おはしまして誅王修行乃ためにとて
足にまかせて出玉ひけり

公卿補任　太平記　南朝紀傳　建武
記等によれり　太平記金勝院本に

不二房仁戒といふ山城名勝志にハ北岩倉大雲寺東北
に福泉寺旧跡あり福泉寺の東に不二房の旧跡ありと
みえ又寛政二年三月樹下庵祖芳と云者大雲寺観音堂
のうしろ石階の東一町許林中に高さ五尺余の石塔を立て
卿乃髪塔に
すとかや
吉野拾遺に刑部卿義助朝臣乃越前よりおちくして彷徨
ひ越前国鷹巣山は高くそはたちて城郭に[illegible]なへき所
なりしをは細六郎左衛門尉時能と云者に守らせけるか
に案内を知んとてめしに杣奥深く分入にけるに谷川の岩
清く流れあるをその源たつねて登りけるにさし出たる岩
をめくりて松乃葉にて葺る庵のみえけるをたつね
所に一人の住人乃ありけるにやと立寄てみれは衣の袖は木の葉を
集て造りし平なる石の上にて法華経をよみけるか外にハ

何心なく志もし行けるに山路をたどり来る人を
見れば痩衰たる僧乃樒を手に持ていと苦しげなるやと
翁乃これよりこけなりし谷川乃水を結ひて唇の内に入
て経乃紐をときけるなりとて読誦め玉ふと先にと急き
行くに此僧成ましていと貴く覚へていかなる人の世を
そむきの御玉ひけるにやと問まいらせけるに語
させける程に衣桑をぬぎけるはいと本意なき扱して東
乃方にまかりところ宮のこり経を読誦し程にやへましく
侍らへ萬房乃かの面影しく侍るといふしまゝにいと
ありしく一条少将を伴ひて参りけるに庵はその儀
有りし僧は心ならぬ経の有りける衣と聞えけるに

越前國鷹巣山
藤房卿隠遁の庵室

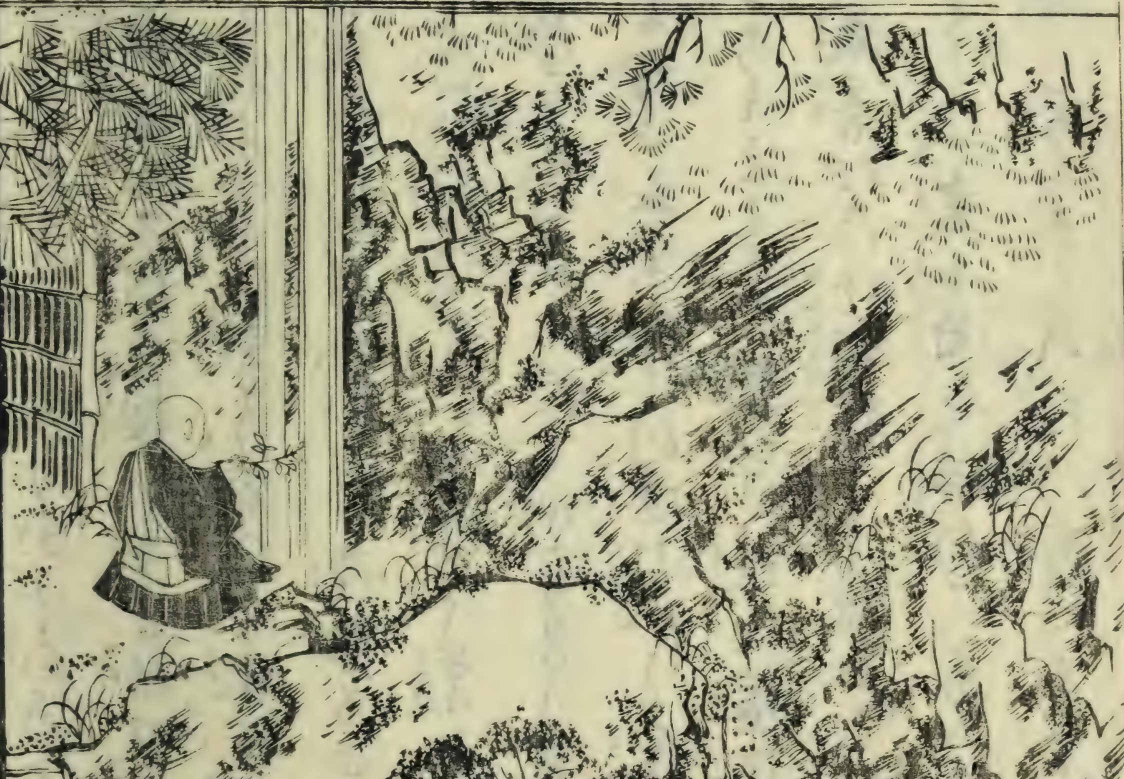

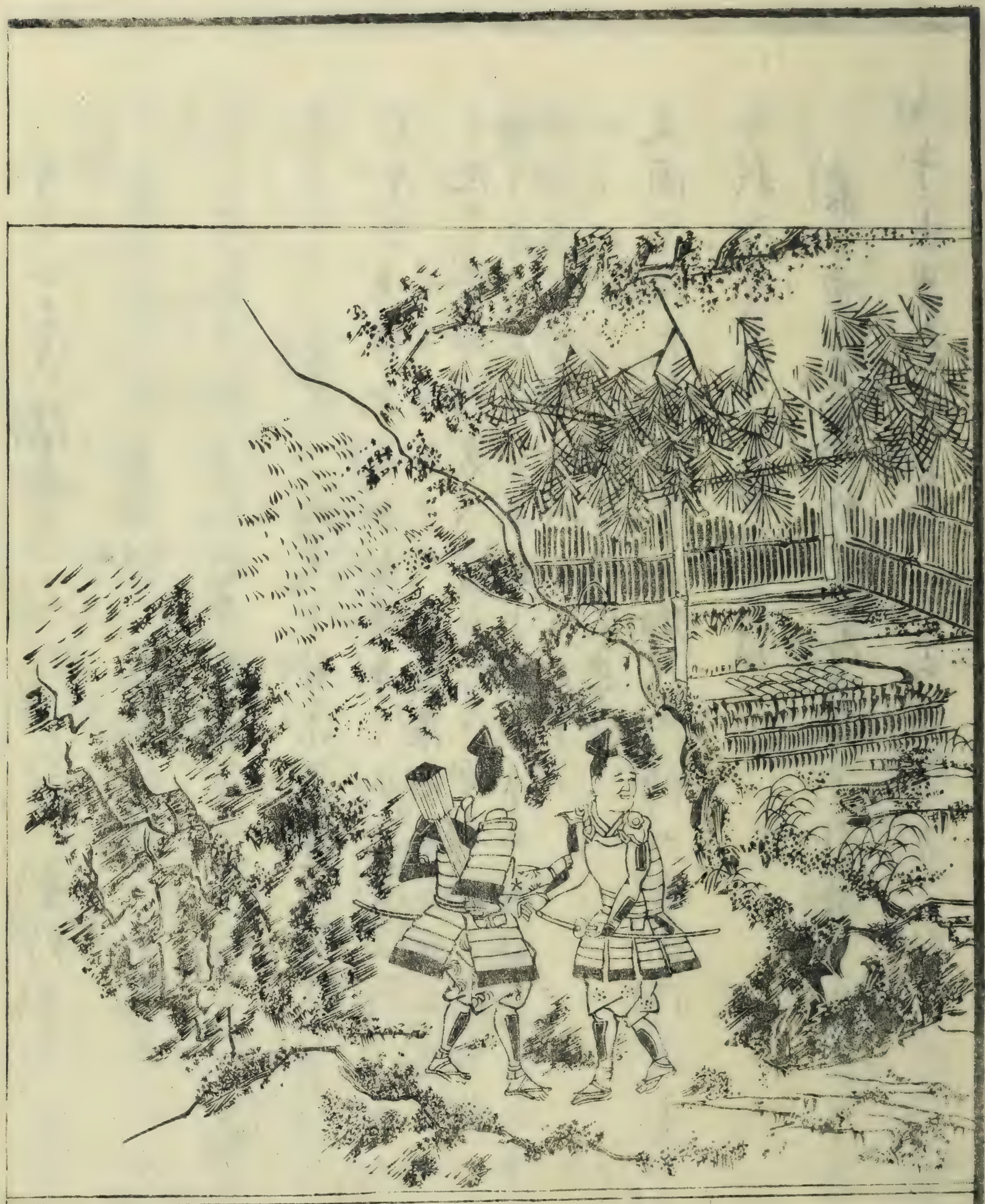

さハまさ浮世乃人の問くれハ空行雲ニ宿求めてん
と書付玉へる筆乃跡を世ねの能紙もひく〳〵高名の
山々を為させ玉ひけ也尤是りみくし玉ふ孫ハ最本意
なくてと窮ひしかと人々袖ハあ無給ちく皆涙を落し
てける　太平記南朝紀傳等ニ依く孝ハ新田義助興国
二年九月十八日義濃国根尾城を落く伊勢路
を經く芳野門裏へ参らせし由を記し細時能ハ鷹巣
城ハ居て尾張守高經と戰ひしハ興国元年の事とい
ふ山居の僧苾芻房郷ならんかハ
ニ十ニ又乃ときハわくせる
又同し頃大納言實世郷乃御許へ童の御文とく来り
ハ新をうく倫ち勢けるは
　秋このすむ宿乃行ろをきてこれハ昔ニぬらし黒染乃袖
流年ハさなりく昔にかはらぬを哀と驚かさ給ひく御

使乃童をめしよせて問ひ給へば今朝西郊に赴き
て草を刈らんとて行きて瘦衰たる修行者乃此文を得けるよと
仰られしと云ふより急ぎ皇居へ参りて大和紀伊河
内関々に詔して修行者を止めて誰とハしれと尋しかとも實世卿
あらさりけらし中納言藤房入道乃御手にて有けり八洞院
相國乃長子南朝に伺候して左大臣に任ず八延文之
年八月十九日薨ぜられし由系圖に見えたり藤房卿
六十三歳の
時なる
妙心寺六祖傳云天授授翁宗弼禅師嗣關山姓ハ藤氏勧
修寺大臣家花族也云々康暦二年三月十八日遷化世
壽八十五闍維收設利建塔於正法山西頭名曰天授院
康暦二年ハ南朝天授六年にて藤房卿八十八歳なり
天授院と云ハ南朝の年号なれバ授翁の藤房卿たる

とし疑あきにや天授院乃説ニハ正平十一年六十一歳
ふしく関山國師の法を嗣く妙心第二世より陞里後八
十歳の時天授院を
草創といへり
或云藤房卿候山子と號し雙丘乃東なる池尻乃杦庵
りまうして花園乃関山國師ニ参禅せられ遁しけり或
日國師装束して笠を戴き候山子を呼ひて携へ風水泉
乃頭ニ至り松樹ニ依て出世乃始末を云談し畢て沈
然として化去候山子遂ニ一流ニ告く丈室ニ帰入全
身をハ本山の艮隅ニ瘞ミ塔を建て微笑庵と名付と
ふ関山國師行状ニハ宗弼禅師一人嗣ニ師法一宗弼藤房
云卿也と云関山入寂延文五年十二月十二日なりハ
宗弼六十五歳ニして妙心寺第二世とあり
八十五歳まて二十一年の際住持せしと
一書ニ近江國綿向神社大宮司出雲氏ハ南朝方なりし

かは手里小野蔵房郷遁世乃後志ろし此家ろ住給ひ
けるか法生修行ろ出立すへとく屢の瀧さしと云番子
余所より小多くして風そよさ月影さとし篠の谷川
と云歌を詠く出雲氏ろ残し置れたりと云
又江別妙感寺乃傳説ろハ康暦二年正月廿八日蔵房
郷帯行年八十以関山國師法嗣授翁宗弼　妙心第二世
妙感第三世
とあり
又明和元年正月廿八日下野國都賀郡西美濃村長光
寺境門乃古塚を發きたりしろ銅塔一基と古鏡及ひ
古銭を収ろ有ろ鏡乃銘ろ整衣冠整瞻視と云六字を
識し表ろハ當塗王經一字三禮一品一錢千部實祢興

久并藤三位資通卿公冥福藤從一位宣房卿公福壽不二行者授翁敬白興國四年壬午正月吉日とあり（興國四年）ハ北朝の康永元年ニ宣房卿建武之年七十九歳にて出家ありけるは此歳現存なら凡八十八歳にならるへし

古錢は皇宋元寶二錢皇宋通寶四十二錢宋元通寶一錢開元通宝四錢咸平通宝五錢太平通宝二錢淳化通宝一錢至道元宝二錢景德通宝九錢太中通宝廿二錢天禧通宝十二錢天聖元宝廿八錢明道元宝二錢至和元宝五錢嘉祐通宝一錢嘉祐元宝五錢治平通宝二錢治平元宝十五錢熈寧元宝四十九錢元豊通宝百十九錢元祐通宝八十錢紹聖元宝十六錢元符通宝十六錢政和通宝十五錢宣和通宝二錢至元通宝三錢靡滅錢五百十六錢九百七十六錢ありしなり

吉田内大臣定房公真影 清閑寺家祖

吉田内大臣定房公は權大納言經房卿五代孫權大納言經長卿乃長男なり權大納言經房卿乃記を吉記と云廿二巻あり又吉部秘訓抄三巻あり經長卿の記を吉續記と云廿三巻あり定房卿乃纂らせし所と云有職乃聞え高くして世に萬里小路宣房卿北畠親房卿と吉田定房公を三房と称されしと雖も其乃家吉田にありけれバ吉田内府と称せしなるべし經房卿はしめて吉田の神樂岡の麓近衛坂乃邊乃別業を造營ありしより代々相傳せられたり承久三年鎌倉の義時を討らんとして後鳥羽土御門順徳乃三上皇を隠岐後鳥羽院阿波土御門院佐渡順徳院の國へ遷し奉りしハ闘諍乃餘勢にして東夷悍暴乃致を處と云ひ乍しそれさへ末代乃不思議と聞もの耳を驚かしむ後嵯峨院人皇八十七代御諱邦仁と申以是より國人をくにたみと讀一本にあり○承久三年四月廿日

順徳院御位を懐成親王に譲らせ給ひしが在位四ヶ月にして
義時これを廃し奉り是を九条廃帝と申しさて高倉院第二宮
行助法親王の還俗の時の御子茂仁王と申しを御位に即け奉り
後堀河院と称す其御子四条院仁治三年崩御の後皇子もおはしまさねば
皇統断んとせしに鎌倉の計ひにて土御門院の御子御即位の
邦仁親王を御位に即奉る是れ後嵯峨院なり
後に立坊立后共に皆関東にて議らひ申して成
ぬる故践祚を易しと云人も多かりしと時の勢ひ止
出と得させ給て憂悒き加之後嵯峨院乃后腹乃一宮久仁
親王後深草院なり二宮恒仁親王亀山院とくおぼしめしに二宮乃
御流乃皇統相續をあらせ給ふべき叡慮を相模守時頼に
内々仰られしかば正嘉二年二宮御歳十にして東宮に立
を給ひ後深草院御年十六なり座のうち後深草院をおろし奉り東宮
御位に即を給ふ是亀山院なり然るに文永四年後宇

多院誕生ましましければ鎌倉時宗父時頼の志を遂て東宮に立まゐらすべく後深草院の二宮熈仁親王乃四歳になり玉ふ人をさしおき後宇多院乃二歳にまし〳〵を東宮に立まゐらするを後深草院恨ミおぼしめしけれハ長講堂領を後深草院に附まいらせて永く此御流に傳へさせらる同九年後嵯峨院崩御乃時に御位を永く亀山乃御流に相續あらせらるべく旨を大宮院後嵯峨院中宮藤原の姞子後深草亀山両院の御母后に遺詔ありしかとも代々乃御守に置させ玉ひたる田村麿の太刀を大宮院とりて亀山院に傳え玉ひしハ後深草院ふかく恨ミさせ給へる事ありけるとかや同十一年亀山院御讓位ありて後宇多院即位ありけるに後深草院より時宗へ仰らるゝ旨ありしかハ熈仁親王を東宮に立たる後嵯峨院崩御ありしより後深草院父帝の遺詔を引たかへ我御子を東宮となし玉ふ

弘安十年後宇多院御譲位ありて熈仁親王御位に即き
給ふ伏見院是也かくて一宮胤仁親王（伏見院皇子）を東宮
とし亀山後宇多と父子御相傳ありし例に倣ひて是に於て後
又伏見後伏見と父子御相傳ありし
宇多院より定房公を御使として関東の貞時（時頼の孫 時宗の子）へ
後嵯峨院の貞時の祖父時頼へ憑置たまひし遺詔をは早
く忘却せしこのかとを恨て仰られしより貞時の議ひ
東宮胤仁親王を御位に即奉る後伏見院是なり後宇多院
皇子邦治親王を東宮としかハ後深草院此御流を持明
院殿と云今京
上立賣北新町の西安樂小路と云處持明院仙洞の四辻
あたり此院をしめハ中納言基家卿乃家あり基家卿の女陳
子ハ後堀川院乃御母北白河院と云後堀河院の讓位
の後ハ御母后の御所とし玉ふをもつて持明院を仙洞となさせ玉
たり此後終に代々乃御流と亀山院後嵯峨院の他勢ましゝ亀山殿を仙洞
の仙洞なりしと

とかさ所後宇多院ハ大覚寺を中興ふ出ましておハしまセ八代
御流を大覚寺殿と太平記にしるされり但此時後深草院五十
六歳亀山院五十歳後宇多院卅二歳伏見院の御流と替る
卅四歳当今十一歳東宮十四歳にましませ
かゝる即位ありて御流世々十年宛と定めさせらるへ
きはを定房公に復奏申させ所望しとあまて義理もなく
後伏見院おりさせ給ひ東宮（邦治親王）即位あり坊にハ邦良
親王（邦治親王の一宮）立玉ふ望こを持明院殿乃御流より立を
ら所望しとく伏見院第二皇子富仁親王を東宮と定め
らるゝ猶なに後二条院（邦治親王）崩御ましまし花園院（冨仁親王）
即位の時東宮ハ大覚寺殿乃御流なれハ邦良親王をと
世挙りて若房らしよ帥宮（尊治親王後宇多院の第二宮なり）とかさせ給ふ
是ハ亀山院乃定房公を御使ニて貞時へ仰られし故と

世間にも定房卿もよく帥宮の傳なりしかは執申しも有しかば其年文保二年に花園院治世十一年にあたらせらるれは御讓位あるべき由にておろし奉り帥宮位に即き給ふ東宮には持明院殿乃御方なる後伏見院第一皇子量仁親王時に七歳を立奉るべきに後宇多院は邦良親王を坊に立させらるべき由を強く仰られしにより遂に邦良親王を東宮となされたり邦良親王十九歳帥宮乃御子には一宮尊良親王御年十二さなくは讓良親王御年十一をと思召せ共法皇後宇多院と高時貞時の子と心を合せて支奉りしかは力なくそれより位をとらせられしかとも深く恨みおぼしめしけるとぞ正中元年後宇多院崩御の後邦良親王を廢して一宮尊良親

王を東宮に立させ給はんとおぼしめし立れけれとも邦良
親王廢しまゐらすべき故なかりしかばとて高時あへてうけがひまゐら
ざりしかば御心のまゝならね嘉暦元年東宮邦良親王薨させ
られしとき此度こそ尊良親王を東宮にと思召つ
れど高時なほ量仁親王を東宮に立まゐらすべきを後宇多
法皇の強ちに邦良親王をと仰られし故におそれはゞかれ
此度も持明院殿の御方におはしますとて従ひまゐらせ給く
ずかくて定房卿を御使にて高時へ仰下されけれども
後嵯峨院の長講堂領を持明院殿へ附させ給ひしは永
く皇統相續なさ勢ゑ譲しにたゞ先にも亀山院の御流
まゝ皇統も相續あるべき叡慮を高時が曾祖父時頼に

仰合せられしを高時が父貞時ひが心得して皇統を二
流にわけたてし持明院殿より即位あれは長講堂領と
内裏御領と合せて所務をうくる故に持明院殿御流
は次第に富饒にて大覚寺殿御流は殊なる所領もましまさ
ざさらは持明院殿御流より治世の間は長講堂領を大
覚寺殿御流へ渡しまいらせへき様に議らひゆかせと称し
て高時長講堂領をたしかに後嵯峨院の御譲りにてゆへは
還放しまゐるへきと謂ふしとく仰にまかせやかてまゐらせ候ぐく
高時を討亡さんとやとは思召たゝまし又重定房公三度
関東へ下向ありて一度は皇統両流の東議をうけて永く
後嵯峨院の叡慮を挫きし一度は帥宮をやめて皇統を

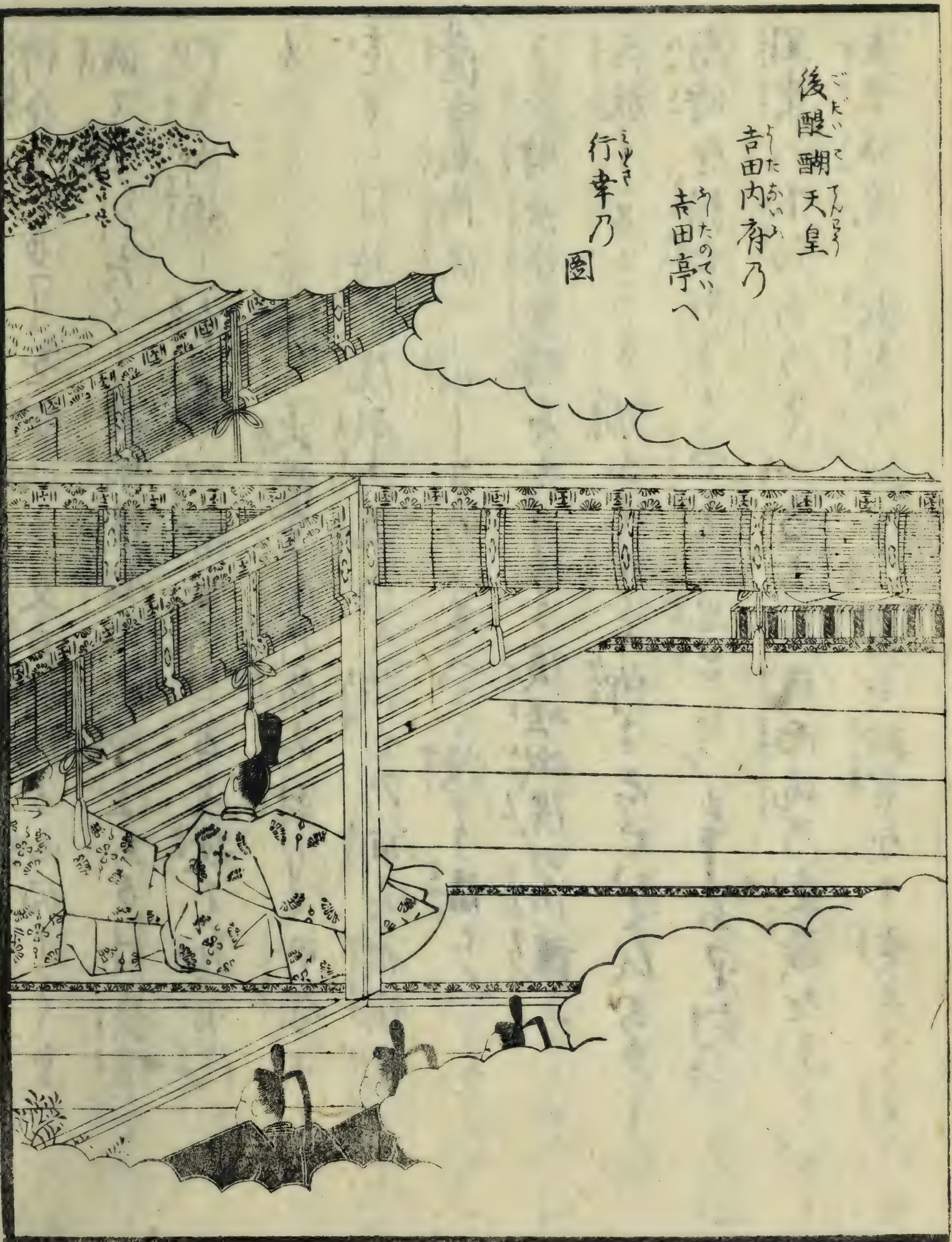
後醍醐天皇
吉田内府乃
吉田亭へ
行幸乃圖

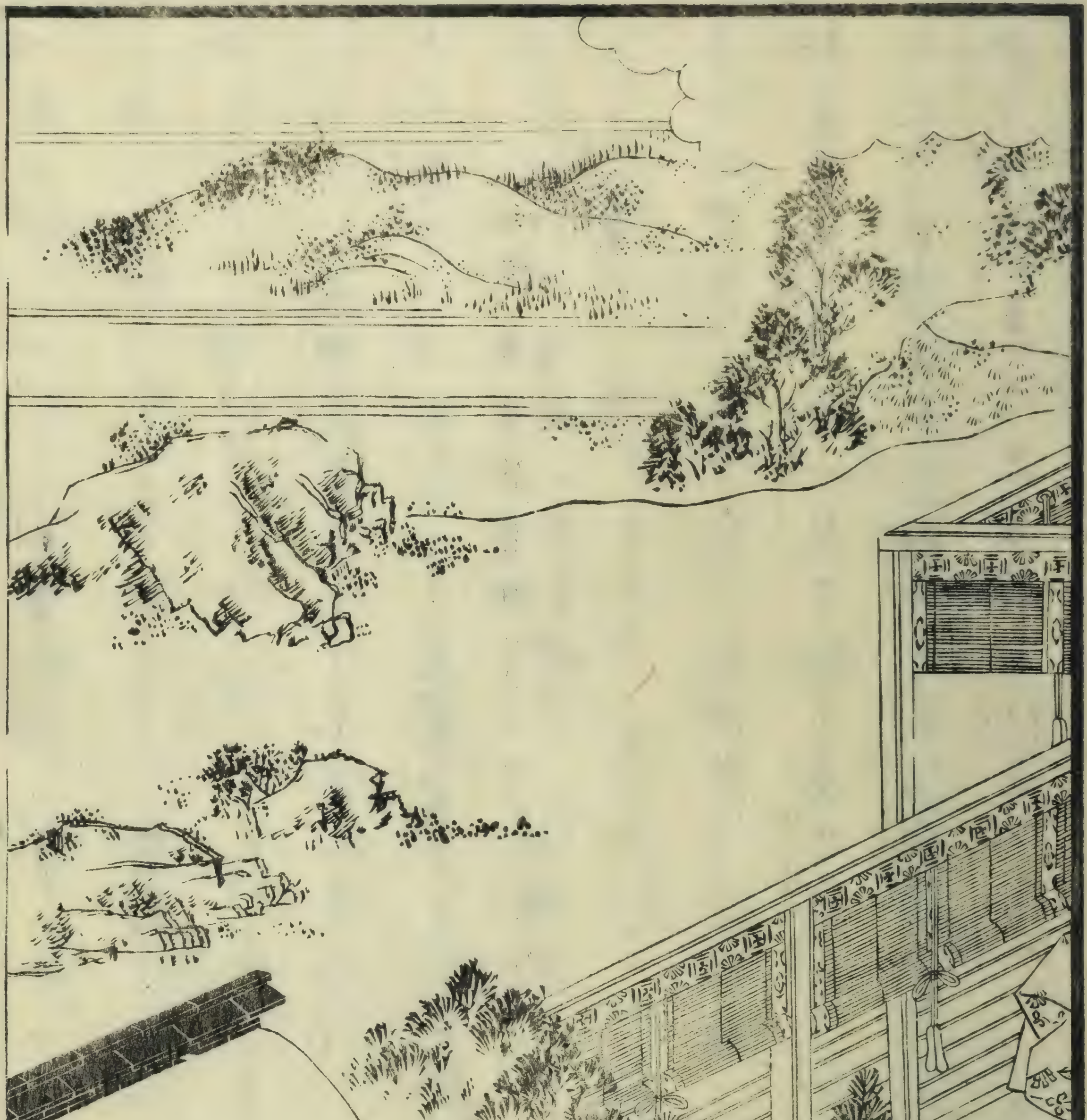

一流に歸し一度は東講堂領乃奪ふ座つるさまを知と
い座とも知さるものゝ如くしく高時をはじめ其
心をゆると傾けゝ人も有とうけ給しと也後宇多
法皇ゟ無雙近習恐りて元應三年正月一日立春なり
志時節分乃御方違とて大覺寺より吉田亭へ御行幸
ひしとかや　御幸部類抄乃見也　御行程三里乃近し　後醍醐天皇ハ帥宮とて
さし御時より親しくおそしめされし即位乃後元亨二
年十二月節分御方違乃吉田亭へ行幸あり　に御補任この乃見也
勧賞乃定房云従一位乃叙し長男宗房近衛少将ヶ補さ
らせ給ひ正慶元年後醍醐天皇隠岐國へ遷幸ありし後ハ
都に止めらせく光嚴院乃仕給ひつきしと見し後醍醐天皇還

幸乃後建武元年九月九日内大臣ニ任させ玉ふ十二月十七日民部卿を兼玉ひけるに同二年二月十六日内大臣を上表ありつれとも民部卿ハ元の如しとぞ延元元年正月後醍醐天皇山門へ行幸ありけるに御供へ参内し明星日札二間乃御本尊等を取収めて山門へ登山ありけるに此公乃力ありとやさゝ其後芳野へ臨幸ありしかは定房公もまた芳野へ参候せられて同三年正月廿三日吉野山にて薨せられき春秋六十又と云〈天保壬寅まて五百五年なり〉長男ハ大納言宗房卿新葉集乃作者なり次ハ従一位大納言守房女子ハ亀山院乃堀川と云後ハ大炊御門内大臣冬信公乃室家にて氏信の母と系圖ニ見ゆ

應永寫本洛外圖所載吉田定房公亭地圖

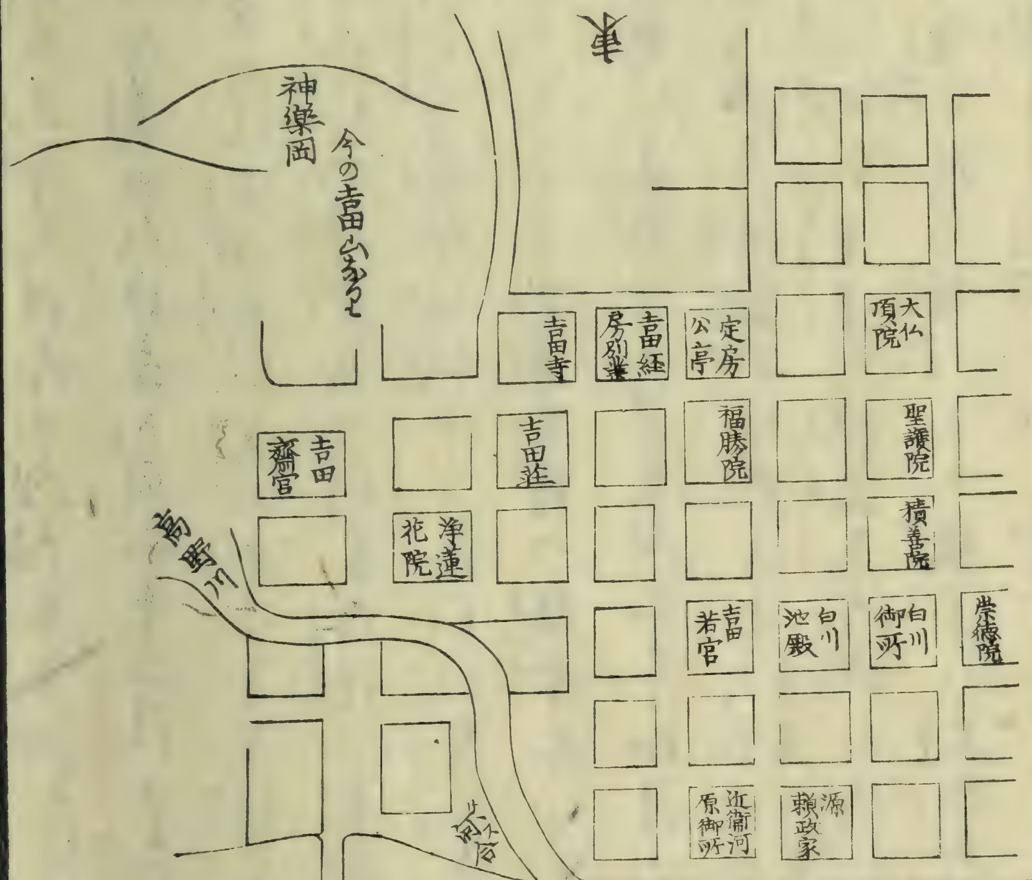

菊池次郎武時入道寂阿真像

菊池次郎武時入道寂阿ハ肥後國菊池郡乃地頭なりし其
先祖を尋ぬるに中関白道隆公乃三男太宰権帥藤原隆
家乃子を對馬守政則と云寛仁三年四月異賊襲来乃時
博多松原を警固し異賊と合戦し大将乃首を獲たりし
ゆゑに勲功の賞として九州兵士乃頭たる宣旨を
賜はり其子太宰少監則隆延久二年に菊池郡を賜はり
て屋敷所とせしかば菊池とは名乗しなり則隆十二代
の孫を菊池三郎隆盛と云ふ是武時乃父なり武時に一
人乃娘あり無雙の美人なりしかば二条関白道平公子
めでたく姫君一人を儲く此姫君ハ後醍醐天皇乃安福
殿女御栄子と申せし是

肥後國菊池庄に二条関白師忠
公乃御封なり師忠公ハ道平公

の祖父よりは代々封とは菊地郡の民戸三百戸にあまり
八百戸にいたる民の租と所中男の調庸を合せ
て賜はるがゆゑに租調庸は二条殿へ納め地と民とは
菊池氏の有なり依て二条家は領家と称し菊池は地主
とも地頭とも云二条家の武時に至て薙髪して寂阿と
領の下司職となりけり
称す男子十五人あり長男肥後守武重次男掃部助武敏
三男肥後三郎頼隆四男對馬守武茂五男八郎經重六男
阿闍梨隆舜七男七郎武吉八男豊田十郎武光九男彦次
郎武義十男武尚十一男豊田武豊十二男肥後次郎武士
十三男肥前守武隆十四男肥後守武澄十五男武方と云
元弘三年後醍醐天皇隠岐國より伯耆國船上山に臨幸
ありしとき寂阿入道子息を使として綸旨を請申せし
ける上叡感ありて錦の御旗と綸旨とをそへて下されけり

寂阿大ふ喜く少貳貞經（筑前の國人校世ハ武藤氏七代の祖 頼尚頼泰たしめく太宰少貳たりしより）

子孫代〻少貳ヲ任しく大友貞宗（又代ヵ祖尤遠江将監能直 豊前豊後の守護職たりし）

を宰府ヲ住さしおり

より以来代〻両と共ゆまゝ鎮西探題北条英時を討亡ろし

畢ヲ守護職たり

然しく後艘よヲ馳参んときしふ

鎮西探題ハ弘安六年北条遠江守為時（北条義時の三男相模守重時の男）の長を鎮西奉行としく下さしゝを始とし為時九州よ下向し筑前國姪濱ヲ十二年居住し永仁元年鎌倉へ帰る其後へ越後守兼時（時頼の五男修理大夫宗頼の長子兵庫 頭六波羅の北方より九州へ下向）此時家（各越左近将監之時の嫡子）を探題としく下されたりし其後元亨元年北条英時を探題となさりて及く一人りなきしおり此時を博多津ヲ城を築く住きりと鎮西要略よ見へ

いかなるふしぎか滅たりしん探題英時これを聞て菊池を
うぶ菊池よりはまづ此事露顕せしと思ひしかバ少貳大
友に許て使者をたて急ぎ博多へ推寄すべしと牒し合せ
けるに大友ハ定めて返事もなさず小貳ハ忽ち心替りして
菊池が使者を斬て英時と一手に成り寂阿父子并に家
子郎等百五十餘人にて博多を指して打立けるが時に櫛田
宮の前を馬にて打けるに俄に馬すくんで動かねバ寂阿
上差の鏑矢を取て打番ひいかなる神にもあれ当を一
天下危急の論に依て朝敵退治の為向ふ寂阿が乗
打ぞめ給ふべきと謂かけしとて祠の扉を射けるが馬ハ忽
ちかくすくんで進みけり後に見けれバ大きなる蟒矢に当りて

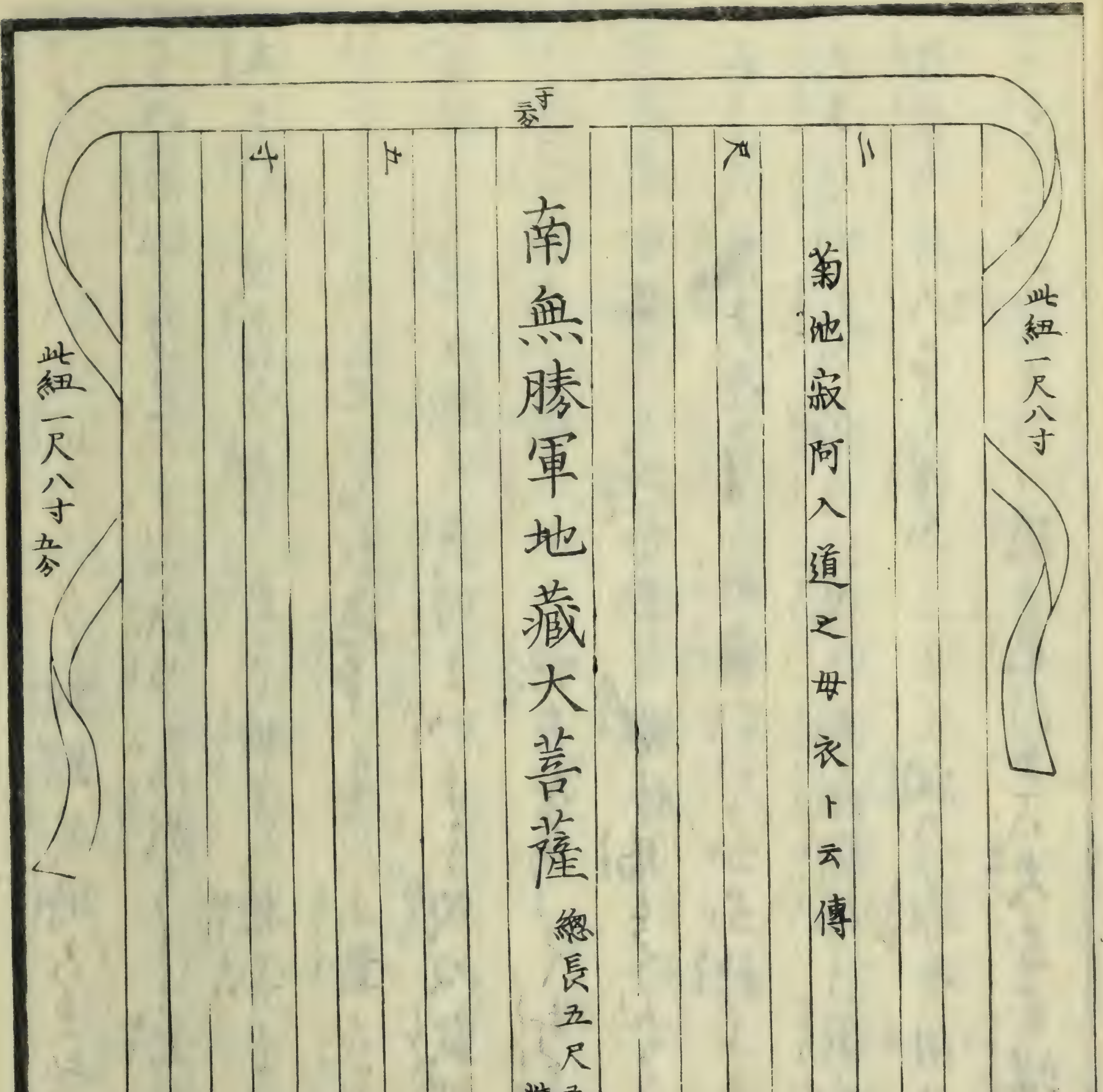
菊池寂阿入道之母衣ト云傳
南無勝軍地藏大菩薩
總長五尺五寸
精好五幅
此紐一尺八寸
此紐一尺八寸五分
下紐
長二尺
二寸
廣八分

菊池寂阿
櫛田宮へ一箭を
放つとて
武士乃やたけ心乃
一筋ふ思ひ切とハ
神ハ志らすや
信兆図

鎗

菊池寂阿所レ贈ニ於楠正成卿一云

間宮氏藏

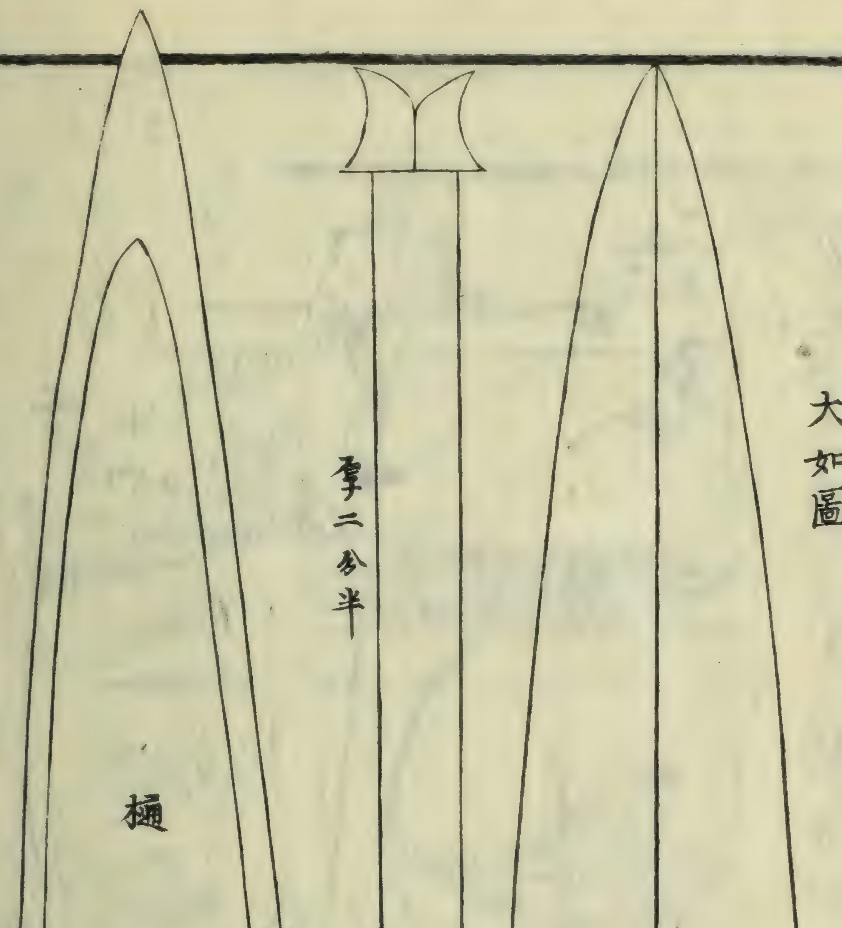

しきりに櫛田神の軍の凶を示されしかと云人に宥さ
寂阿は討死と思ひ定めてければ故郷へ形見を贈るとて
故郷の今宵ばかりの命とも知らでや人のわれを待つらん
其の明の日博多へおしよせ息をも継がせず責たりしかば
英時今は是非なくと脆くも自害せんとせし所へ少弐大友が
軍兵数千騎にて英時に力を合せ寂阿をも見て嫡子
武重は五十余騎を引率して菊池へ皈しふたゝび軍を起し
朝敵を亡ぼし父が魂をも報ぜよと云らん跡の事迄も
細々と教訓し元弘三年四月廿八日筑前国博多津にて
行年四十二歳討死し名を九原の苔の上に残し誉を万
代の後の世まで傳えけり　天保壬寅まで五百十年也

信元嘗て九州地圖を見しに肥後國菊池郡と筑前國博多津と其相距る凡三十里に及而し河内國石川郡乃六波羅を隔ると相比するに頗遠く英時と仲時時益の勢力と相較ふるに英時ハ又劣弱なり正成卿ハ其疆域に割據して始終乃勝を全くし寂阿入道ハ其郷里を奮發して一旦乃鋭氣を振ふ事就るに至らずして身殞せし事を痛惜に堪ずといへども死に臨て長子に後事を託せし正成卿と全く同しく子孫累世官軍乃魁首として正統天子を匡翼せしこともまた甚相似たり寂阿傳賛に志操凜然として崐山乃玉乃如く秋乃霜に似たりと至言盡せりと云べきなり

大坪左京亮有成入道道禅真像　伊勢氏蔵

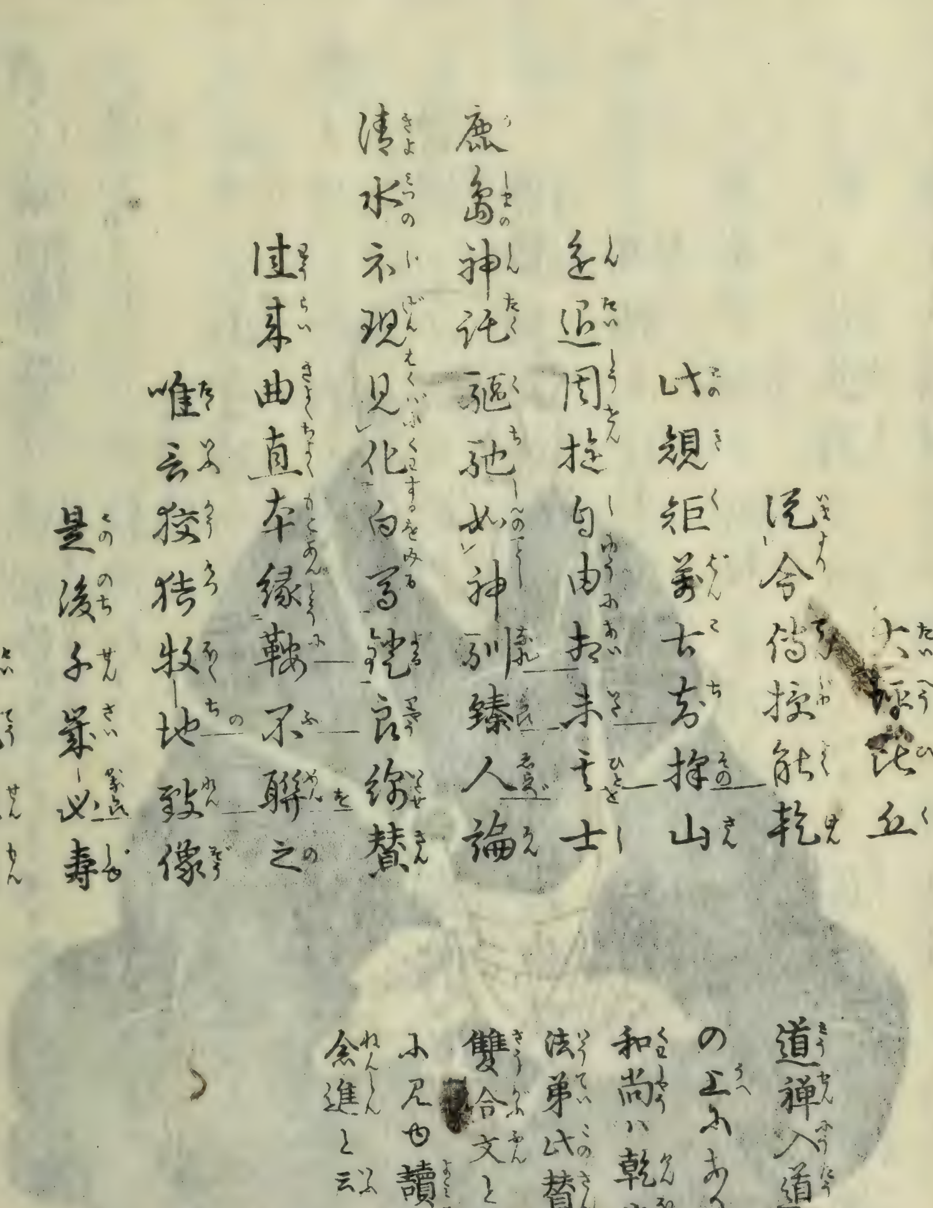

大瓢比丘
況令倚按能乾
此覩矩萬古吉揵山
乏巡周拄句由者未ニ士
鹿島神托饑弛如神引臻人論
清水不現見化白鳥饒良絵賛
往来曲直本縁鞍不聯之
唯云狡猾牧地致像
是後子筭必寿
京光禅门

道禅入道の賛像の上にあり乾山士論和尚ハ乾峯士曇乃法弟此賛の書法を雙合文と萬宝全書に見ゆ讀法両邉より念進と云これあり

大坪左京亮有成入道道禅ハ桓武天皇九代野與六郎基
永五世渋河左衛門郎有家乃男なり武蔵国秩父郡黒谷村
に住す今黒谷村に鋳銭坊鋳銭沢なと云處あり武蔵
野に張りて道禅坊道禅沢と云しを唱誤しなり
鎌倉将軍家に仕へ弓馬打物殿中乃礼儀に精しかり
しかれハ元弘三年鎌倉乃滅し後足利殿の御内なりける
伊勢伊勢守貞継入道照禅より我家に請し入て懇ろに弓
馬鞍鐙殿中故實を尋問たりしかより道禅入道も其志乃
深切なるを感ひ底蘊を捧く相傳をなす　鞍鐙親規相承記伊勢系図武蔵七黨系図等
備考へし　伊勢照禅の長子伊勢守貞信の長男貞行へ
殿中禮儀を奉行し次男貞数へ鞍鐙親規を相承し名其
子孫代々相傳をるを但道禅入道乃鞍鐙を紀る親規
世々著録く永く知るなり
鹿島大明神に祈申て自得せし處と云應安年中より在

京しく大樹之義満より師範し應永十二年十二月鞍鐙制作
の親姫を伊勢七郎勘解由左衛門尉貞長より相傳し同十
四年十月十七日卒
一書ニ道禅入道と大坪式部大輔慶秀及ひ大坪慶三
郎吉利入道直弟三人を混雑しく一人とするものあり
今案ずに式部大輔慶秀ハ明應元年八月十四日八十四
歳ニして卒をとしるれは應永十六年己丑歳ニ生れし人
なり道禄入道没後弟三年ニ當れり大坪慶三郎吉利
入道直弟ハ永享九年ニ夢想之巻并書を與へ道禄の
没後三十一年ニ當る此等をみて一人なる事を
知へし猶詳ニ鞍鐙新書ニ録出せ

大坪入道道禅真作鞍　伊勢因幡貞常所傳

前輪馬夾一尺九分　爪長六寸六分

中墨より八寸三分半

山高三寸二分　鰐口二寸六分

手形一寸五分

後輪馬夾一尺二寸四分

爪長八寸五分

中墨より一尺二分

山高三寸七分

折目五寸六分　總高一尺九分

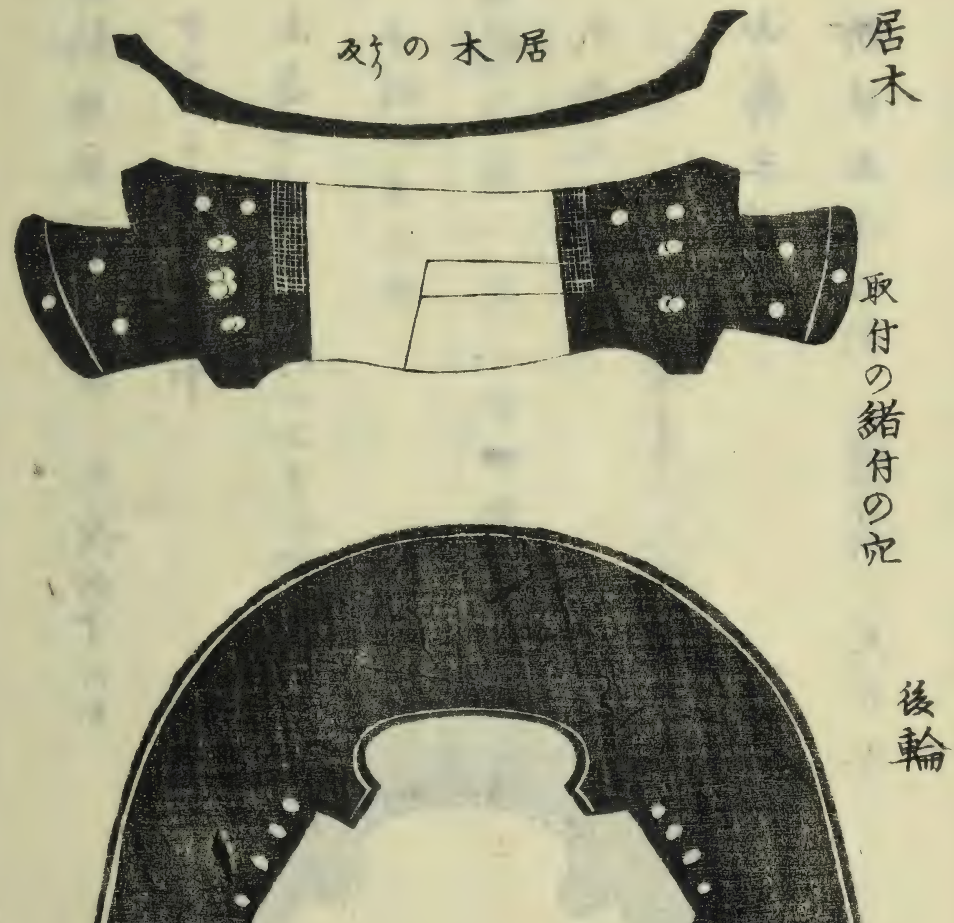
居木のそり
居木
取付の緒付の穴
後輪

頓阿法師壽像

頓阿法師父を良阿と云ふ梶井執當法印源全 蹇驢嘶餘に 梶井ハ坂本に
梶井乃芝とくあり御代々宮門跡なり攝家將軍家御一代にあらし
とあり同書に三綱堂衆公人下僧妻帶衆禁四足二足を不禁魚と
と云三綱ハ輪番に執當職に任さるゝ執當ハ乃二男なる源全
山門ノ諸堂ノ司ヲ知ナリとあるなく思ゑし
御堂關白道長の四男小野宮大納言
なる京極攝政師實公ス乃嫡孫なり
能實卿乃子に梶井別當忠頼五代乃孫なり 忠頼安承元年 九月九日六十
八歳卒と云は梶井仁豪 忠頼乃子全春に青蓮院乃御留
僧正住持の頭乃あたる
守職なく中納言上座と云全春の子なと梶井執當法印仁
全と云 仁全に二人乃子あり兄を執當法眼承辨と云即
源全乃父なり弟を執當法眼仁尋と云 和歌秘傳抄に頓阿 乃父を仁誉と云
仁誉ハ仁尋乃子に今暫く頓阿初名なり泰尋山門に住せと
和歌所乃系圖に志るくこの人
後に高野山に登り大納言為世卿乃住を[illegible]小田原谷

乃花折院に入て新水と給仕し名を感空と改む為世卿ハ頓阿和歌の師なり云御補任に嘉暦四年八月廿五日為世卿喉病に依て出家八十歳時に前権大納言正二位にてましを高野山花折院に侍ハる然ハ嘉暦四年登山と云 為世卿薨後ハよは世を頓阿四十一歳の時にあたれり知人なしとて和歌乃道を思ひ絶なんとを歎きしとかや為世卿薨年系図に見えん云御補任に嘉暦四年九月廿六日権中納言為定卿叙従二位同日辞と見え元徳二年正月十三日還任とあり累居五ヶ月に及ぶあまりて後高野がなりとも為世卿の表に依て辞されしなるへし山を出て京に帰り仁和寺の辺に住しけるが猶世を厭ふ心ふかくして時宗になり四条道場金蓮寺に入て頓阿と改め意を風月に遊ばし恩を泉石に楽しまし又元弘建武乃表乱を安からうり過させける等持院将軍家尊氏宝篋院将軍家義詮二公和歌乃道を慕ひて常に

ふめさせけると草菴集り見え侍すて後普光園摂政良基
公二条関白道平公息和歌乃讀方て不審を條々書かし出して是
を尋ねられけるを一々批判しく奉りしを愚問賢注と
名付られて世に披露されけるは貞治二年乃事なり愚問賢注奥書云
り貞治第二之暦姑洗強半之春云々又湖鈎翁とあり又
湖鈎翁ハ良基公乃作り名にしくて此年四十四歳頓阿ハ
七十五同し年二月廿九日後光厳院乃宣旨によりて民部卿
為明卿新拾遺和歌集を撰ましむ同三年四月廿日四
季の歌六巻を奏覧し返納以前において十月廿七日為
明卿薨逝によりて恋雑部をは頓阿に撰をさしめらる
時に浄辯青蓮院執當法印乃慶運浄辯法印の子同く法印兼好と共に名を等し
くしく世の和歌四天王と称せしなりあるとき四天王

打寄て探題六首乃歌よミける時頓阿題をミて披と云
出けるか後にて慶運頓阿乃とりたるか題とあらぬ題と弄
誤て出しぬさ両人て座をりしに頓阿座にかゝりける題を
ミて静に六首詠出られし歌よミましかハ人々云太
誉乃しるしとき慶運らいふされハ更に頓阿か手柄に非
慶運か云かくしけるにまりて名誉も有なれさらハ慶
運か功乃ほとをいひけると然り後に霊山乃住しき今
霊鷲山正法寺と云東山にありたりしめハ傳教大師開基にあるし
さりく天台乃別院たりしに中興國阿上人より時宗と成
む國阿上人ハ文和二年乃出家なりあるひハ雙林寺に
頓阿六十七歳乃時なれハ同宿としけ
に住きしと云西行乃舊跡なときてなれたりとも云りや 天保壬
文中元年八十四歳にして終る墓も雙林寺にあり 寅之二

百七十一年たり

草菴集に西行上人すミ侍けるに双林寺といふ所に庵結ひてよめる

あとしめてミぬよの春を忍ふるその二月乃花の下蔭

金玉山双林寺ハ洛陽東山高臺寺乃北にあり傳教大師の開基にて天台の別院なり頓阿の住けるに比ハ勝行房と云僧住しゝ頓阿乃先ふし後至徳元年に比僧の寺を國阿上人に附属して自ハ寶珠庵に移り住けるに今の時宗なるハ改めしなりといふ

又西行上人跡乃双林寺に住たまひし比二月十六日人〻来りて佛事行ひ歌よミまつりしとぞ思ひ出て

昔をまて志のぶる跡とひしそのきさらぎの末の面影

西行忌を行ひしなるへしたゞし此歌よくハのちハ双林寺ハ住さりしと見えたり

頓阿法師真蹟短冊

雁

よそしかれ松
ぬきてわつめる
かすみちつきこなるな
つれなるらむ
頓阿

歌袋　頓阿法師所造　嵯峨隠士蔵

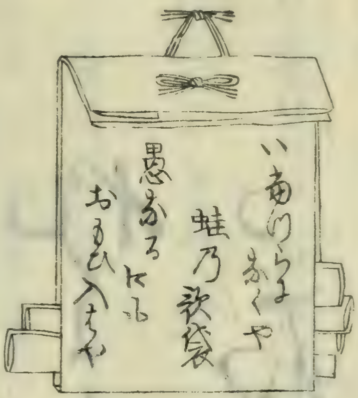

第二折

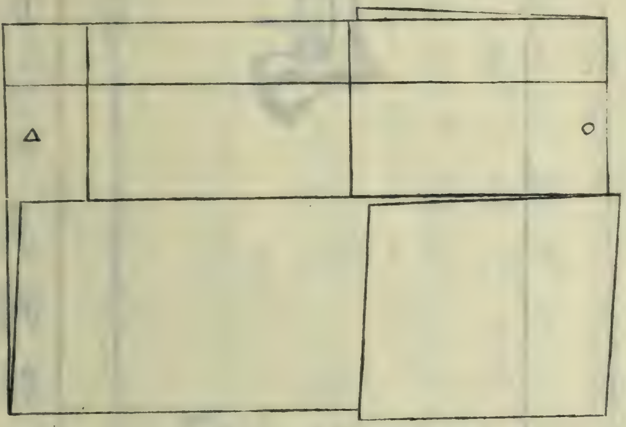

第一折

圖乃如く大高なくは檀紙にても折へしまつ第二折乃如く折てつきに△印の所を○印の所へさし込むへしをのつから袋となる也

上を折て水引かけ結ひ柱にかくるへし裏に山吹なとをかくへし詠草をはさむ也圖の如し

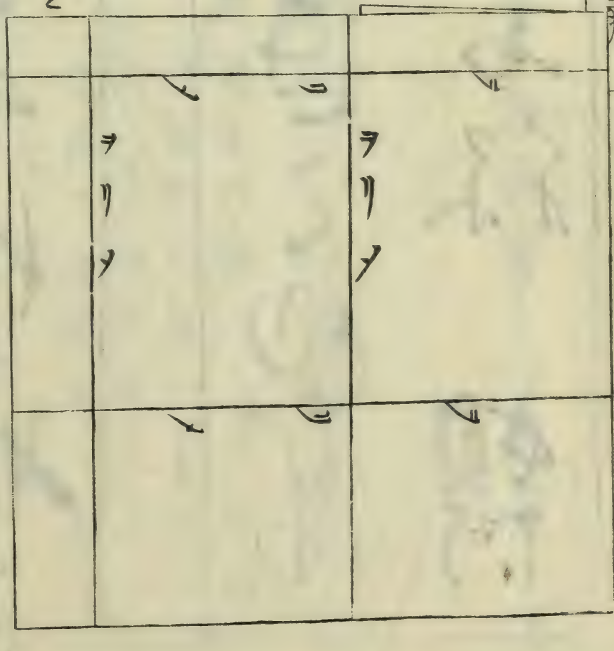

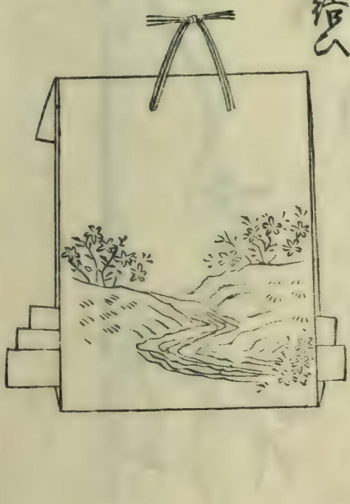

又花乃比関白殿蔡花園に入らせおはしまして山家花と云ことを
よみ給ひしに

今日やは老乃まつやあたらん花咲山乃陰に住
とはまきみ日ひかしくまりや入たまひしに

庭乃面ハ去りしに消ぬ花乃雪たゝし梢に乃こる跡を
志のふはかへしよなど太閤双輪寺乃御入乃ことなと記して

古しもよけしかな跡とおもひみれは打ちふりつもる花乃白雪

蔡花園ハ山城名勝志乃迎陽文集を引て柳蔡花園ハ
平生棲息乃地惣身安心幽莊遊覽恵安數五年己
月日萬子法印大和尚位権少僧都經賢敬白と頓阿五
向の額文ある見ゆと記して考みまるに二之月乃内の終
鳥ふしらく然も蔡花園に見くと閑さて爰ら以見て閑白殿
とは良基公なるへく故太閤とは道平公なるし道平公
建武二年二月薨をらるく時て頓阿の双林寺ら
住して建武より前ことおもふる考へし

又霊山の住なりし頃御子左大納言 于時中将 花ちりく
後尋おりしく
たづねこて青葉の後も見に来るはさらはと待し宿の桜を
返し
花さりとはぬけふさへ忘ぬる雪ふることの今日を待
ゆく 為世卿の中将なりし頃頓阿なりや霊山の里にしつる と跋せるをはいまだ十七八歳の時とまうされ残る
時は大日本史よりの後霊山の
隠遁とあるはいかゞあるべき
又御子左入道大納言かくまで思ひし後此乃道をのつく 為世卿 元亨四
待さし出給ひし内裏のこゝろさしめされく
年撰進とえハ後醍醐帝時乃明匠なり道を拙き事残る
天皇の勅宣を志らる
へりし寸教訓し卿くら事をきよし関白教 于時大殿 承らを

給ひて清く座仰下させ給ひし以文字
勅なれはおもひなきて敷島乃道乃懶き心ありとも
仰の座し
雲井を聞えけるかな和歌乃浦乃芦間の鶴乃音にも立
ぬを　時乃大殿とあるかを以て孝の道ハ元徳二年正月廿六
日道平公関白を罷らせし後と聞えしハいふくこの
勅定ハ後醍醐
天皇なるなり
頓阿乃子を経賢と云梶井乃執当法印を相続を経賢の
子を尭尋と云おなしく執当法印たり尭尋の子を尭孝
と云和歌所乃開闔として権大僧都法印に任せ和歌の
ふかきし曽祖乃ちにも新続古今和歌集の作者たり後々
別に伝あり

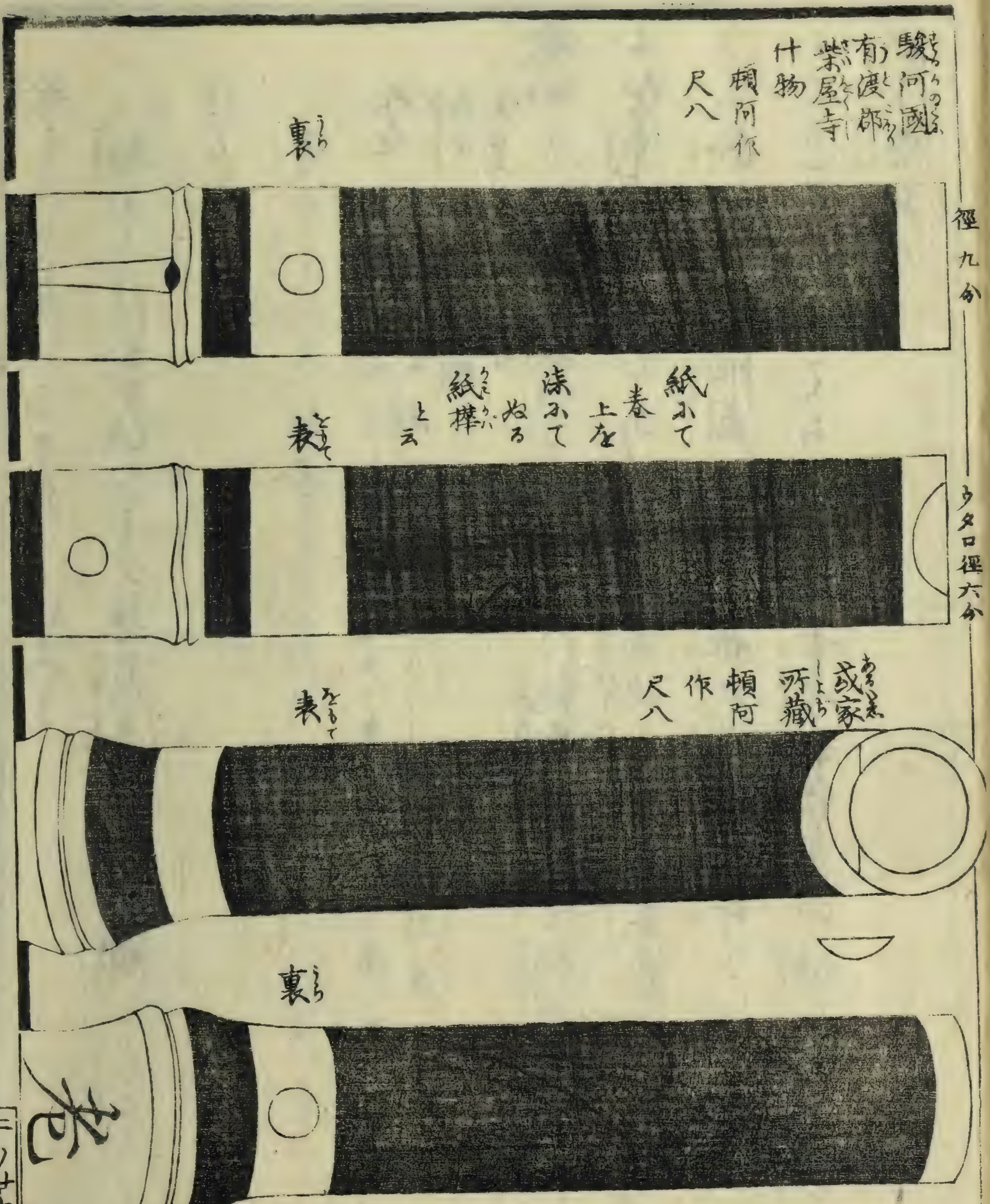
駿河國有度郡紫屋寺什物
頓阿作
尺八
裏
径九分
紙にて巻上を漆にてぬる紙樺と云
表
ウタ口径六分
或家所蔵
頓阿作
尺八
表
裏
老

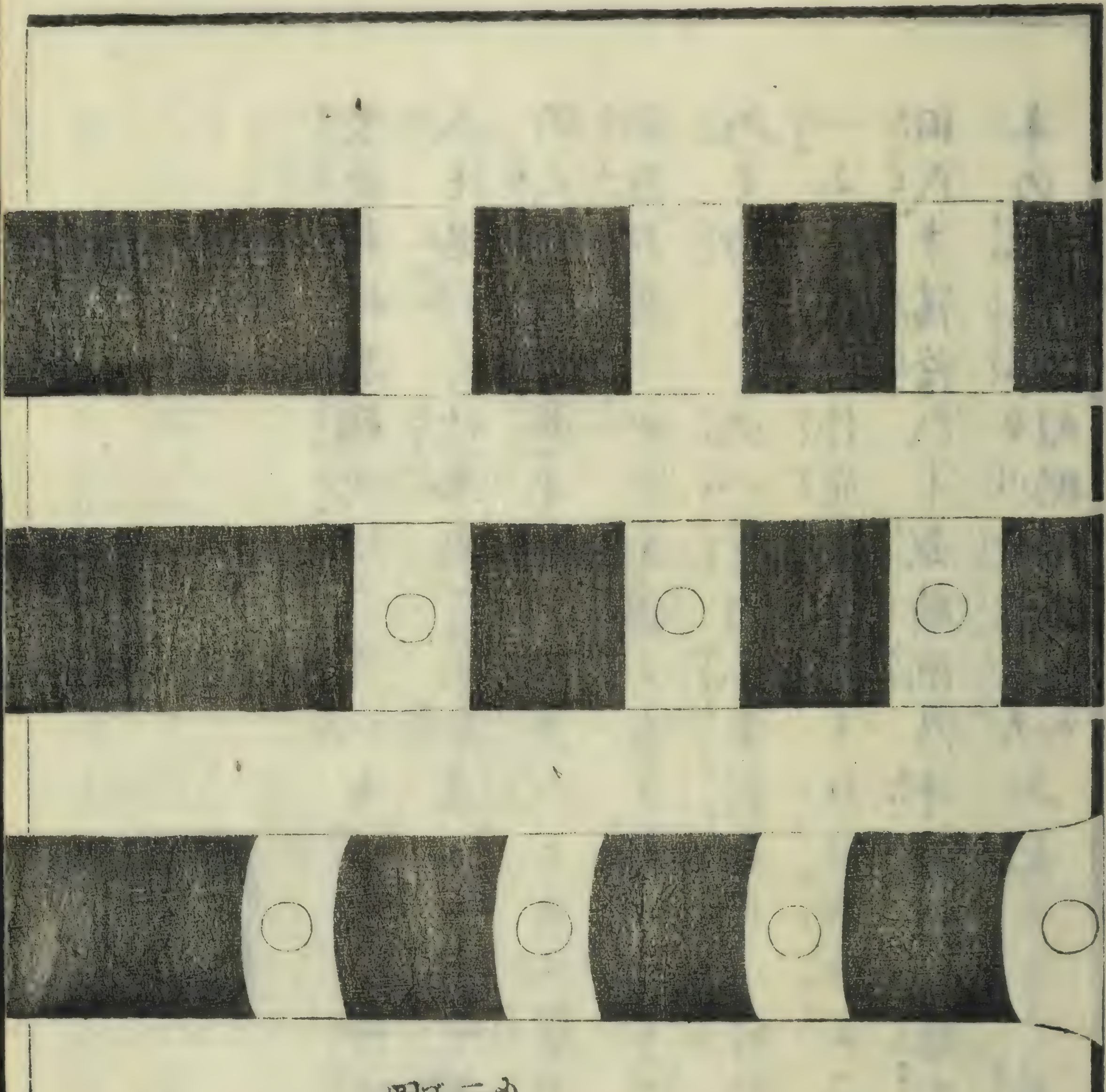

二管共に大さ
圖乃如し

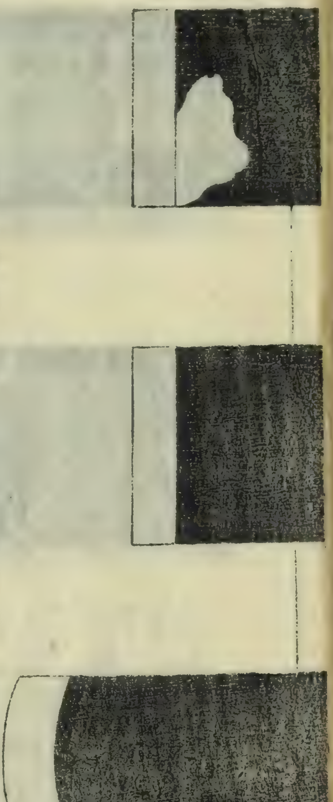

柴屋軒什物頓阿作乃尺八を宗長法師宇津山記に老人と名付て吹出ることハ無けれともうち籟には志らしの人八硯乃邊りを避きて老人と云二字ハ行成乃筆の朗詠乃題乃中を南鐐よりして寫し押手乃穴の下に彫入く侍りし此一管は山名霜臺携へ給ひ久ん二管の一ふく頓阿作應仁乃亂り摂津國池田乃陣にしく池田氏中請給ひし或時酒乃中の戯り懇望さし去て年の春匝作今川修理大夫（氏親朝臣を云）に参らきて罷り登りぬと

ある物に載侍し山名霜臺とは彈正大弼持豊入道宗
全乃手なり宗全も頓阿没後三十三年に生れし人な
れは頓阿作と云傳も正しく受る所あらしかな侍し
老人と銘あるかくは宗長より今川氏親朝臣へ参らせし
と云笛なるな侍し 氏親朝臣ハ上総介義忠朝臣の長子或家にしく氏輝及ひ義元朝臣乃父也
かく傳ふる說も頓阿作にしく足利民部少輔所持の
處應仁乃亂乃故ありて宗長乃手に入し由なり足利
民部少輔と云人孝人なる處なし山名氏清もと民部
少輔と称もしくは氏清頓阿より相傳もしる氏清
亡ひて後宗全入道乃手に入しにもあるな侍しに将秀
侍し尺八も唐にて林鐘簫と云る管なりさまは筒

音を黄鐘調に切て傳へたり黄鐘調ハすなはち林鐘
乃宮なり鳧鐘鸞鏡乃筒音なるを称にハあまたとも大低ハ黄鐘調なり唐乃張文收に製
きし尺八短笛と唐書樂志に出いふも是なり呂才に製れる
尺八十二枚と唐書呂才ゟ傳云ねて十二律に各一管つゝ製せ
たるもの今現に日本に林鐘尺八と黄鐘尺八古まハ大和國
法隆寺東大寺に一管つゝ傳はれり其説ハ豐筑後守統秋ゟ傳にいふそを傳へしに依て
宋元明清朝乃人乃詳にさとなことなき唐代の樂器を翫
弄ぶることを得るは百王一姓萬國に勝れて我皇朝の
神德たるをいふに及ても慈覺大師尺八を吹玉ひし事東秋随筆に見也
懷良親王尺八を吹きられし事吉野拾遺に見也頓阿法師等の愛翫さら
まし餘興によるかと云へきものなり

MADE IN JAPAN

先進繡像玉石雜誌 前篇 三 四

UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS834.A3K8 C001 V002
SENSHIN SHUZO GYOKUSEKI ZASSHI.
3 0112 029894349

DS
834
.A3
K8
v.2

先進繡像玉石雜誌巻第三

岡崎五郎正宗真影 并傳

正宗屋鋪　新藤五國光　粟田口國綱

番鍛冶　鬼丸　備前三郎國宗　鐵刀

御物小あかりは太刀銘　矢鏃銘　正宗鏃

包丁正宗　荏柄正宗　貞宗　秋廣

國次　金重　國重　兼光　兼氏

廣光　義弘　則重　直綱　長義

尤

高雄神護寺圓乗坊寛耀真像 并傳

高雄山交衆次第　栂尾山書畫乃事

稲荷神影
三位局藤原廉子真影并傳
恒良親王　八歳乃宮と申きし上　中御門
白河乃関
後醍醐天皇國分寺乃行宮
成良親王　關東乃守護　二階堂御所
義良親王　陸奥出羽乃守護　押領使
堀川御所乃帳代　腰繪乃障子
観音寺山乃城　武蔵七黨　芳賀禅可
土岐頼遠　青野原合戦　日野僧正頼意
隠岐乃御所ゟ御座ありし日次

中門御書　大納言を重寄と云事

廉子乃賛　甘毳

筑紫探題北条英時妻赤橋氏影像并傳

赤橋相摸守盛時　地頭　甲乙人

足利尊氏ニ北方　耶律述者乃妻蕭氏ニ一と

岡崎五郎正宗真影　鎌倉大巧寺藏

岡崎五郎正宗入道ハ相模國鎌倉乃人なり父を藤三郎
行光と云正宗文永元年甲子歳鎌倉今小路ニ生る鎌倉志ニ
振治正宗乃屋敷ハ今小路の南ニ勝が橋と云あり其橋の南乃
西側なりし今ハ町屋となる今も此処ニ井乃稲荷と云小祠有
正宗か祀りたる十七歳ニして父行光ニ別れ新藤五國光
神なりと云傳ふ
乃弟子となれり國光ハ建長二年庚戌歳生る正宗ニ長まさる一と
十四年なり行光ハ正治元年己未歳生る國光
ニ長まさる一と又十一歳なり行光國光の弟子となる一と疑ひ峡な
らくすかり國光の父國綱か傳及ひ國光の師國宗の傳を参考きとゐ
時ハ左乃川ヶ會
通を滔ゐお作ゐ
粟田口國綱ハ大和國林乃甲冑工國頼乃孫なり父を林孫
九郎國家と云大和國城上郡珠市ニ住を國家ヵ男子六
人なり長子國友後左衛尉老之ハ後林と云番鍛冶とく後鳥羽
院乃めされし廿四人の内なり建保元年六十
七歳ニして没を天保壬次ハ久國後次郎大隅掾と云番鍛
寅まて六百三十年なり治の門建保四年没を六十

七歳 次ハ國安 藤三郎山城守鍛冶なり 次ハ國清 藤四郎正治の頃 次ハ有國 藤五郎神次とも云

次ハ國綱なり 國綱長寛元年粟田口にて生る 小字を藤六と云ヒ十二歳 元久元年甲子の歳乃時鎌倉へ下向し山内ニ住して藤六左近入道と称す 承久三年七月十三日後鳥羽院隠岐國へ遷幸なりて海部郡苅田郷ニ御座ける時

則國 粟田口藤右馬允 正月二月

景國 粟田口久國子 三月四月

國綱 五月六月

宗吉 備前福岡左近将監 七月八月

延正 中原権守 九月十月

助則 備前國住人 十一月十二月

乃六人二ヶ月宛御番を勤仕しと云 以後鳥羽院隠岐國ふくは岩窟ニ御ぐ御所を作り茅乃簷松の椽もつこふ雨風をさへふせぐ乃御住居と増鏡乃書しより皇年代略記よりして云子氏説ニ從ひ頼襄の日本外史もこれニ従て論を立てり 岩窟乃御所すましく鍛冶を集られ十七葉の菊銘の宸作六人の鍛冶の結番あるへきんや 是太宰の権帥ニ任せられし人を流刑ニ處せられしと云と同日の論ふしくて能思ざる誤なり

しや國綱八十九歳の時なりかくて隠岐國に在ると
十九年延應元年二月廿二日後鳥羽院崩御ましまし
けるが後に國綱も山内に歸りけり其頃鎌倉は頼経
将軍の時にして執権は北條武蔵守泰時なり國綱年
既に七十七歳齢古稀に踰て鐵心金陽壮年の者に勝
れりとて幕府の勇士争ひて其作を賞美せられしより執
權相模守時頼もとめて國綱に屬して太刀を作ら
しむ國綱八十六歳の春二尺五寸九分乱焼に鑄よく
時頼朝臣に贈りしかば時頼朝臣大に喜びて鬼丸と
名付て秘蔵せられし或は泰時の太刀とも云 北條高時の
亡びける時新田義貞卿の手に入り
義貞卿討死の後京都将軍家に傳はり秀吉公より建長
寺阿弥光徳へ預けられしより本阿弥代々是を守護に

二年國綱八十八歳にして男子を儲け國光と名付く
其伎を傳へん事を樂みて生長をまちけるとも人壽限て
あらぬ習ひなれは建長七年九十三歳にして山内にて
終焉を示しけると也 古今銘盡大全及ひ萬寶全書等による 長子國光六歳の
ときなり 天保壬寅まて五百八十八年 此時山内にて國真 國綱の才子 あり正宗
の父行光は五十七歳なり
備前三郎國宗は備前國真の子と云 國真は中原權守
延正の子なり國宗治承二年備前國福岡にて生る廿歳
の時 正治元年 鎌倉に下向し山内にて伎を 國綱より又年学る 下向きしとまゝる
修業に六十歳の時 延應元年 父延正隱岐國より本國備前へ
歸りしと聞て國宗も鎌倉より備前國へゆきて父に

對面せしなり 古銘鑑太全に五十九歳備前へ赴ると記せしハ六十歳の誤なるへく父延正に遇ひしことを併せり 備前
に住すと斯て廿二年弘長元年相模守時頼朝臣の招きに
應じてふたゝび関東より下向し又山内に住す時に八十
二歳此の頃國綱さとくりて没し國光生れて十二歳なり
字を新藤五と云 國光の叔父に當る有國あり依て新藤五と も云るなり新藤と云苗字なりとおもへハ
誤なるべし 國宗その名工の子として孤獨なるをあはれミ弘
長二年國光十三歳の時より弟子として其藝を教ふ
育てしこの文永十年九十四歳にて國宗山内の家に没
す 天保壬寅迄五百七十年 國光時より廿四歳行光時より七十又歳なり
行光ハ國綱國宗の弟子
たる事自然と瞭らかなり
行光のうまれし弘安三年に國光生れて三十一歳その子

新藤五郎国重十歳新藤五次郎国廣八歳新藤五三郎国泰六歳なれバ正宗ハ十七歳なれバ国光の實子に代りて教傳せしハ理りなり正和元年国光六十三歳にて没す国重ハはやく没し国廣ハ四十歳正宗四十九歳その位当代より比国泰ハ三十八歳乃ときなり
類なかりしかバ世乃覚えいちはやく等倫を越過せり然るに元弘三年正宗七十歳乃時に九代乃栄花忽ちにほろびて北条の門葉地を掃ふがごとくなりしかは正宗鎌倉を出て京都に上り東山に住して楠正成卿乃ために鐵刀を作りたりしが建武年中乃ことにして世を辞しあまとなりて又曆應三年七十七歳乃時また鎌倉に帰り康永三年八十一歳にて没す（天保壬寅まで四百九十九年なり）比企谷妙本寺乃山に葬れり

伊勢宗五大草紙に御物の成れ太刀乃銘神息　天國

真守　宗近　正恒　信房　行平　紀新大夫　友成　三池

傳太　久國　國吉　有國　吉光　藤四郎　國綱　正宗

貞宗　國俊　包平　則國　安國　國友　菊　十六葉あるべし

國次なとも成れ尤と見ゆ　此草紙ハ大永八年に書たるも
ハ天保壬寅より三百十五年前
なりしを　足利義晴公の時にあたる　正宗没して百八十六年
になる　此二十三作乃内にして正宗貞宗の両作新作なく
神息天國と並び賞せ
らるゝ名誉と云へし

矢鏃銘鑑　鍛冶撰者志也比尾列の近松彦之進茂矩　に上古の
佐枝叔三郎種吉二人同しく校正せ
名作よりして中古近代に至るまで諸國乃鍛冶乃作を
たる鏃數百種を集録ましてす正宗乃鏃三本を載きその
尤も　正宗乃太刀ハ世普くこれを賞せといへとも
矢鏃の如きは人いまゝ心付さる處なり

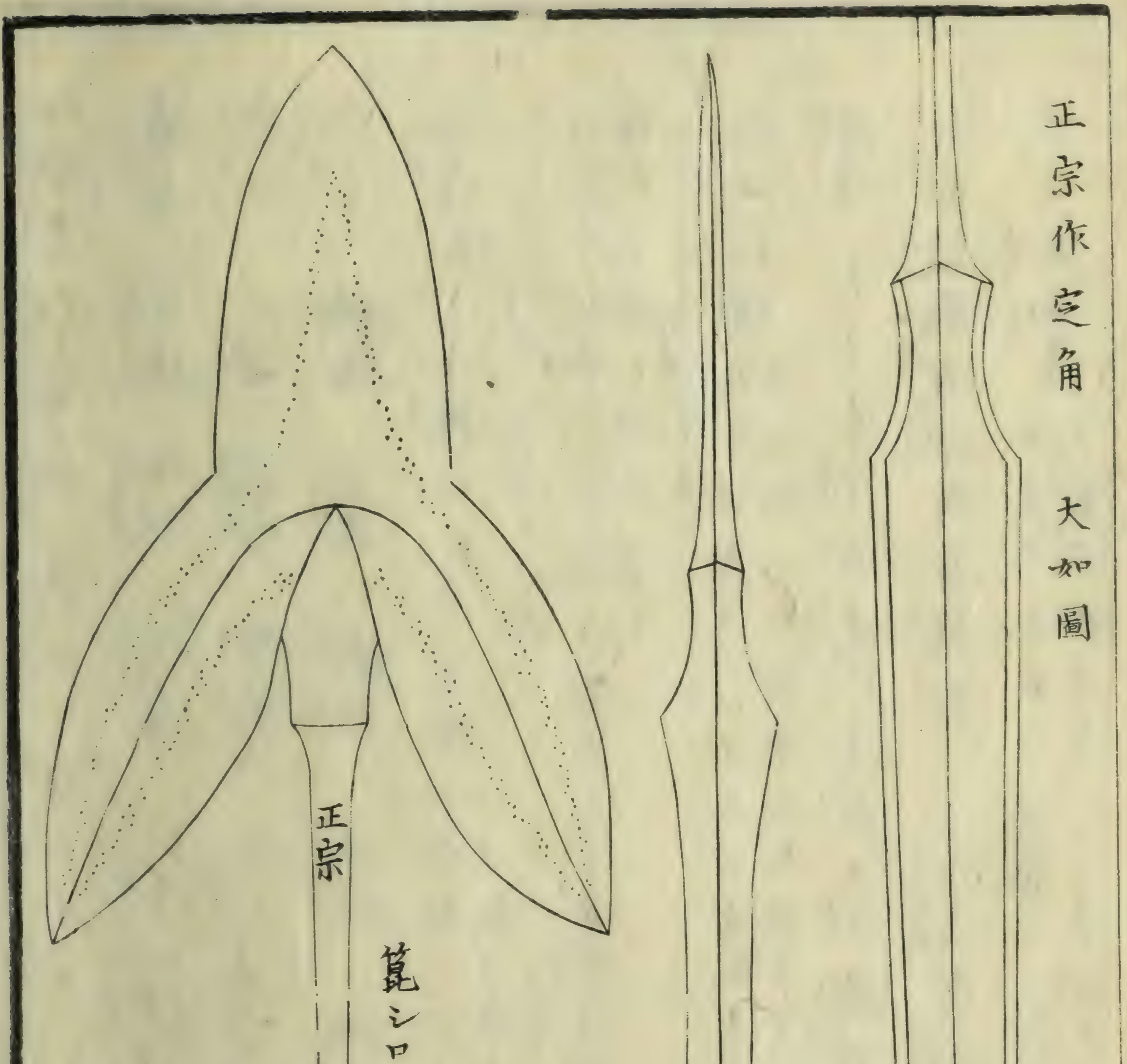

正宗作　定角　大如圖
正宗
篦シロ六寸二分餘

庖丁正宗

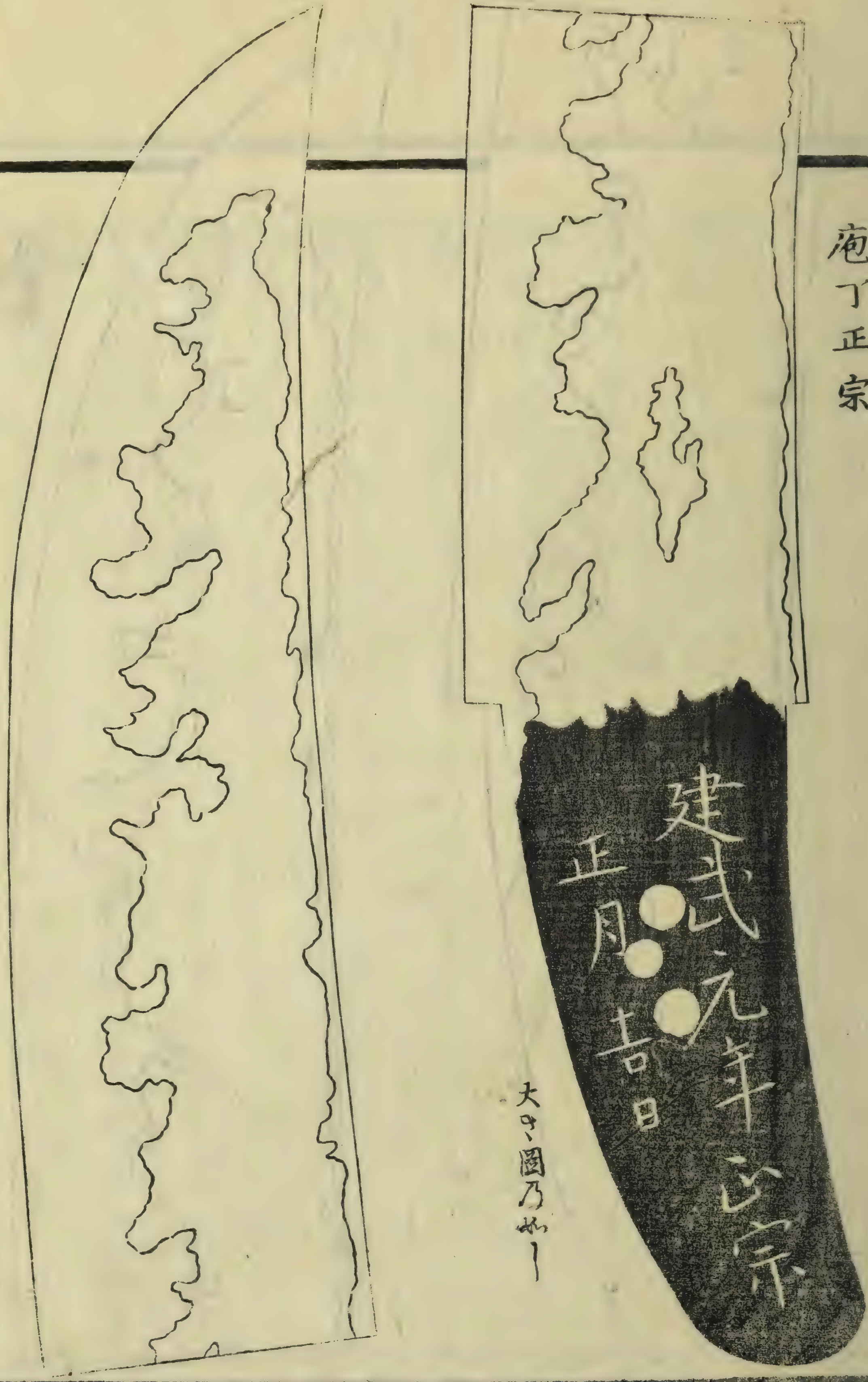

同裏

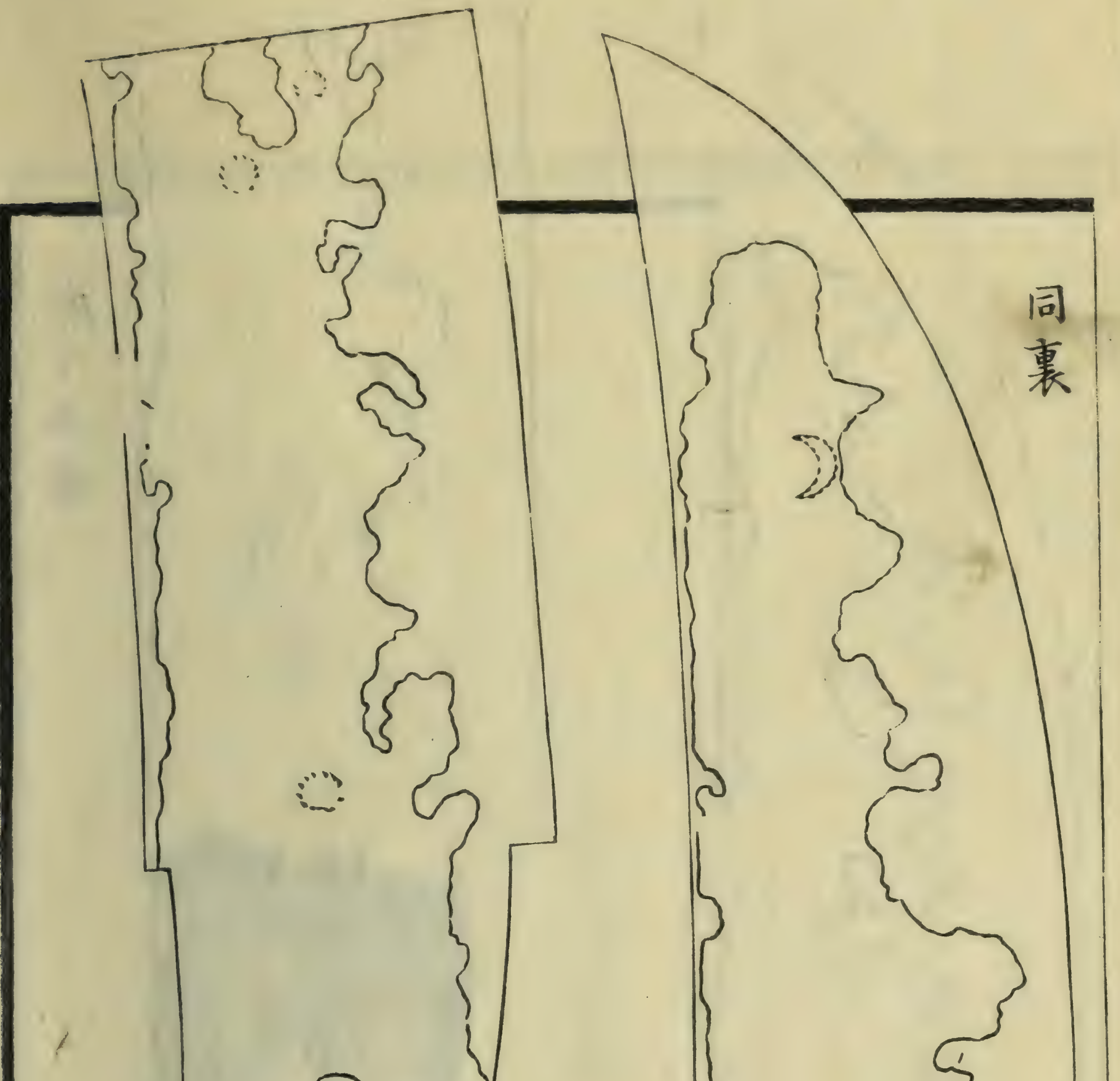

庖丁正宗あるひハ北条正宗とも、いまた孰れ是なるをしらす建武元年ハ正宗七十一歳乃時なり鎌倉志に茎柄天神寳物乃正宗無銘長一尺三寸五分廣三寸五分今乃世乃小刀と云製なり指表乃梅裏に天蓋不動乃梵字倶利伽羅をほりまた大進坊乃彫物なり鞘ハ黒塗なり梅乃蒔繪ありと云そのと似よりたる刀なり 大進坊ハ建久五年誕生安貞二年三十五歳にて出家し日光山乃住し術歟と云後飛騨となり國光乃學ぶ彫物乃名人なり 正中元年百三十一歳にて没す正宗六十一歳の時なり

貞宗ハ正宗乃養子なり正安元年近江國高木と云處に生る彦四郎弘光と云また榎と云所り後里榎彦四郎助貞と改め元弘三年三十五歳にして相摸國り下り正宗に

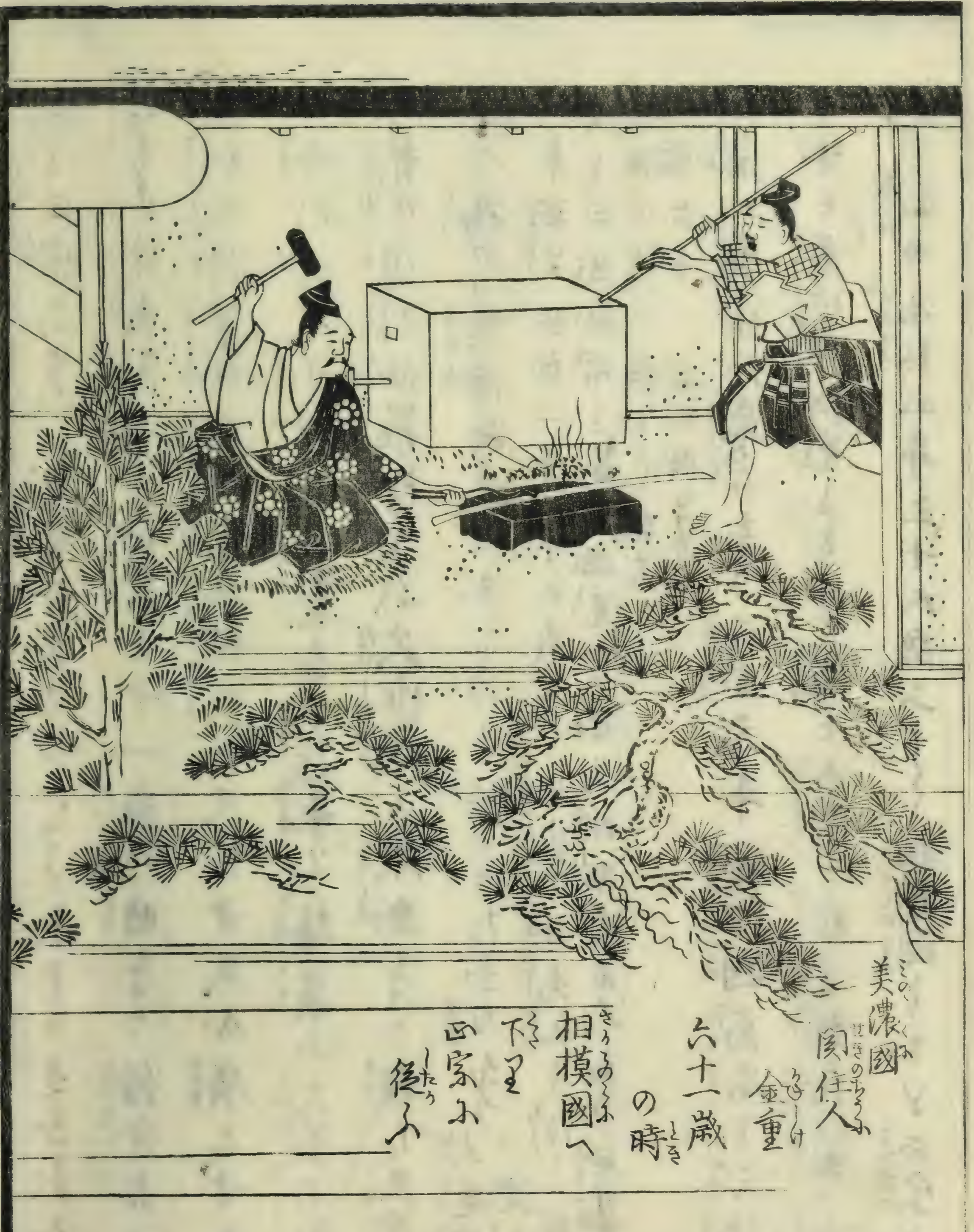
美濃國関住人金重
六十一歳の時
相模國へ下り
正宗に従ふ

信水

随ひ學の人正宗歳七十歳にしてなほ男子なし助貞乃伎倆に勝れたるを見て正宗養ひて子と爲し家に於て貞宗と改む貞和五年鎌倉にて死す行年五十一歳 天保壬寅を距ること四百九十四年前なり

貞宗乃子秋廣實は九郎次郎廣光乃弟なり正和四年鎌倉に生まれと云は貞宗より若きこと十六歳なり正宗没せし時秋廣三十歳應永五年八十四歳にて没す 天保壬寅を距ること四百四十五年也

國次は正宗乃弟子寶治元年京に生まれ三右衛門尉と云ふ來國俊乃聟なり文永十一年二十八歳にして鎌倉に下向し居ること十四年正應元年四十二歳にして正宗乃弟子となる正宗時に二十五歳 乾元元年五十六歳乃時京に上り嘉暦二年八

十一歳にして京に没す　天保壬寅を距ること五百十六年なり

金重は正宗の伎を慕ひ正應の年美濃國関より鎌倉に下向し弟子となる時に六十一歳　正宗廿九歳　なりその年関へ帰り應長元年八十歳にしてまた鎌倉へ下向す　正宗四十八歳　かくて鎌倉に留ること八年元應元年八十八歳の時より諸國を廻り越後國にして元亨二年九十一歳の春没すと云ふ　正宗五十九歳

國重は文永七年大和國に生る長谷部長兵衛と名乗り大和河内京都猪隈所々に住して頗る鍛冶の術に精しかりしが元應元年五十歳にして初て正宗の伎に及ざることを知り鎌倉に下向し弟子となり従ひ居ること十五年元弘

三年八月鎌倉乃北条家滅亡せし後正宗鎌倉を出て
諸國を遊歴し國重ト相伴ひて京攝乃間ゟ細し
暦應元年よりまた猪隈乃舊居に住し貞和三年七十
八歳にて没す　天保壬寅を距ること四百九十六年なり
兼光ハ弘安元年備前國に生る孫左衛門尉と称す父
を左近将監長光と云ふ兼光元應元年四十二歳にして
鎌倉に下り正宗の技を学び同しく二年備前國に帰
り延文二年八十三歳にて没す　天保壬寅を距ること四百八十三年なり
兼氏ハ志津三郎と云ふ美濃國多藝郡志津山に住を始
大和に在て包氏と称す元應元年三十六歳乃時美濃
より鎌倉に來りて正宗に学ぶ元弘三年正宗鎌倉を去

とき共にさりて美濃に歸り康永三年六十一歳にて
没せし天保壬寅を距こと
四百九十九年
廣光ハ鎌倉の人文保元年廿八歳にして正宗乃弟子
となる永仁元年の生なり次郎九郎と称し延文四年六十七歳
にて没せし天保壬寅を距こと秋廣乃兄なり
四百八十四年
義弘ハ越中國松倉乃人郷右馬允と云元應元年廿一
歳乃時来りて正宗に學ひ正中二年廿七歳にて没せし
天保壬寅を距こと
五百十八年なり
則重ハ越中國御服山佐伯乃人元應元年三十歳乃時
義弘と共に来りて正宗に學ひ貞治六年七十七歳にて
没せし天保壬寅を距こと
四百七十七年也

直綱ハ石見國盛綱乃子ふして久寶つと称せし延元元年八十七歳ふして正宗ふ學ひ貞和四年六十九歳石州ニ没す天保壬寅を距る四百九十八年

長義ハ備前國長船乃人なり建武元年四十七歳の時正宗ニ遇て弟子となり應安三年八十三歳ふて没す天保壬寅を距る四百七十三年

左ハ筑前國隠岐竹嶋乃人なり建武元年八十八歳ふして正宗ニ學ふ左衛門尉と称せし文和元年八十歳ふして没す天保壬寅を距る四百八十八年也

右正宗乃弟子十二人乃傳記古今銘盡大全及ひ本阿弥光悦乃記ニ從ふ

楠龍正宗刀　大坂商家藏

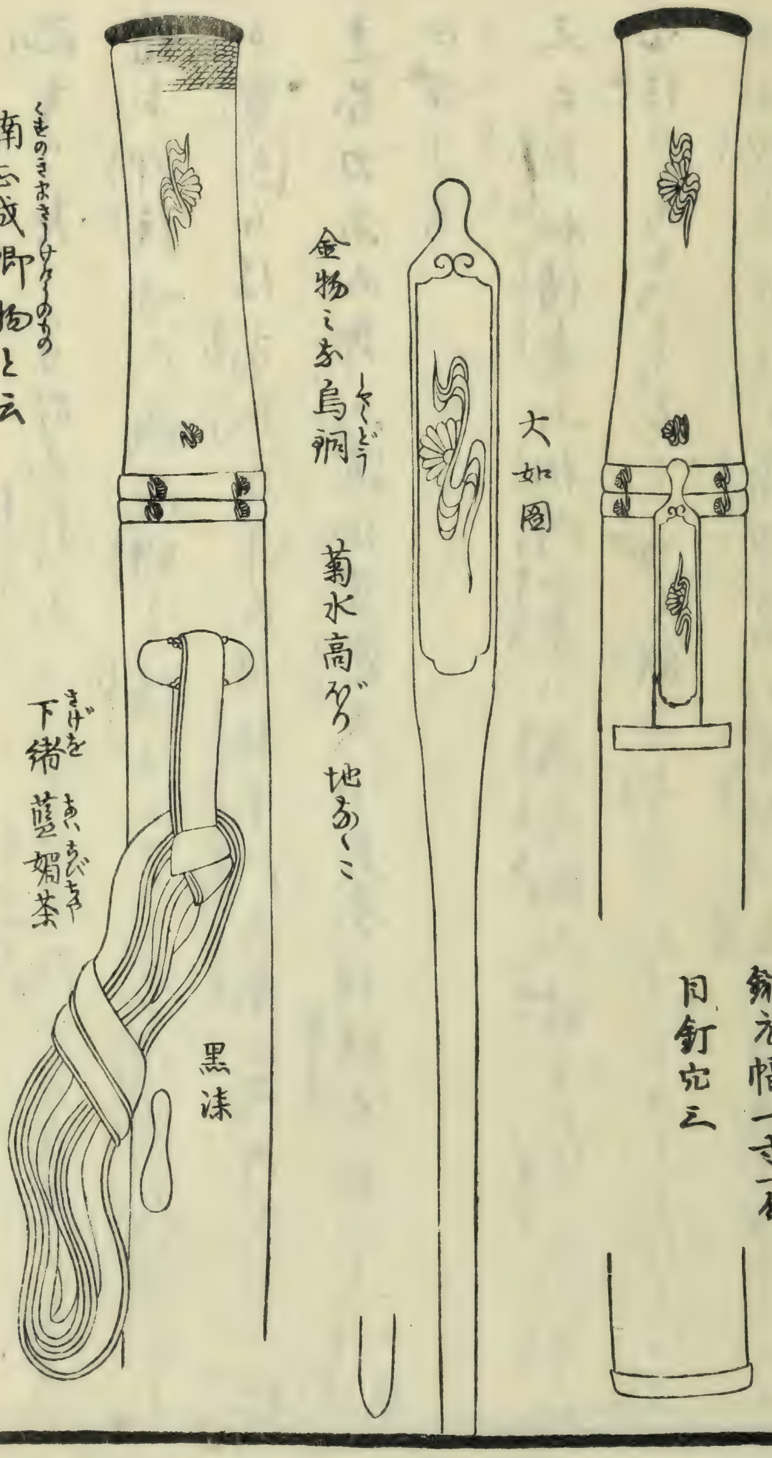
欛口まで頭より四寸一分半
身長九寸四分
莖二寸九分
鋺元幅一寸一分
目釘穴三
大如圖
金物ハ烏銅
菊水高彫
地なゝこ
黒漆
下緒
藍媚茶
長七尺六寸
楠正成卿物と云

新刀辨惑録ニ正宗伏見院御宇三河守と受領せし由記せりしかしくの所拠あるにや伏見院ハ正宗廿八歳乃時に即位廿八歳乃時ニ譲位ましまし此頃受領せしニ實ならは元弘元年正月楠多門兵衛正成乃ために作まる刀に五郎入道正宗造之とあるは誤なるへし

三河入道正宗とあるへきを

又云或秘傳書に相列正宗ハ我打物に於くハ末世に至ても紛れあるへからすと云く銘を打ことなしと云くされとも直刃に銘あることハ乱刃よりハ見紛ふ気にもあらんかと何但あれハ武器に銘をうつことハ延喜式より以来朝家乃定めなりハ秘傳書に云ることくハあるへからし

高雄神護寺圓衆坊寛耀真像

高雄神護寺寛耀僧都は其俗姓を詳ならず暦應四年辛
巳乃歳正月十九日陀羅尼講に初参して後に圓楽坊に
住して高雄山寺乃交衆たりし由交衆次第に見えたり
高雄神護寺交衆次第一巻不山座主禅守僧正乃本とぞ
御室乃真光院家に傳はれり信光故ありて傳寫せしを
得たり依て寛耀僧都の観應二年六月法身院傳領と
履歴を志るす奇と云べし
も見ゆ後に法身院乃主と成しか茲を座し頓阿法師乃此
僧都乃坊にて紅葉を見て歌よみし時頓阿乃
おとし楫隠ぬれは老らく乃かしらの雪も友や待らん
と讀くれは寛耀僧都乃綿をあけらへて侍しそかきて縮
なりし返事に
難波浦乃風の心乃通ひてや絵島か磯乃浪にかくら牟

なと草庵集等に見えたれ即暦應四年より後乃ことゝ知る
へし

傳聞山城國葛野郡梅尾高山寺閼伽井坊乃寛耀僧都
乃畫きし兩界曼荼羅乃粉本數種ありまたく別に當時
顯密乃諸碩德乃肖像を畫きし草本も頗る多しと云
とも彼山の庫中多くは御寺務乃宮（仁和寺）乃御封印に
志く虫拂の時ハい御室より御代官として何某僧正
御房登山あるなく高山寺禪堂院（明恵上人御影堂）に出席
志く點檢せらるゝ嚴重乃式なりとも閼伽井坊乃藏に
捨外乃事にて方便智院慧友護闍梨乃寫しく示されし
寛耀僧都乃稲荷の神影あり

稲荷神影
寛耀僧都畫

三位局藤原廉子真影

三位局藤原廉子ハ右近衛中将公廉朝臣女なり公廉朝
臣ハ新大納言成親卿五代乃孫ふして父ハ左中将公仲
と云元應元年八月西園寺太政大臣実兼公乃御女藤原禧
子御年十七ふして後醍醐天皇乃后ふ立せ給ひしときは
主上いまだ春乃宮ふおはしましける時より御寵あつく
皇女一所まします懽子内親王と申奉る是なりさるを
御即位乃初め立后乃宣旨を下され給ひし此頃三位
局ハ后の御付き上臈女房乃やうふてはありしを主上い
かふ玉簾乃ひまを求め給ひけん君乃御寵して他ふ
ことふ御覚え深く三千乃寵愛一身ふありときこゆる
給ふのみならずして六宮の粉黛ハなきかと見ゆるかげなく

百年乃歓楽も長生殿の裏の春秋を共にし比翼乃鳥も
雲井の外に放ちて連理の枝も雨風に歎くといふ色も衰
恩日に増栄爵忽ち加はりなんときしかば洞院相國公賢養
子にそだてまいらせけるとかや正中元年第六の皇子恒良親王
誕生ありしのちハいよく重き御おぼえにて有けるに
同じき二年第七乃皇子成良親王誕生ましまし嘉暦三年
第八の皇子義良親王打続きて誕生ありけれバよりて
元徳三年従三位に叙して内侍三位と申てけり志かるに
此年八月主上後醍醐天皇笠置へ臨幸なりて弥勒乃霊場仮に
修羅乃衢と変ぜしかバ三位局も所縁に付て北野乃側
に忍びておはしけり笠置の戦官軍利なくして九月廿日

城遂に落ければ主上も楠が赤坂城を御心当に潜幸なる
ましけるかにそれまでもなくたどり付を得ずして大和国有王山乃麓
より六波羅乃凶徒等を御供申て十月三日左近将監時益が
亭へ入御なりしく今まで昵近伺候の公卿殿上人官をとく免
られ出仕を禁ぜられし後御介錯して奉仕へまつるは三位局と
頭中将忠顕朝臣一条頭大夫行房朝臣万里小路中納言藤
房卿のみなりしに元弘二年三月七日隠岐国へ遷幸なる
志奉りけるときは三位局と行房忠顕乃両人のみ也
恒良親王は元弘二年八歳にておはしましけるを中御門
中納言宣明卿一中御門とは大内裏の待賢門を云此門の
東の大路を中御門大路と称す今の椹木
町通なり此通りを東へ行し賀茂川を渡りなを東行
して吉田山乃麓に権大納言経継卿の亭ありし是を中御門

の亭と称せし宣明卿頭里まうらく吉田乃中御門乃亭に
ハ経継卿の孫なり
御座ありけるなり主上乃御座あんなる白川に程近し
と聞て宣明いかなと我を具して御所へハ参らぬぞと卿
有けれも宣明卿十一歳此時三歳を押へて皇居程近くおはし
ましけれハ供仕て参らんと子細有まじくけるか志ら川を
中けハ能因法師か
都をは霞と共に立しかと秋風ぞふくしら川の関
と読し処なる路遠く隔たれハ所なる上て人を止る関
ありと思ひしを移へと申されけれハ宮恒良親王聞食くさ
ては宣明こそ我を具足して参らしとて左様にハ申すらし
能因法師の歌を本歌にて津守国夏か

東路乃関まてゆかぬ白川も日かすを経ぬれハ秋風そふく

又最勝寺の桜の枯たりしを植替るとて藤原雅経朝臣

なれ〳〵て見しハ名残乃春そともなと白川乃花乃下かけ

と詠たるハ洛陽渭水乃白川ふして東ハ陸奥の白川関ハ

あらんや今ハ具しくと仰をらましと宣明を根に仰ら

まされよりしくハ中〳〵に哀しと也御ら曲に萬葉下入たる

御気色ふく中門にたゝせ給へる折ふし遠寺乃入相かをり

て聞えけれは

清〳〵とおもひくらして入相乃鐘を聞にも哀なりき

と口號せ給へるを誰とはなしに聞傳き語りつき是より

八歳乃宮の御歌よとて帳帛扇子にかかぬ僧俗男女ハ無り

けりまた識る心内より動き詞は外より露る御歌乃長く〳〵さ
類ひなき〳〵御事なり其後主上隠岐島を御出ありて
船上に臨幸ましまし諸国官軍都へ攻上る由聞えしとき
但馬守護職太田守延官軍に加わり此宮を大将軍としまつり
千種忠顕朝臣と共に六波羅を攻落されたりしかは主上
乃鍾愛ことさらに渥く御母三位局隠岐島に従ひ
参らせし忠節といひかた〳〵等閑ならず叡慮をめぐらされ
建武元年正月廿三日皇太子にたてまつらせ給ひき此宮は孝
行篤くおはしませは御事いさゝかもことなく建武中興の大業
をなさせ給ひし大塔宮護良親王の英武と智略とにあり
または義貞卿よりしもく赤松圓心足利尊氏以下の勇士は

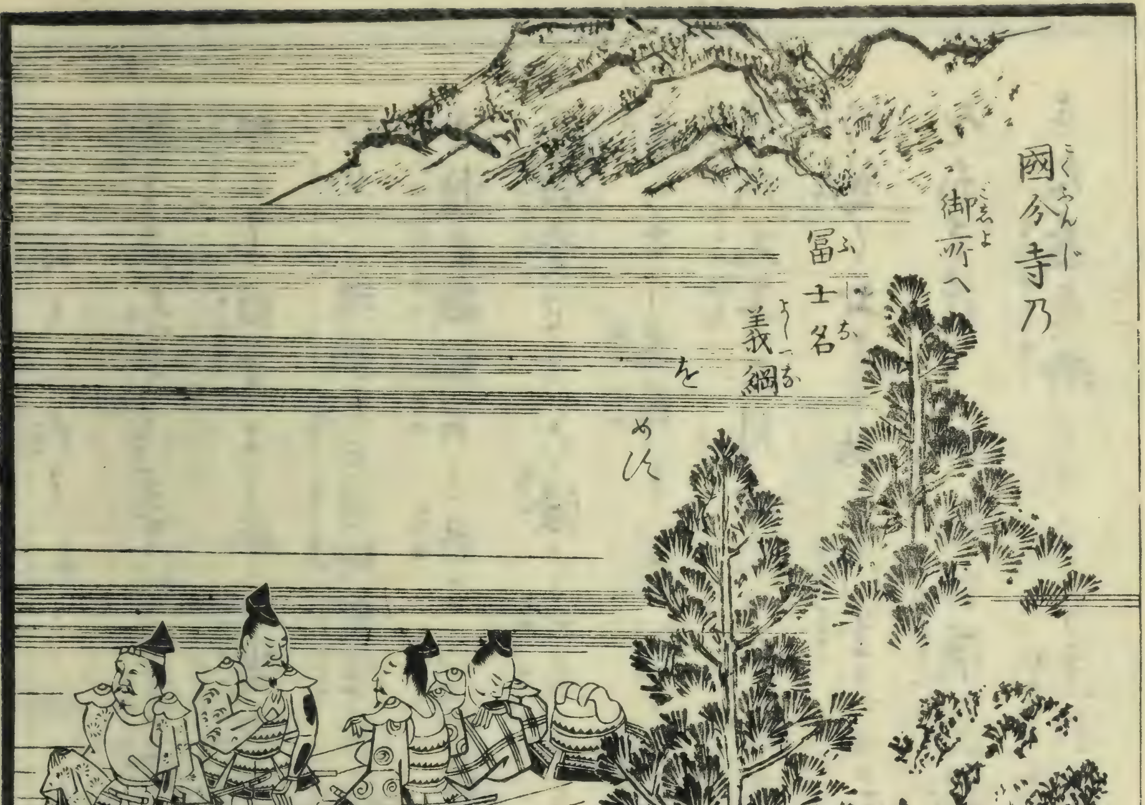
國分寺乃
御所へ
冨士名義綱
をめし入

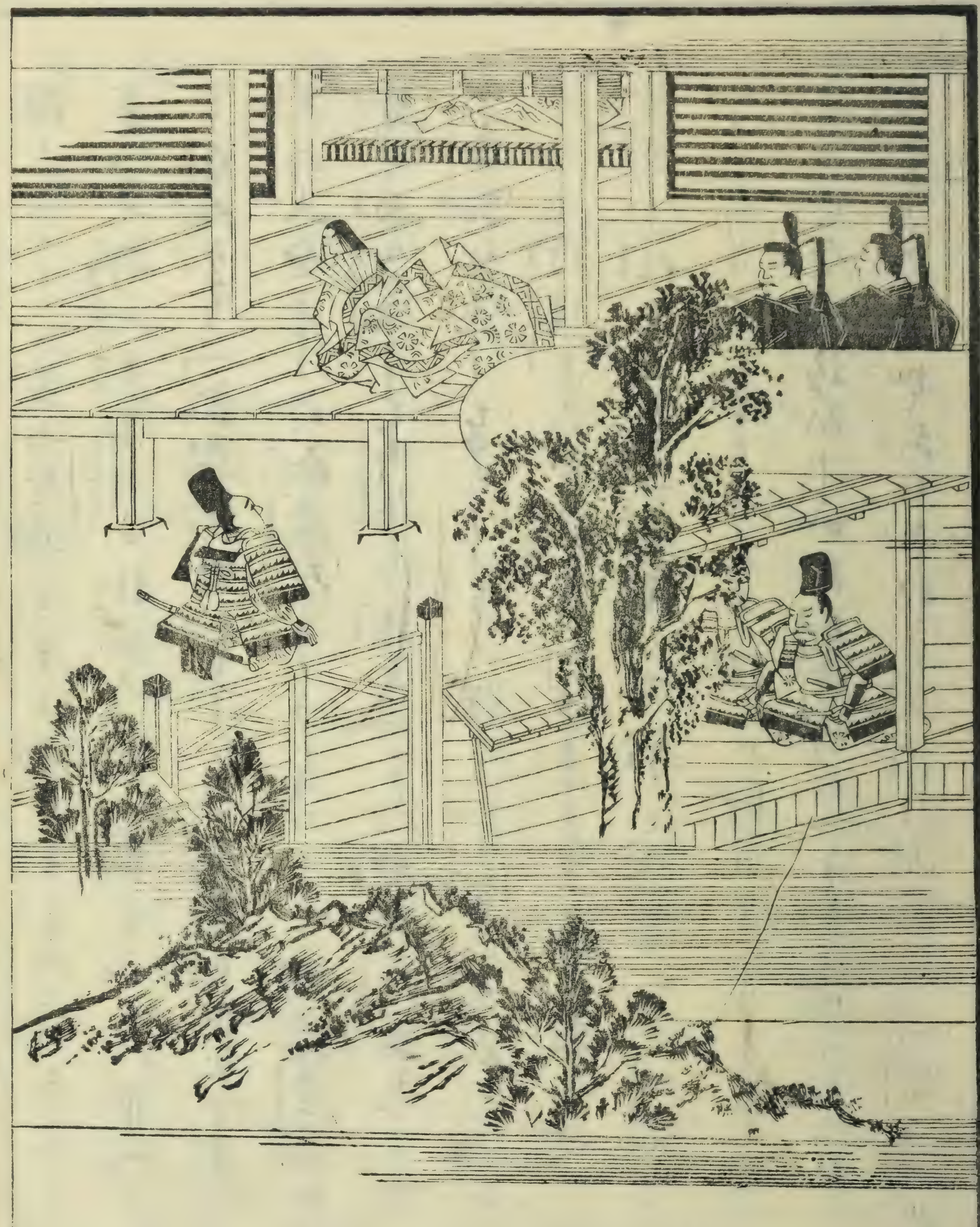

誰かよりくる義兵を揚官軍に属し太白の旗をは靡かの
もへき擁北条高時の鉄鉞の誅を蒙りしそれ罪何とそ
と尋ぬるに一宮尊良親王をしりぞけ三宮護良親王を東宮に
立給ん事をとて叡慮をとどめまゐらせしと長崎重綱を太
覚寺殿御流にて御位の継を給はぬ時御祈務あらんと
乃勅諚を返しまゐらせ一度は僅に二ヶ条の御なのまゝなら
させし御憤りとおぼしき事を承りし也東夷天威の戮に伏し萬
聖断に任せらるも王道蕩々の春を待得しは一宮を春
宮とあふぎまゐらせられて誰かは傾けたてまつらんやは其母
早く世を去給ひしかは御愛情にうつろふ篤かる人もなきに
にもあらぬ世にあらざる三宮の御事は前坊邦良親王薨

御乃後代宮はお捨まし出たゝりし後かくれて乃後は以
きて宮ハ人に召されしが引籠く恒良親王の東宮に立
給ひしも三位局乃三宮乃功高く勢たけくましませを
嫉ましく思ひし故なるべし されども此長を踰え 三宮ハ此年御歳廿
七なり恒良親王ハ御年十一 廃嫡を奪ふは天乃疾む所なりや
幾程なく天下ふたゝび大に乱れ東宮山門より新田一族
以下を従へられ北国へ御下向ありて撥乱反正乃計策を
旋らされしかとも天運機乃熟さゞれハ金ヶ崎乃城遂
に没落し東宮逆徒に要されて都へ還御ありしかとも
尊氏直義あまりを一室に幽閉し奉り興國元年四月直
義ら奉る御薬を鴆食くより御いのち絶例ならさることを聞えし

かくて同月十二日御年十六にて薨御ましく此直義が弑し
奉つりしなるべし
成良親王ハ正中二年誕生ましまして元弘元年七歳に
ならせ給ひ御幼稚にましませしが主上後醍醐天皇隠岐島へ
遷幸乃後ハ京都に止め奉りけるに還幸ありし後同三
年十二月廿八日東国乃守護として鎌倉へ下向ましまし
足利直義を執事として関東を鎮撫せしめ給ひけるに
兵乱乃後いまだ一年をも過ざれバ御所乃経営もおふる
民を煩はしめんとて二階堂小路なる山城前佐守が
亭を御所となされ移らる建武二年相模次郎時行が
諏方三浦本間葦名を語らひて直義を攻んとて鎌倉

を襲ふ使を聞く直義打ふし無勢なりけるにより七月廿
三日親王を具足しまつり鎌倉を落るとて渕辺伊賀守
をして護良親王を弑しまつりぬ事ハ護良親王傳ふくはし直義とく
かくこたび戦ふことに利なく渕辺ハ駿河の手越河原にて
討れにけり親王ハ大江時房なりを御供にて京都へ
還御ましまししかバ三年山門臨幸乃時ハ鸞輿に
侍しく共に昭明乃旭日に春秋乃富貴を迎へ又五臺乃
文殊乃智恵の増進を祈らせ給ひけるにやこの年の
に光厳院重祚後醍醐天皇乃皇太子にたてしけるを正慶元年北条高時乃議らひに依て即位
ありけるを同二年後醍醐天皇隠岐の嶋より還幸ありて是
重祚の議を用ひ玉はざりしかバ光厳院を廃しまつりし
に今また尊氏の議らひにて践祚ましましき　ありけれバ八代
重て乃践祚なれバ重祚とハ申なるや

宮を以て東宮に立まゐらせ給ひけるに十二月廿一日後醍醐
天皇花山院を御出ありてひそかに南山へ臨幸なりて
つぎは暦應元年八月十八日東宮成良親王を廢しまゐらせ
恒良親王と一所に押籠まゐらせしが程なく直義公毒をこの
らせおもひけれは興國元年四月粟飯原下総守氏光
をして鴆毒をまゐらせしかも終に其毒にて薨御なりき
御年十五歳なりしは黄疸乃御病と披露ありしとかや
義良親王は嘉暦三年誕生ましまし元弘元年八月四歳
のくましましき同三年十月陸奥出羽乃國々を鎮撫
させたてまつらんためにとて參議陸奥守顯家卿及び親房入道と
共に入部ありし時に六歳なり建武元年夏陸奥國に

王く親王にあさ勢ら於それ年十一月陸奥の國津輕乃凶徒時如高景等親王に降参し陸奥出羽大かた王化に伏しけるに建武二年八月相模入道乃余類一揆を企たてけるは伊達行朝御旗をさゝけて行向ひ忽ちにこれを誅平らけ両國平均して兇風を御きて六郡の押領使（押領使ハ國々にありて下野押領使秀郷北陸道七ヶ國押領使為頼陸奥押領使秀衡乃類なり陸奥を六郡乃一人の押領使を置この時く一國九人ふくて國中の濫行しきりける處へ兵士を領し闘諍を鎮めしむるこ）足利尊氏にれ一族なりけるに陸奥守家長（尾張守高經乃長子なり）をもつて奥羽乃管領としてさし下しけるに國人あまた二心を懐くものも在りて出来ぬるを親房入道乃智謀と顕家卿乃忠烈潔よく結城入道乃義勇猛くしてよく

腰繪障子
こしゑのしやうし

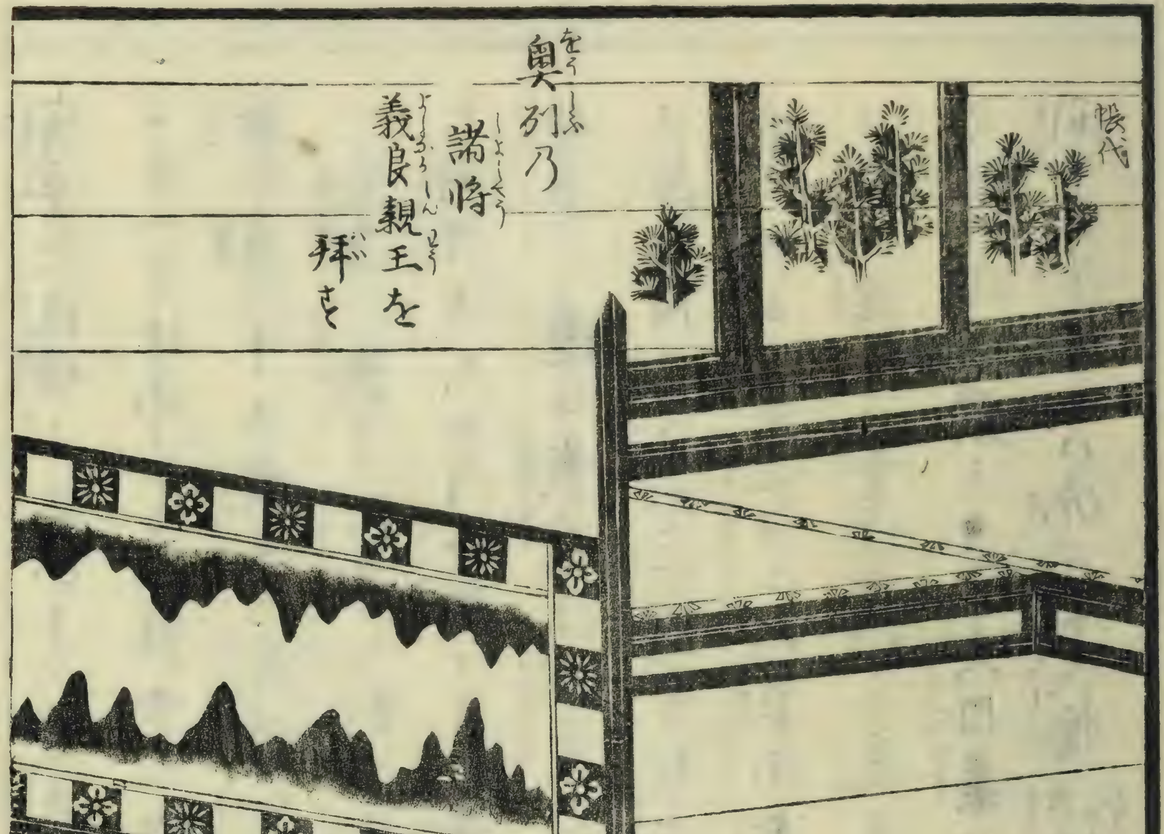
帳代
奥羽乃諸将義良親王を拝さる
堀川御所乃指圖ニ依る

官軍を統領し給ひまつ家長を討亡して後高氏を誅せ
らるへき由にて十二月廿三日陸奥國高野郡に於て合
戦に及ひしに親王の先鋒相馬胤平兄弟よく軍しけれ
ハ家長一戦に討負て行方郡へ引退く親王これを追
て同月廿六日の合戦に打勝給ひしかとも官軍いよく
競進て遂に家長を鎌倉の杉本観音堂にて誅せら
る然らは高氏を一戦に討亡さんとて高氏上洛の跡を
追て攻上らせ給ふ所々の軍に打勝てあくる三年正月十二
日近江國に着せ給ひて去る十日に主上山門へ臨幸成
させられ荘厳なりし大内裏ハ兵火のために焼失ぬと
聞しめしさらハ佐々木氏頼 六角時信の嫡子今年十一歳なり が籠りたる

観音寺山の城（近江國武佐宿と高宮宿との間にあり 衣笠山観音正寺といふ寺の山にてあり 今は石壁礎石 城跡多し）をたゞ一時に攻め破り直ちに東坂本へ
発向ありて三井寺京都の合戦にいたり荒手をまじへは
強からん方へ乃て向ひまゐて官軍ましく勝に乗りけ
れば高氏打負九州へ落行しかバ親王を三月十
三日御元服ありて憲良と御名をさし給ふ後に義良と
改め給ひ三品に叙し陸奥太守に任させられて同月廿
四日奥州へ下向ましましぬ然るに主上は高氏乃為に
花山院乃古御所へ押籠られ給ひしが陸奥國人等
傳承ありて多く叛きまゐらせしかば顕家卿と共に霊山
乃城に入りて籌策を旋らされけるに主上芳野山へ臨

幸ありぬと聞くまゝ親王に従ひ奉る國人も多かり
けれはそれらを引率しつゝ鎌倉をせむへしとて
延元二年八月陸奥乃鎮守府を打立て十二月鎌倉へ
打入玉ふとて利根川薊山安保原乃戰官軍いつも利を
得しかはその氣奮ひて山をも拔つへし降參乃軍兵ハ
朝夕に随ひ付奉りしかとも其勢さらくふ野山に満ぬ
十二月廿八日小坪杉本前濱腰越乃戰にも味方勝利と
なりしかは當氏乃代官として足利義詮鎌倉に居た
まひけるか高上杉の者ともに具足して何方へか落さり
けん親王乃御勢に怖懼て首さし出ぬ兵も無りしに
より正月八日延元三年鎌倉をたつてきらむ先陣となり

美濃國に付ハ官軍次第に勢かさなりて六十萬余騎垂
井赤坂に陣をとりけれは関東より上杉民部大輔憲顕桃井
播磨守直常江戸葛西三浦鎌倉武蔵七黨兒玉・横山・猪股・野與・村山・
西丹黨下野國にてハ清黨乃旗頭に芳賀兵衛入道禅
等なり
可等八萬餘騎親王乃御跡を追て攻上れハ爰ハ美濃國
住人土岐彈正少弼頼遠頼光九代孫土岐隠岐孫次郎頼貞の七男なり別に傳あり
その頃左國しく居たりけるか目前を通る敵を大勢
に怖まて箭の一ツをも射かけぬと云法やあるか頼遠
に於ても目り餘るか大勢に馳向ひ命を際の一合戦して
勇士乃志を戰場乃苔の下九原乃尸を遺さんとて
僅に其勢一千余騎渺々たる青野か原に打て出親王

乃六十萬騎打駈むつ入顕家卿ハ桔梗乃旗を見玉ひ
これは名ふ負土岐頼遠か分廻し餘まる兵共とく六
萬余騎を引分く青野原へ打臨ミ土岐の勢を見玉へハ
四方十里ふ餘る廣野の中ハ僅乃小勢ふて控へたる
を必定討死と思切たる者共よ侮く打滿さと味方
を諫め時乃聲を合せ暫時ちろり戰ふて三百余騎を討
死し頼遠のこれに七百余騎みて春日少將顕時朝臣顕家卿の
弟乃二萬余騎ふ馳うつる顕時朝臣これを見て頼遠を
世
討く親王乃御感にあはうちとく士卒を勸め自ら先
ろ駈らむしかは義を重し名を惜む勇士等まれ前ふ
を叫喚く責戰ふ不とて頼遠左乃眼の下衣乃に照すて

鋒深く切付られ七百余騎乃勢に廿八騎に打なされ
今ハ是までとて長森乃城へ引籠る鬼神の如く名高
かりける桃井直常に三十余ヶ度戦ふて七十六騎ま
打なされ続馬の三途平頭二太刀きられて右乃草摺せん
されし三度つかれて引退く其の外芳賀禅可ハ顕家卿
乃手乃者伊達信夫乃一族とも三千余騎と戦ひしか
禅可散々に打負て残り少なかりし討れてけり上杉一家の
人々ハ新田徳寿丸宇都宮乃紀清両党と相戦ひしか
上杉立足もなく打負て行方しられずなりしを青野原の
合戦と後乃世まても語り伝へけるも哀れし處々乃合戦
に打勝玉ひし官軍乃義を鐵石にひし名を竹帛に遺

さんなとを思ふゆ故に死力を致きし勲功ハ宜なれ共
親王いまだ幼冲にましゝまして（義良親王御年十一）主上乃南山に
光を韜て荊棘乃路を塞りましゝまするを深く悼ませ給
ひ御自身甲冑を被玉ひ利兵を取きらせ玉ひ三軍の勇士
と共に霜雪に起臥を同しくなさ給ひ凶徒誅戮をはかりく
御心をなさ給ひし御孝心を皇太神宮の憐ませ玉ふ冥
應なれ彼乃神力にさ我をかくて親王ハ南都を経て芳野
殿へ入せ給ひ同七月より奥州へ御下向あるへしとて八
月十七日伊勢国大湊より出船ありけるに九月十一日俄
国三濤乃澳にて風荒く浪高く官軍乃船處々へ漂没
きしに親王乃御船もかゝる風に逆ひて勢州篠島乃里へ

吹返させ給へ吉野より日野僧正頼意を御使として未
芳野へ還御あるべき由仰られける時に頼意
神風や御祈よりらん奥津浪頼をかけし伊勢の濱[illegible]
実に太神宮乃御ちからひなるに座さふや明る年乃三月
芳野殿へ還御ありて十八日皇太子にゆづらせその日
譲位受禅の儀おこなはれ十六日後醍醐天皇崩御
なし十月五日芳野殿にて即位あり御年十二 後村上院乃御事也
主上後醍醐天皇隠岐の島へ遷幸ありて元弘二年四月二日
國分寺の御所に入らせ給ひしかは隠岐前司清高近國の
一族を催ふして守護しまゐる 明年閏二月廿四日まて此御所に三百四十八日御滞しまし
然るに四方乃官軍楠乃千早乃城强くしてく戦ふにより

寄手毎度敗北し大塔宮乃能士卒を養ひ謀畧を施し給
ふうより京鎌倉を追討して隠岐島へ御迎ひ来るへき
なと風聞ありしかは清高宮門を厳重に警衛しありけるに
元弘三年二月下旬富士名判官義綱ハ番にて中門乃警
固に立けるかあら給ひ此義を奪ひ宛なり謀叛を興させたやと
おもへる心乃付く折節勾当御前より官女をもて御盃を下
さ給ひより義綱よき便ありとおもひく出雲伯耆の方へ臨幸な
ら参らるへき由を奏聞ありしかは狎義綱ハ志乃程を御覧せ
らるへきためかの官女を義綱に下さ給ひけれは義綱いよく
忠烈乃志を顕しまつ出雲國へ立越同心させへき一族とも
をかたらひ御迎ひ来るへき由申して出雲國へ立かへる中門の御

都と云ハ中門に有しと知る宮門乃警固とあるハ宮門に有し
と聞ゆ官女を召て御盃を下されまた官女を義綱に給ひ各
此外にも塩冶高貞に下されし西臺より廿三日乃夜
隠岐乃御所の大低を勧よろこばせたまへり
至つく三位殿の御産乃期近付たまへは他所に移らせ給ひ
なく御寵ありめされてまもなく伯耆国へ遷幸ありしかは
近国乃官軍雲霞乃如く集り隠岐判官清高一戦に打負
けるを聞く隠岐国人忽ちに心替りしてけれは三位殿に
はんゆくかに船よりて移りたまひ都へ帰り入らせ給ひしかハ
遠島乃憂つらし御住居羑里乃囚にも等しかりし昔語を
再会の花乃春乃慰みに楽みて共にかたさせたまへきとて大佛
貞直か所領を賜ハりて其跡の料に充られし建武二年
に月准三宮乃宣旨を下され給けり是より准后の[illegible]

皇后中宮ニ超過し師範儀形乃大臣より職員令乃太政大臣ハ一人の師範四海乃儀形とミえ也重寄清撰乃職原抄ニ大納言を重寄とし参議左右辨官等を清撰と云と有卿相と云とも朝ニ璧を贈り夕ニ飡を献して其顧眄を喜ひしかは誰乃起すとなしに賂貨さかんニ行れ是ニ為と云ことハなけれとも内奏乃路ひらけて汗馬乃労捨て給ふなり絲竹管絃乃頑童乃妨けも報國の忠ニくたら乃解語傾城乃伎女ニ奪て給けるを詠く義士ハ冠を掛て伯夷乃清を慕ひ勇士は怒を押へて淮陰乃志を銜むも在て去給ふ准后乃口入と云ふともあらさ給とも天下皆准后乃周旋ニ歸しけるな其憂たるれ中乃も兵部卿親王大塔宮乃ましめよりま皇太子乃たくき給ふ處このミしを讓良王

相摸入道乃支中法命ニ依て一乗止観乃真諦をハ学ハせられ給ひ今還俗乃御身として征夷大将軍ニ補せられ給ふ中興乃大勲を已に海おかしく糺處ありしハ幕府の外衛を解て儲闈乃内宮ニ備ありしを給ちんて誰この傾け申へきや世は准后ニ心安ゝ守おをしめされし處へ為氏直義を申しうて親王乃御ことを讒云ゆきしたを女儀の心あさくしくも主上ハ親王乃御謀叛乃よしをきこしめされ浅猿き主上乃御心ニハ兵部卿親王を皇太子となさんとしくて發軫の叡慮ニたりしハ親王乃勲功ニ報ひ申たてらきるなことをおもはしめし給ひハ御謀叛必定なりと思ひし給へ傳きく唐乃高祖も大勲功乃三男秦王世民を立て二人乃兄

を棄しか共三百年乃洪基を開のましくて建武乃今に幼稚
乃鐘愛乃たゆすて閔閲乃長子を疎くして百王無疆乃平
安城を出一日千本乃芳野山の櫻乃雲をならまく南北
五十餘年乃春秋のいくちく乃患依孝子命を塵芥より
も輕くし名を鐵石よりも重しとなし夫ゟ別ましく妻父
に捕らまし孤朝夕のたつきを失へ侍るも源氏も旗為
ま志ゟなまはかや是らか中興乃聖斷牝雞乃晨ふより
か弁乃詩の起まる所以と知侍らさくも兵部卿親
王をは黜詩人と云ともも尊氏直義か姦計を糺さ亂をさ
かなく王上二度山門に臨幸ありて東宮北陸乃雪をさ
まよひ卻て兩宮を無慙乃鴆毒に弑さ給く一とに家を生る

者安にか座るとや十座さ主上南山乃巡狩ありて永く還幸乃儀なかりしかと云准后の御なけしく従ひ参らせて登遐の後義良親王即位ましまし御母ハ皇太后にあがらせ給ひ正平六年十二月廿八日尊号御定ありて新待賢門院と申さ同十三年四月廿八日芳野殿にて崩御なり御年五十七と云（乾元元年壬寅の生れたまひて隠岐島へ供奉まゐらせしハ三十一歳乃時なり）御墓ハ如意輪寺にあり

藤原皇后廉子傳賛ニ曹大家云婦徳才明ニあらず絶異たるをも必とせず婦言便に利辞をも必とせず婦容顔色美麗をも必とせず婦功工巧人に過るをも必とせず藤原皇后此に着をも兼て大家の論せる所に反す（徳ハ明らかならずましまさゞりしとも言ハ巧

に容ハ美麗乃功にも宜なるかな寵をかたくし房を専
人ゝ勝れたまへり
みしくゝ主上乃聡明を蔽ふことを得たまひしこと足利尊氏
乃ためにて護良親王を鄒向し建武中興乃政を蠹害を
志ことを何如と為ん都称也とにも后元良を誕育しまるさを
國母とあり偏安乃業ム六宮の盛なるを備えんといへと
にも甘毳乃奉張四海乃美をいくさ幸なるかな甘毳の奉とハ
柔美乃物を云史記の聶政傳に旦夕甘毳を以ると云星
く親を養ふことを得たりと云をいくく歓然へし
然也とにも隠島乃隨逐ハ尋常女子乃及ふ處にあ
らずと女丈夫と称せんにも溢美とせん護良親王を間せ
志は嫋桐伯仲（后之十一歳の時　親王二十五歳）まし上乃主上時に四十又
自ら親王を疎くなさ於しゝ故なるへし

筑紫探題北条英時妻赤橋氏影像

筑紫探題北條英時乃妻ハ赤橋相模守盛時盛時ハ北条義時の三男
陸奥守重時乃二男武蔵守長時乃孫ニ鶴岡乃女ニして
赤橋乃傍ニ家ありしかは赤橋と称せしニ
等持院贈左大臣尊氏家の室家乃妹ニて英時九州乃探
題として下向ありしかは妻も従て筑紫ニ赴きけるニ元
弘三年肥後国菊池次郎寂阿入道官軍ニ属し英時ニ博
多乃館へ寄来て合戦し寂阿戦敗して討死しけると云
とも九州乃地頭甲乙人
地頭とハ其郷村乃地主等の内
ニ就て分限あるものを撰て補
任せらる、彼甲乙人ハ國々乃軍團兵士乃先大ニのて官
鋒ニ甲乙を含たるよしと軍防令ニ見えたり
兵ニ加ハりて二度博多の館へ押寄て合戦し英時ニ軍
戈を倒ニし寄手ニ牒し合て英時を射けるニより同年
五月英時妻子を関東へ還して其身も潔よく軍して廿

英時博多城ふ
火をかけ
自殺を

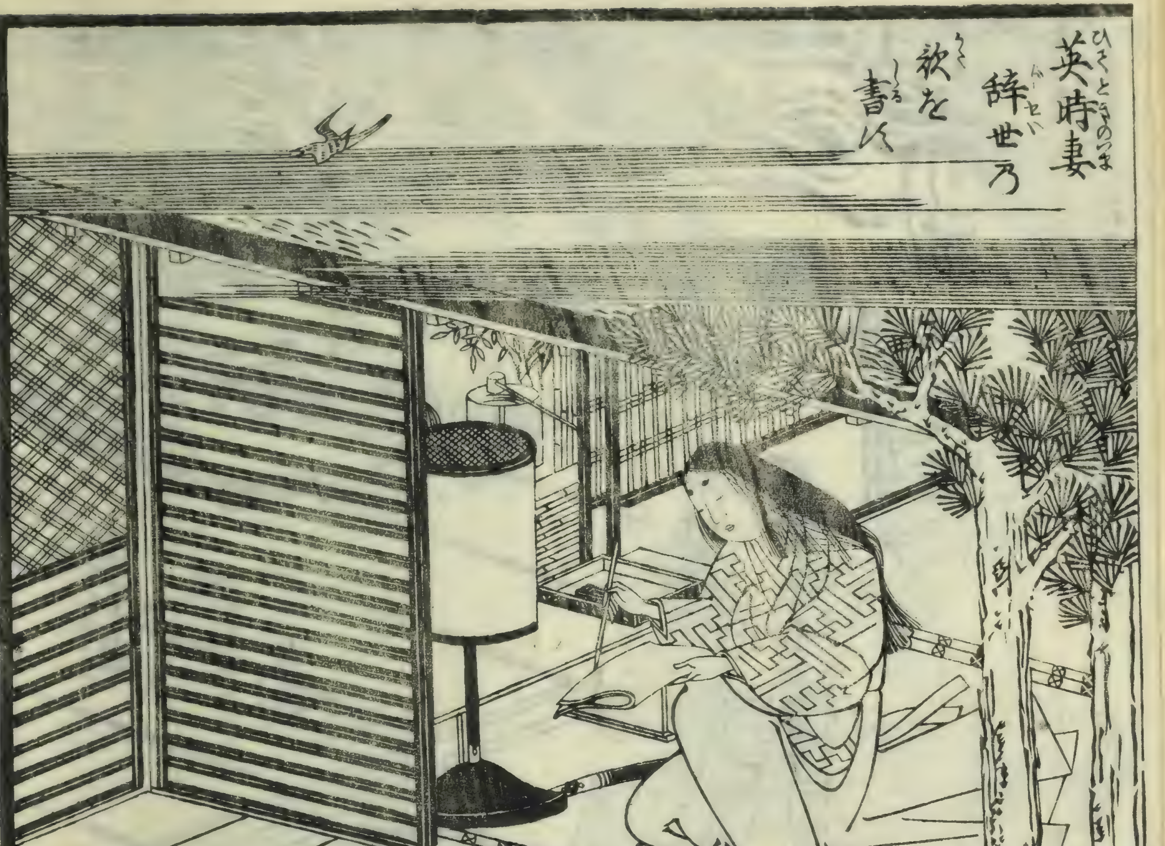
英時妻辞世乃
歌を書く

五日と云に自害して失ぬるよし聞え冬亀は妻なりしこ
にたえておなしく家に伏て死んとせしを冊く人々に
さゝえられて徒然に日を過しけるに関東に六波羅に
滅ひ父の盛時に自害せしと聞てますます人のひま求め
淵川に身をなけんと泣哀しぬるを足利尊氏卿の北方
義詮将軍の母公登真院贈一品大夫人
定海大禅定尼貞治七年五月四日逝去懇にかくしめ給ひ
中あつく尊氏卿の亭にや預りてなされけるよしに
たのもしけなく世を恨みて
あさましかりし心の古へを兒のおもひくと君に通し
とはとすからめて建武元年五月廿七日修理亮英時の一
周忌の作善かくおはしく嘗らくえみ取いさゝきよく自害し

て失にけるを夜明て人々ちまたを見て驚きゝさまよけるにかひなし終り衣笠山の梺なる烟となし卒都婆を造立ありけるとも大臣の末の亂にあたりて卒都婆倒れ墓壊れて今ハその地も定かならずとかや　等持院舊記に見ゆ

或云鎌倉に從て東勝寺の舊跡を觀るに北条九代の繁昌たゞ一瞬の烟と立昇り一族門葉八百餘人共に死をこの地に潔くし尸を秋霜と消失せしも各ハ萬年の後に朽ぬ跡ありて其の人の妻妾いうに威徳をきけんそれ影響を知に因なし赤橋氏獨自由しくまた黄泉の中に慕ひ然もその純粋を去ときに死をなすハ夫の命辭せんへうかさる處あらしなる風く父盛時寄氏卿

乃縁者たるもしく衆ろ先しく自盡し義を萬卒ふ勧
む果しく尊氏卿北方の縁ろより赤橋氏を我亭子入れ
く其生を全くせしむ此時北条乃氏族一人乃存さる
をの形しまもり捨ふ生を貪るを笑ふものあらんや誰
かも死を遁てるを恨るものあらんや其志氣徐こ
として一周乃歳月を過し訪ふ人乃絶たるか親夫乃追
薦を修し心浄く終を七星乃鋒ふ早く此遼乃耶律氏
者妻蕭氏名を訛里逹夫死しく喪ふ居衰毀を極め既ふ
葬く後蕭氏乃云夫婦乃道は陰陽表裏乃如し陽ふくは
陰は従くみたらん表ふくは裏は従もて附ん妾今不幸ふ
もく所天を失へり更ら何をか恃んと云自刃しく卒

と云へ里赤橋氏乃一周乃追福をなして後飾に自害を
志と蕭氏か葬埋乃事を遂て理を明らかに説く自刃
せし共に一轍より出たるが如し

先進繡像玉石雜誌巻第三終

先進繍像玉石雜誌巻第四

土岐十郎頼兼真影 并傳

頼兼三条堀川館圖　十郎蔵人頼春　門櫓

六間客殿　二間眠蔵　葛葉庄　庄家

八十八箇所の箭　箭乃屋　焼松料紙

多治見次郎國長真像 并傳

小笠原孫六泰長　目貫目釘　腹巻

廿四指たる箙乃筬竹　十二束三ふせ

國長錦小路高倉館圖　古代酒坏　遊女乃圖

大判事中原章房朝臣真容 并傳

隠机　大判事　中原朝臣　瀬尾兵衛太郎

雲居寺　承塵おろし圖

土岐左近藏人頼春妻齋藤氏真影并傳

女房装束の圖　市女笠　板金剛　ひろうの裏無

舟木山

大衆院尊圓法親王真影并傳

青蓮院　入木抄　世尊寺家　真蹟短冊

土岐十郎頼兼真影

應永寫本京繪圖所載土岐頼兼亭圖

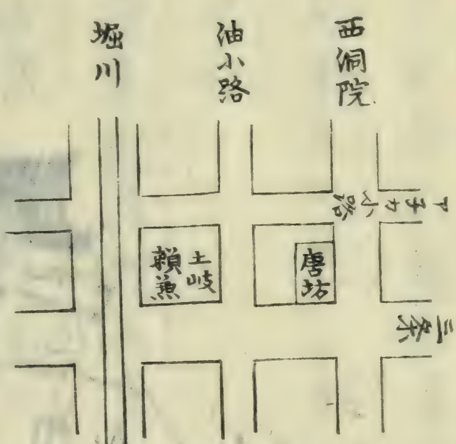

堀川の東三条の北なり即太平記ニ頼兼ヵ宿所三条堀川と云ふ所へ至
今の京繪圖をミれハ左の如し

元禄京繪圖

堀川ハ昔も今もかはらん三条乃通りも又同しく昔のまゝなれは頼兼の亭の地推て知へし

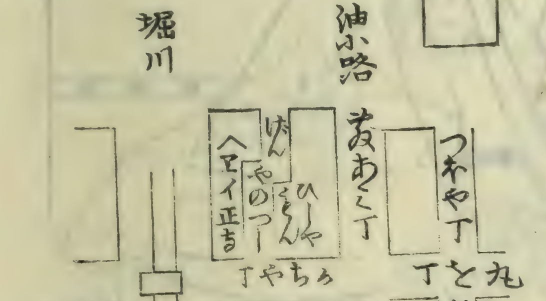

土岐伯耆十郎頼兼ハ美濃國源氏にて美濃守頼光朝臣乃嫡子美濃守頼國六男伊豆守國房八代乃孫ニ伯耆守頼貞乃十男なり（伯耆守乃十男故伯耆十郎と称す）後醍醐天皇いまだ帥宮と申奉る頃より参り仕まつりしかバ御位に即せ給ひしも蔵人になされて御恵ミ深きか上に宿所ハ三条堀川にて内裏（冷泉万里小路の御所）ハ近くありけれバ常に昵近ましまけり正中元年後宇多院崩御の後皇太子邦良親王を廢して今上（後醍醐天皇）乃三宮（大塔宮）を東宮になし参らせさんとの叡慮を相摸守高時障りまうしけるにより　さらバ高時一家を滅さるべしと思召たちましに其謀速く漏て後基資朝乃両卿関東へ囚れ給ひきそれ後嘉暦元

年東宮邦良親王薨御ありしかバ一定之宮を東宮ふと推され
たまひしおもひしろしけり後伏見院第一皇子量仁親王光厳院これなり
を東宮にと関東頻に擧しけれバ止むことを得られま
ひ高時入道が申旨に従ひたまひけりかゝる高時入道が父
貞時が議らひなりし持明院殿と大覚寺殿と代々御位
に即を譲ひ御治世も十年つゝと申によりては程なく御
譲位の期近づきぬるを以てあらそひ関東滅さるべきと
宸襟を悩まされ頼兼等に御合させまし頼兼は頼兼が従弟
十郎蔵人頼春　頼兼が父頼貞の弟　舟木多治見四郎次郎
右衛門蔵人頼重の長子　足助次郎重範錦織判官
國長　土岐頼貞の伯父光後の孫
土岐又太郎國純の二男
代後改以下大和河内美濃之河乃勇士宣旨に従ふもの

日ごろ馳走ありけるは近ごろ六波羅乃常盤駿河守範貞ハ
元亨元年より元徳元年まで六波羅の北方に住し中國乃成敗を司
る範貞ハ北條義時乃三男陸奥守重時の三男常盤陸奥守
時茂の嫡子備前の金澤武藏守貞將正中元年より元徳元年
守時範の嫡男也迄六波羅南方に住す貞
將ハ義時の六男實泰の孫越後守顕時
の嫡子修理大夫貞顕の嫡男別に傳ありを討る企しとく
其乃ごとく形く閣く用意ありけるに左近藏人頼春儀は
心替りして元徳元年九月六波羅乃奉行にて我妻乃父
なりける斎藤太郎左衛門尉利行が家にゆきて此際の
支度を有乃まゝにぞ告たりけるが利行大に驚きて急ぎ六波
羅へ馳来て事乃子細を申けれバ範貞貞將相謀てまづ
京中洛外乃武士を六波羅へ召集てまづ着到をぞ付ら
れけるが是ハ其乃頃摂津国葛葉と云処乃地下人代官を

背いて合戦に及ふことあり彼本所乃雑掌を六波羅乃沙汰として領家より仕居んためにに四十八ヶ所乃篝ありしに在京乃兵士を催さるゝ由を披露せられけるが折から去れハ宣旨に従ひてよりし在京せし葉に我北乃上と告知させ土岐も多治見も明日ハ樟葉へ向ふ由しとそ乃用意して己か宿所に伏たりけるが去程にあくれは九月十九日乃卯刻に山本九郎時綱小串三郎左衛門尉範行討手乃大将を承て三鱗乃旗をさして六条河原へ打て出て八千余騎を二手にわけて時綱ハ頼兼が宿所へ範行ハ國長が家へぞ寄たりけるが独時綱おもふやう大勢にて押寄ハ大事乃敵を打漏すことも有へしとて態と軍

勢をは三条河原に留めて時綱たゞ一騎中間ひとりに長刀持せて忍ひやかに土岐か宿所へ馳ゆき門前にて馬を乗すてゝ小門より内へはつと入て中門の方を見れハ宿直しける者ともハ覚えて太刀物具を枕にしちらし高鼾かきて寝入て厩の後を回て何にか隠地やあると見廻せは後ハ築地にて門より外には路もなし扨ハ心安しと思ひて客殿の奥なる二間を颯と引あけたれは土岐頼兼たゞ今起あかりたりと覚へて鬢髪をなでつけ居たりけるか山本を急と見て心得たりといふまゝに立たる太刀を取うとするや傍なる障子を一間ふみ破て王ゐの客殿へ跳りいでゝ天井に太刀を打附しと拂切にそ切たりけるか時綱

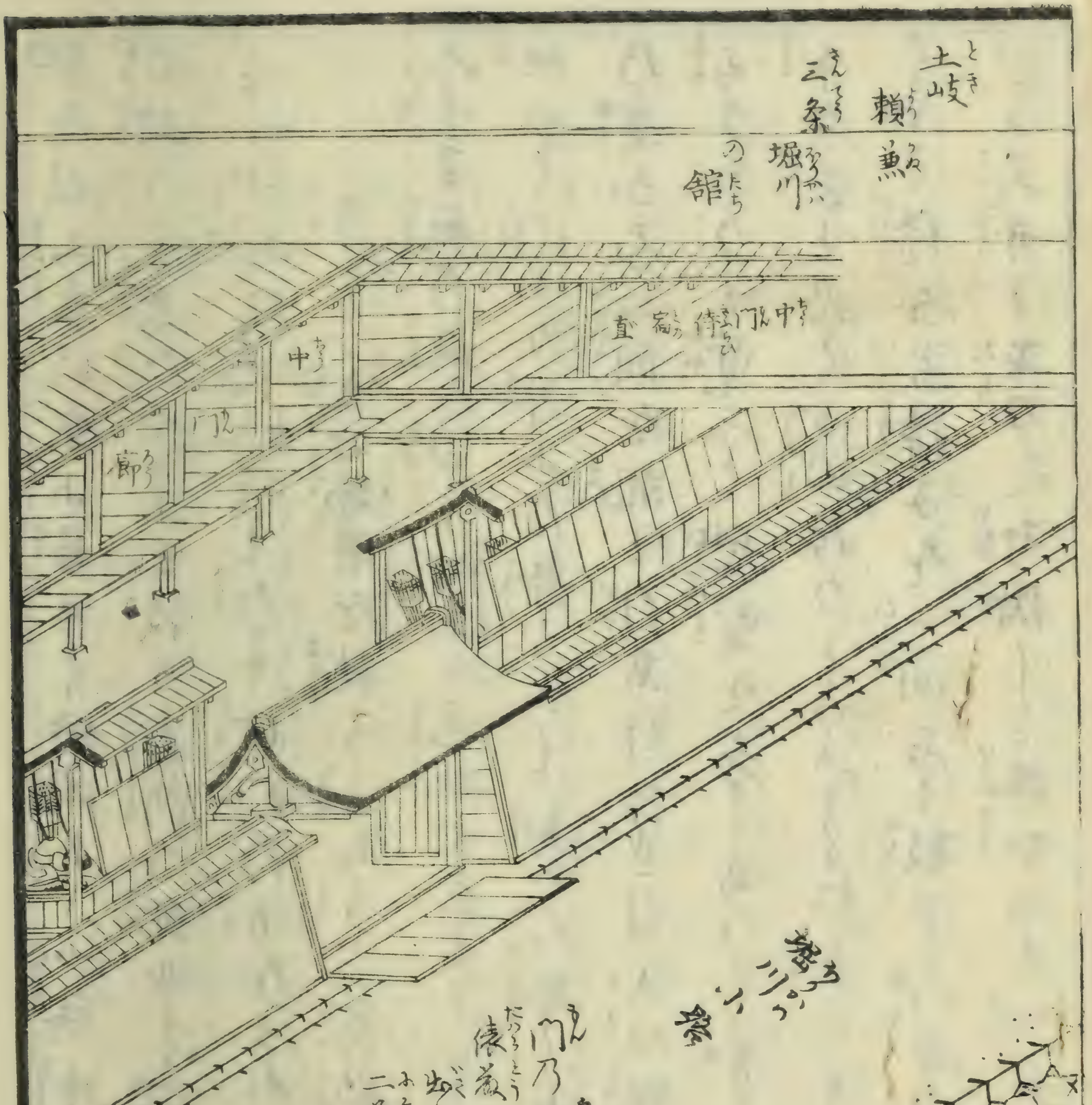
土岐頼熏
三条堀川の館
中門侍宿直
中門廊
堀川
堀川
門乃櫓ハ俵藤太繪詞ニ出たる圖と小倉山二尊院ニ傳はれる圖ニ從ふ

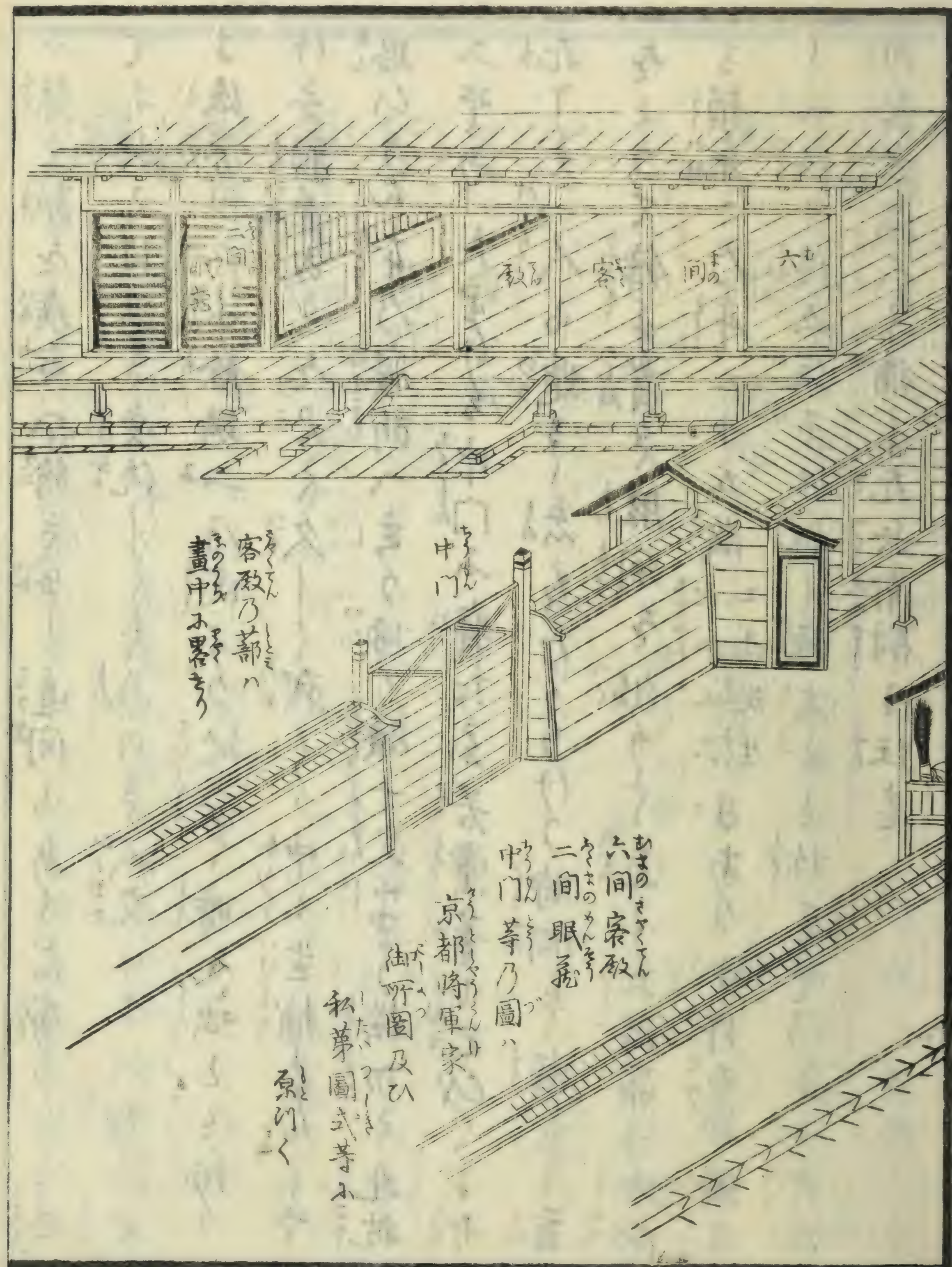

六間客殿
二間眠蔵
中門等乃圖ハ
京都将軍家
御所図及ひ
私第圖式等ニ
原づく

客殿乃蔀ハ
畫中ニ略す

八態と敵を廣庭へ誘き出し透間もあらば虜らんと志て打拂ては退き受流しては飛のき人交もさせず親子父に後陣の二千餘騎二の関より込入て時を咄とぞ作りけるに頼兼は是を見て久しく戦はゞ中に生捕れんとや思ひけん本の寝所へ走り壁の額十文字に擲切て北枕に捨おしたまひける中門に寝たるに若黨等も思ひ〳〵に打死して一人も遁るゝ者もなかりけり時綱其頼兼の首をとりて鋒に貫き勝関を作りつゝ直に六波羅へ馳帰る頼兼は乃年三十五歳 永仁三乙未誕生 子あり十郎太郎頼古と云後に従五位下に叙し源大夫と称す其の子十郎次郎頼孝蔵人より補し左兵衛尉に任す

葛葉今も河内國交野郡に屬せり即日本紀に繼體天皇元年春正月甲申天皇行至樟葉宮と云も此處なり此頃も山門乃領所にしく總持坊より代官を置たりその代官の家を庄家と云後世庄屋と云その本源なり本所乃雜掌といふハ總持坊乃雜掌を云地下人とハ葛葉乃庄中乃百姓を云

四十八箇所乃篝とハ安居院大宮篝屋東鑑に見え也東洞院篝作者部類にまゝ也大炊御門油小路五条京極篝等太平記にも見え也そを云といゑとも四十八箇所定りからとをいゑ山城名勝志に見え也嘉禎四年の奉書に爲京中守護篝屋於近く料松事以美濃國日野村伊豫國周敷北条地頭

一遍上人繪詞所載やく里乃舍圖

一遍上人繪詞ハ正安元年八月廿三日円伊法眼乃繪なり聖ハ嘉禎四年より六十二年のちなれバ元徳元年よりハ三十一年前なり

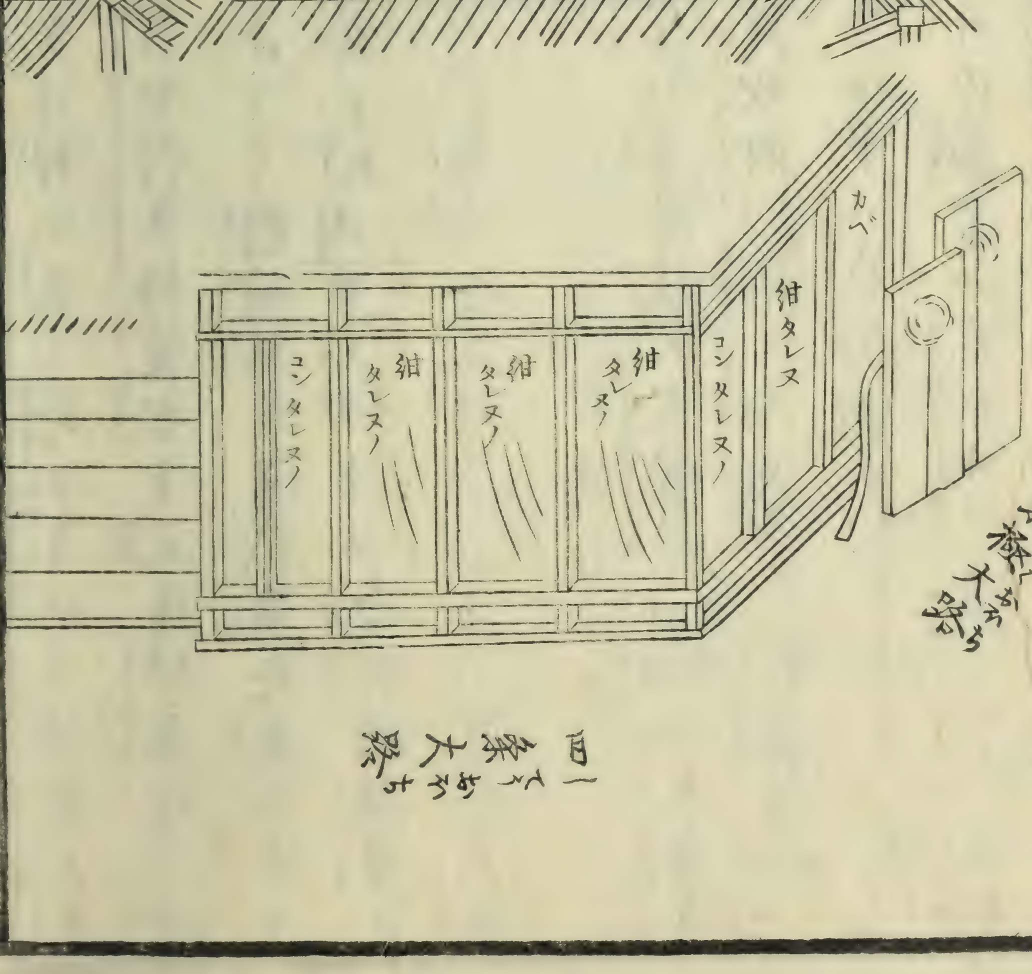

今案ニ四条京極の
かゞり舎の所左右乃
やし

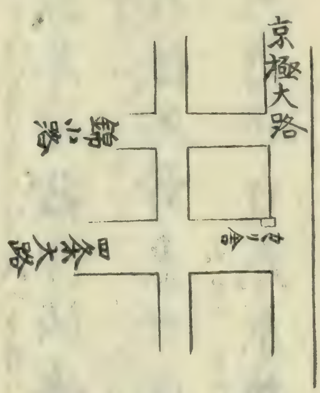

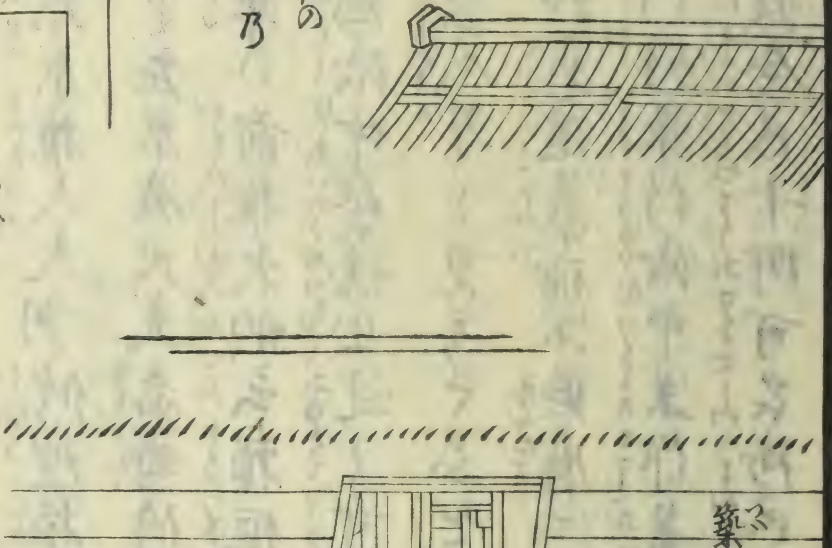

今乃辻番所
乃ちしめと
云へき形り

建武二年記河原落書ニ此頃都ニはやるもの
町ことにたつ篝屋ハ荒涼五間板三枚幕引まはせ
役所とハ其数しらす満々たりとあり一本ニ法量
五間横三間とあるハ此図ニよく合へり

分内辻一所松用途料拾貫文寄合多賀江駿尉跡分
限毎年可致沙汰也不可煩百姓也且関東御公事并為
讓人使入部恭一向可令止之状依仰執達如件嘉禎二
年六月廿日左京権大夫判　修理権大夫判　たかへの二郎
入道殿とあり左京権大夫泰時修理権大夫時房二人
乃判なり将軍ハ前権大納言頼経卿なり又或記ニ暦
仁元年六月為洛中警固辻々可掛篝之由被定仍被
充催役於御家人等と見ゆ又合考せは此年ニ始
まりしと聞ゆ按東鑑纂補ニ延應二年十一月廿三日壬
子為清左衛門尉奉行洛中未作篝屋等事可令下
篝屋用途也假令以十町可召料以十貫文之由被定但

地頭得分也不可成土民煩云々とあるを以て考ふれハ四十八箇所乃料用途凡四百八十貫文にして田地四百八十町乃地頭得分と約定し然らは美濃國日野村伊豫國周敷北条於田地四百八十町ありと聞えたりさて篝屋一遍上人繪詞より見えて如き兵士幾人にて守りしや考に據なし

土岐頼兼傳賛に兼人乃勇を以て密付乃重を受不幸にして仇に死を去りし二人（頼兼国長）ながらよく死を守る其言を虧以國家に負をと云へしとあり今まて太平記を讀て十郎頼兼乃敗走たるハ左遠蔵人頼春乃癡情に起る事ハ論なしと云ともハ頼兼ハまた自敗走たると分

處あり其説をきくに云山本時綱が御門より入て中門より上り客殿に入て眠蔵の障子を開くといふをら猪も築垣の門を守る者は左右にさなとしらば雁や中門の宿直言いひきこのさく時綱が廊に上り客殿にさとむをしりけなは何ぞや思ふ頼兼身の勇を恃さ警衛の備等閑なるを辨をまずに嗚呼おしきかな哀しきかな頼兼をして防禦の心を用ひしめは時綱至るとも門を啓らしむるも何といへん中門の兵士も皆勇ある節ある熱しくたく秋壙残夢を甘んじく螳螂蝉を伺ふの殺氣をしらむば百年の後よも者をして無限の憾を遺さしむると云べし

多治見四郎次郎國長真像

多治見四郎次郎國長ハ美濃國乃源氏土岐饗庭次郎光
と源頼光九乃長男次郎太郎國綱の嫡子又太郎國純乃
後代乃孫
次男なりし伯耆十郎頼兼と共ふ武勇世ふゆるされ給ふ
志のば日野中納言資朝卿乃無禮講ふ招かれ給ひて錦織判
官代俊政足助次郎重範等とおなしく後醍醐天皇乃宣
旨を蒙り六波羅を追討し鎌倉乃北条一家を滅さんこと
を議りけるふ土岐左近蔵人頼春ら心變りなふよりて日
頃乃計畧は忽ち露顕して元徳元年九月十九日乃早天ふ
小串三郎左衛門尉範行大将を承りて三千餘騎を率
し國長ら宿所錦小路高倉へ押寄鬨をつくり聲を揚たり
ける國長終夜乃酒宴ふ沈醉して前後も知らず臥たりける

か時乃聲よ起より是ハ何事乃出来りしぞといへハ傍に臥たる遊君らもさくたる女ありけるは枕ありける燈台を打こぼし上帯いよく締さげて狸寝入する者共を起志廻りゆきて小笠原孫六泰長（新羅三郎義光五男加賀美次郎遠光の二男小笠原長清の孫伴野六郎時長の孫にて四郎朝時乃二男なり）孫遊君ら驚かさまじく太刀脱ながら中門ゆきゝの出口をさくりて四方をきつと見まて勢く車乃輪乃旗一流築地乃上より見へたりけるか（常葉駿河守範貞の旗あり小串氏乃紋ハ連雁なり）孫六立向ひ大音揚てやけるは此間乃御企早くも顕れけりと覚て六波羅より討手乃向ふくはひける㐂や面々太刀乃目貫乃ちらへんかとハ切合て討死せよやと呼ハりつゝ腹巻取て肩に投かけ廿四指たる胡簶

小烏丸圖所載目貫

目釘乃上ふ三鈷を置く目釘を塞く

小烏丸ハ平貞盛朝臣乃太刀と云ハ九百年上の装飾と知へし

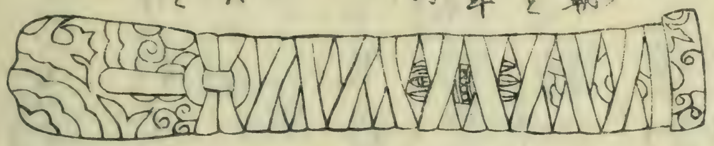

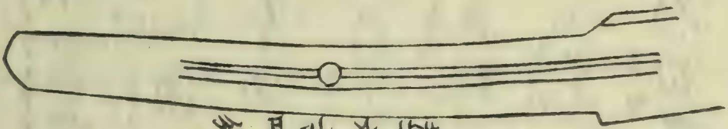

伊豆國三島神社太刀目貫

小烏丸ハ天國作といふ

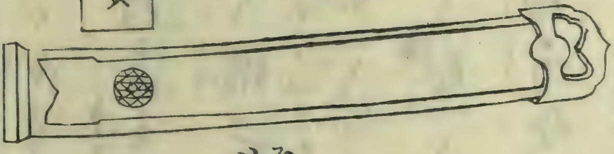

集古十種所載頼義朝臣太刀目貫

此太刀欛長八寸九分五釐茶色生糸二ッ助を合せてこれを巻く

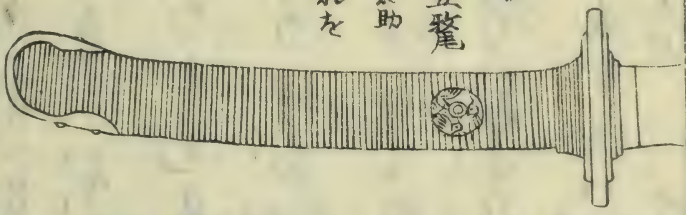

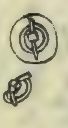

目貫太さ八分鳩三ッ彫ニ目釘の表丸鋲の如く裏図のことく葉華を引とあり

軍器考ニ云如く目貫ハ目釘の覆ひなる事と知へし小笠原孫六乃目貫乃事わらへんかとく云し詞を味ふへし

北条家所納と云

目釘真鍮

目貫おなしくこうろこを彫

俵藤太繪詞所載腹巻着背板圖

綿嚙乃下ふふたをのごとく見えたるハ背板のふたをなり胴丸ふハこのふたをなし

此圖ハ土佐弘廣といへる人の筆ふて應永乃頃の姿と知へし

廿四指乃胡籙の箙竹圖

京師一故家ふ藏せる箙竹をうつしにかく乃如く箙根よて差そけたるやさち立涌乃ごとくをしあり廿五箭をさしたると見ゆ

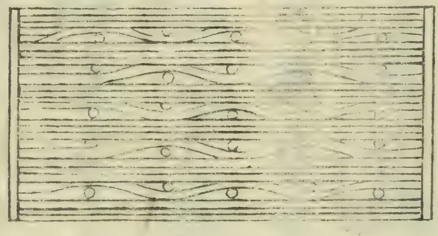

小笠原孫六廿四人を射て後あを箭一筋をときく腰ふさをといへハ廿四指と云とも廿五矢ある事明らけし軍防令乃兵士の胡籙一具ふ征箭五十矢ありしを三代實録ふ半ふ減をしてきへたり乃延るときハ廿五矢乃胡籙ハ清和天皇の御代乃起ると知へし廿五箭さしく廿四指と云説ハ別ふ書あり

ふ繁藤乃弓を提て門乃櫓へ走上櫓狭間乃板を八文
字ふ押ひらき中差とつて打番ひあゝ〳〵とし乃大勢やな
我等が手柄乃程をそ顕したまへ抑討手乃大將ハ誰とや
人乃向ふ狩てハ居らん近寄て矢一つ請て御覧候へと
云まゝに十二束三伏我指四本を一束と云へハ十二束三伏
ハ指五十一本ならぶる長さを云
忘るべくもなく引絞て切て放つ真先に進んだる將の標下
野前司が郎黨衣摺乃助房といふ者の冑の真向より鉢
付の板まで矢先白く射透され馬より真逆に落て音に
せしハ是を始として鎧乃袖草摺胸板ともいはず指ける
引詰射ける程に面に立ける兵廿四人箭乃下に射て
落し今一筋胡籙に残りける矢を手に取て胡籙をハ櫓

より下へからりと投捨此箭一筋ハ冥途乃旅乃用心ニ持
へきものとて腰ニさし日本一乃剛乃者の萬衆乃君ニ
堪もしき奉る自害する有様を見置て人ニも語れと高聲
ニ呼ハつて太刀の鋒を口ニ銜て櫓より倒ニ飛落て貫
かれとてそ死したりける此間ニ國長を始として一族若黨
廿餘人物具ひしくと堅め大庭ニ跳り出て門乃関の木
差固め入来敵を待掛たり寄手大勢なりと云とも思切
たる者共の死狂ひせんと引籠たる氣色ニ怖て内へ切
て入んとする者もなかりける処ニ伊藤彦次郎父子兄弟
四人門乃扉の少し破たる所より腹這ニ成て潜り入た
りけるか志の程無哉しといへとも待請たる敵の前へ遠

べく成事なく後ハ太刀を打合すまでもなく皆門際近く詰よ
なりつ寄手どもを近く孫ちか付しになりけるが間近く〳〵ハ果
しを多治見国長が門の扉を押開こさく討手を承たる程の人
達のこさくなるにも見えざれバしかかな早く是へ御入れへ我等が
頭をも引出物に進らせんと恥しめくあそ立よりけるに寄手
ちまうす気をゆるく先陣五百余騎馬を乗放ち歩立と成喚
く庭へ走込入けるに楯籠る廿四人乃兵とくに遁まじと思
切たる事なれバなじかは一足も引べきや大勢乃中へ乱
れ入面もふらず切て回るに先駆乃寄手五百余人散〳〵に切
立られ門より外へ颯と引されバ寄手ハ多勢なれバ
先陣引バ二陣にかけ入二陣追出さるれバ三陣続く込入

辰刻乃始より午刻乃終りまて火出る程に戦ひくらしけるに
国長か手の者廿一にひるまれん追手乃軍つよけれハ佐々木
佐渡判官高氏時に卅四歳手勢千余騎を引具して錦小路乃
在家を打破り後より乱れ入国長あまたを見て我身に数
箇所手ハ負ぬ今ハ是まてと大手乃門をさし固め中門に
廊に並居て廿四人乃者ともに差違へさしちかへ算を散し
て臥たりけるに追手の寄手さし固めたる門を打破るその
間に搦手乃者ともに早首を取て共に六波羅へ引返しを之
時ならぬ戦ひに手負死人をかぞへるに二百七十三人と
ぞ聞えける国長今年三拾八歳とかや 太平記多治見氏熟譜勢の意を撮
要害館乃形容に土岐頼兼
の亭と見合せて知べし

多治見國長乃館ハ錦小路高倉と太平記にあり地圖
に就て見れバ錦小路乃北にて高倉乃東なり今乃京
圖にて考ふれバ高倉通りおひ屋町の東側にて錦小
路魚屋町乃北にて南ハ堺町通りこさく屋町乃西側と知ら
るまは南北へ一町東西半町乃地と聞ゆ土岐頼兼
乃亭と東西相隔りること十町許なり但佐々木佐渡判
官高氏乃家ハ即今乃四条道場歓喜光寺乃處なるを
以て京極乃佐々木と称せし由系圖に見え也然る時ハ
多治見の家とその相距ること僅に三町に過ざれバ錦小
路乃在家を打破りて込入と云ふも平日其地乃形勢を
熟知せし故なるべし

古代酒坏

和田酒もり乃盃

多治見酒宴に用ひしも此類なるべし

径五寸二分 黒ぬり

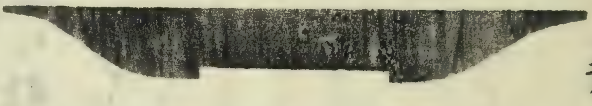

深さ 五分

此盃鎌倉雪下大井氏に蔵す
又鎌倉大町妙恩寺に此ごとき盃を蔵せり内に
捻梅乃蒔絵あり黒塗なり手前主衛門と
酒宴に用ひしと云伝ふ又同所妙本寺にも有り

北条泰時乃酒器

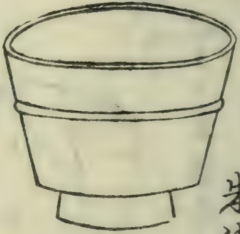

朱塗

径二寸八分
深一寸八分
底高五分
径一寸八分

北条泰時乃饗盤

此二品ハ山城國葛野郡栂尾高山寺蔵

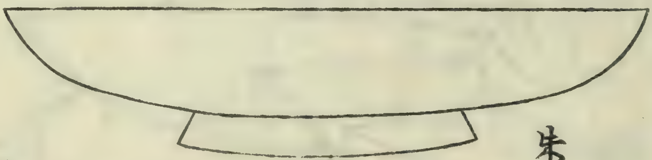

朱塗

深三寸六分
径一尺四寸一分
底高一寸九分
径一尺一寸二分

底に 閼伽井坊ト有り

鶴岡職人盡歌合所載遊女

河瀬より影さへ月乃うかれされ
舟ゆかれ乃波のよるく
よれかゝたのまゝうきさ契り那
おもひ定めぬ人をとひゆく

土佐行廣筆　江口君圖

應永のそうめの体とみるへし

此二圖を以て五百年前の遊女乃体をしるへし

依古圖所考定土岐多治見宿所并六波羅亭方位圖

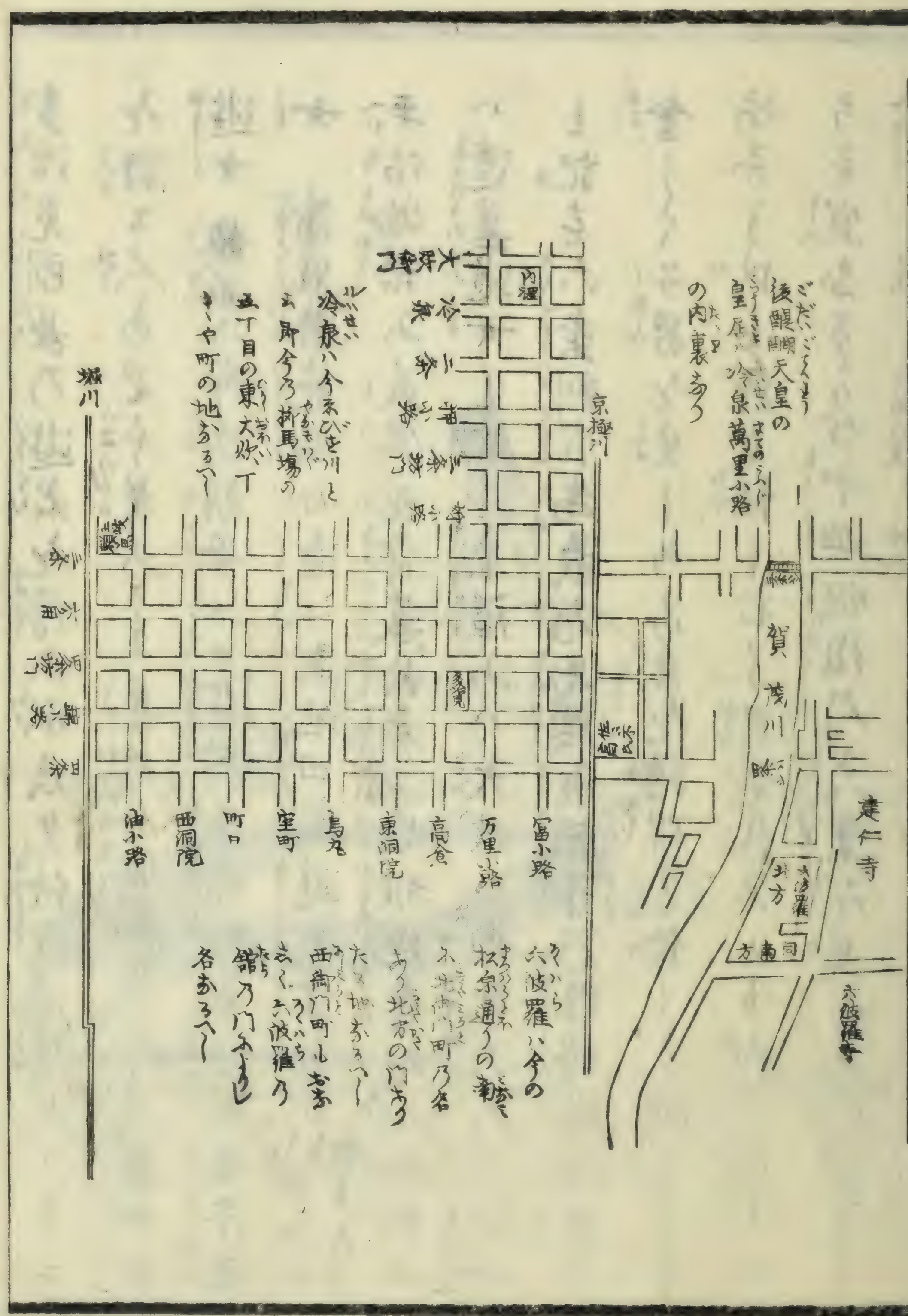

多治見國長乃遊君を傍ふ臥さ志め終夜酒宴せしと云を詳る人あり今考ふるふ尊卑分脈圖ふ木曽義仲母遊女 鎮西八郎為朝母江口遊女 悪源太義平母橋本遊女 蒲冠者範頼母遠江國池田宿遊女等あり此外ふも平治物語ふ美濃國青墓長者大炊娘延壽を分脈圖ふハ青墓遊女と記さと東鑑ふハ大炊ハ内記大夫行遠女と記さと六条判官為義左馬頭義朝等乃猛将猶遊女ふ會して子男を生しめしを譜牒ふ録して醜しとせざるふ比を徒を怪しむふ足らと然とも内行正しからさと宜かるとの分中興恢復乃大業を見るふ及ばすして其身を殺し其家を破りしこと

大判事中原章房朝臣真容

正四位下行大判事中原章房朝臣ハ後宇多後伏見後二
条花園四代乃舊臣と云をもつて後醍醐天皇践祚乃初め召
されんとなされしをおしみしかと時節にあらしと辞しけり
職員令に刑部省の屬官大判事二人掌下案覆ヲ案ハ獄訟の論定せし者と正字通に
見え覆とハ詳らかに察とる鞫状一を鞫ハ説文に罪人を窮理とる
を云と離れの住りえゆ断定刑名一判諸争訟上と見え鞫と云とあるハ今の
口書の如きを云なるべし　官位令にて大判
事正五位下とあり職原抄に明法道輩共より任ずと
志るさる明法博士たる者も世職とせるところにて尊
卑分脈圖に中原朝臣本姓十市宿祢と以天延二年十
二月日宿祢を改めて朝臣乃姓を賜ふ安寧天皇第三
皇子磯城津彦命の後也と云系圖に太宰少貳勝良の

子ニ少外記春宗あり春宗の子少外記有家初て中原
朝臣乃姓を賜ふと云その子大外記致時従四位上
伊勢守たりその子師任大外記従四位上天文密奏たり
師任乃三子あり長子後平遠江守次男師平大外記助
教天文密奏大炊助肥後守たり此流大外記を世職とし三男貞親大
外記正五位下たり貞親乃代乃孫ニ明法博士章弘と
云あり即章房朝臣乃祖なり
天皇鎌倉乃高時か志はく叡慮ニ違ひ奉る一とを憤ら勢
玉ひ高時を追討あるへき由ニて中納言資朝卿右少辨
俊基朝臣等ニ仰合され國々乃武士ニ綸旨を下されける
一と如何ニして漏たりけん鎌倉の高時入道これを聞て

大に驚き急ぎ資朝卿俊基朝臣を鎌倉へ呼下し入道の
心のまゝに遠き島に遷しけれは天皇ます〳〵逆鱗
ましまし速に兵士をめさせて鎌倉を征伐あるへきと
近侍の諸臣に仰ありけるとき章房朝臣ハ法家の古老
と云をもつて出あしく勅定ありけるに章房朝臣謹て奏
聞させけるやう高時入道の叡慮に逆ひ宣旨を戻され
し一朝一夕の事にあらして鎌倉を滅さるへく思食立れ
ハてし遠くハ承久の合戦近くは正應の蹤跡をもつて考
見れハ後鳥羽院の義時を討んと思食立まれハ仁科盛遠
か鎌倉を棄て京に上り院中に召仕れまいしかハ義時盛遠
か所領を没収せしに亀菊女に摂津國長江倉橋二荘を

給たりしに地頭亀菊を慢りて更に領家とせさりしかハ亀菊
憤りおもひて院に地頭を改補せん事を訴へ申しを義時に
仰下されけるに義時地頭乃罪科させるにもあらねハとて申て
改さりしを深く逆鱗まし〳〵陳し法とも申せ實ハ義時か申條
正路なりしも我意に闕えし故なり亀山院と後宇多院乃鎌倉を
討滅し六波羅を誅伐なさるへく思食されしもたゝ御一
流の皇統相續せんを絶たんとの叡慮まさしく事あるとも
唐虞乃揖讓を大王邠を去の心を推して遠く慮らせ給ひて
ありしもまた貞時より申旨穏にのみ在我侍るへくゆゑ高時乃逆
こ奢侈驕慢にして民望に背くゆゑなりとも義時泰時時
頼時宗貞時等ゟ恩を頼みて顧ミを思ひ忠義多く仕へハまた

朝家乃卿相雲客を心乃侭ニ貶謫し皇天乃震怒を怖ず
臣を振舞ひなれバ今宣旨ニ依て旗をかけ陣頭ニ馳来らん
武士多くハ己が非分乃訴訟ニ負て鎌倉乃奉行頭人ニ
怨を含むものなれバ諸寺諸山乃三綱専當公人なと云
ものゝふなるしひなるを仕出して却て公乃御煩ともなる累
ぬる事もやあるべけれバ能く聖慮を回させ給ひて噬臍乃後悔
なからんことを籌らせ玉へと諫奏申し忠言叡慮ニ逆ひ[illegible]せバ
斯之事乃他ニ漏たらんにハ御大事ニ及ぶ可しと深く驚
き思食て平宰相成輔卿ニ竊ニ章房朝臣を失ふへき計を
運らさせけるにぞ憂悒されかくとも知らん章房朝臣ハ宿願
乃賽しなとて仏月朔日洛東清水寺の観世音へ参詣せ

志ふまつ、雨残る花乃梢ニ樹々乃新葉乃浅翠春乃名残
り流石ふかく楚志やかしこと道遥しいの延暦の十五年三
月乃末つ坂上田村麿沙弥延鎮ヶ淀河ヶ浮ふ光り乃金
色を尋ね登りて作りまくし千手乃御影を随喜して我家
を捨て伽藍とし清水寺と名付しより代ハ四十り六を
あまし歳も五百ふ三十餘年を過きし霊場ふして烟霞
隔路三千界花柳蔵城十二衢と新撰朗詠乃迎春詩を吟
た下向乃道ニさしかゝて西大門を出るときに折節吹くる
松風乃つもて村雨一志きり降そゝきけれハ章房朝臣
西大門ふ雨宿して遥ふ男山八幡宮を拝して何心なく
首を傾け居たりけるが後より誰とは志らぬ墓笠ふ佩刀

たる男一人行過るかと見しに章房朝臣乃首を打落し逃
足に成して逃たりける従者とも章房の刀を取て追かけ
たれとも磴を下りて遁たるをハ見て其後見失ひけり章
房乃長子章兼二男章信去乃ことを聞て取ものも取あへ
ずはしり来りしとも甲冑なし徒にむなしき父乃尸を舁起し家
に還りて尋常乃ごとく葬送し日夜乃仇乃消息を尋求む
ると云ともに更りたる為をいふをもしらん抑章房朝臣さハ
かり乃有職にして朝家乃御宝と世にゆるされし人のいか
なれはかゝる横難に會て身を殞せしにやと或ハ惜み或
ハ評しけるに誰いふとなく稱しけるハ主上章房乃北条
誅戮乃御企を諫まりしより事乃他に漏んことを怖させ

らも平宰相成輔卿に竊に失ひ無きにや仰ありしかハ成輔
卿雲居寺乃邊寺の地今乃高臺に住る瀬尾兵衛太郎おかしき弟に
章房とて二人の兵士ありけるをかくらひ多く乃貨をとらせ
て討せしめりと聞えしかハ章兼章信大に喜ひ瀬尾が宿所
へ押寄て父の讎を報ひんと用意して打立ける晨朝の兄
の章兼病起て一歩も足を運し得ねとされハとて後らすへきに非
されハ章信一人鎧着て小車に乃せ態と青侍乃物詣する体
して出立けれハ日頃章房の憐みて召仕ける大判事の使部直
下等四十餘人ともか物具して章信の前後乃立雲居寺へ押
寄瀬尾の家を取圍て軈て打入けるに瀬尾兄弟それやたち
失てあらさりけれハ章信大に力を落し猶も隈なく探しける

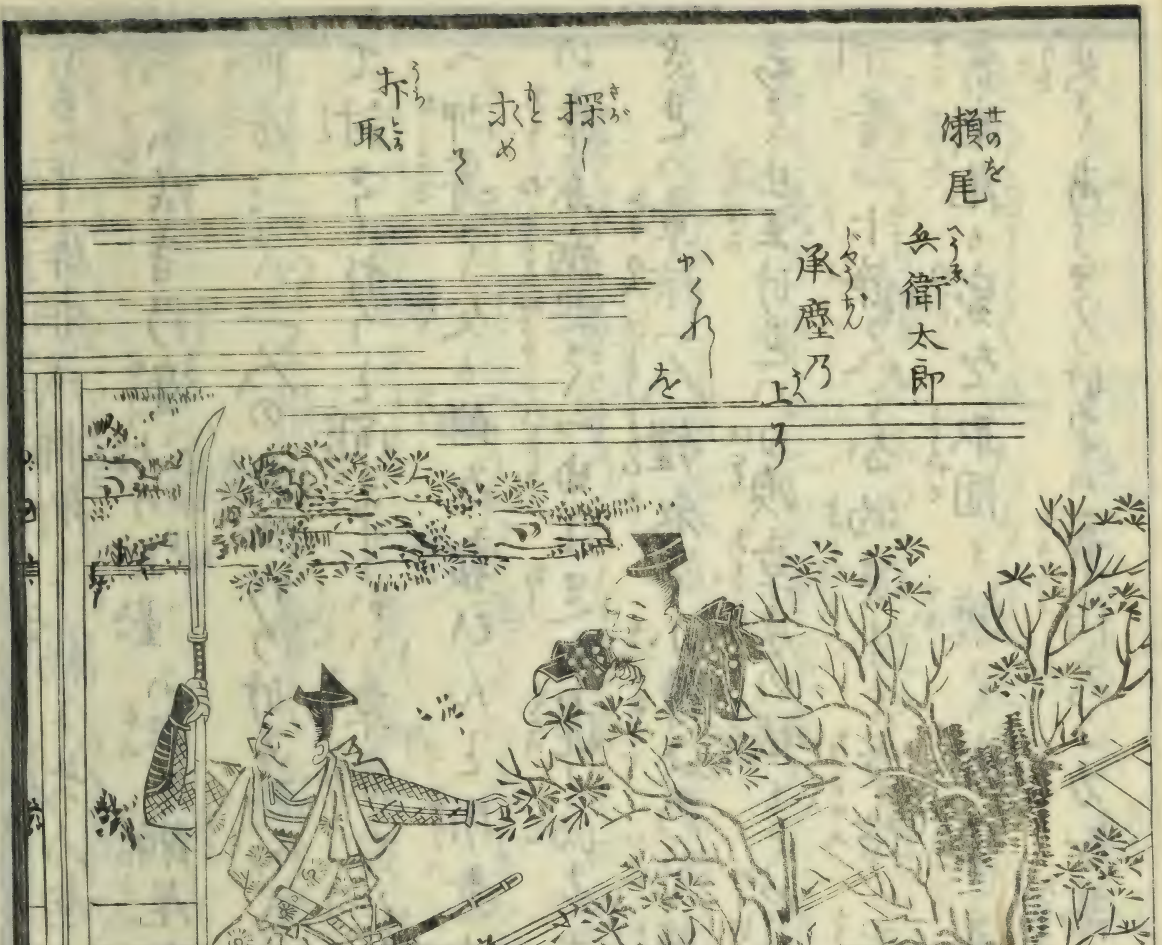
瀬尾兵衛太郎
承塵乃上す
かくれしを
探し求めて
打取

承塵乃ちりやう
南都一故刹の
様りよる

いかにもとれとも見えざりけるハ今ハ是迄なりいざ立還らんとて
打仰きて見れハ浄塵の上より人乃衣裾なりと見えざり怪し
何者なるとて長刀乃柄をとりのへさまをひて突上に上より刀
を抜て飛て落ぬ川まハ章信か従者なりしかたてさま太股を
あてゝかに斬きられて臥なから刀を打ふり猶もたてこのふこれを
これハ兵衛太郎なり章信喜て其首をとり其家を打破り
て弟乃郷房を生捕て兄章兼か斬きんとて先乃追立て篷
太郎か首を車乃前に置て立還るを路にて行逢ひたるその至孝
乃深志を諸天善神感應ありて鬼神乃ごと呼まれたる瀬尾
兄弟をいかく容易く打とりしをよとく譽を揚てぞ誉たり
けるか　東寺執行日記異本太平記による

宋朱晦菴先生戊午讜議の序に君臣父子の大倫天の
經地の義にして所謂民彝たり故に臣の君に於る子の父
に於る生則ち是に敬事し死則ち是を哀送す其忠孝の
誠を致す所以のもの其極を用ひざる所なし虚を加ふる
毋非是かくの如くなるは是以て吾心を盡すことなきのミ
然則ち其の君父不幸にして横逆の故に罹るとき臣子
たるもの痛憤怨疾して是が為に必その讎を報ずる事
を為んと求る者其志豈窮まり有んや國家　宋朝を靖康
の禍（欽宗靖康元年徽宗欽宗の二帝　金の太宗に生虜られしことを云）二帝北狩して還らず
臣子の痛憤怨疾する所萬世といふとも必その讎を報ぜ
ざるべきものなりと云　且此議あに道にあらずして朱子これ

是言んや承久乃亂をと後鳥羽上皇乃私暱偏愛より
起るといへとも臣子たるもの三上皇の海島に遷幸成し
遂に還らせ給はん永く靈柩を荒服乃地に安置し奉る
に忍ひんや凶暴姦猾の義時なと臣をもて君を遷し
かへるをしる故に幼冲乃後堀河院を立て天皇とし
皇命をもて上皇を放黜し天皇ハ幼弱にましまして事情
を解らせ給はんとも猪隈攝政家實光明峯寺攝政道家ら
等の諸大臣をして東藩に制を武士に受て恥とし給へる
ことなし君臣乃大倫廢して講せて痛憤悲痰乃意忘
たるかことし哀かな後堀河院四条院二代廿餘年にして
て皇統また後鳥羽院乃皇胤に復したまひしかとも承

久乃讎を報ずる所為ことを思召によらせ給ひて却て讎
倉の所置を徳となさらせけるぞ怪しき正應の密
旨は皇統を我御流に傳へらるべき私情を指て永久の
讎を復さらるゝを以て兵を興すを名となし給ひて其名實
共に正しく民乃耳目新たに軍かならず勝為うけき
章房朝臣五代の名望ふかく刑名法律はその家學と聞
ゆ其乃諫疏たゞ兵乃強弱を論ずるのみ直に児童の見
乃ミ天皇によりて旨に逆ふをもつて廷尉に付し鉄鉞乃嚴刑
に處せられし章兼章信讎となる所なく瀬尾兄弟身を
傷なはずして至らざる所を平宰相に諭し貨を以て人を闌
殺させしめその蹤跡を闇まさんとして刑を失へりと云べし章

兼章信不幸にして慈父を横害せらるゝといへとも数月を
出ずして其讎を獲て是を甘心せるに至ては神助ある
か如し或云河津祐泰を射たるは近江八幡に詣て祐
成時致是を置て祐経を讎とし今章房朝臣を殺し
たる者は瀬尾兄弟なりしも是を殺さ令して成輔卿
なり章兼章信は此時は瀬尾兄弟を讎となして是を
殺し平成輔卿を仇となさしむるや余是を釈していはく
初その仇をしらざりしに漸く瀬尾兄弟たるをしりて是
を討て又成輔卿をしりて次で天皇の密旨の出ると
なしぬ然れとも天皇は仇となさゝりし故に瀬尾を仇
とし伍子胥が勝ること萬々と云べきなり

土岐左近藏人賴春妻齋藤氏真影

信兆縮圖

土岐左近藏人頼春妻齋藤氏ハ齋藤太郎左衛門尉藤原利行乃女なり（利行ハ大織冠鎌足公の曽孫河邊左大臣魚名六代の孫利仁将軍乃十代勘解由判官基成乃孫左衛門尉基行の長子也）頼春従弟なりけるか土岐伯耆十郎頼兼か勧によりて日野中納言資朝卿乃催されけるか無礼講に加はり屡衆會したりけるか其身清和源氏乃嫡流として久しく平氏乃下風に立ことを慷慨けるより遂に頼兼と共に後醍醐天皇乃思食たゝ給ひけるか北條高時一族追討乃密謀にもめし加へられ必一方乃大将と憑まれけり然に頼春齋藤氏を迎えて互乃志深く恩愛乃情篤かりけれハ其身官軍乃徴されて合戦乃場に赴むかは千に一つも討死せんとといふこともあるましと思へハ兼て餘波のおしまるゝ

須磨の長月秋乃夜の長き寝覚の物語ハ一樹乃陰の宿り
なれ流を汲も皆是多生の縁浅からんや況相馴て既にこ
年ニ餘り等閑ならぬ志乃程も氣色にハ打ニふれて
も知給ハらん去なくも定めなきハ人間乃ならひ無常浮世
乃理なれハ今若我身むなしくなりぬともなき一とありとも
貞女乃心を失ふな我後乃世を問玉へ人間ニ生を得て
再ひ未来の契を待ひ浄土ニ生まれハ同し蓮乃臺ニ半坐
をわけ待へしと其ことなく泪ながらにかきくどかれハ女
いとゞ聞て怪しや何ごとの侍るや明日乃契乃程も知
ぬ身乃後世まで乃[illegible]ハ忘んとての情ニあまるべからぬ
さらぬハ[illegible]ことを宣ふ御覚へしとも[illegible]

恨ひさふるに聞ゆるハ男ハ心浅しくて去ハとよ我ふ慮りて勅命を
蒙り叡慮に憑まゐらする間辞きまうすに道なくして官軍に與し
ぬるよりて軍のならひ生きて二度我家に帰るへしとハ思ひ
よしさまは逝けく別のいかなしきふや扨ふやなりて究かりしく人
に漏さ給ふなと能々口をかためて同し床なそ臥たりける
女ハあられかしこくも明まれハ風に起出てひらく事の様を思
ふり叡乃御事成きしく武家勝ことをねたらんふハ我つま
忽に誅せられ給ひしを武家軍の利を失ふハ官軍勝に
のられまの父兄をもうしめたまふ一人生残るへきいゝくや此すの
を我父の語を夫を回るなの者となし男を助け親類を
救ひやとおもひ急き父の許にゆき思ひやうふ此ことをつけ

くゑハ齋藤利行大きに驚き急ぎて頼春を呼寄せける不
思議を承る今の世にかゝる事おもひ企たまはんハ偏
に石を抱て淵に入り薪を負て焼野を過るの譬にて他
人の口より漏なハ我等に至るまで皆誅せらるへきにより
扨利行ハそれより六波羅殿へ参りまして御邊の告知せたる條
とやく共に其證を遁れ申さハやとなきるいゝふと問われ
ハ是程の一大事を女に知るる程のものにあらじ これハ仰天を
さるへきて色を失なひて恐怖この事ハ同名頼兼が派見
國長も勧めて依て同意仕りたく鬼も角も身の咎を助る
様に御計ひへとやきしふより未明に利行ハそれより六波羅へ
参りて事の子細を委しく申けれハ即時に鎌倉へ早馬をたてく

一遍上人繪詞所載女房装束

土岐頼春乃妻
父の許へゆく体
此等の繪よく
考へし

此繪ハ大概元弘建武
のころ乃体としるへし
笠ハ市女笠なり
はきものハ板金剛と云也
此五人ハ大かた中人乃妻
としらる

俵藤太繪詞所載女房装束

これハ賤しき人の妻と見ゆ

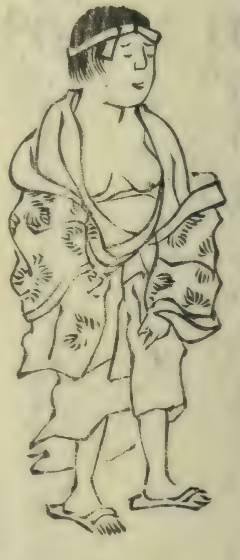

此まきものハ檳榔乃裏なし
扨此図もまた應永前の京
の風俗としるべし

なよ竹物語繪女房装束

此女房のかづきハ袖ひろし
官位ある人の妻なればなるべし

まく京中乃武士を召集て土岐多治見ら宿所へ討手を差向
らきしふ土岐も多治見も能軍して潔く討死しける此の瀬
春ハ回忠しく命ありけるハ生たまとも六波羅ふきもきしく賞翫
なうりたまハ美濃國乃下向し席田郡船木山乃麓なりける
館乃引籠りて居たりける

船木山ハ席田郡本田村の北ふあり席田郡乃東境乃山
なり後拾遺集ふ紅葉於色浅しと云んを今上白河院ゟ
絵ふ作りてふまうちへまけり右大辯通俊
いろなまハ船木乃山の紅葉ハ乃秋ハきくれと古かまきて乱
新勅撰集ふ権中納言経忠卿
あらしふく船木乃山の紅葉ハく時雨乃雨ふいろもあかまさり

なとよろくは名所もまなりたくし舩木館ハ頼春の祖
父隠岐守光定の別業にしてその孫子隠岐孫次郎頼重
伯耆守頼貞の弟なりそのかハ右衛門蔵人に補し に傳ちる繼
後従五位下に叙し右近将監に任せられしに
に頼春に及ぶ頼春か字ハ孫三郎左近衛に補し蔵人
となさしめのちに左近衛将監に任し建武三年九月十七
日等持院将軍家の手に属し新田義貞朝臣以下の凶
徒を誅せらるへきよしの御教書ありしへて錦の袴を賜りし
と云 こゝ営畢なり脈系図に見えたり後に出家して法名
春蓮といふ子男頼夏と云
齋藤氏の支と共に此處に住けるにいくほどなく天下盡く
官軍に属し六波羅の鎌倉の亡ひ父兄の皆討死せしと

同く世をうき物く思ひ絶く美江寺と云寺に入りて尼となり
文永二年七月七日往生を遂けるとかや行年四十八 元徳元年
は廿四歳
の時なり
春秋傳に鄭祭仲が女は雍糾が妻なり雍糾君命に依て
て祭仲を殺さんとせしを妻これを知てちゝ父に告て
夫を殺さしめける時に謀婦人に及べり宜なるかな其死
しこと云り頼春は雍糾に似て安蔵氏は祭仲が娘に
似たり頼春をしめは愛着に執して身を失ふこと
をかなしミ後は誅戮を怖れて約を変ずることを傷めば
但五十年の露命のためにして千載無窮の臭名を存せし
痛惜すべきにたえん

大乘院尊圓法親王真影

大乗院宮二品尊圓法親王ハ伏見院第六皇子永仁六年
戊戌歳誕生まし〳〵俗名ハ尊彦青蓮院慈道法親王乃
御弟子となりて剃髪し給ふ　青蓮院ハ天台座主第四十八羅僧
正行玄和尚乃室なりしそのちより覚
快法親王慈鎮和尚良尋法印良快大僧正慈源大僧正道
覚法親王最守大僧正尊助法親王慈禅大僧正道玄准后
慈実大僧正慈助法親王慈玄大僧正良助法親王元弘元
慈深僧正慈道法親王尊圓法親王と相續まし〳〵
年十月廿八日天台座主ニ任さられ　妙法院尊澄法親王　天台座主不受御座
ありしか九月笠置傳教大師乃御弟子義真和尚より第
入御ありし闕なり
百廿一代乃貫首ニて三塔渇仰乃首を傾け随ひ奉り
けるか正慶二年上表ありしかは梨下乃無品尊胤法親
王座につく天台座主ニ任せられしに拜堂の沙汰ニ及ハ
せられ也仍二月十二日隠遁しまし〳〵　百廿二代乃座主此年　空位と申へきら

六月妙法院尊澄法親王讃岐國より上洛ありて山務毎事元弘元年乃儀に相違あるへからすのよし宣旨を蒙らせられ再任乃儀を用ひられさりし程に尊圓法親王ハ武家より推擧せしによりて百廿一代乃歴位を除き給ひぬ其後延元元年後醍醐天皇芳野山へ潜幸ありしかハ尊澄法親王ハ遠江國を志して湖水に船を浮へて山門を退去ありしめて後又梨下乃尊胤法親王延元々年十月より暦應元年十二月まて山務正慶二年乃儀たるへき北朝より宣旨あり暦應元年十二月より同二年まて大御堂大僧正聖恵和尚を天台座主に任せらる是ハ後嵯峨院乃御孫前征夷大將軍惟康親王の三男天台座主櫻巖院僧正親源乃弟子也 暦應二年十月廿六日還補乃宣旨ありて同四年十二月まて山務を執行あり此際にをいて百廿六代乃歴と以百廿七代祐助法さらるゝ親王百廿八代承胤法親王百廿九代亮性法親王百卅代尊胤法親又觀應元年七月廿日還補乃宣旨有て王と相續あり

同二年十月三山務あつかりに南朝乃宣旨ありて善法院前
大僧正慈嚴和尚を天台座主ニ居奉らせし門を打籠ら
れて御座しけるにいくほどもなく南朝乃官軍京を落し
かば同三年六月十九日元乃如く山務あつかひをとゞめ廣義
門院（北朝光嚴光明両院乃母儀）ご里郷らせて文和元年十二月十二日
に天台座主にふたゝび補せられ其日上表ありて粟田乃御室
に退隠を御願ありて主上（後光嚴院時ニ御年十五尊圓法親王御甥の光嚴院乃皇子也）
御手習乃事にたのらひ給ふ所をさはなく世尊寺行房朝
臣におゐしく從三位行尹卿乃口傳を注させられて綸旨
志あり（今世ニ傳ふる所入木抄是なり奥書ニ文和元年十一月十八日尊圓記之又十二歳とあり）
世尊寺行房朝臣も權大納言行成卿十一代孫ニして

従二位経尹卿乃長男なり行尹卿ハ行房朝臣乃弟也
据入木道と云事ハ行成卿を大祖とし光筆跡を権跡
と称を　万寿四年十二月四日薨行年五十六　二代参議
天保壬寅まて八百十六年ニ當る
兵部卿行経卿　行成卿三男　三代中納言伊房卿　行経卿長子　四代
右京大夫定實朝臣　伊房卿長男　五代中宮権大夫定信朝臣
定實朝臣長男　一切　六代宮内権少輔伊行朝臣　定信朝臣長子
経一筆書写乃人
夜鶴抄　七代皇大后宮亮伊経朝臣　伊行朝臣長子　八代従三位
作者
行能卿　伊経朝臣長子　九代従三位経朝卿　行能卿長子　十代従二位
経尹卿　経朝卿長子　と入木道相承ありしか延慶三年二月
廿日経尹卿出家法名ハ寂尹　系圖にハ二月十八日とあり今出卿補任ニ従ふ
を此次行房朝臣十一代相承ありけるか延元元年十

月山門より東宮後醍醐天皇第三一宮尊良親王を随
皇子恒良親王
ひまつり新田義貞朝臣と共に北国へ下向ありて同二
年二月六日越前国金崎の城に於て一宮御自害あり
ける御供に行房朝臣もおなしく自殺し玉ひければ
よつて弟の行尹卿第十二代を相承させまし尊圓
法親王は行房行尹の伝を相承ありしと云は入木
道第十三代相承と称し其系図しるし青蓮院御室に
入木道相承ありし證驗なり
尊圓法親王御書を賞翫せし事は尺素往来に近日者和
字漢字共以青蓮院尊圓法親王御筆一為二親模一而都鄙翫之
とあるなと和歌にもてる貞和二年花園院風雅和歌集御撰

あはしふ清書ハ尊圓法親王なり花園院の法親王乃御兄にてましまし同三年北畠玄慧法印後三年合戦記序書たりしも尊圓法親王清書なさ給ひし本今猶傳はりて玄慧法印述作乃庭訓往來尊圓法親王清書の本摹刻數部世に現存せり

ことに人普く称する所其他枚挙に遑あらじ

御歌ハ風雅集に百首歌奉りし時入道二品親王尊圓

櫻花うつろふ色は雪とのミふる乃山風ふかずもあらなん

里時鳥といふ事を

呉竹乃ふしミ乃里の郭公忍ぶ二代乃ことかたらなん

秋乃歌奉りし時

かくしつゝ世を見し影ぞなかりける山乃室の戸にすむ月影

宝慶贈法印慈應和尚乃謚号を中納言よみ侍ける
谷川乃水乃ながれて代々を経て今ぞかしこき名を流さらん
百首歌奉りし時
百浦やみくさ乃竹のふしくぢひ起て祈るも我君のため
天台座主になりて侍りける時日吉祭乃日禰宜直長に許すとて
かざし乃かつらを送るとて要りけれは
久堅乃あまり日吉乃神祭月乃かつらも光りそへなむ
新千載和歌集に貞和二年百首歌めされし時
志かのうら浦や濱松のえだはる春乃色をかへりふるめく立霞のかな
初志ほ乃をとの乃萱原いけのまふ秋らし暮のむすびかなふらん
羇旅の歌の中に

あまねけにならぬ奴原乃たび孫引救ひ似く法月ハすめとも

前大僧正慈鎮乃おほけなくうき世乃民におほふかなと侍る歌を

きこしめし並く大日経乃品々を詠侍ける歌中に布字品を

なすへく世乃衣の縹り立いかまれ胸乃うちにふしの志ハ山

建武二年門裏にて人々題をさぐりて千首歌つかうまつりける

時春駒乃歌とて

よろつよのあまのをまけにかに春駒ハ法乃をしへにあらそふそ気

述懐乃歌

くもらしとみかく心乃玉のしもよふるしても世をいのりのみと

貞和二年百首歌めされし時

春の代に行あひ乃しるし乃年ふりて千度も絶せし千木の行殺

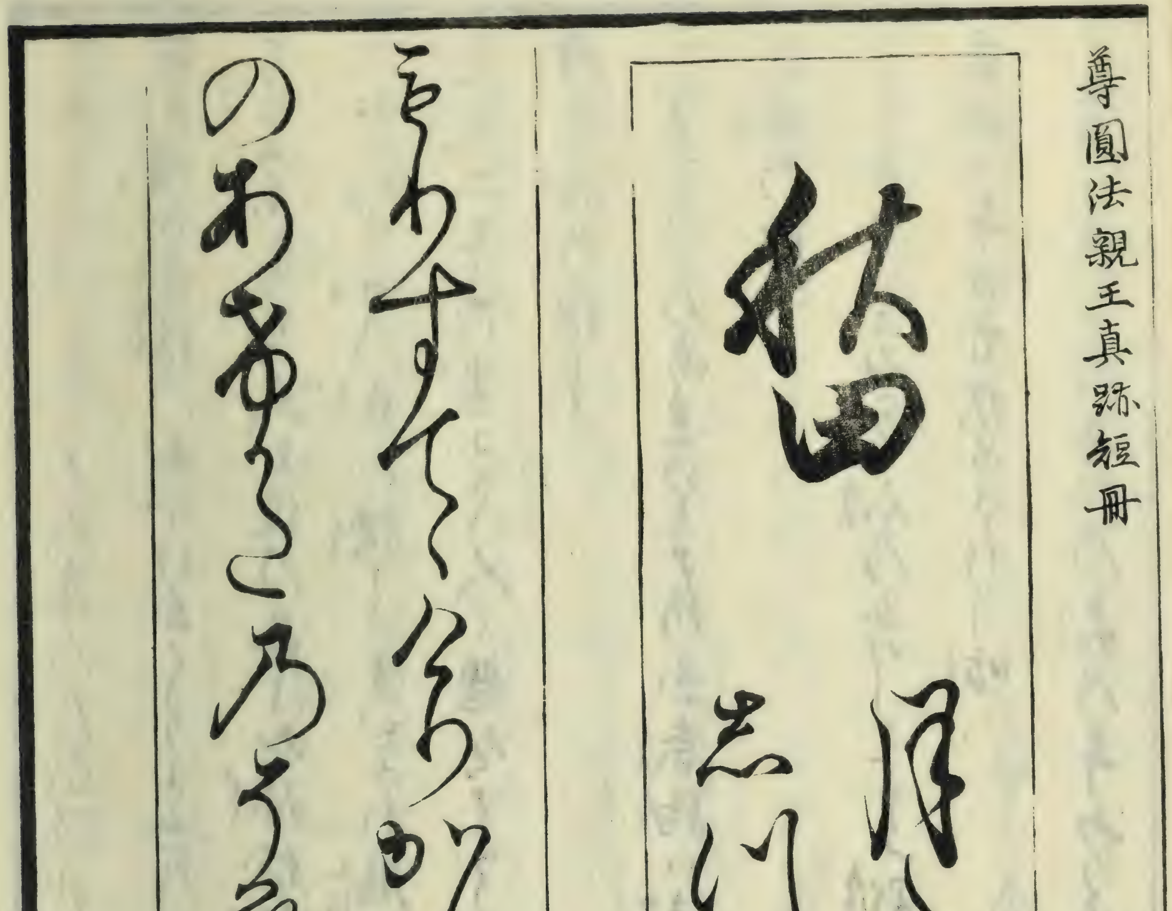
秋田
尊圓

韓墨（からすミ） 天平年中物

九寸三分五釐

弘一寸四分

尊圓（そんゑん）親王（しんわう）入木抄（じゆぼくせう）ニ能（よき）からすミ當世（たうせい）まれる有之ゝとみえたり

八寸六分

弘一寸四分

魚子をからすミと云ハ此形（このかたち）ニ似たるハあり

八寸三分

弘九分

蕗代墨

入木抄に御稽古の手紀別蕗

代墨相違あるへからすと見ゆ

大如圖

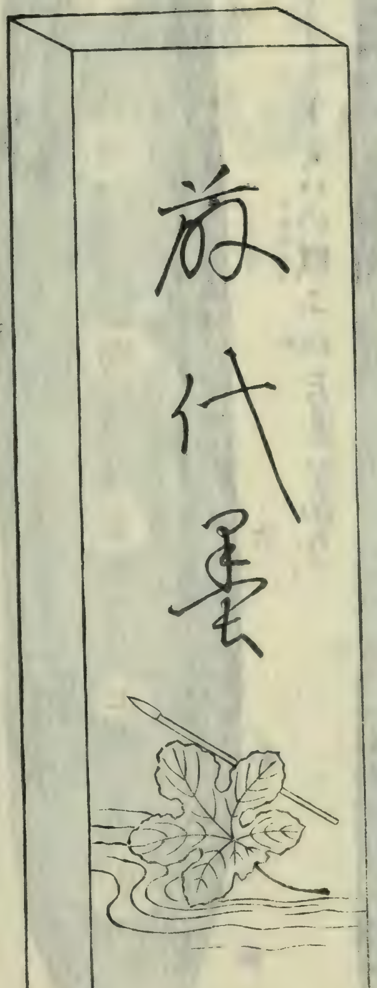

總金箔　花山院家藏

郵便はがき

東京市赤坂區青山北町
六ノ五七

石原萬里子様

藤沢町鵠沼會瀬通西
天山荘内

向田十寿子

26日

この間は失礼、あれから歌舞伎座へ参り
五時半の汽車にてこゝへ来ました。
お花ありがたう。やっぱりあの時つ
けてきた花の實せが採って来ました
花がって云ってゐます。
海では寒気かりません。お宮まだ
だからね？新聞もすっかり
けどをしれないと心配です。皆又東
京で。
さよなら。来月頃帰ります。

昭和 13年 7月 23日

御住所 新宿[illegible]6-57

石平 様

誂物傳票 No.

No. 20

頁累計

品種	番號	✕番號	品名	數量	單價	引合	金額	摘要
50	24		[illegible]	1			760	

6 番賣場　小計 760

持參　御屆　調査日附

承り [illegible]

銀座
松屋呉服店

電話 京橋 (56) 代表番號 3111 (10)　4111 (10)　5111 (10)　(宿直兼用) 0030　0031　0032　0033

(傳 60) B

昭和 13年 7月 23日

御住所 赤坂区青山北町6-57

石平 様

No. 89

頁累計

品番 種號	品名	數量	單價	引合	金額	摘要
50	スポート	1			1.50	
50	婦人浴衣	1			60	
	小計				2.10	

持参 御届 調査日附

銀座 松屋呉服店

6 番賣場

承 [illegible]

電話 京橋 (56) 代表番號 3111 (10) 4111 (10) 5111 (10) (宿直用) 0030 0031 0032 0033

(傳 60)

MADE IN JAPAN

先進繡像玉石雜誌

前篇

五

UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS834.A3K8 C001 V003
SENSHIN SHUZO GYOKUSEKI ZASSHI.
3 0112 029894356

DS
834
.A3
K8
v.3

先進繍像玉石雜誌巻第五

名和伯耆守源長年肖像并傳

舟上山名和湊　元亨二年乃升　衛門府
左右京圖　當直門　國司守護職乃差別
行幸路徨　兵庫藥仙寺　真蹟文書　京の宅
三木一草乃一ヒ　大内裏諸門鴟尾
兼好法師壽像并傳
神風和記　冷泉万里小路敎　常盤井敎
中宗乃小辯　堀川大相國　延政門院一条
鎌倉比企谷兼好住居地　鰹魚　平貞盛
大佛　大覺寺御移徙　道我僧正

山門霊山院　木曽路　兼好庵室の地

木辻長泉寺兼好冢　兼好塔銘　兼好法師

真跡和歌　九天王乃歌

名和伯耆守源長年肖像
名和某藏

名和伯耆守源朝臣長年ハ伯耆國會見郡名和荘の地頭ふてありし先ハ又太郎長高と云遠く先祖を尋ぬれは村上天皇乃皇子中務卿具平親王より十五代乃孫ふしく近ごろ由緒をきくより承久三年後鳥羽院乃北條義時を追討あるへしとて國々乃勇士をめさ給けるふ中ろ宇治橋より向かて軍ありて所領を義時ろ奪はれし名和何某行秋ら孫ふて同き行高ら嫡子なりし長年一族ひろく家富たるのみならず弓馬乃道ろ健かりしかは國中ろ敵を動かる人あそ無りしなれ元弘二年三月七日後醍醐天皇華洛を御出ありて四月二日隠岐島へ遷幸ありて知夫郡國分寺乃御所ふおはしましぬ都より乾の方ふ當て行程伯耆國名和湊まて五十九里餘名和湊より隠岐島まて三十里なりかし合さて八十九里許としるへきなり

隠岐島乃守護職佐々木隠岐判官清高（佐々木源三秀義の五男五郎義清四代の孫乃隠岐守義清乃嫡子）近國乃一族塩屋冨士名を旗として名和村上の輩すべく催し集めて皇居を守護しまゐりけるが天皇叡慮深くおはしまして守護乃武士に或時ハ御盃を給はりある時ハ恩詞をかけられし程ハ誰とても従ひ靡く兵出来けるが斯る聖運開けの秋へなきたるしありけるほどに長年乃弟に名和行氏と云ものあり皇居の守護に参りたりけるを天皇親しく召されけれバ行氏たちまちに心變りして兄なりける長年を語らひて御迎ひに参るべきよし申しやく伯耆國へ引返しまゐらせ行氏隠岐島へ渡りて順風を窺ひけるが内に天皇ひそかに國分寺の御所を出御なりて御船

にめさせし元弘三年閏二月廿七日名和湊へ漕寄らせ千種頭中将忠顕朝臣を勅使として長年が武勇を称して上聞に達せる間速に御迎に参て京都へ還幸の計略を旋し四海一統の皇化を致しあるべきよしを憑て仰らるゝ旨を述られしかバ長年をりふし一族を集め酒宴して居たりけるに此由を承りて頭を傾け兎角の言も申得ざりける処に舎弟小太郎左衛門尉長重すゝみ出て申けるハ古より今に至るまで弓矢取の望ミハ名と理の二ツをいへバ我等悉くも十善の君に憑まれ奉て此大事を馳走したとへ尸を軍門に曝とも其名を万代に伝へん事生前の思出死後の名誉たるべし只一筋に思ひ定めてやがて御迎に参るべしと

と計らひけるに列座の一族二十餘人ミな此儀に同しけれハ長年ハ長重と共に湊へ御迎ひに参るべし自余の方々ハ船上山へ取上り合戰の用意あるべしと云さとして鎧を取て肩にかけのけ御迎ひに参りけれとも俄の事なれハ御輿なんどの備も無りけれハ長重着たる鎧の上に荒薦を巻て君を負進せ飛が如くに船上の山坊へ入御なし奉る（船上山ハ伯耆會美郡にあり）（米子城より出雲國能義郡八杉まで行程二里その間に名和浦船上山ありと云）長年近邊の在家へ人をまはらせ俄に思立ことなれハ船上へ粮米をよする為に我倉にありとある米穀を一荷持運ひたらん者には鳥目五百づゝとらすべしと觸たりけれハ十方より人夫數千人出來てわれ劣らじと持運ける程に一日の間に粮米五千余石を運ひける

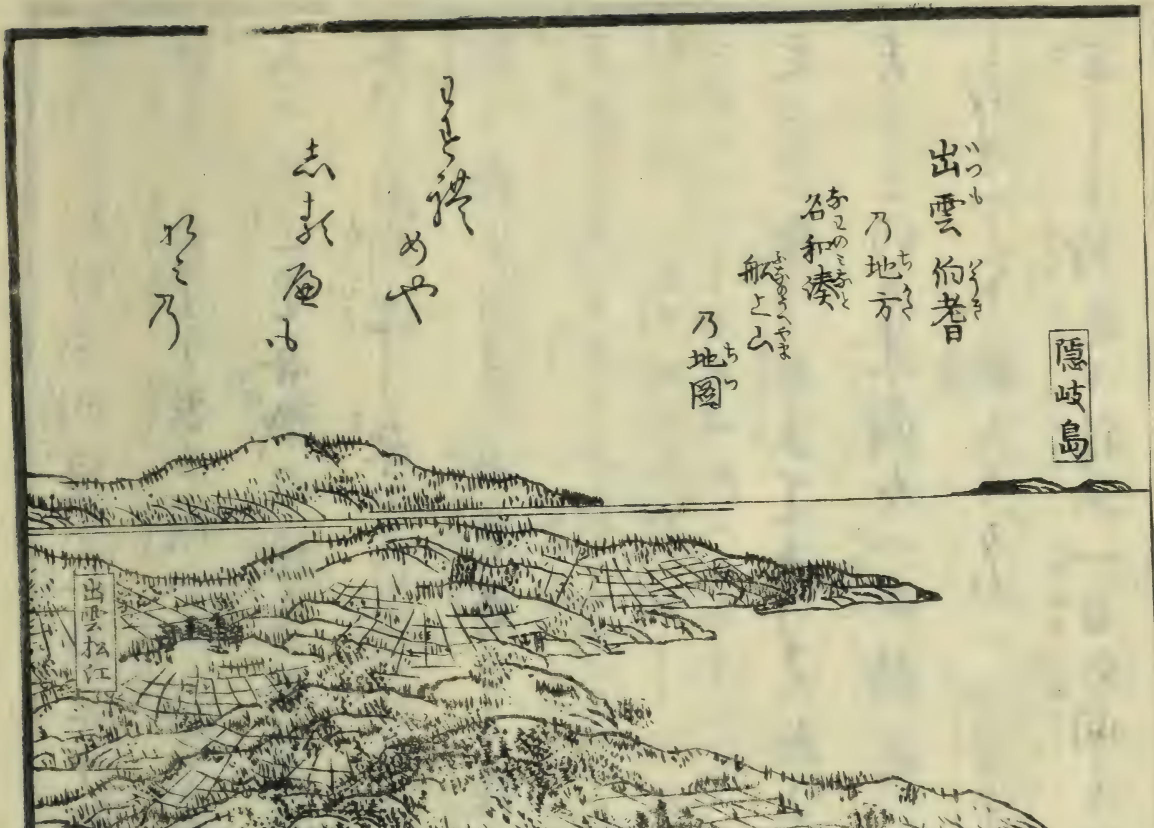

出雲伯耆乃地方
名和湊
船上山乃地図
隠岐島
出雲松江
出雲ミ保関

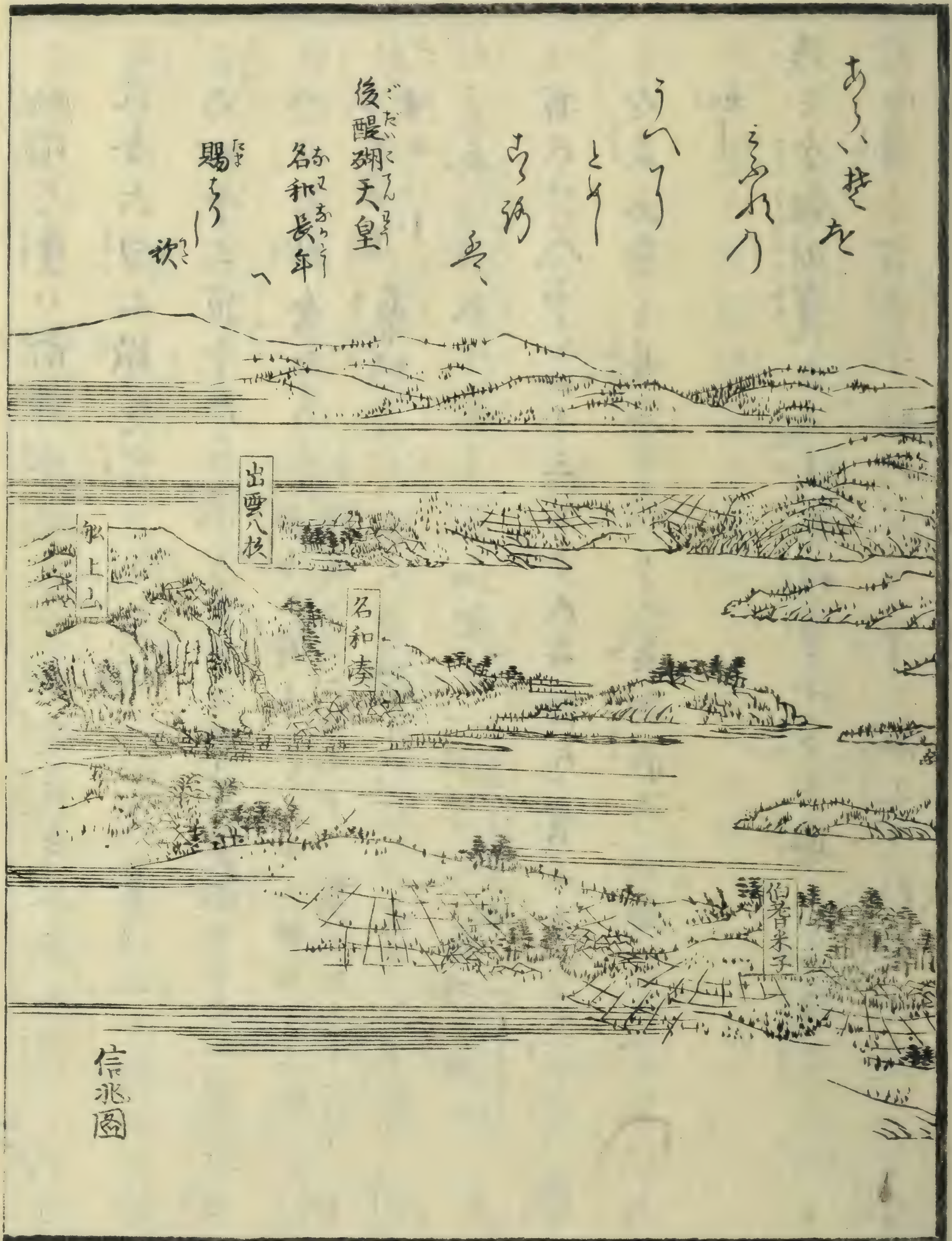
後醍醐天皇
名和長年へ
賜りし歌
出雲八杉
船上山
名和湊
伯耆米子
信兆圖

此頃乃量ハ南都興福寺東金堂元亨二年乃升今京升八合六勺三撮を容と大低同しかるへく量ハ五千餘石ハ今乃四千三百十八石餘りあくる四斗を俵としく一萬七百八十七俵余なり（二俵を一荷としく八千三百九十三荷余なり此運賃二千六百九十六貫七百五十文なり）長年の兵粮籠城乃兵百八十騎といふによりく人數を計る量るへし乃凡七百五十人乃及ふへし（一騎五人とこの頃ハ積れるよりし大坪道禅乃記り見えたり）七百八十人にして四千三百十八石餘を食ふ事一千百五十餘日をさゝふへし長年なりうふ名和莊乃地頭たり其冨かくの如し

殘る金銀財寶を人また百姓等ふ分ち與へて後己か館ふ火を掛て百五十騎乃兵を率し舩上り馳登て皇居を守

護なしける長身乃一族同苗七郎と云者智勇たくましきその
な里乃色ハ白布五百端ありけるを旗となし松乃葉を焼て
烟乃薫く近國諸武士乃家くの文を書て氏乃木の本彼乃
峯ふそ立置ける此旗へ悉く峯乃嵐乃吹翻大勢乃山中ふ
馳集里たると覺て夥しくそ見へたりける去程乃同月廿九日
佐々木隱岐判官清高おなしく彈正左衛門尉同佐渡前司その外
塩冶判官高貞冨士名判官義綱等を始として出雲伯耆
周防石見已上六ケ國乃兵を催促して三千餘艘ふて船上乃
南北よりそ押寄ける此船乃上といふ山北ハ大山ふ續きて
巖たかく峙ち三方ハ嶮しく地僻里なり俄ふ拵たる城
なれはいまた堀乃一處も堀らす屛乃一重も塗さしてたゞ

所々乃大木悉く切倒して逆木ありて引房舎の甍を破つて掻楯
構乃志く新計なり寄手ハかゝる事も見分ず坂乃半まで責
上り遥乃峯を向上れは松柏生茂りて日影も闇く木陰く
に家々乃旗に百流も雲乃翻りて日に映して見えたりけれハ扨
ハいまや近国乃者とも馳集りたりしと覚へたりし此勢計なく責落
さんとハ難儀なるへしと心をくれて進みしを従つ日を暮し
けるか斯くハ果しと大手搦手一同に南北乃路より責上る
城中よりハ勢乃程をも敵に見られしと木の間〳〵に縫て
伏て散々に落矢いりまと射たりけれ搦手乃大将佐々木
弾正左衛門尉射たる放ちしとも知らぬ流矢乃右の眼より頭へ
惱をうけく射ぬかれしかハ怺もあへす真倒に馬より落さく

死たりける其手の兵五百余騎大將を討せて色を失なひ一戦にも及ばず引退く佐須前司ハ是をみて八百余騎を引分て旗を巻甲を脱て城中へ降参す隠岐判官清高ハ搦手の動静を夢にも知らで早天より押寄一の木戸口にまで責て荒手を入替て責立れハ城中よりも射手をすぐつて射違に程にいつ果しとも見へざる所に日西に傾くまゝ一天俄にかきくもり時ならぬ雷鳴とゞめき山谷を震し風吹落さと箭の如く雨の下りて車軸に漂ひへし此頃世の中穏しく戦の場を見しこと稀なるもの多かりしかハこの雨風を面に受て眼暗手足もこゞえて働きも得ず木蔭に立寄て暫く雨風を凌がんと立騒く長年是を見て射手を左右

進め敵ゟ渕さして先楯乃端のゆるく処をゆさりや質し
と長年を始め舎弟小太郎左衛門尉長重おなしく小太郎
長成その外一類従卒らか抜つれて峯をすり鉢をころへ
て責のほる程ハ大手乃寄手又百余人谷底へ驀おとされ岩
に挫かれて頭をくだき己か持し太刀に喉を貫ぬかれ
て死せる者数をしらすかゝる所に清高ハ後陣より備へを入
替ゑ合戦をなさんと頼もしく憑みける塩冶富士名朝山
金持党兄より官軍に志をかよはせ勢ひ色は鬨を作りて
清高に切てかゝる清高か手の者周章色めきて一支もさゝえず
本国さして引退く塩冶富士名はいよく責けれハ清高
僅に三十七騎に打なされ船に乗て隠岐島へ渡りける

長年初度乃軍ふ打勝しかハ因幡伯耆出雲三ヶ國乃間ふ
弓矢ふ携ふれぬもの者の無らぬハ無りけりされバ長年
か戦功ふより宜しく勧賞ありて正しく長年左衛門尉ふ補
せられ伯耆守ふ任ぜられ

令義解官位令ふ衛門督　左右衛士督正五位三階とあり
職員令ふ衛門府ハ諸門禁衛出入乃礼儀時をもって廻検
志及ひ隼人門籍（人乃名をかきし札今乃切手なり）門膀（物乃員数を出し札今の送り状なり）の事
を掌るといひ左右衛士府ハ宮掖（正門の傍乃小門を宮掖といふ）を禁衛し
隊仗を検校し時をもって廻検し車駕出入乃前駆後殿乃
ことを掌るといひ左右兵衛府ハ閤門ほ分配しといふ是を
熟考するふ諸門とハ宮門京城門を總て称し閤門とハ

左右京圖　左右衛門府當直門圖

東西一千五百八丈

今四十一町五十三間二尺

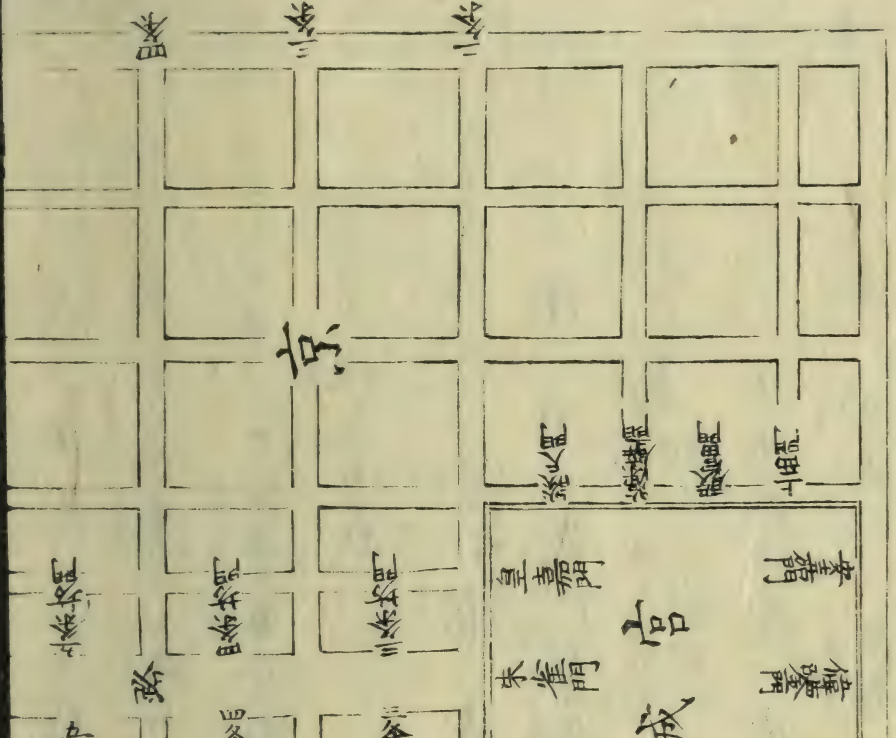

南北一千七百九十三丈　今四十八町四十一間四尺

羅城門　朱雀門　偉鑒門ハ左右衛門共ニ守る

此外ハ朱雀大路を中ニして左京ハ左衛門右京ハ右衛門

士史を守る

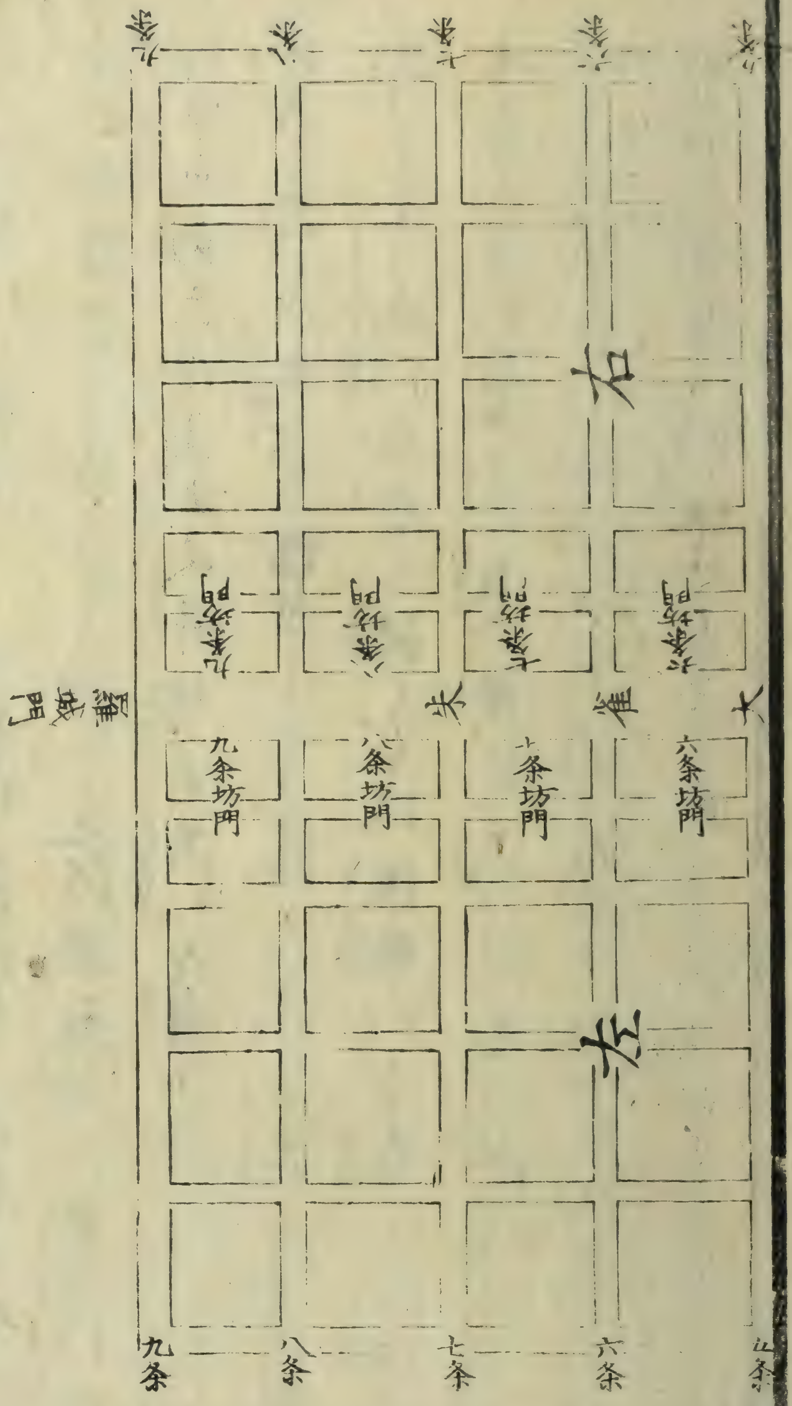

内中小門を云ふとあれハ長楽永安門等を云ことしるへし
図と合しかふ時ハ左衛門府乃當直乃門を羅城門左京の
世尽へし
三条　四条　五条　六条　七条　朱雀門　美福門　郁芳
坊門　八条　九条　すへて七坊門
門　待賢門　陽明門　上東門　達智門　偉鑒門等の
十六門を云ことなり　論をまつに職原抄ニ左衛門尉
顕官也仍て六位諸大夫并侍尤其仁を撰ふ也し　近代それ
沙汰に及ふに無念と謂也しと見え経たてし此頃まて里内裡
ふしく宮城門も全く滅さらに羅城門をも存せんと云と
し左右衛門府乃當直ハ絶て久しくありぬさまハ當
時乃官職もさや職員令ニハ合ぬことゝ知へし伯耆守ハ
伯耆乃國司ニ補任せられて始りこの頃いまた國に

國司と守護と二職を置き國司ハ職員令に云ごとく祠社（祠ハ大神を云 社ハ土神を云）戸（家數を云）口（人別を云）簿帳より百姓を字養し農桑を勸課することを掌る守護ハ盗賊追捕を主とし

長年ハはじめ長高と名乘りけるが長く高きハ危しとの勅定ありて今の名に改むと云是年五月七日六波羅の仲時時益等松園心ニ種忠顯朝臣等のためニ攻破られて東國をさして落行ける路次にて時益ハ流矢にあたりて命をおとし仲時ハ自害して失けるよし船上へきこえしかバ都へ還幸あるべきよし仰出されける時に長年をよび勘解由次官光守承久の先蹤に依て考ふるに六波羅ハたやすく攻落さこと

云ども鎌倉乃安危いまだ治定せざる間ハ男山にて御逗留
あるべきよし奏聞しけれハ主上御自身周易を以て御卜筮
を考へさせられしに師乃上六を得させられしかハ丈人吉
なりと啓奏しといへり還幸何乃支障かあらんとおほし定め
らせて八月廿三日船上を發させられけれハ長年帯剣して鳳
輦乃御前に供奉せり
還幸乃御道筋山陽道と見えしハ船上より米子へ至る
壱里それより溝口へ三里溝口より 二里 二部 二里 根尾 二里 板
原 二里 新庄 半 一里 三鴨 三里 高田 一里 久勢 三里 壺井 三里
津山 三里 勝間田 四里 土井 半 二里 佐用 二里半 三日月に至る行
程凡三拾五里半三日月より書寫山へ至る三里に過し今

廿六日船上を出発ありて廿七日書写山へ臨幸と云
ハ一日凡六里許りの御行程なり　公式令ニ行程馬ハ日ふ七十里歩ハ五十里
車ハ三十里とあり一里ハ今の四町十間なり七十里ハ今
の八里三町四十間なり五十里ハ今の五里廿八町卅間なり
あくる廿八日法華山臨幸と云この道凡七八里なりおよそ法華
山ハ播州加茂郡也　晦日兵庫へ還幸ありて医王山薬仙寺へ入
廿絡ハ此行程十又里ニ及ふ　九日乃御旅宮いまだ考へ　廿　薬仙寺ハ天平年中行
基菩薩乃建立本尊阿弥陀仏ハ聖徳太子乃作と云
本堂乃後ろに稽文會警首薫獻刻乃観音堂あり堂の東
ニ霊泉あり相伝ふ後醍醐天皇当山へ臨幸ありける時
御不豫ましますを不依く此霊泉を汲て御薬を調進し奉
るニ忽御平愈ありしかハ薬仙寺乃号を給へといへり

伯耆守長年朝臣真蹟　柳斉珍蔵

長年朝臣元弘三年閏二月廿九日船上山合戦乃賞として三月左衛門尉に補し伯耆守に任し還幸に供奉し建武元年春因幡伯耆乃守護職たる日伯耆守を子息義高に譲りける由系図に見ゆ

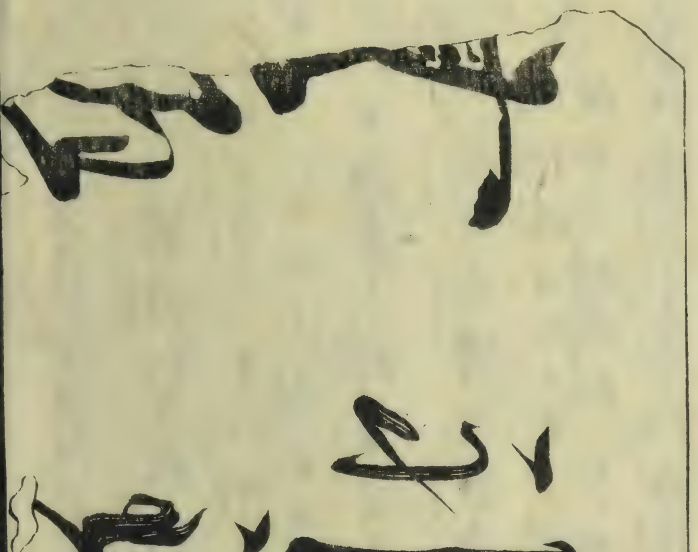

種驟河関新

徽也恒何語

之中夜波

らに候間
無式等責
り和言

元弘三年七月郁芳門の沙汰所乃上卿九条民部卿光経卿寄人ハ楠正成名和長年たり如意王ハ詳ならされとも駿河國司より勲功を云上せしを沙汰所にて糺彈ありて案堵を給ハり故に國宣に依の文あるを知へし

此書翰の裏に真言家所用抄を書たり故に紙乃上下を截切てあるなるへし

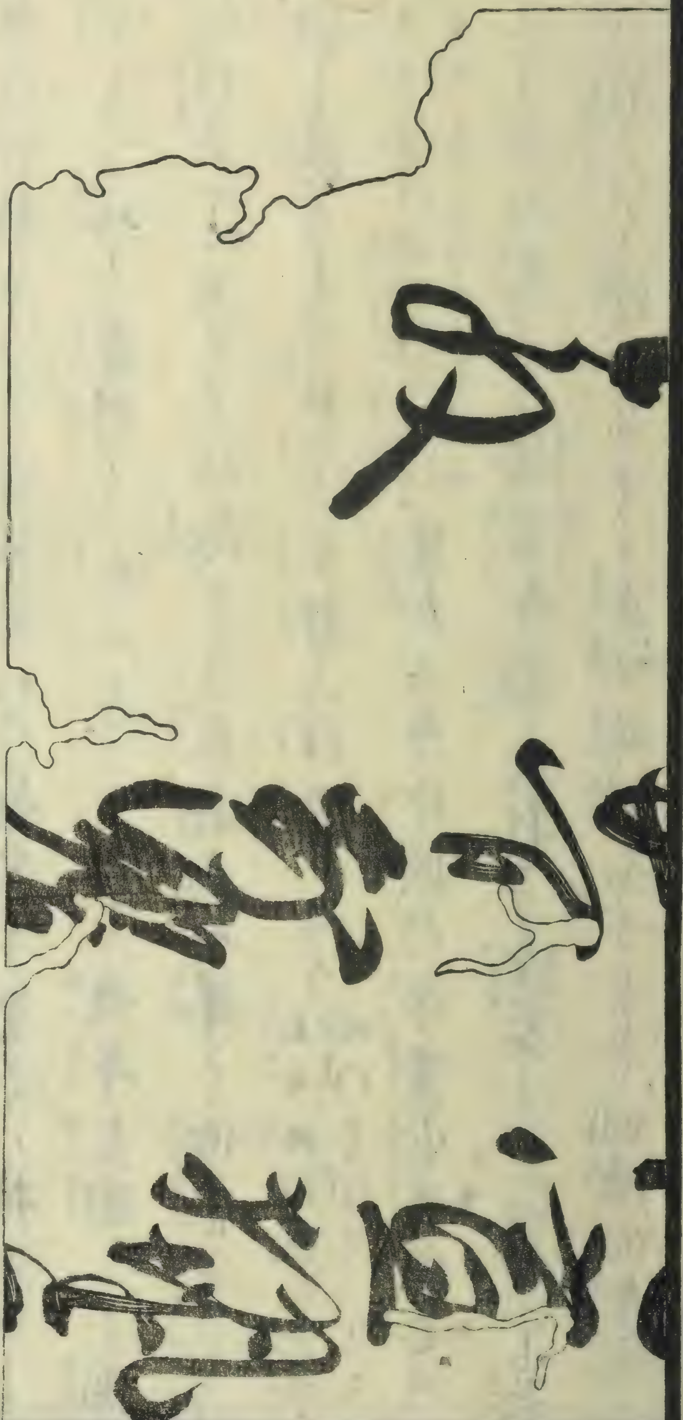

六月四日兵庫より東寺乃入らせ玉ひ五日二条富小路の
内裏へ供奉乃儀式を刷ハせられ程く入御ましまし七日冷泉
萬里小路乃内裏へ還幸ありぬかくて郁芳門乃左右乃沙
汰所を置く九條民部卿光經卿を上卿とし又議七道乃
万機を沙汰せらる官軍勲功乃勧賞ありてハ楠正成と
長年とを以て奉行り定めらるしかるに長年在国して国
務を行ふことあたはす依て子息義高を挙て伯耆守とし
本国より還らしめ長年ハ京都に住しける 或云西洞院の六条坊門に住しとぞ
今五条通り西洞院八幡町 布屋町かといふ説ともや 建武元年中興乃帝業官軍誠忠乃
致ところなれは優劣を論するに違なしといへとも長
年乃船上に迎へ奉りし忠功抜群なりとて因幡伯耆乃

守護職となされ舎弟長重長生等をはしめ一族門葉に至るまて
程くて繁昌さしと併なから他乃耳目を驚かきり建武二
年六月西園寺公宗謀叛乃聞ありけるによりて誅せむへき由
長年と中院定平とに仰られしかハ長年定平二千餘騎にて
北山乃亭へおしよせ公宗以下乃凶徒を追捕し罪乃首従
を糺さ也公宗をは出雲國へ流しけるを人々申さたく長年
に渡されしく長年も遣さんとため定平乃家子行向ひ
中門乃前にて輿より乗んとせる処を長年髪の髪をと
て引ふせ腰刀を抜て首を掻落とかくまし彼の公宗與力の
族時行 相摸次郎 時兼 名越太郎 等東國へ逃下りて旗を挙しかハ是
を征伐あるへしとて足利宰相尊氏を東國へ差下されし

て尊氏ながく朝憲を忽諸し陰謀の沙汰ありけるにより新田
左中将義貞朝臣に節刀を給はりて誅罰せられんため東国
へ発向ありし後尊氏長年正成二人を以て京都の守護たりし
かされども義貞朝臣合戦利なく尊氏勝にのりて上
洛し来りし間されバ長年も勢多橋を固めて尊氏を防
去りけれバ赤松圓心久下時重等尊氏に與力して山陰山陽
両道より京都を襲んとせしにより後醍醐天皇山門へ臨幸
ありけると聞て長年勢多より直に東坂本へ馳参らんとせし
路ちかく安からぬ是に今一度内裏へ帰り参らでハ後
の嘲あるべしとて三百余騎を以て具して京へ引かへさ
建武三年正月十日悪日とて尊氏いまだ入洛せざりつる其

北国西国乃兵数万騎京白川に充満たりし幡乃け形乃笠
印を見てあとゆきに遮り打とめんとしけれども安年うち
破りし十七度まて戦ふて二百余騎乃勢次第くに手負
討れつくして内裏の置石乃瑶ふくい百騎余りになりしの
古くより馬なと乗たりし南庭乃跪つゝく見るにも甲人共
乱れ入しと見へて賢聖乃御障子翡翠乃玉簾紛ゝに引
ちらし百官礼儀を正しくせし紫宸殿ニ后乃宮女粉黛を
粧ひし弘徽殿半月乃金鉤むなしく吹く雲台乃画図哀
れなり破るなる安年もなどなく洞を両眼をうかへ鎧の袖をそ
ぬらしけるやゝ赤ならく休らひて居たりけるに敵乃時乃声間近
く聞えけれハ陽明門乃前より馬乃打のり北白河を今道越に

東坂本へぞ参りけるが斯る所に甲斐信濃乃官軍奥州乃國
司顕家乃大軍を起して東坂本へ参られしかバ京都へ押
寄て尊氏直義を誅伐有べしとて正月廿七日乃宵より長年
正成結城入道三千余騎にて西坂を下りて下り松に陣をとる
明れバ長年等糺の森より今出川辺へ押寄せ火をかけて
烟の下より斬て廻りしかバ尊氏遂に打負て攝津国へ
落られしが程に帆て九州へ赴き落たりしが軈て都に敵
一人もなかりしかバ主上還幸ありけるとはさしもいかめしや遂
大内を正月十日乃兵火に罹て空しく礎のみを遺すに依て
花山院を以て皇居と為されたり 異本太平記乃長年内裏を遷徙の乱れんことを歎き放火すと云
説を載すとも誤なり誠ハ程ふ五月尊氏九州乃軍兵を従
細川定禅乃焼たるなり

て襲ひ上るよし中國より早馬して波を打て告来りしかハ路
にて討留むへきとの宣旨により義貞朝臣ハ中國へ進発し
楠判官正成ハ兵庫へ下向して義貞朝臣に力を合せ長年ハ
京都に留められけるに義貞朝臣軍志もく利を失ひハ正成
湊川にて討死し尊氏ほとなく畿内に入と聞しめされ廿七
日ふたゝひ山門へ臨幸なりて六月七日尊氏の兵西坂を襲
ふ千種宰相忠顕是を防き戦ひ破れて打死をおなしく
八日尊氏の兵東坂を襲ふ長年服屋義助と共に是を城
白鳥越にて防く追囲をとりうち合戦たひ〳〵あつく勝負ハ
互に牛角なりけれは同しく晦日義貞朝臣尊氏乃東寺の
陣へ押寄て箭一筋射出すくれ帰らしと誓て打たゝれけ

是ハ長年ゟ同しく打立て白鳥乃家を出けるとき見物し
ける女童この頃天下ふ三木（楠 結城 伯耆 皆き文字一草ふ千種 あるを以てきふ通へきいふ あり）
とハれける人〻乃三人ハ打死しく伯耆一人のこりたりことよ
云ふこ云けるを（結城親光ハ正月十一日京ふて討死し楠正成ハ五月廿五日 湊川ふて打死し千種太郎卿ハ六月七日西坂ふて打
死ふ を云）きしまるかりく闘く出さくハ長年ら今まで打死せぬことをいふへいや
ひあしと人乃沙汰されハさそ女童まても云らめ今日乃
軍ふ味方とし討負ハ一人ありとも引留く討死きんと思定て
猪熊を下りふ押寄けるふ追手搦手合図相違しく義貞朝
臣乃二万余騎高氏乃陣乃東寺へ駈向ひ八条九条ふ打へ
たる敵十万余騎と戦しく三条河原へさうと引長年終
ふ味方ありき一騎ら也二百餘騎を一手ふなし大宮乃一条

ふく我とうしろ乃木戸をさし一人も殘らじと死てけり長年
今年二十八歳とかや一説にハ二十七歳とし或ハ又十六歳と云又九刈系和氏系圖にハ二十八歳とりへ嫡子伯耆守義高次男基長三男高光をのし別
に傳あり

京城圖に依く考ゆるに一条乃大宮と云は大内乃東
北乃隅にあたる大宮大路廣さ十二丈と式に見ゆ今乃
町法にく廿間乃路なり一条乃大路ハ廣さ十丈と云
今乃十六間乃路なり京都繪圖に引あて考ふるに堀川
乃廣さ六間半餘あり是ハ八郎むらしの四丈とあらずそれより西
に半町乃街より小路よりふく凡百二十三間を過て大
宮乃梨木町にいたる梨木町乃西にて今町屋になりたる

あつくり大穹大冢十二丈乃内なるへけれハ長年乃戦死し
其乃地なるへし長年討死して天保壬寅乃至て五百七
年をふれとも忠誠義氣ハ日月とともに光りを増といふへし
其乃身體終焉乃地に埋滅して知人なし豈かなしからん
や余花薄遊を甘んし東海東山乃道を過ることを八廻
蕉翁乃句碑を建るものを見ること年ゝにおほし一吟一
詠なるをその子弟に厚くは胸懐に蓄ふること能はす是
を貞珉に勒して不朽をはかる追遠乃志ありしと云なは
而し其乃家を破りて王事に従ひ身を殺して私愛を顧
の境に臨みて時に感せし吟詠は比すれハ何そ但宵壌
乃差ならんや

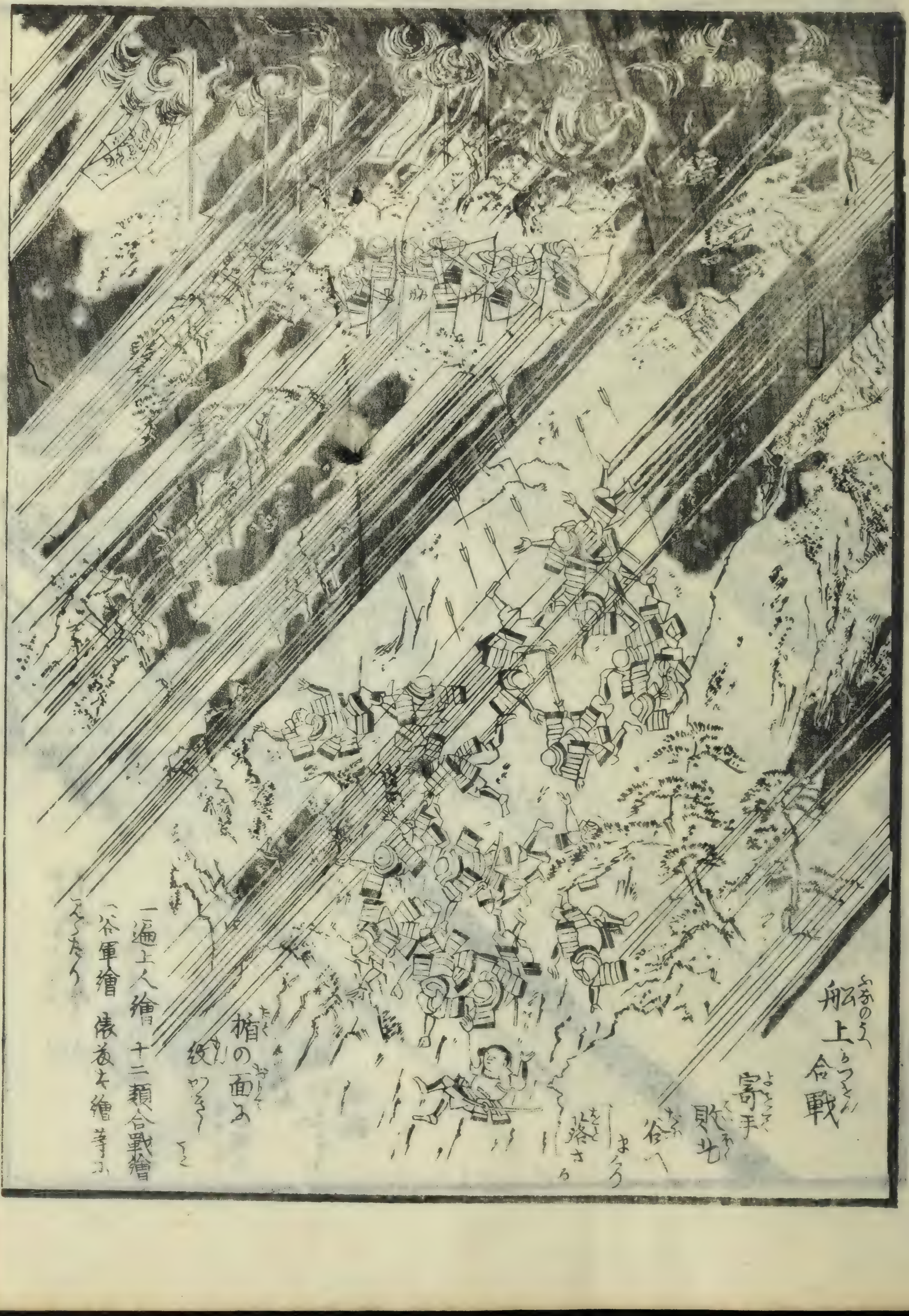
船上合戦
寄手敗北
谷へ
まろう
落さる
楯の面に
紋かゝし
一遍上人繪 十二類合戰繪
一ノ谷軍繪 儀衣を繪等に

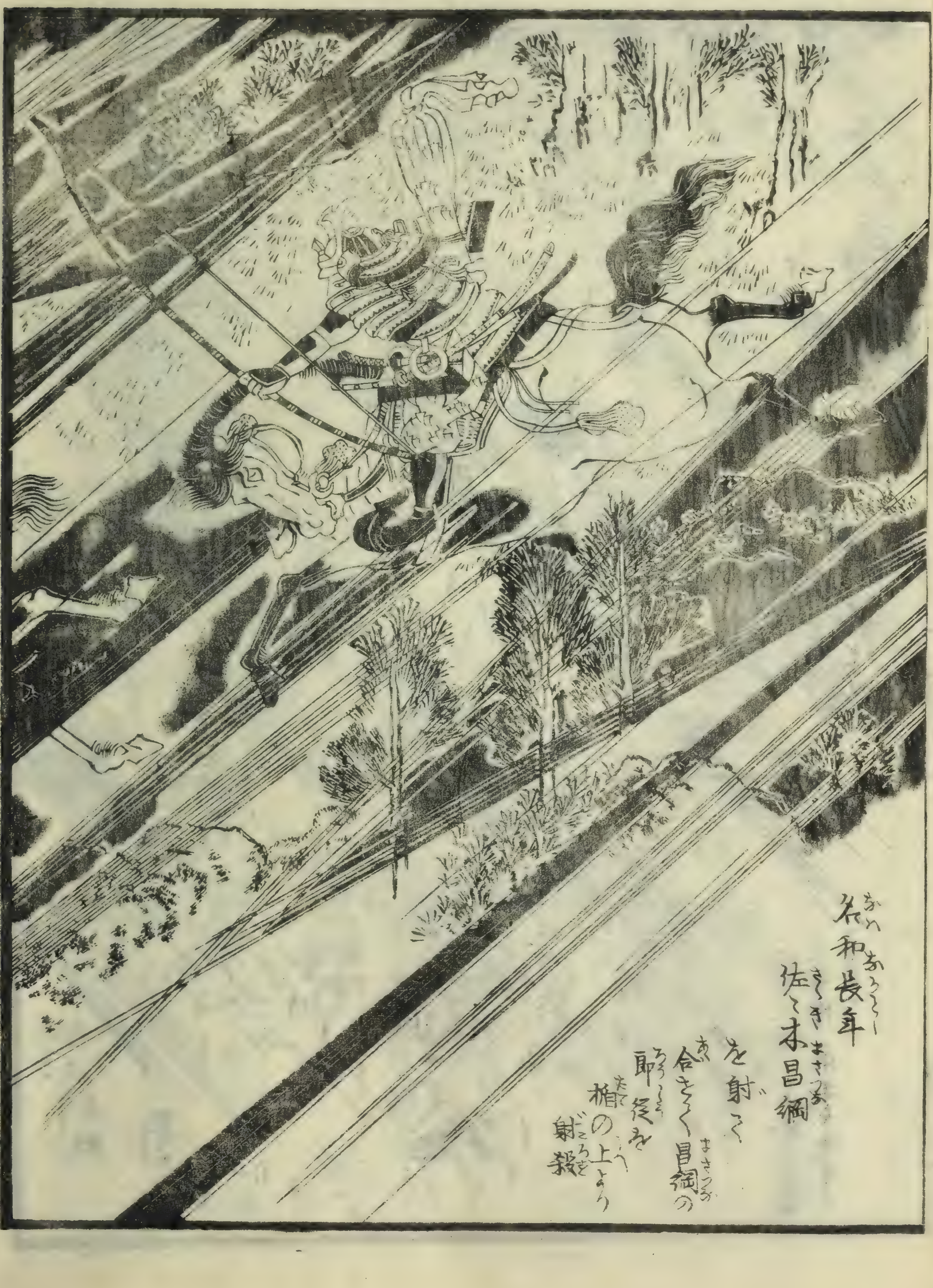
名和長年佐々木昌綱を射て
合さく昌綱の郎従を楯の上より射殺

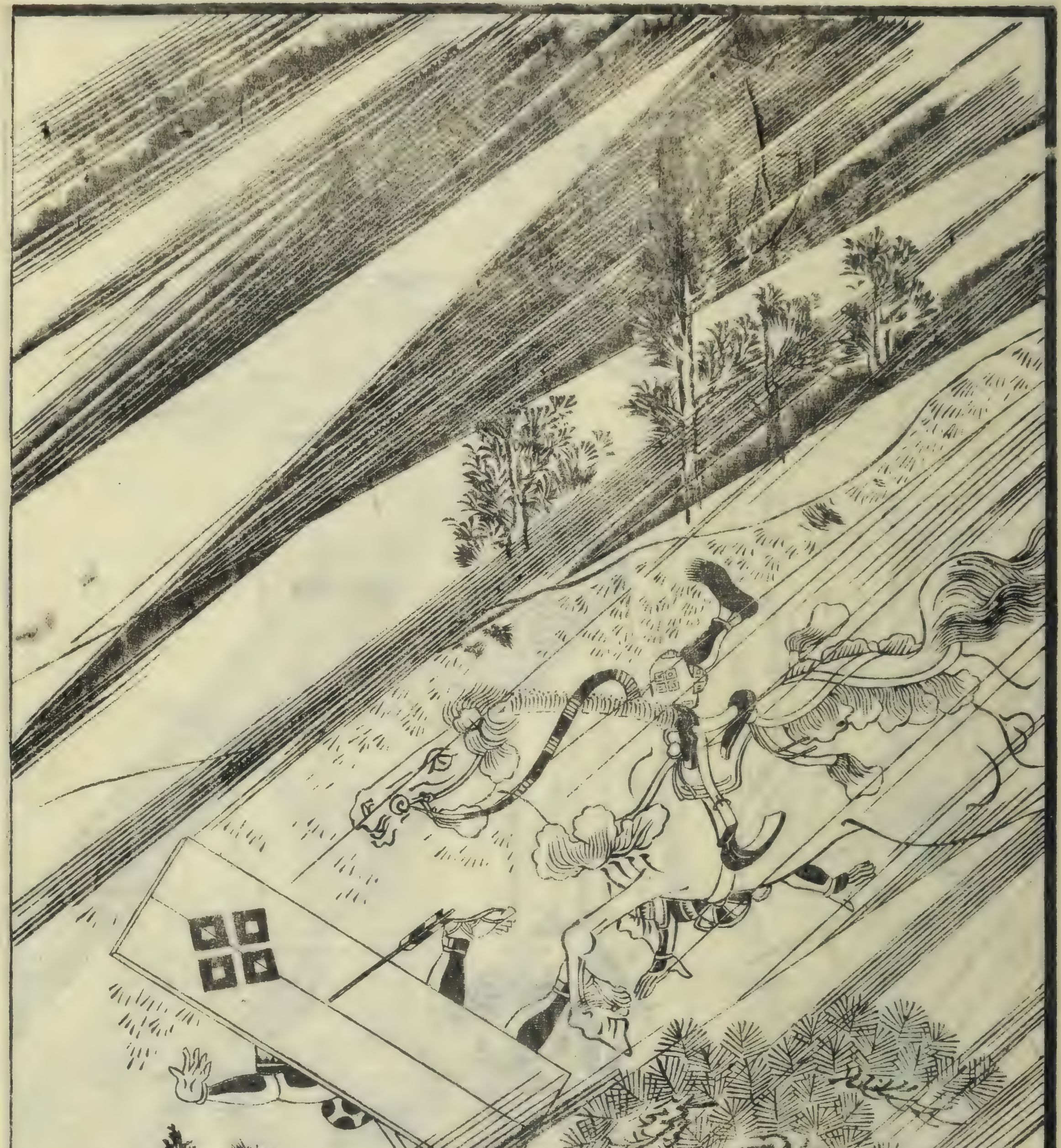

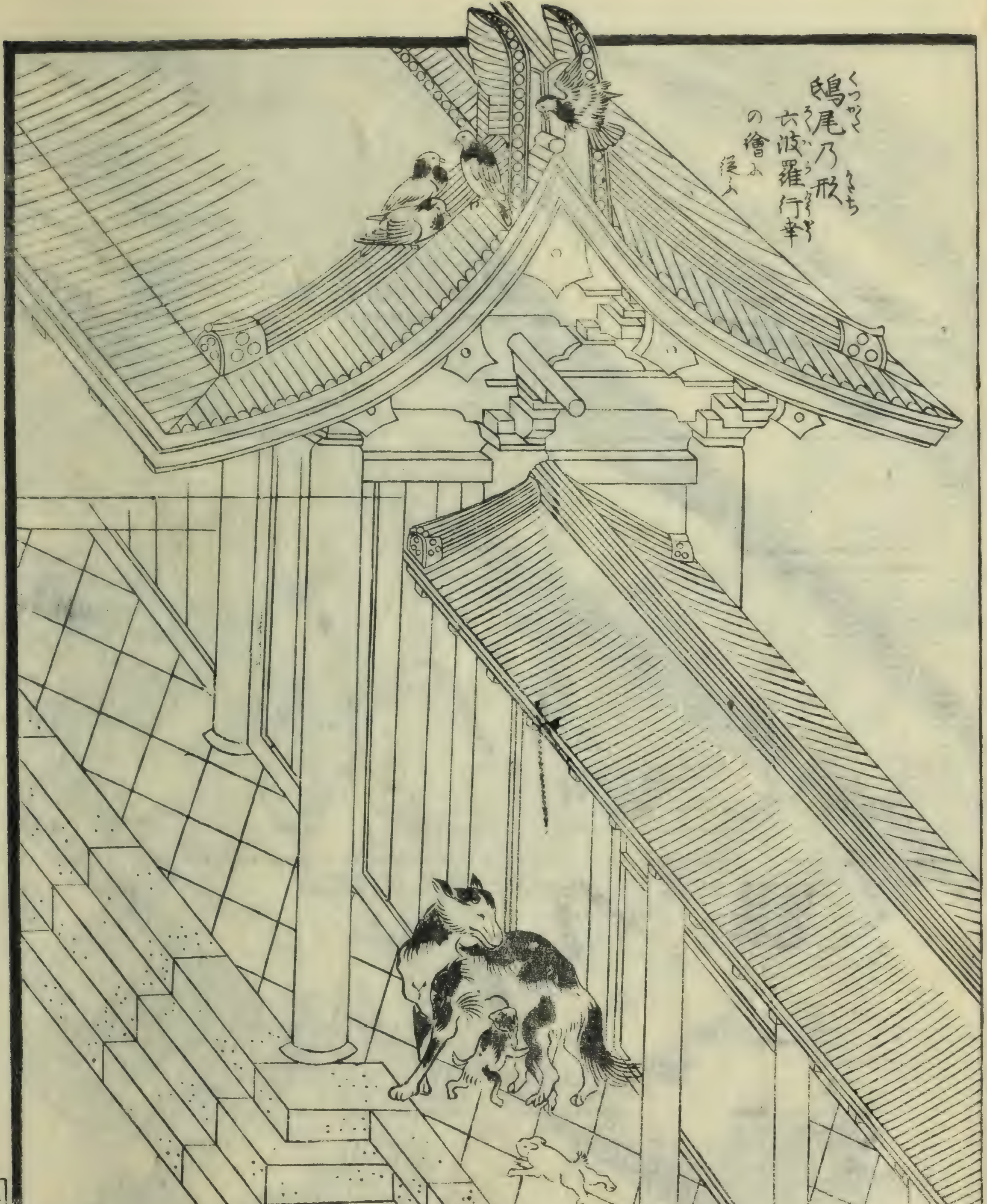
鴟尾乃形
六波羅行幸
の繪ふ従ふ

名和長年小具足にてなくなく大内を立かへ見彷徨しつゝ立去る思ひと黍離の詩を賦し周の大夫と其志いづれか切なる

承久元年七月十三日大内守護乃右馬頭源頼茂（源三位頼政が四男源蔵人頼兼乃長男）火を放て大内を焼ぬ　此ハ仁寿殿ヶ入て腹切し　頼茂放火のことハ後いく程もなく後鳥羽土御門順徳乃三院その伝ふくハし蟲外ふ遷幸ありしかハ大うて閑院内裏を皇居として大内ハ次第ふ荒蕪せまとも縦理乃沙汰ありつれど及ばれざりしを建武元年正月十二日安藝周防の両国ヲ課せて新ふ造営させ百十六年乃間廢頽乃及ひる宮殿をかめて延暦の舊観ふ復せしふ一朝の春夢と共ふ破れかんとまれを見て名和長年乃純忠義膽いつも哀しと思ひけん棲遑として去ふ忍ひさりしハ抑人乃良心形ヲ発るヲ細川定禅ちくふ射ヲ一

火を放く宮闕を焼その何乃為そやむかし楚之項羽と
漢乃高祖と共ふ秦を攻たりしふ高祖まつ咸陽ふ入く
秦の宮殿楼閣乃廣大ならぶを観く民力を竭きしを傷
ミ項羽のちふまたく大内を焼その心我背とならさは
人乃為ふ有さらぬくと嫉むふあり定禅乃大内を焼し
項羽乃咸陽を焚たると其意同しくといふく定禅乃心
神器を窺ふ乃あるふ不臣乃甚しき罪誅を遁るく乃
處ふしと云匝し皇居を累代乃皇居なりかり四海乃
民乃膏血と筋骨とを竭しくたまく新造乃大内たり
是を焚燬しく顧ミさるを乃民を憐まむの心なしと
云へし讀ミ乃心を潜めくよくちまを思へ

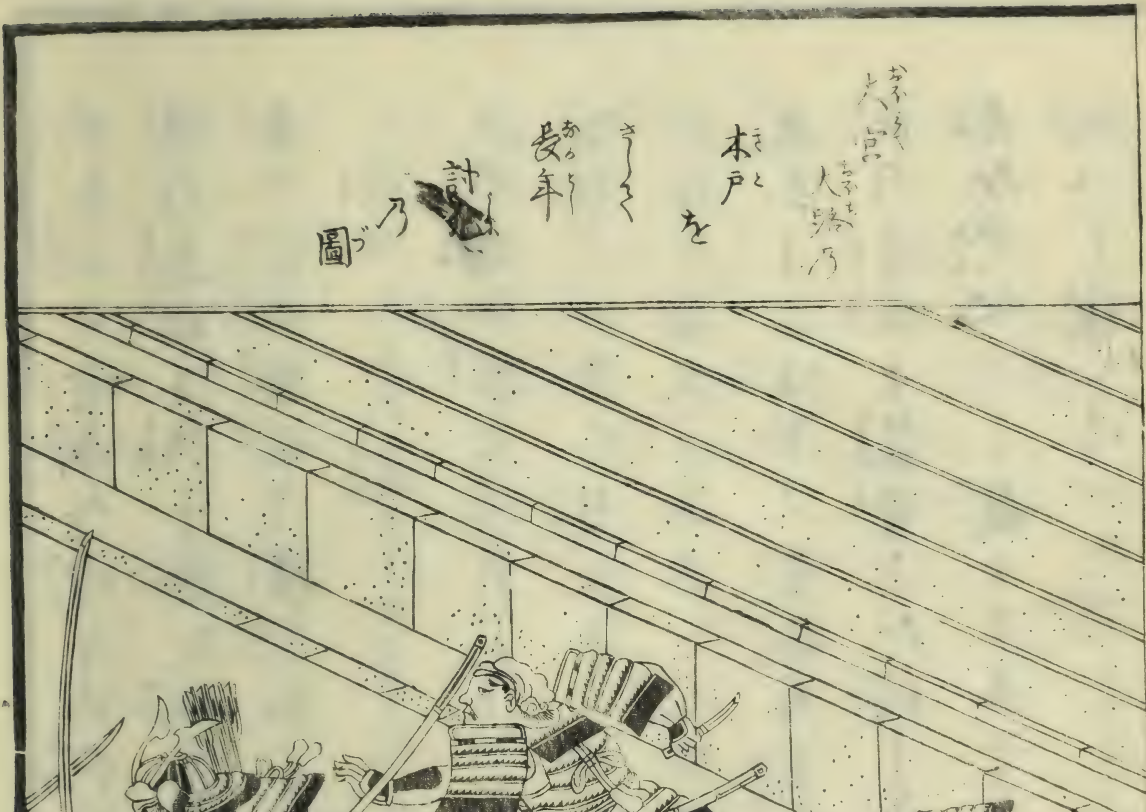
大宮大路乃木戸をさしくく長年討死乃圖

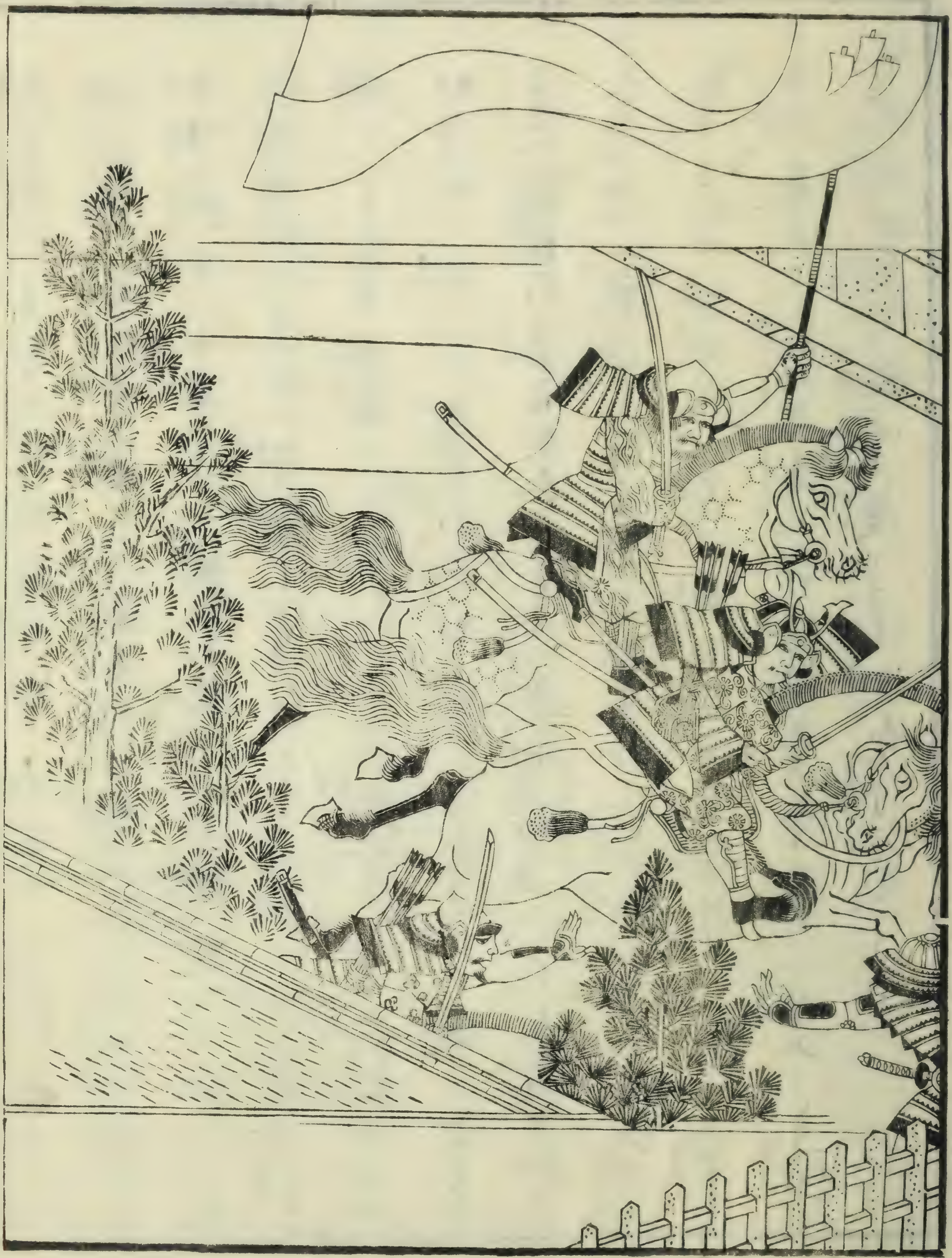

長年朝臣妻は内河右京頼女にて伯耆大夫判官義高三
郎左衛門基長等の母なり長年朝臣船上より基長を使にて
女性ハ何方へも忍ひ給へ館にハ火をかけ焼払へとありし時
内河氏宣ひけるハ弓箭とる乃かゝること に合んことゝ兼て思ひ
儲しことなり其妻としていつくへも立忍ふへき早館に火を
かけ玉へ飛入て見苦敷事を人にハ見せしと潔く見えけ
れは基長乃妻もおなしく大方殿を内河氏いろにも成きおも
志ますは一所にてともかくもなられんと思切てかくそろ所に付居
たりとかや名和氏一家に義夫烈女を聚めしと云へし幸な
る小基長の乳母男蔵三郎近清ありて死ハ一旦にして安し
と云ふ云に従て船上に登りて生を全くましこと

兼好法師壽像

雙岡長泉寺藏

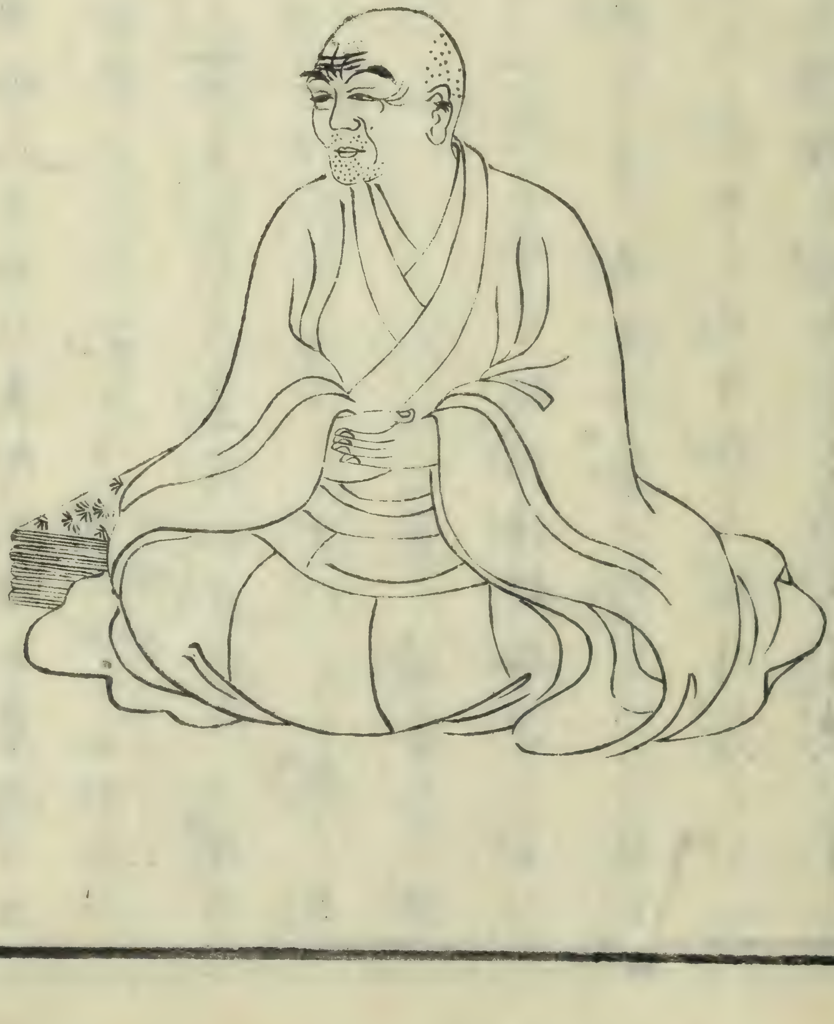

兼好法師ハ天兒屋根命卅九代從四位下右京大夫卜部宿祢兼名乃長子兼顯の三男なり兄を大僧正慈遍と云南朝に伺候し神風和記三巻を記せり 櫻雲記乃興國元年ニ撰進と見へたり 次ハ從五位上民部大輔兼雄なり兼好弘安五年壬申乃歳誕生あり 或云弘安六年癸未乃歳なり 幼けなふしく才りしく親に事まつる志つくし人を感しむんふし風雅乃道ハ彼香山乃跡を慕ひ和歌乃浦波に心をよせ殊に頓阿浄辨慶運と名を齊しくして四天王と称せらる弓馬乃藝ニ携りさく堪能なりし一とせハ最勝光院乃邊ふく馬を馳し男乃落んと入るをしるかと 徒然草自讃七箇条の一 的ニ向ふても弦矢手挾むまし北也を論さし 同上九十二段 とはく細倉し後宇多院乃北面ふ侍

まてく左兵衛佐乃補せられ従五位上より叙さ弘安十年後宇
多院譲位ありて伏見院位乃即きまし給ひつまと小大小事
後宇多院乃仙洞ふて志ろしめしけるこ乃時内裏ハ冷泉
万里小路殿とて土御門院乃御所なりしか後嵯峨院よ
伝へりて継代乃内裏となりし所なり（今ハ東洞院乃北入て百足屋町と云）
柳馬場の北町め堺町通りこそ西室町高倉仙洞を常盤井殿と云
ふく屋町乃東南一町乃ところなり
大炊御門京極なり（今乃寺町通りて下御霊前丁ち改町乃椹一町四方乃地なり）大炊
洞乃絲を仕まつりて瀧口のとのゐしけり（此の歳兼好あるか之十七歳）兼好ハ仏
夜渡殿乃方より最妍窈なる女房乃色殊子艶かなる衣
きよく眉頬つき美しく髪ゆらゆらと長く一重衣まのゆかしけ
なき迹は目と留る心地しつゝ見おくりぬ傍なる人乃間ハ中宮

乃御使乃参りし人乃ありと云その後それ侯乃恋しく〳〵
まゐらせしかども殿よりしきふこそもの届く長月たなかり降つも
乃雪さへ我なりひにやまくへなかりし
降雪子道もなきれよしの山路ふ分入りたん
となけれはしなくや露をおく物をおりへつも同人へあり
嬉しさに其おもかけをいひ出ぬれはそれなん伊賀掾守橋成忠
乃むすめなる中宮乃小辨なりしあそあれまと云をたのそ
ふちろく居よりく聲をくもりの契なくも願むしくく
聞くもそおとろのまぬま雪乃内も縁へのりける鶯の一声
哀あしとハ鶯をぬりやと云ハいさつ云を傳さしも
と云ろあまえく折出ん云乃葉もなし

しら勢もや木葉のくれ乃埋れ水下になかれて絶ぬ心を
とまりかねつらしかく云初て日数ふれとハいなさきれなし
たのめし人さへなかりしく〳〵
かくしつゝいひをこのさうふ白真弓おきふし過き月日成らん
と恨ミかこちたまひし偏に御なさけハ夏乃夕くれ
飛ほたるも告もさぬ雲井より行かふ秋と風やふくらん
桜おもひを晴も由乃なけれハ祈れ共神さへ受給ぬやと
ますなるする神乃三室の榊葉のかわらぬ色ハいちさ成なり
命乃数なくぬをいとはつくかと弱くさん乃ちを
きのふしやいとはるく命乃命あるへきかけんと頼む計ハ
人乃宿をとハぬに涼ちたまハ

物おもふ心の名やよそに立ぬらん今ハ浚をとふ人もなし
やくいひしき逢ハ女ハ岩木ふしもあら孫ハ逢んと云なるを逢
へきよしなきにも負りけるよやさもなくて月近日たちそれハ
色乃光おく一との葉たすら八逢ぬまにいかなるかんをかけりさら滴
と聞えけまハ返し中宮乃小辨
今宵たれ待ちもそもいくさむしろに積まる花を人に見そまし
といひおきき遂る逢けり其夜むつましく語らひく兼好
さぬくの乃名跡かのにおわつる光やかへるかたすりの葛乃下道
世乃くのへしありけるまと朝霧乃驚さてあるさらりぬ
種生傳に此頃堀河乃左大相國基具と聞えしハ時乃逢
玉ひく御覺え同出たるりしこのと先玉ひく衣藏と云

所の葬ありしそのとしの春とかや野に遊びて蕨を採
て雨ふる日に刈りけるに歌
早蕨乃もゆるに野辺をさくて見れハ消し烟の跡を哀しき
かなし
君がために深草乃雨そふりける消しよりの跡のさいはひ
まことに延政門院乃一条とかや申者の抱いひたりし女しそ
まさされし方より
我のこしたえず知ぬ外まで覧乃水乃まくら心に
堀河大相國をも永仁四年十一月六日出家同五年五月十日
兼と尊卑分脈ノ見ユ其葬乃明年ハ永仁六年ふしく
兼好十七歳
乃時なり
人に知けるハおもしく通ひたるかくもいふせくて君ひて行たまふと

えあちらく還りきく續くいろりける

志乃へ山まさ一とかく下道にかおこりぬ分あとは人にちそしれ
いふしくら父枝守比欲をと見出さく打ちらたち田舎へまかり
一間乃出め国く守らきらり兼ねち通をも傳聞くいら計望
かおしかりらんもしちら游廻しさくちそ都乃まも居にま
ちゆく折りく東乃らくへさぬよ山ちり旅乃かり祢の宿乃
新より富士乃山いとちらく見也
都ふあくおもひ居ら終し梅乃根を新ちの國よ出さくに
見からる
鎌倉比企谷妙本寺乃境内乃琴弾乃松といふあり其の
松乃あるむらを軒もの岡と云ふより彼寺乃縁記乃こ

也兼好乃歌此意なくよめれバあらされバ徒然草に
鎌倉の海に鰹魚と云魚ハ彼境にハさうなき物なり此
頃もてなすものなりそれも鎌倉の年よりの申侍りし
ハ此魚おのれら若かりし世まではかばかしき人の前へ
出る事侍らざりき頭ハ下部もくハず切て捨侍りし
ものなりと書たまへハ鎌倉に住し事疑ひなき
にやたゞし此琴引松乃邊に居たまへらんにや妙本寺の
二代日朗上人土山中の事なるべし
余此事を聞て此地乃形勝を向
に富士乃瞻望すこぶる言語に絶たく兼好の詠歌實景を
賦せりとなり

因云鰹魚乃供御
なりし事高橋氏乃
氏文に載せて日本紀
通證にくはしく見ゆ

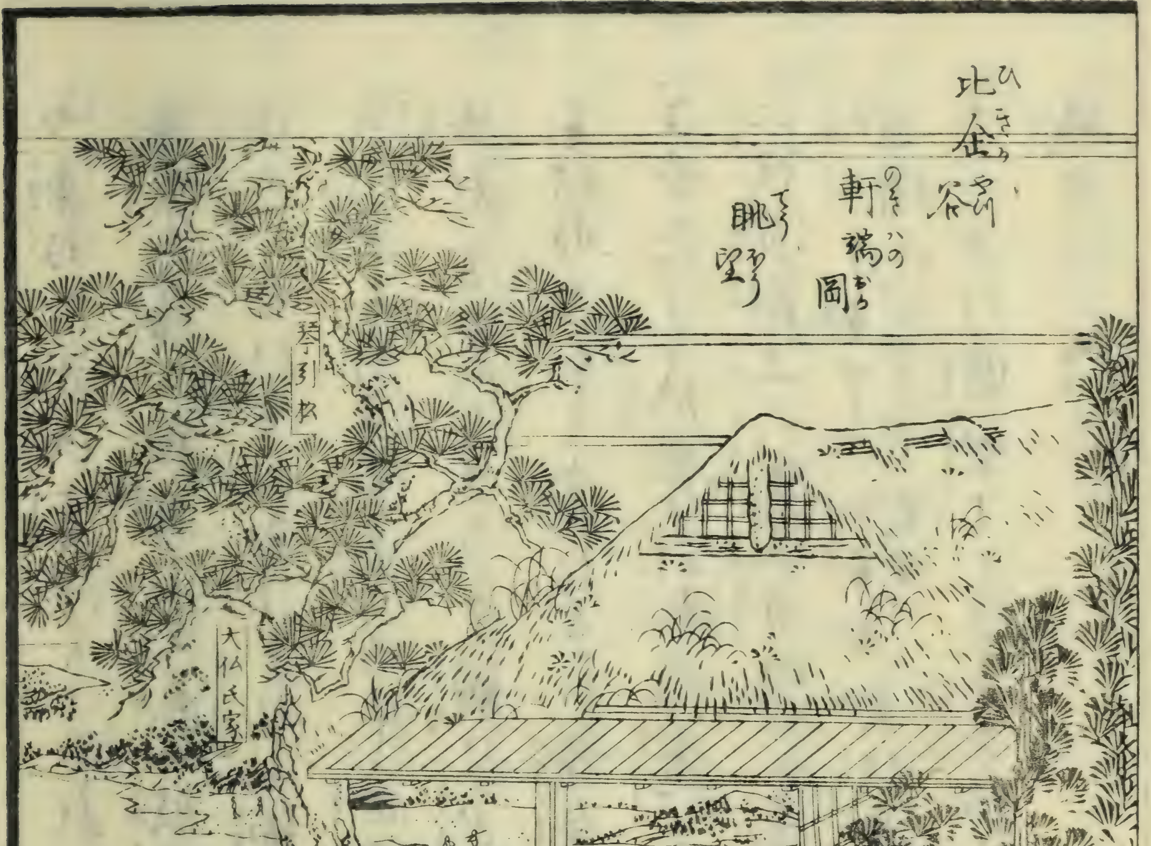
比企谷
軒端岡眺望
琴引松
大仏氏家
ゆいヶ濱
信兆図

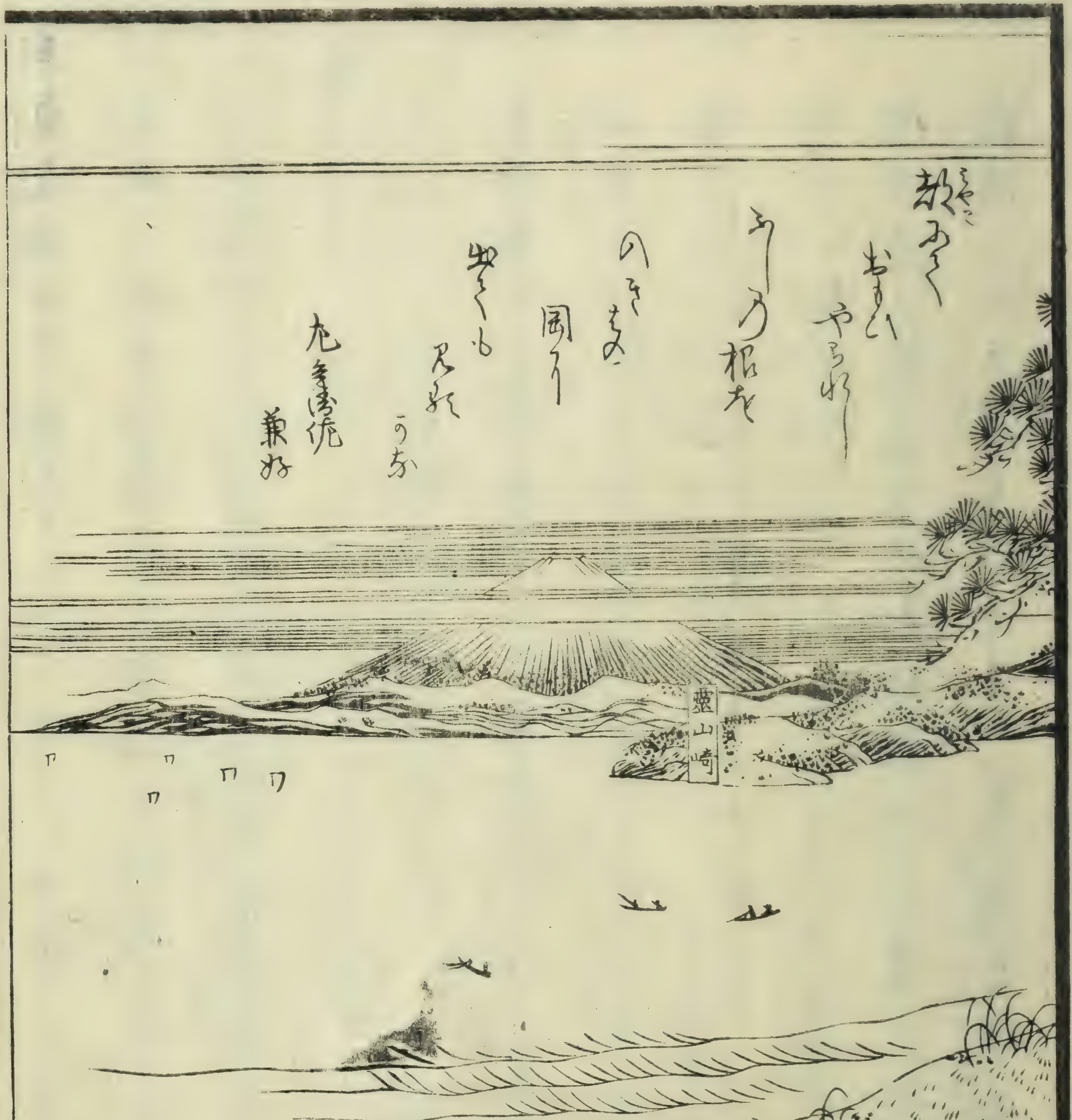
兼好

平貞直朝臣乃家にて人々歌よみけるなかに羈旅

古郷はなきぬあらしに道絶て旅寝にかゝる夢乃浮はし

人こゝに渡おとしけるよし是れより武蔵国金沢といふ所なり餘

なくなり

平貞直ハ北条遠江守時政乃三男修理大夫時房朝臣の孫陸奥守宣時朝臣乃三男民部少輔宗泰乃長男なり時房を尊卑分脈に大仏氏の祖と標出と云としいへとも

あらん　大仏建立ハ建長四年にしるく時房朝臣の卒去し仁治元年正月廿四日を距ること十三年前或ハ其三回忌追薦のために貞直にしらしめ右馬助に任しのち仏像を建立ありしか陸奥守となるまて其家稲瀬川乃東にあり今大仏の切通しと云辺なりしとかや此時文保元応の際にし

奥ふへきる説らハ兼好二十八九乃頃ふや金澤ふくい
稱名寺乃院内ふ住きし也云傳ふハ也とも院宇今ハ頽
破しく其旧跡定ふ志らし兼好家集乃武藏國金澤と云
処ふて昔住し家のいとう荒れたへ佐りとあるく月阿ろき夜
古乃乃浅茅乃庭の露乃上ふ床乃草葉と宿れ月乃つ
とよ昔ふて依く思へハ金澤へ来りし事と両度と聞ゆ
明くるハ都乃空のこ戀しくありし事ふと夢ふつへく打
驚りてくるふ語りあをれ極さく人しるけれハ
此発ぬるに悟れをも取き暁乃夢のふくにに袖をぬらし伝く
ふき云く居る二其年は過て法皇より御文ありて都ふ喚
里ふんとしけふ道芝乃便ろつきく聞ハ浅茅乃女ハ難

すゞ法乃つたなく此世はかなき人とありみし世をさくやま告あ
人ありしかはすの尋ねきて
おくれなく跡とふ法乃勤めも今ハそれからさ名計なれ
ありし茗さへあけらしく塚乃邊の草枕をふ雨にそぬる
夜もすがら雨も涙もふるものをなすくやへりこれはまさるなるらん
院へ参りたるまめけらふ覚しめされたる此後ハ世の政
を内にて聞えさせ給ひて嵯峨乃大覺寺に移らせお
りしかば
皇年代略記に元亨元年十二月九日法皇後宇多政務
御讓りありし由しるされ法皇外記に建治帝元亨元
年四月大覺寺殿御造営皆密宗を倡導ありし由に見え

大覺寺舊記ニハ法皇御移從元亨元年十二月九日と以
此等の説ニよれハ兼ぬに十歳乃時なりけさる
御法まくに兼ぬらまほしと欲とはめされけれハ奉るとく
清閑寺乃道我僧正乃許よりて以ひかきしける
人志れぬ以朽ちぬる庵を言の葉たに天津空まで浮ちらん
僧正か返し
一ことりや天つ空より吹氣り森乃木の葉をよろさ拂ひける
道我僧正ハ日野後業朝臣乃曽孫東寺乃執行聖誉律
師乃三男ふて東寺乃長者くの聖無動院と号し八坂
ふ住さと
正中元年六月廿八日後宇多法皇寶算五十七歳大覺寺

殿みまかり崩御ましまし廿八日大覚寺乃艮乃山麓蓮花峯寺
の傍ふ葬めまゐらす此時兼好廿三歳世乃中のはかなき習
ひの形見、たのみし人ハ隔てぬるいつかたよ賢き人ハ驚くことを知
りぬらし幼きより深き御恵乃馴むつひまゐらし御名残お
おしく御後乃業いと懇ろ侍りまつり世を背き隠れんと思ひ
立ても乃ち秋乃夕くれ
哀きむことくハいろ形なき方ふおもひめ隠し秋乃中の庵ふ浮世なき
孤く稲この家を見く
世乃中を秋田かりまくなりぬるハ露ふ我身ふ置ところなし
かくて比叡山よりの横川ふくだ本意乃如く多年拝趨の
冠帯を脱く三世了達乃樹多羅を服しまの名を改め以

兼好法師とやてうりその祖乃こと
此をゝくん浮世乃外ハかくれとも道遁しとのハんありけ
靈山院ふて生身供の式を書し奥ニ書りく
王かハ八色さ便宜とはかきし水茎乃跡ふ人も無世掛りとも
靈山院ハ東塔北谷ニあり中頃竹林院と号しけるか
今ハきく舊名ニ復さと天台座主廿一世少僧都陽生の坊
なり兼好乃頃ハ天台座主百一世僧正道潤乃住せら
れし時なり道潤僧正ハ二条関白良實乃九男ニく教
法印良忠乃叔父なり
持さかゝ翁を佛ふまるとく
常ふまとも深山乃月ろたとへ為ふ翁乃跡ニ雲やきえりかん

彼天台大師の月隠重山兮擧扇譬之とのたまひしかれ思
ひ寄し形り又御堂 霊山院 乃瓦をみれは永仁五年とかや
彼久世乃二位又部乃大乘經御供養乃折のかくく琴を
彈けるよしなと書く
ひくすゑもあきまとしへハ無代まてかくこまあしへ松乃秋風
と書付られたるから露かり打残されて幽さえ招る山哀れなく
松風も絶ぬこかくと聞かゝふ昔乃琴の[illegible]なからる緒
おなし山無動寺かく夏の夜明る毛月なたらく
鳥の音乃こきえぬ山の甲斐もなかりしさく明月招く短夜の月
小倉乃宮の住きまひけるぶといひ谷乃潤かく有明乃月
おもしろく曙乃色くの花をおもく伴あきらんとすとて

月残り露むすばんとせんあゝ夫蘿乃花を折て佛に供せんと涙
らせけるを今更おもひ出て
むかしおもひ蘿乃花を露ながら手折て今は手向けるや
延政門院一条ハ今は時を失ひあやしの所に立たる
よしを傳へ付ていひおこしく
おもひ屋るなにかはさやふ苫屋して昔を忍ぶの袖の涙を
返し
君ならんむかしにかはる世乃中ハなれぬふせ屋乃住居のうれ
世間さだめなく中納言資朝卿右少弁俊基朝臣も
鎌倉より使来りてめして下りぬそのゝち都乃内のうつゝ上
里なれし人々は多くかくなりゆくてこそ

かくなへき友とをもかりし歌なれといさゝ昔の思ひを新しくこのみ
正中元年九月廿三日丙午中納言資朝卿藤人氏後奏
鎌倉へ下向ありしより皇年代略記に卿補任等に見え
出乃頃兼好吉田の山に住しけるなるへし
あるとしさ頓阿法師乃許へ
よもすゝし寝さめのかりほ手枕もま袖も秋にへたてなきかせ
よね給へ世にほしといふ事を句乃首尾にすゑたまへるなり
頓阿法師乃かへし
よるもうし寝たく我せこはては来すなほさりにたにしはし問ひませ
よねはなし銭すこしといふ事なり此世乃中のさまおもひ
やるへし　頓阿双林寺に
すめるころにや

後醍醐天皇隠岐より還幸ましましけれハ中納言為藤卿

乃御許へ

代々を重くおさむる家乃風あるをは志りて騒く和歌の浦浪

いくかと都はよそさりしく成けれハ木曽乃山ふところ

御坂乃あたりにて

おもひたつ木曽乃麻衣あさくのミ染てやむへき袖の色かハ

と詠し應引むとひて志りしけり

木曽路名所圖會ニ兼好法師菴室乃跡ハ霧原の山乃中ニ

猿猴庵と稱するあり兼好と猿猴と音便通するより

山中乃老説するしを今ハまさ猿庵と呼ふと見ゆ余木

曽路を經廻もし事八度落合驛美濃信濃乃至るさく霧

二田の壇

原山を東北乃方二里許ふ尽新驛長乃兼好法師の一と
をと聞ふむかしハ落合より霧原山乃かゝり御坂乃いつ[illegible]郎
大井驛乃千躰林乃出る道これ也と云其間ふ兼好法師の
宅地あり今ハ田園となりてむかしく兼好菴乃字をのこん
と云猿猴屋敷とおかしきや知をしらん
古此處山ふりて鹿猪なと多く緒ハ國乃主狩をするとて庵の
かとりすまく戦を追て人あまく臭しつゝ入来るよれハ
ちくわまて浮世あり乃ちそれからおもむしまての山時とわかる
と詠とて東の方へ赴き合律にいつくそれより鹿島の社
に詣て志つゝふ法施奉りて
春日の露をそうつ乃東路乃道乃ちくより出し月かけ

な終よりまさく都路を趣き西乃海の果まで見廻り都に帰り
仁和寺乃邊なる双ひ乃岡と云処乃無常所なりけるやさしら
に櫻を植く
ちぎりおく花とならひの岡乃へにあはれいくよの春をすぐさん
今木辻乃長泉寺に兼好塚あり山城名勝志乃もと二の圖
乃西の林藪乃あたりを近世圖乃東長泉寺に移すと云ハ壽
志をそ乃まゝ引移せしにやと思ある終と其塔をみるハ古
こそのともみえたれ
伊賀守橘成忠も年老をのむけうしく田舎にのゝ有しる昔の
怨めしさも今ハ中く思ひへきて語らひよく招きけまハ辭そて
下りなる彼國乃うち國見山乃ふもと田井庄と云処に庵

しけらひくそ住しける観應元年二月三日兼好法師病に臥
し閑居し和気清元に動ありて藥を調させられけるに
兼好法師勅定のかくしけれは去しとかれとも生死無常の速
かなしとは世捨人の身なれは設る所とく頭をめくらし見な変
を清元にせんかたなく都に還りやかてと奏しける二条殿下
良基卿へ閑居御労の由よく引籠おはしと披露ありて
其文に伊賀国の不向の陣御名残の御物語ありて伊ら
と給ひしかやおなし月十八日行年五十九歳にして円寂
せしと成忠の許より都なりける洞院桐国え賢をもて親
かりし方へ告たりける庵の内に残せる古筆の法華
経自筆の老子経源氏物語須磨明石の巻頓阿に書たる

まきもの乃巻神代巻二冊及古書捨二ツくゞ黒き麻の衣二ツ
その外ハ夜乃衾と餉乃器ばかりなりしとやその頃居住し命
松丸と云童日々に敷下良基へ参りけるハ正月廿八日
墓所法師のよめる歌
誰とたゞ人のきかれぬ我乃みかゝやく我ふ迎ちにあけかのゝ月
内院崇光院中光厳光明両院后乃宮ぞ是をあはれと聞食し崇又
十石料足二千足を賜ひて遍照寺の僧に仰せて国分寺に
葬りまゐらせ田井乃森に墓をつき二月廿八日権大僧都
を贈らせ給ひ二七日乃冥福を修せさせ給ひしとぞ　元禄七年
田辺敦〻種生傳を編し其他　平安乃隠
諸書を参考して要をとる　天保壬寅乃歳まで凡百九十
三年乃及へり

北畠准后伊賀國記に兼好東行事絶而又住吉田山識
棲並岡埜伊賀権守橘成忠慕旧友之縁招之結庵于伊
賀國見山埜田井庄遂遂往生素懐於伊賀國國分寺営
葬送之事田井庄築墓遍照寺僧修法事云々塔銘云観
應元年二月十五日兼好法師と記され園太暦と同じ
けれハ伊賀國にて円寂なしゝを八正しき説なるへし
徒然草古今抄に弘安六年に生れ観應元年四月八日
六十八歳にして卒去まして高野山におゐて西光院なり
今もなほ位牌ありと云傳ふ　高野山南谷乃内に西光院谷といふあり其谷乃西光院あり
然れとも四月八日ハ誤なり
同参考抄に叡山乃麓西教寺に兼好乃位牌ありと南

まく墓ハ双岳ふあるよし聞ゆと今ハ處乃をの由志らん
と云　此抄乃作者浄福寺乃恵空和尚ハ長泉寺の墓を
志つさあるいあるへらす遁世好事乃士の立てし如
あもハかくハ記きしあるへし西教寺ハ坂本の大窪山智
義院西教寺なるへし開基ハ真盛上人本尊ハ薬師如
來なり
といふ
同貞徳抄ふ徹書記云兼好ハ徳大寺家乃諸大夫ふて
官職にふて有けるは内裏乃宿直乃余く常ふ玉体を
拝したてまつりき後宇多院崩御の後遁世志けり　職原抄ふ瀧口
ハ藏人所の屬
なりて六位侍乃武勇ふ堪たる
輩これ乃補さると見へたり
種生傳ふ内乃宿直より退なんとしけるふ萩乃戸の庭の
方ふあやしけなる鳥乃翅を抱ふりにちしを怒りし飛下
る人皆恐れて逃まとふ脱ふ御殿へ翔り入なんとしけれハ

兼好村落夜乃ゆくりやなくひ乃矢をとり射けるなりあや
まくはしく奥なる今ひとつは鳥弦乃音に驚くけしきなく
飛かへらんとするをまた是をも射と見へて以乃皆人立寄
て是を見けるに一つハ鴨のやうにて足黒き毛生ひたり
今一つハ雁乃如くにて毛色極めてあやしけれハ博士を
めして此鳥の名を尋ね給ひけるにあへて勅答もなし
なしたゞ怪しき鳥とのミおもひて中りていぶかりし有
て此鳥二ツなからも狐となりしうきにて
高武蔵守師直塩冶高貞乃妻におもひをかけ艶書を兼好法
師に書せてゝ此事太平記に見へたりこれを論きしとの
本朝遯史云信一生之過錯也可慨惜焉といひ扶桑隠

逸傳ハ物我相忘たるかぎりと云を今按ずるに高貞が殺さ
れし其延元三年乃ことにして兼好五十七歳伊賀國に
て國見山乃麓に菴を造りし年なり此事大に疑ふべし
鎌倉殿中年中行事に正月九日初子日乃相當るときハ
見好法師来りて種々乃祝言なして根松をさゝげ持て
参る云々見好法師ハ管領評定衆乃亭へも出入りし
ることあれバ見好法師にて根松と寝待と相通ひて艶言
をかきたりと沙汰せしなるべし此ごとくは吉田乃兼好めく
ハあるまじきなるべし　太平記廿一巻乃兼好と云る能書乃遁世
者とありて吉田ともト部ともなし
初子の見好と見えて寝待の見好なれバ林子乃論ハ草
ハ殊に為る類なし
世の贊ハ徒一云々云へし

兼好法師真跡　剥落四字を失ふ

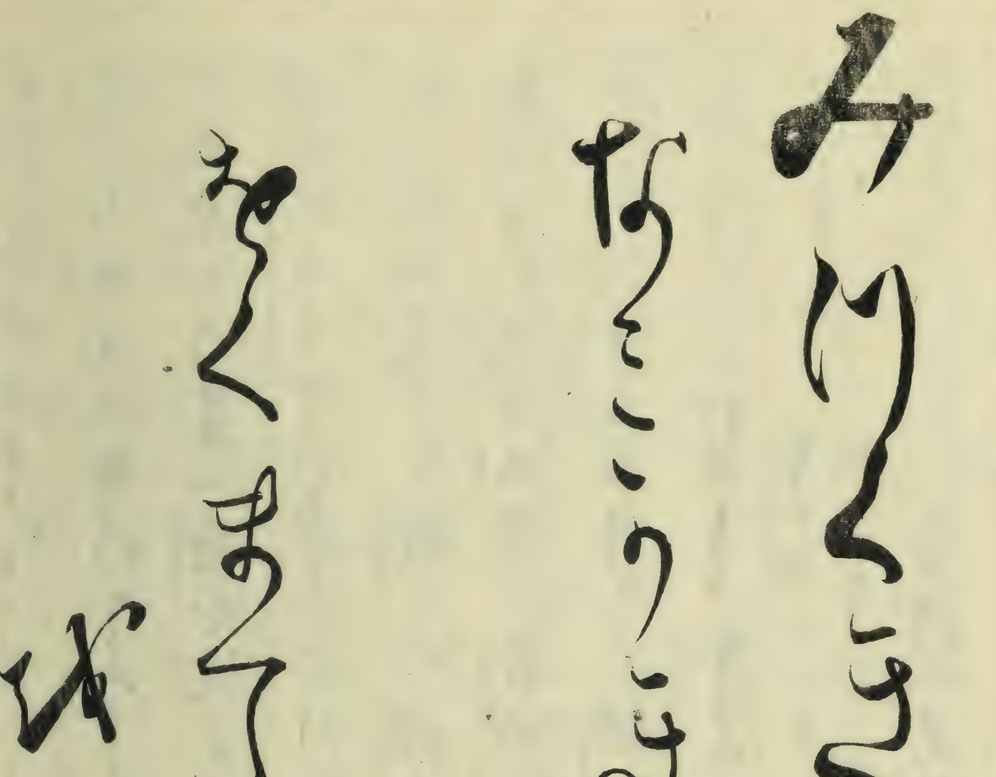

兼好法師真蹟短冊

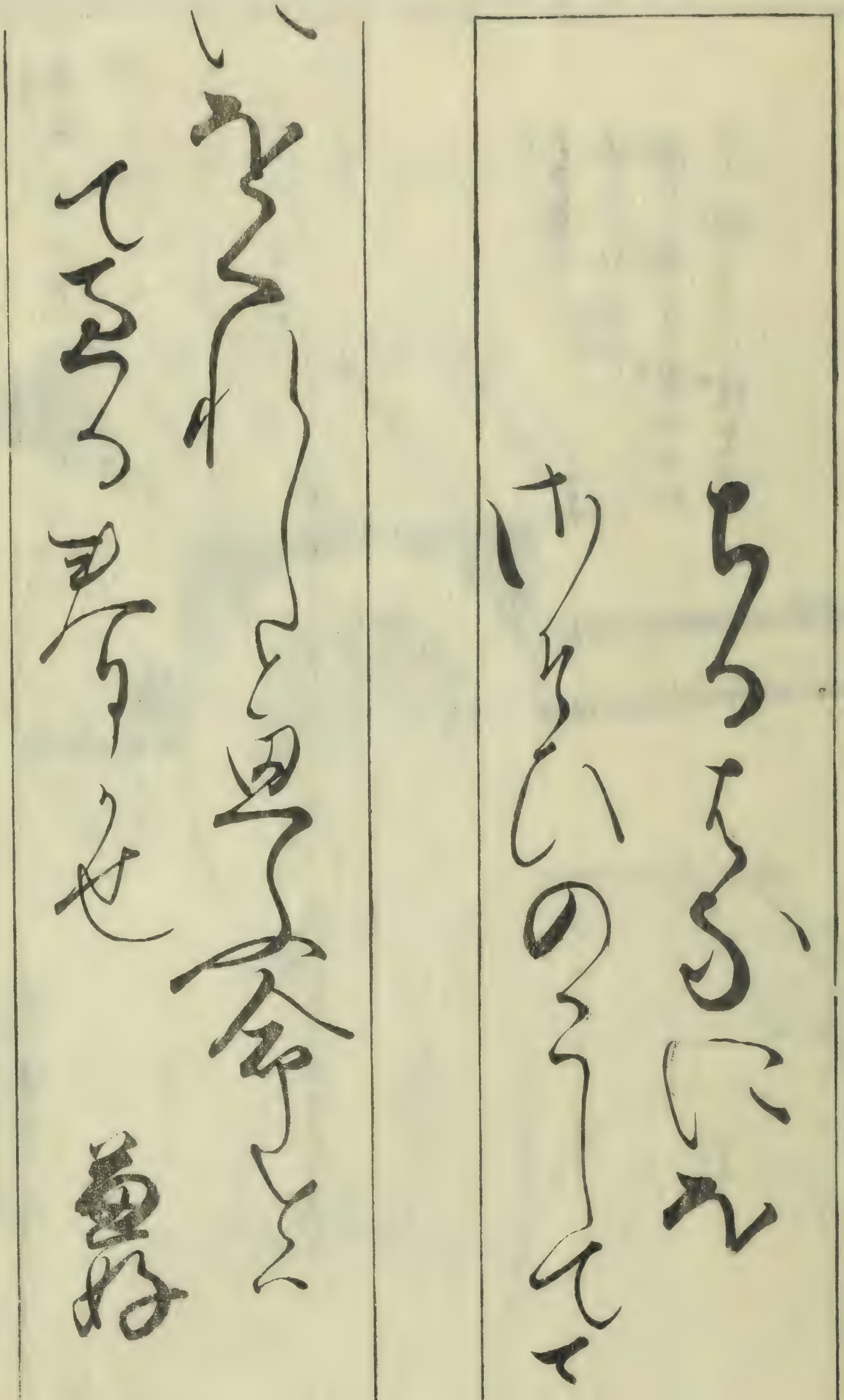

文車

徒然草七十二段ふおほくて見ぐるしからぬハ文車乃書塵塚乃ちり

上ふ図きしハあふくけ物語の繪ふ載らる兼好法師より前くく乃繪なり

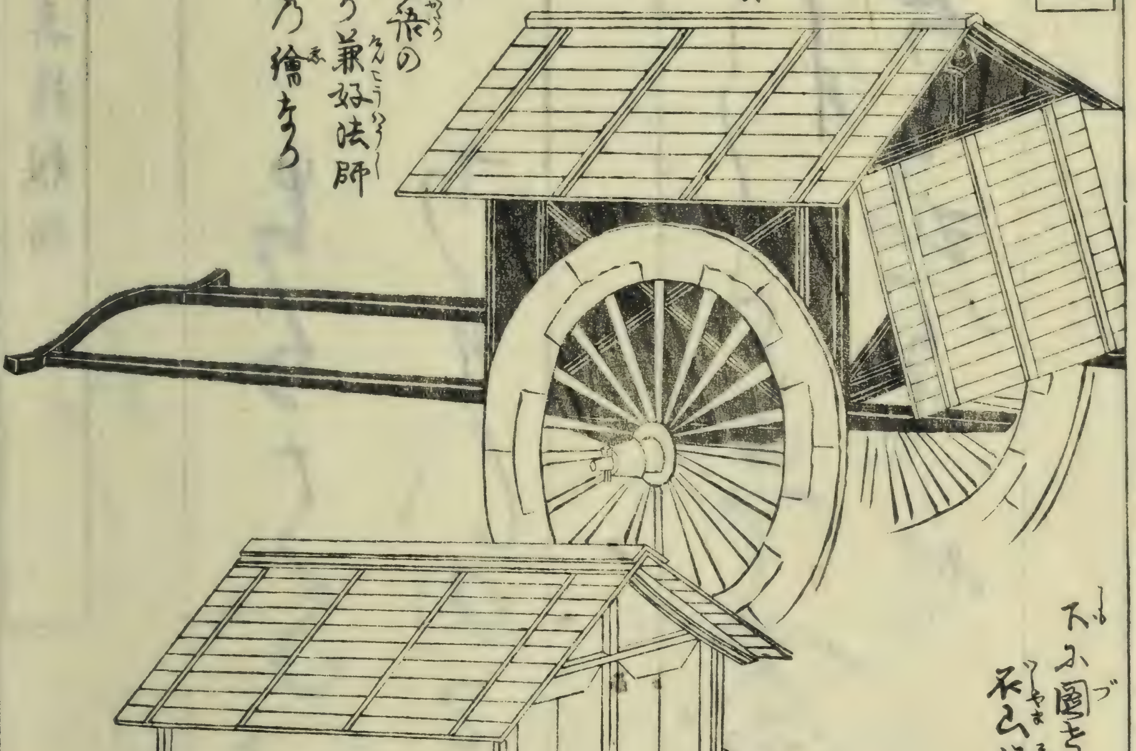

下ふ図きしハ石山縁起乃繪ふ見えたり

文書棚　　兼好菴室常什

山城國葛野郡栂尾高山寺三尊院脇机と云物全く此寸法と同し件脇机ハ開山明恵上人用ゆる処と云ハ六百年前乃典刑と云へし此文書棚檜をもて作る重ねくハ棚とあし並へくハ校書机ニ用ゆへし

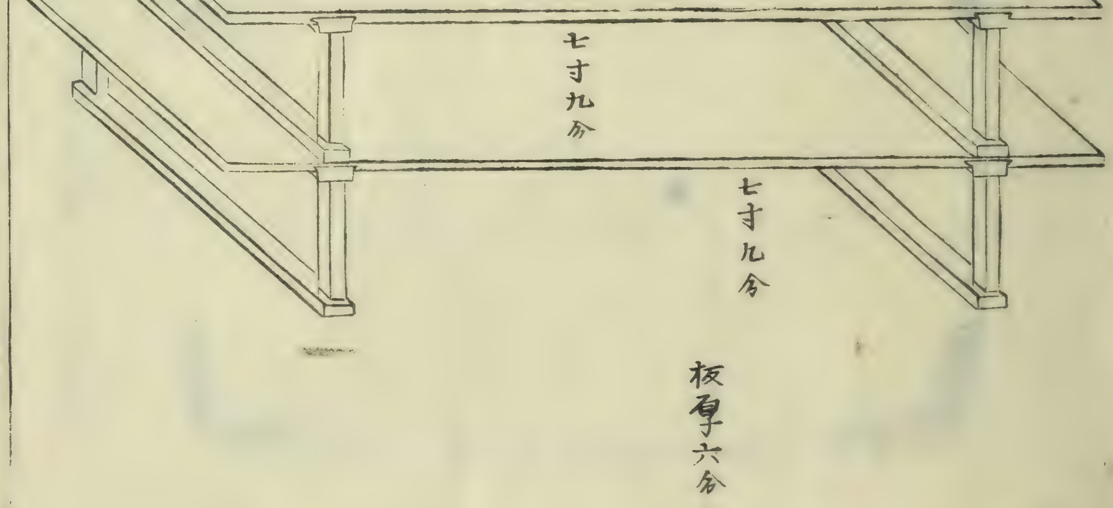

兼好遺愛硯　長泉寺藏

以石華墨搨之大如圖

裏

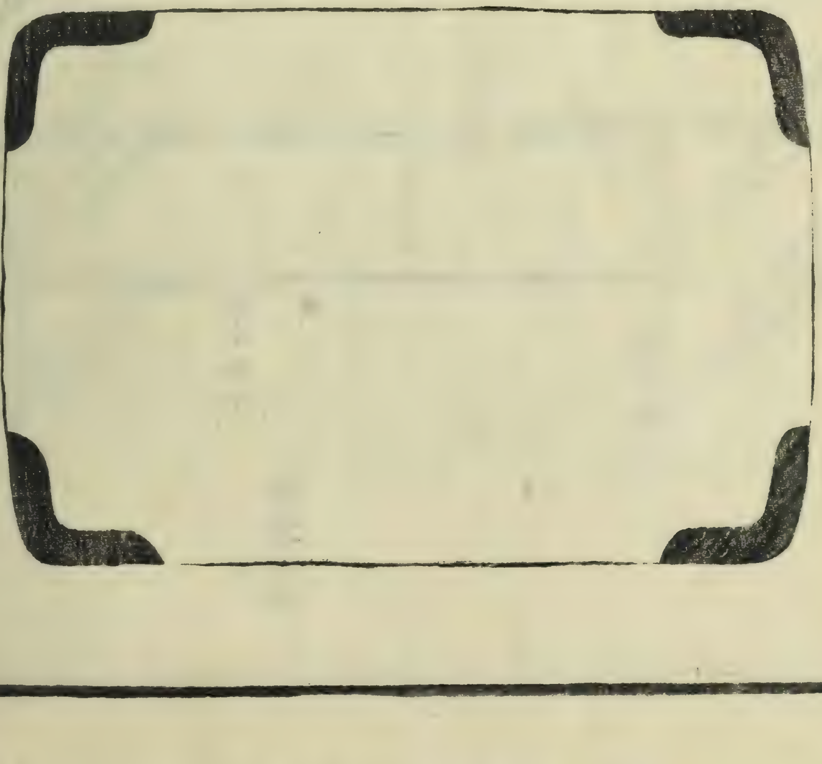

紫石

雙岡無好菴室指圖　京師畑氏藏

長泉寺の舊圖ありともいふ

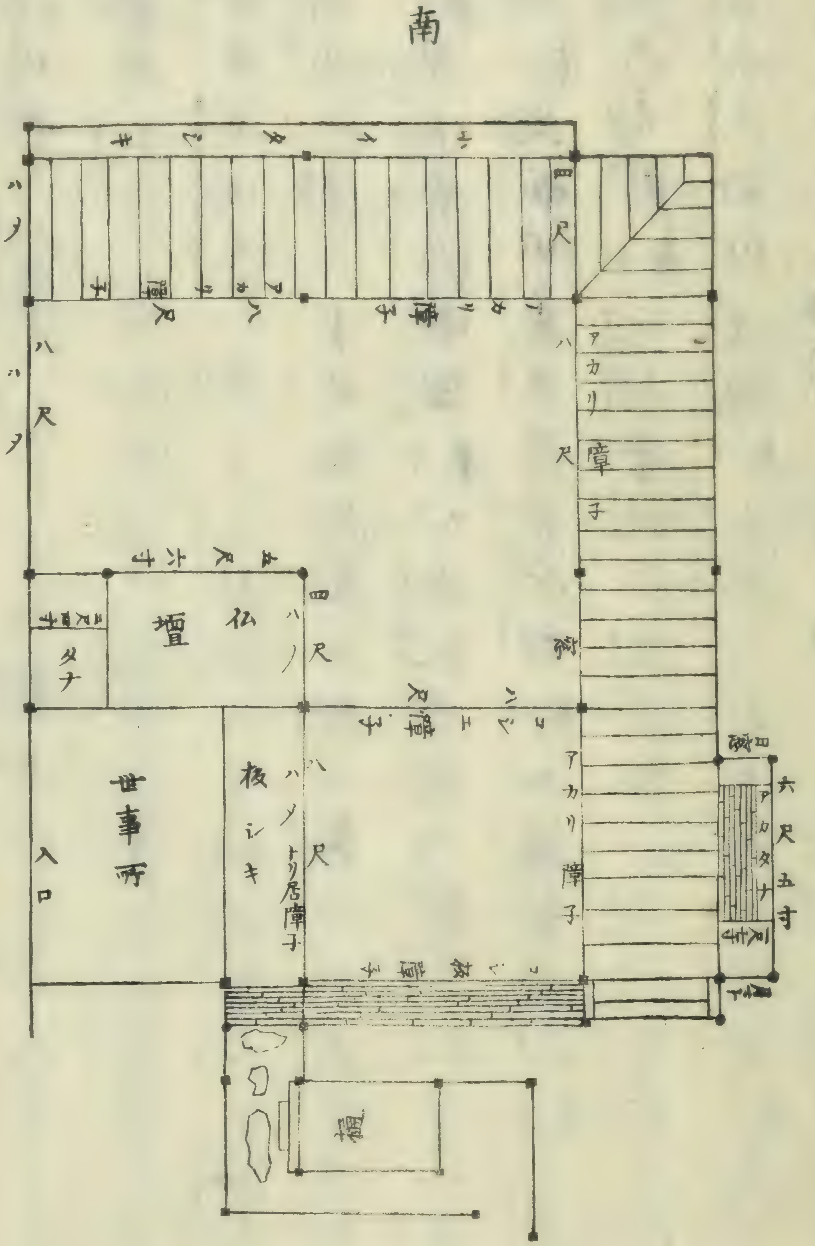

此庵室にて徒然草を著はしける由云傳ふ也ハ土肥經平乃説のごとく上巻を全くしみ庵室にて書たるなら弁下巻ハ延元三年伊賀國乃國見山林乃庵室にて書たる由と亦同人乃説ゑ見拾ふる乃此庵室今ハ改作りて指図と違へり又徒然草の抄ハ壽命院立安法印の抄二巻 林道春乃野槌十三巻 松永貞徳乃慰草八巻 長頭丸抄二巻 大和田氣求乃古今抄八巻 加藤盤齋抄十三巻 高階揚順乃句解七巻 北村季吟乃文段抄八巻 南部宗壽の諺解五巻 青木宗胡の鉄槌四巻 山岡元鄰乃増補鉄槌六巻 高田宗賢乃大全十三巻 恵空上人乃參考八巻 岡西惟中乃直解十巻 淺香山井の大成廿巻 支考乃讃八巻 等多く世に行はる

兼好法師家集の首ニ家集事　歌員事不可定之多少
随意或十六首或七百九十首三百餘首等也長
歌連歌等相交贈答多端也　又非贈答他人歌随便多
書載之　部立事全不可有之　雖有分申人不可然尤甘
心者也　巻頭事無部立〻上者可任意恋雑等又秋冬
多端也　哀傷歌事向巻頭第十又六番去之忠岑集ニ
式　詞事如日記物語長書續又歌合判詞是非實ニ
以次書其才学常事也　已上得此意可書之とあり〻その
奥書ニ此一冊者兼好法師自撰家集草本也彼集不流
布于世於今幸覧之〻秀歌〻能出奇観何未然〻不堪
感悦聊誌之　寛永第三暦初秋上旬　長秋員外監通村

中院通村公
判 四十歳の時
兼好法師乃歌ニ
手枕乃野辺の草葉にも枯に身ハならハし乃かき乃さむけさ
とあるを賞して手枕乃兼好と称し頓阿法師乃
月宿る浮田の面にふき鴫の氷よりたつあけほの乃そら
とよみて浮田乃頓阿と称し浄弁法師乃
湊江乃あしのまよりに立るあしの葉に夕霜さやき浦風そふく
と云よみて湊江乃浄弁と称し慶運乃
庵結ふ山乃さかのゝ夕ひハりあらはなる落る声のとそ聞く
とよみて裾野の慶運と称し合せて和歌四天王と云
先進繍像玉石雑誌巻第五終

MADE IN JAPAN

先進繡像玉石雜誌

前篇

六七

UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS834.A3K8 C001 V004
SENSHIN SHUZO GYOKUSEKI ZASSHI.
3 0112 029894364

DS
834
.A3
K8
v.4

先進繡像玉石雑誌巻第六目録

北條相模守平高時朝臣肖像 并 傳
御後見　加判　将軍家政所別當
督總領　吉書始
邦良親王　梁基法印 并 真讃三部華嚴經跋
常盤駿河守範貞　闘犬畫　田楽
刑部少輔仲範　二階堂貞藤入道道蘊
北條左近將監泰家　金沢修理大夫貞顕　金沢實時
清原教隆　太田勘解由判官康有　後藤壹岐守
藤之品茂範　無外如大尼　金澤顕時　藏書印
鎌倉古圖　竹御所圖　寶戒寺　貫高

徳崇権現神影
宝戒寺安置
信充敬寫

北條相模守平高時肖像

寶戒寺安置

北條相摸守平高時朝臣ハ相摸守貞時乃嫡男にして母ハ秋田城介義景乃二男大寳三郎景村の長男太郎左衛門尉泰宗乃女なり貞時の母潮音院尼乃姪子にあたる嘉元元年癸卯乃歳鎌倉小町の家にて生る其頃父貞時ハ執権を相摸守師時に譲りて我身ハ出家して最勝園寺入道宗瑞と称し一山禅師に日毎に相看し綿密乃工夫乃暇にハ天下乃政理を大事と思ひ給けるに行年三十三歳にしてはじめて男子を儲けしかば成壽丸と名付く掌中乃珠のごとく鍾愛せられ生長乃程をいはひしことを待ましけるに應長元年十月廿六日貞時入道四十一歳にて世を早くさりし時成壽丸そのときに九歳なりしが幼るを内管領長崎入道圓喜

と秋田城介時顕と心を合せ貞時入道の遺言なりとて
幼稚の成壽丸を以て執権にたて武蔵守泰時より以来
嫡々相傳の家督を継せんと外の忠信を専にすと云共
内の面々の私欲我逞ましくなさんが為なりとハ知人又
まなかりけり
治承四年北條四郎時政前右兵衛佐頼朝卿の義兵を
揚られし馳加りて武威を以て驕奢を去り擁け節倹
を主として朝憲の奔走せしよりいたしか四海その
指揮に靡き万民其の業を楽しみ君と臣と水と舩と
の心を一列にして太平の風化を致すといへとも其
身五位の受領に過ぎ嫡子義時あひ續て将軍家を補

佐し承久乃擾乱を鎮めしより後ハそ乃勢ひ漸く強大になりて僭上掠奪の色を立しか嫡子武蔵守泰時よくこれを匡救して海内無為乃政を仰き身に不仁乃上階にのぼること廿年天下乃執権を全くす義時卒して後泰時その遺跡を相続すといへとも性質恭倹にして天下を私せず叔父相模守時房 泰時に長ずること七年なり を挙て加判せしむ 将軍執権次第ニ泰時父の譲りにまかせて御後見に補し時房御後見に判を加令せしむ へき世の仰をうけたまはるとある是なり これより後もて例として御後見と加判合判とかなくして二人して将軍家政所に別当たりしあり 東鑑ニ建久三年八月五日将軍家政所始あり時ニ家司別当ハ前因幡守中原廣元前下総守源邦業令ハ民部少丞藤原行政案主ハ藤井俊長知家事ハ中原光家とあり其後文暦二年鹿島朝秀に賜ふ

御下文ハ将軍家政所下ス平朝秀ニ云く別當相摸守平朝
臣判武蔵守平朝臣判とあり時房泰時乃二人なり然
るに時ハ執權とハ世人乃名付し所にして將軍家政所
別當とも称せしも實の職名なるへし又ハ御後
見とも称泰時まて弟乃朝時重時政村等みな器量ナ
せしなり
任せし別當か合判を讓補せしむ處しくとしからは
嫡流ハ皆ハ別當を私まへらしとさられ別當たらぬ時
乃堪忍なかるく督總領と云領所を別ニ嫡流ニ傳え
志ありしは後嵯峨院乃長講堂領を後深草院乃御
流ニ傳させ給ひしと符を合せしものに計ことなり
督總領とハ家督總領乃上下略せしなり德宗と
ニ書たるあり是ハ宗家乃德なと云を略せしなりその
領所ハ相模國の守護職駿河國入江庄等を云高時亡
ひてのちハ内裏の供御料所となし置れしとあり
志の執時ハ成壽丸幼稚乃役ハ督總領を相傳しく泰

時乃遠き慮を仰くへきに長崎入道圓喜おのれ一人
栄花乃誇らんとて幼主を輔佐する道を失ひ九代
相承乃繁昌を槿花一朝乃露黄粱未熟乃夢と醒さし
責そとく誰乃課さく九原乃苔の下に泰時朝臣を
見るへけんや
正和五年七月十日成壽丸十二歳にして元服し従四位
下に叙し左馬權頭に任し相模守基時に代て御後見に
補せらるに基時ハ泰時乃弟に相模守重時の曾孫弾正少
弼業時には孫にて新別當時兼乃嫡男たり年高く思慮
深かりしかは諸人安堵の思をなしけるか乃忽職を止
られしこと何事そや聞人の耳を塞き見人眉をひそめ

冷笑せぬ人なくなりける也
曩祖時政も六十三歳にして従五位下に叙し其子乃
義時ハ四十二歳にして従五位下又十四歳にして従四
位下に叙し其子の泰時ハ三十四歳にして従五位下又
十七歳にして正四位下に叙し其子乃時氏廿八歳に
て父に先たつて早世し嫡孫経時廿一歳にして従五位
下に叙し其弟時頼十七歳にして従五位下廿五歳にし
て正四位下に叙し其子時宗十四歳にして従五位下左
馬権頭となる其子貞時十四歳にして従五位下左馬権
頭になる時宗貞時乃先例によつて高時まで十四歳
にして従五位下に叙し左馬権頭に任ぜしなりし時政

義時泰時ハ晩く父に後りて昇ると云とも時政七十八歳
義時六十二歳泰時六十歳の壽を保ちて時頼よりはち
早く榮爵を賜ると云とも時頼卅七歳時宗卅四歳
貞時に十一歳にして世をはやく父兄の勢ひに席て美
官となるハ人の不幸なりと程伊川の歎きしもかくなる
をもての理いちしるきにや
同六年二月三日改元ありて文保元年と云左馬權頭高
時相摸守に任ず三月八日吉書始あり
東鑑巻十一建久二年正月十八日甲子の條に政所吉書
始を行はるる前に御家人恩澤に浴するの時或ハ御判を載
られ或ハ奉書を用ひられ而るに今羽林上將に備らる

め給ふ人乃間沙汰ありて彼状を召返し家御下文ニ成
改めらるへき旨を定めらる　右大将家政所御下文と云を畧して家御下文と云るなり
政所別當前因幡守平朝臣廣元　令主計允藤原朝臣行
政　案主藤井俊長　鎌田新藤次　知家事中原光家　散位平ニと有
また鎌倉幕府にて吉書始行はれし濫觴と云へし　又
後世乃書なれとも成氏朝臣年中行事ニ御吉書多分
二日行ハる　但日限不定　関東御分國々を注されし執事代
を召具して政所出仕ありて御判あるへき物をは執事代
持参御硯をは政所乃子息持て参らるゝ時御判ありて
其後また執事代参り御判物を賜はると見えしなと思合
せらるへし

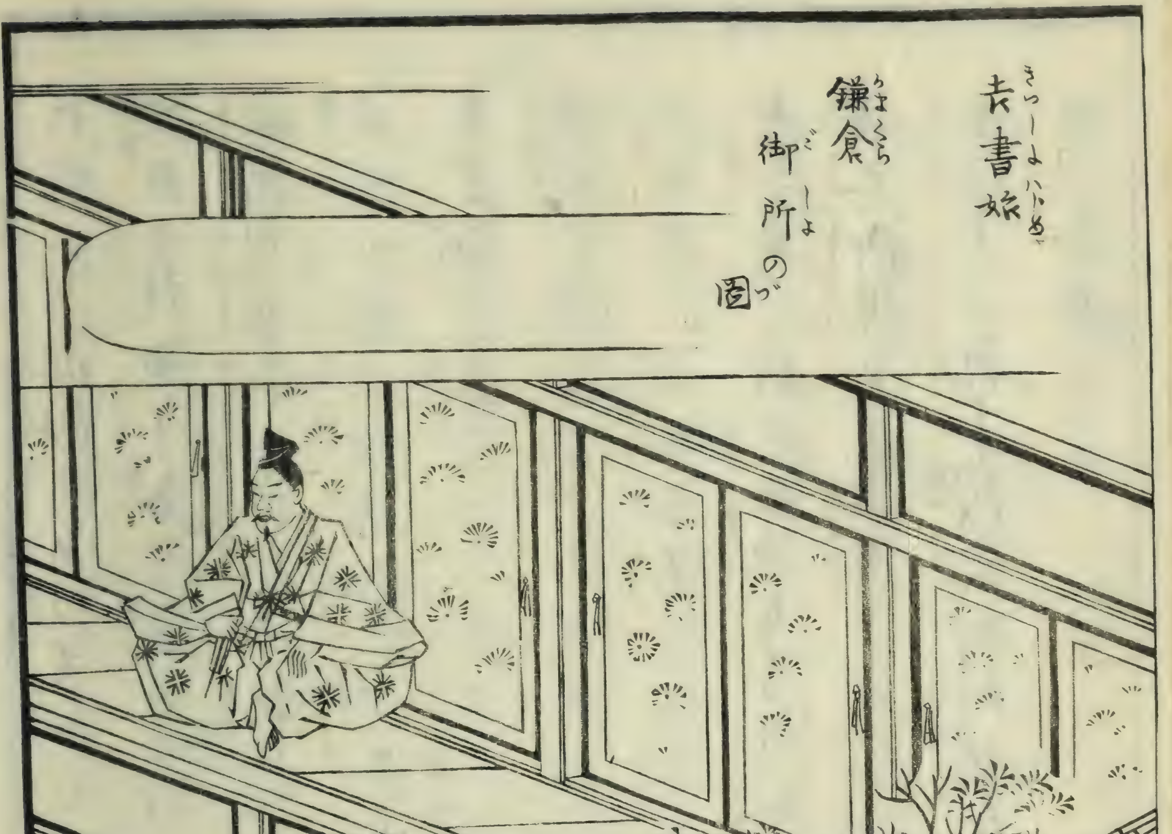
吉書始
鎌倉御所の図

信兆圖

同二年二月廿六日京都にて御譲位ありまして持明院乃仙
洞に遷御ましまし太上天皇とならせおはしまし宝算二十
二世にハ新院と称し奉る　持明院の仙洞に後伏見院乃
號より御座あるを本院と申
し即新院の父帝にてわたらせ給ふ外に後宇多法皇後に
おはしましをハ同し時に法皇本院新院とよく坐まして
花園院と申たてまつる東宮御位ヲ即せられ冷泉萬里小
路乃内裏におはしましき御歳三十一後宇多院第二皇子
にて後醍醐天皇乃御事なりき是は故相模守貞時乃御
位ハ後深草亀山両院乃御流にてかは〳〵即き給ひ御
治世ありて十年づゝと議らひ申されける故なり又後西園寺
太政大臣 実兼 の御女藤原嬉子東宮乃御息所と聞えし
をまく相模守乃議らひにかく此年四月従三位して七月

女御となし明る元應元年八月三日中宮に上らせ玉ふ
されどさもなく相摸守西園寺乃家を贔負他に殊なるは是
も高時か心をとらせ玉はん迄き叡慮にも倚しましけり 又
當代ハ亀山院乃御孫にて後宇多法皇乃寵愛の皇子に
おはします勢は後嵯峨院乃御遺詔乃如く此乃御流にて
皇統を相續させ玉はんと座き御事なれは御理運にて御座
なれとて三宮を東宮になし奉るへき由を高時へ勅諚
有けれとも高時更に肯はさらは後二条院皇子邦良親王
を東宮となし奉る　後醍醐天皇の高時を誅せへく
思食たちきらまし第一条なすら
邦良親王と申奉るは後二条院第一乃皇子にて後宇
多法皇の御孫にあらせ玉ひ御母は参議宗親卿の

女宗子正安二年庚子歳誕生ましまし乾元元年三歳に
て親王となり給ひ徳治三年後二条院崩じ給ひ
時後宇多院此宮を御位にと思召けれとも相模守
貞時かたく東宮を御位に即奉るべき由を強く奏聞
やきしかは叡慮にも任せられさりし所 是後宇多院の鎌倉を討
へく思召立をさせは此宮を常盤井殿あらひもて大覚寺（あり人根本なり）
乃御所にて供奉は勢らせもちふりもて永嘉門院瑞子乃養
家となり勢らせき 瑞子ハ宗尊親王乃御女にしくし後宇多院乃従弟女乃おもしろき乾元
元年後宇多院乃宮に入御ましまし直に院号蒙らせられ
元徳元年八月廿九日御年五十八歳にて崩御なすり
まく仁和寺乃木寺といふ所に住ませたまひける本
寺宮とてやさき詩歌管絃乃道を好ませたまひしかは

其道に携さはる人乃多からぬはなかりけり一年関白殿
下頓阿法師などと伴なひて花懐舊といふことを
此宮にて歌を詠ひける時に頓阿法師
物おもひなしとはいはじ花これはいとゞ昔乃哀しさぞ添ふ
と詠せし由徳治乃末践祚ある事なりし世乃なかに
かく折こ見らせて面白き歌をよむ意乃底に含めるにや
花園院御即位ありし時に東宮にたゝせ給ふへかりし
をは後宇多法皇志ありて師宮法皇第二皇子を儲貳に定め
らせて師宮へ御位乃後此宮を春乃宮になさせ給へ
と約せられし形のありしかは文保乃今にいたりて
三月九日御元服ありて御名を惟善と或ハ惟良又ハ惟嘉中さ

後に邦良と更められし強ましとも主上後醍醐天皇元来
伯父姪乃御中むつましく御在さゞりて一宮尊良親
王文保二年十三二宮尊邦親王文保二年十一續くましましけるをさし
坊には定め強せんとおぼしめされしに後宇多法皇
乃叡慮に定め置せられし約と高時か拒ミ奉りしか故
に東宮に立せ給ひき強ちに主上御歳も三十に
餘らせ玉ひ内にハ仁慈乃聖恩深く仁海に及ぼされ外
ありとを思食し外にハ文武乃善政遠く六合に施され
あまねし前代幼稚にして践祚ましけれ時にたらひ
志のは鎌倉乃奉行頭人目を側め両六波羅しいふせき
一しに思ひけり 元弘乃亂乃朕と云へし 志ら乃こなから人元亨元年十

二月九日後宇多法皇大納言藤原定房を御使として今
まで仙洞にて万機乃政務を聖断ありつれとも群臣乃
奏請ありしかハ東宮ハ薫修乃善行を妨たくる事叡慮更
不穏の事なれバ向後ハ一向に主上の御計ひたるへき旨
高時へ仰遣ハされける是は主上より記録所へ出御
ありて万民乃愁訴を聞食けるの内にて法皇暇逸
乃公卿ハ忽ち時を失ひて窮猿乃林を走るる如く今
上拝趨乃百僚ハ蛟龍乃雲雨を得て躍りたりかへ
東宮乃御世と成るはさりとも必ず来らさる前大
納言藤原経継卿中納言源有忠卿右衛門督教定卿左
衛門佐俊顕等朝くれ伺候させ候けり正中元年後宇

多法皇崩御の後主上東宮を廢し參らせ給ざりしを
思食たゝさらましけるに高時東宮を廢しまゐらすへき御
失おはし故さんとく勅諚を違ひさせましけれハ高時を亡
ぼさんやと頻りに叡慮をめぐらされける嘉暦元年三
月廿日乙丑東宮薨させ給ひしかば踐祚程遠からんと待
福ひせし人々ハ其儀にて心發して出家遁世するもの三十
餘人とかや松殿大納言基嗣卿乃三男に乘基と云人
あり幼稚より東宮に伺候せしかバ御事ありし後ハ西山
乃栂尾に引籠て御菩提乃為に寫經してありしとぞ
時に十八歳とぞ其真蹟の華嚴今猶栂尾不水院に現
存すと

嘉暦才丁卯暦黄鐘下旬之候前坊如泪
菩提奉書寫了時也縄床樹下清嵐
冷石水院前白雲深

高峯 識

七十首侍青宮之新宴獻詩哥
今老栂尾山隠居菴室為御菩提奉書

寫經興懐舊恵斎慕〻渡那梵苑弌
奉軸詩人以下分ちて古出四句

七年乃昔とは元應二年を云乗基それ時十二歳にて
東宮の新宴に侍しく詩歌を獻せと云ハ其風恵まさ
詠へし縄床樹を栂尾にあり明慧上人乃坐禅さら
也し松樹なり石水院ハ縄床樹より禁乃方にあり建
保乃末乃結構せしまゝにて六百年の星霜を經て今に
全く傳ちまし霊場なり乗基のちハ仁和寺に住し功徳
院法印乗基といひし是なり

元應二年八月廿四日都乃守護として六波羅の北方ふ立けるか越後守時敦かりそめの風乃ここ地として打臥けるか終ふ墓なく見なりし行年四十とぞ其後ハ南方乃至ける陸奥守維貞一人しく事を執りおこなひしか何事をや思出けん元亨元年七月三日俄ふ鎌倉へ下向せしふ高時ゆるしく賞翫なりてましか八同しき五日鎌倉を立ふてまた上洛せ高時此歳十九歳なり強く成敗乃意ありふあるへからい但是長崎入道圓喜をもひ秋田城介時顕等ふ至り権を弄してかくる一とふぶれるなからん也同年十一月常盤駿河守範貞をもつく時敦の代りとして上洛せしめ北方ふ居しむ

範貞ハ義時乃三男極楽寺入道観覚相模守重時の三（朝臣乃事也）男を塩田駿河守義政と云信濃國鹽田を領しつきハん

鳥羽僧正畫闘犬　栂尾山藏

鳥羽僧正覺猷ハ保延六年九月十五日八十八歳にて入滅ありしハ天保壬寅より七百二年前にあたる

相撲入道の弄びし闘犬ハかゝる類にて大人の態にあらぬを笑ふなるハこれハそに栂尾にて

紙竪一尺四分

接縫高山寺の印
上下ニ二ツ捺

分五釐

義政乃長子を備前守時範と云時範乃嫡男をなくち
範貞なり鎌倉乃常盤乃住しけれハ世人れ常盤殿と称
せしなり
高時まて北条英時を以て筑紫乃探題として筑前國乃
さし下し博多乃居て九州乃成敗を掌らしむ後るに長
崎入道圓喜か年久しく高時の家事を専にして私欲を
恣にせしを誰いふとなく高時乃耳に入しかハ圓喜か職
を停めて四郎左衛門尉高資を内管領に補き高資やさ
奢侈に長し國家を治むる道をもしらて偏乃己か心乃任
せて振舞けれハ万民ハ愁訴を述るの便なく外様乃諸
士ハ常に恨を含み憤りを懐き目を側しまて一とに思ひぬ

人となりける後高時年やうやく弱冠に及びたゞ日夜に
酒宴遊興を事とし倹約をしらず九代の栄華に習ひて百
姓の艱難をしらず或時犬の庭上にて闘ふを見て興ある
ことにおもひしかば則諸国へ相ふれて或は正税官物に募
る犬を尋ね或は権門高家に仰せて是を求めける間
国々の守護国司家々の一族大名十疋廿疋飼立て鎌倉
へ引進らす路次には行人馬より下り驛路には農民
まかりありく鎌倉中には月に十二度犬合せの日を
定め一門御内外様の人々堂上堂下に座をつらねて見
物とぞあれ人は忌み嫌ふことにおもひつゝ其頃都に
田楽を弄ぶこと盛なりと聞く高時また新座本座の田

樂をよひ下しく日夜朝暮なれ乃着をく賞翫乃あまり
田楽法師を一人ゝく大名ゟ裸をく装束をひらしをける
間まけし労らしといふことゝく金銀珠玉をたく捧しし後
羅錦繍を粧ひ驕奢淫欲ふ超過きり去も高時廿歳頃の
事と見ゑるへし然る
を太平記に四十有余の大入道とあるハ誤あり
高時ハ元弘三年三十一歳ふして自殺をとけ
田楽乃もし起を定このみし孫とハ嘉保二年関白殿乃
母儀の願立ありて芝田楽といふことをして永長元年の
夏洛陽ゟ田楽乃ちやつもく公卿殿上人まをく去迄を尋
ら風教よし大江匡房卿乃記ふ見えたり高時より凡
二百に八十年前ふ此氏を興き教もいそくそゝけり人
ふありしなり

或夜一献乃あつまりけるに田楽とかゝる拍子をかへつゝ囃を鼓
をきけハ天王寺乃やようれぼしを見たや〳〵しける是
を障子乃ひまより見れバ田楽とハ見えざるハ異類異形
乃妖物なく嘴ちし鈎り翅生一人も人なくれなりけるか
とかや後日に南家の儒者刑部少輔仲範大織冠鎌足の
孫武智麿乃子孫を南家と云武智麿十四代大学頭孝範乃長子従三位
經範卿乃二男刑部卿明範卿の初乃名を仲範といふ此事を伝
聞く天王寺辺より天下の動乱出来て国家敗亡を危き
前兆なるんと云けるか果して思合さる世と成りけり然る
に高時いよ〳〵政道乃人あやまひを長崎高資まて驕を恣
に賄賂にふけりしかバ陸奥國の津軽乃住人安東季長と
其一族季長と鎌倉に訴論さること有けるに高資乃篤く

賄あつく下知を待けるに高資両方より過分乃財寶を得
たるかゆへとかく理非乃決断後日をかさね月を越しぬれハ
両人訴訟ニ退屈し津軽乃夷一味與力乃者ともを招
集め合戦ニ及ふ高時兵をつかハし是を討平けんとすれと
いまとも安東か勢つよくしく勝ことあたハす
承久乃むかしハ一院乃叡慮として畿内丹波丹後紀
伊但馬伊賀伊勢美濃尾張近江十五國乃兵共か馳集り
て北条義時を討亡さんとせしか東海東山北陸道乃
勇士十九萬余騎こなた心を一にして上洛せしかハ十五
國乃兵士一日もあらそハす敗走し頭をのへて軍門ニ降
て轍魚乃命を惜むかためニ万代乃嘲を忘れたれハ

かゝと云ふに昔日本国乃兵士三年乃大番として京より
せしが帰る時にハ力盡て歩跣にて下向せしを右大将
頼朝卿乃哀ませ給ひ六ケ月にかぎりめて各其分限乃
榮耀を楽しませられし恩を思ふ故そかし元亨乃今
ハ其分限乃榮耀を奪ひて楽しみをもて其安佚を労せ
志めて苦をなさしめバ何ぞや安東ハさ勢ある大名ずに非
と云ともひと度鎌倉の下知を背きしより終に海内反覆
乃兆をなしたるは秦乃亡んとせし時にハ陳勝を成卒の賤
きに起りて漢高乃嚆矢と成ける如くなり
正中元年秋乃頃主上後醍醐天皇北條家を亡ぼして公家一統
乃政を致されんとて近侍乃公卿に仰合されけることいふに

志く乃漏たりしん高時乃耳ふ入しかは日野中納言資朝卿
蔵人頭俊基朝臣を九月廿三日鎌倉へ呼むかへ巷説の真偽
を糺さんとせしふ同廿八日中納言宣房卿勅使として鎌倉
へ下向ありて宸翰乃誓書をくださせけり是高時是の時年
廿二何事乃深き慮もなく萬事ハ長崎高資か計らひなく
誓書をは秋田城介ふ請取を則ち是を披らんとせしを二階堂
出羽守貞藤やゝく諫て封のまゝ勅使乃返し進らすへき由
とゝめす
二階堂貞藤ハ大織冠鎌足公乃孫左大臣武智麻呂の四男
参議治部卿乙麿八代遠江権守為憲ふ七代駿河守維
遠是二階堂家乃祖なり維遠八代出羽守行藤入道し

て道我と云則貞藤乃父なり貞藤正應元年戊子乃歳
鎌倉ふて生る母ハ平賀左衛門尉惟時女貞藤才學を以
て世乃賞をうけ撿非違使乃補し出羽守を兼正中三
年高時と共ふ薙髪して出羽入道道蘊と云時ふ卅九
歳高時乃長きふ至十八歳ようて大ぶり匡救乃力を盡
さと云とも大厦の顛れんとをふ一木乃支ふる所ふあら
孫は吉野金剛山乃討手ふ向ひ大塔宮を高野山ふ窘め
まつりし元弘恢復乃時宥恕を蒙むり本領を安堵し
たりしか謀叛乃座をうけ誅をうけまつる行年四十六
歳長男兼藤左衛門尉山城守たり次男知藤左衛門尉三
男兼義和泉守四男行遠左衛門尉これか子孫あり

長崎高資ハさまてやある封を開きて拝見せんとしといふ
衆るに遂に拝披せんとするに定まりて齋藤利行にこれを読ませ
ましけるに叡心偽さる所天乃照覧に任せと遊ばしける句
に至て忽に悶絶しく夥しく血を吐てけれハ高時大に恐
朝廷乃御事武家いろひ奉るへき事にあらすと復奏して勅
使ハ上洛せしめまへかくて資朝卿をハ佐渡國へ移して
本間か館に押籠後阿新殿をハ京へ還しけり同三年の
春高時廿四歳重病によりて執権を辞し二月十三日薙髪
して法名崇鑑と云長崎日頃金澤修理大夫貞顕と親しく
せしかハ貞顕を以て執権となさん時に高時の弟泰家か
称して兄高時の代りとして執権たるへきものを我なくてハと

思ひ居られけるに世を憤りておかしく出家入道を法名ハ
慧性行年廿歳とぞ
泰家小字は四郎高時同母弟なり初名ハ時利左近衛将監
に任ず元弘三年名越高家久我畷に討死し足利高氏官軍
にありぬと聞えし時武蔵上野等六国の軍兵を催し此人
を大将にて上洛せしめんとせしに新田義貞武蔵国へ打て出
しかハ先新田を追討して後に足利を討るべしとて泰家入
道武蔵野にて新田と合戦しけるにはしめハ泰家打勝と云
とも終に打負て泰家鎌倉へ逃返りしハ義貞続て責寄
此乃合戦利なく高時葛西谷へ落けるハ泰家ハひそかに
奥州へ落行のちに上洛して西園寺公宗の家に仕て刑

泰家入て
陣中へ
遊君を
まねき
酒宴

太平記

部少輔時興と名字を改めて北條家を興さん事を謀
つまりし事あらはれて建武二年に宗誅せられしかバ時興
はまた何地へか逃去けん終に行衛なかりしと云 信充云今
泰家の執権を得ざるを怒りて出家せしハたゞ執権の冨と
勢とを貪るのミ其人となりを考ふるに義貞を武蔵に
防ぎて一度勝て忽ちに志怠り遊女を陣中に迎へて賊士
の掌を返すより易き事を知らず其敗れたるや死を致
さ王謀を以て遂に他の為に前驅して鎌倉に入鎌倉不
志あるハ悪を不徳なりとして共に死を以て南部景家倶堂
匡衡を伴ひて奥州へ落しハ智あるかくさまとハ京都に
入て公宗の謀に與して公宗の刑せられしを余所に見て迯去
志をこもしに性愚にして怯懦なく死を惜むのミ是冨貴に
生長して教なき時を踏ミやつしもりて後の戒となるへし
高時入道病愈て出家を聞て大に怒り貞顕を殺さんとし
貞顕おそれて今浮に引籠り出仕をも止けれは四月廿四日
赤橋守時を以て御後見とし大佛陸奥守維貞を以て連

判となさしめしより入道に憤を起しく解たりしには貞顕
四月廿六日出家を法名崇顕
金澤修理大夫貞顕ハ北條義時の六男亀谷五郎實泰
の長子越後守實時の曽孫なり父ハ越後守顕時と云
實泰の母ハ六浦某女その家鎌倉の亀谷にありけれハ
義時の後室として亀谷禅尼と云實泰ハ淵名與一の女
を娶て實時を生しも實時もし幼く祖母の所領なる
金澤に住せしかハ世よりて金澤の越後守と称せし始り
文永六年父實泰の七回忌に當りて一宇の真言律院
を草創し金澤山称名寺弥勒院と号し入宋沙彌圓種
等と共に魔を降し怨を除かんことを祈しく菩提を證

果し建治二年十月廿三日ちふしく卒きられき即称
名寺正慧と云實時北條相模守政村乃女を娶て太郎
實村四郎顕時を生しむ實村早世しけれハ顕時を以く
家督とし實時學を好く參河守清原教隆を師としく
群書治要を受く

群書治要巻第十四末記　清原教隆真蹟

建長第七暦大蔟十三日
蒙洒掃少尹尊閤嚴命加點了
前參河守清原

實時暦仁元年三月十八日掃部助宣陽門院藏人ニ任
せられ此評定傳ニ見え按ニ東鑑暦仁元年二月乃條ニ侍
所別當陸奥太郎實時とありて
同年六月の條ニ陸奥掃部助實時とあり宣陽門院と
ハ後白河院皇女覲子内親王乃御事なり文治五年准
后建久二年院号元久二年薙髪法名圓智
建長四年六月七十二歳ニて崩御なり　實時か乃歳
十五歳なれは建長七年ニて三十二歳也掃部助のことを
洒掃少尹と云　教隆朝臣ハ文永二年七月十八日京ニ
て卒去行年六十七歳と東鑑ニ見ゆ
教隆ハ清家明經乃儒者ニして鎌倉ニ來り幕府ニ候
せしを東鑑ニ見えたりけれは實時もあまた從ひて學
を受しこと論なし實時建治元年ハ五十二歳ニて評定
衆一番引付頭たりしか五月病ニ依て六浦別業ニ引
籠り六月乃頃ハ群書治要乃點を寫しおはりしと奥

越後守實時真蹟

建治元年六月二日以句勘本書
寫點校終功抑此本一部十巻
後藤壹州為大番在洛之日予
依令誂所本寫下之句於當巻
者假藤三品茂範之手令加點

旹歳去文永七年極月回禄成
孽但所燼畢今本者寅上以
前以写本勾勘之畢写之間字
又以件本重令書写者也

越州刺史平

書写見えて星勾勘とハ勘解由乃唐名ふ星問注所執

事勘解由判官三善康有を云ふ太田民部大輔康連の子にて弘長二年閏七月廿日勘解由判官に任る時ハ卅又歳と云ふ建治元年ハ四十八歳なり後藤壱岐守基政を云佐渡守基綱の號藤三品茂範とハ文章博士式部大輔經範卿乃長男文章博士侍讀にて南家乃儒流なり古乃跋をよろく實時乃學を好まれしことを称へき也實時の妻ハ無外如大禅尼と云ふ幼名を千代野姫秋田城介某乃女なり城介泰盛の女と如大禅尼乃傳に見えたをとふ禅尼貞應二年に生れ泰盛ハ寛喜三年に生る禅尼より少きこと八歳なり何そ父子たらん然らハ泰盛乃父義景の女とせんか禅尼の生るゝとき義景十四歳也建治二年十月廿三日實時に後れてハ心を祖闈に傾け思を宗乘に寄しろ弘安二年佛光禅師乃鎌倉へ来りて會ひまゝを得しく尼となる時に

又十七歳にして後上洛して諸知識に参禅し資壽精舎
を擁えて專一に坐究し一日井に就て水を汲けるに
慮らず水桶の箍きれて水の地に覆るを見て忽然
として大悟を発し歌を詠して曰く
千代経たるいたゞき桶の底ぬけて水たまらねば月も
宿らずけれは仏光の見えて悟る処を呈しかば仏光
法衣ならびに自賛の頂相を付与せらる同九年仏光
遷化の臨みて手書を与へて云汝旦ら衣法を受て道風大
に行はれ新老懐惟甚き骨髪少し許りを分て汝に留与
し汝為に安奉して別に小禅刹を置吾に代て化せ
よ是をもて正に力を竭して吾志に違ふことなかれと

禅尼すなはち仁和寺の東北の山邊を卜して梵宇を
經營し萬年山正脉院と號し佛光の塔所としき乃正脉院禅
尼遷化の後八十八年康永元年四月高武蔵守師直あ
らためて真如寺と號し夢窓國師を請して主たらしむ
詳のに師直傳に記せとこれより前禅尼洛北松の木島に一宇を
建立し景愛寺と云佛光國師の名付し處といへは弘安九年前に製造ありしか猶考べし
足利讃岐守貞氏の北方は實時の女にして禅尼の所
生なりしかは上杉民部大輔二階堂山城守等力を合
せて浄財を助といへり信光云足利貞氏の室は上杉修理亮頼重の女にて從三位
藤原清子康永元年十二月廿三日逝去行年六十五歳
と云則弘安元年の生れにして禅尼五十六歳の時
又足利貞氏は文永十年に生る禅尼五十一歳の時なり
されは禅尼の女貞氏の室たりと云ことを疑ふへきなり
師直の母は清子の妹勸修寺の別當宮律入道道惠の妻
の女なれは清子は師直か母方大伯母に當れり故に清

子乃ためゟ師直正脉院を修復し真如寺となそしか
ハ備子の姪たる上杉民部大輔憲顕も古を随喜せ
るなるへし且憲顕ハ禅尼滅後八年ふ生師直ハ滅後
又年ふ生まし人なれは景愛寺建立の頃ハ未生まさ
る人義人禅尼ふ問てあれハ日面仏月面仏と答へ給
あり
かなるあるひハ日面和尚と称せとかや永仁六年十
一月廿八日正脉院ふて化を世寿七十六歳塔ハ正脉
院ふあり」
實時乃長子實村早世しけれは嫡孫顕時を嗣子とし
顕時もし凡越後四郎と称し後ふ左近将監ふ任し又
越後守ふ任し父乃跡を継く評定衆たり 東鑑寛喜三年十月廿七日乃条ま
相州時房武州泰時評定所へ参給と記さる式幕府乃
評定所を置まし證と云へし又貞永元年七月十日の
条ゟ評定衆十一人とあり是評定元と云各乃起れる
要ゟ仁治四年二月廿六日評定元十一人ゞ政所執事
問注所執事を加へく十三人を三番ゟ分て諸人の訴
論を聞しむと見え抂さく此三番乃評定元の次ゟ引付

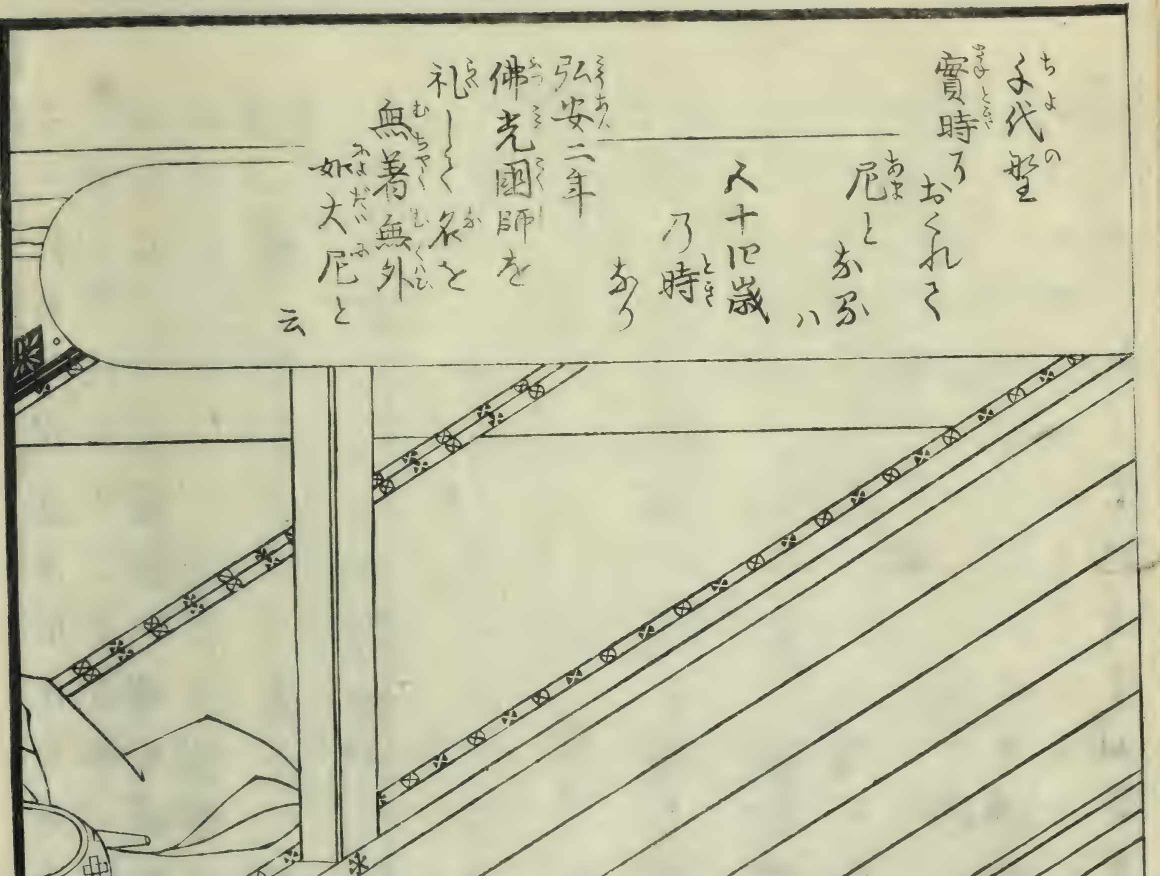
千代野實時におくれて尼となるハ五十四歳乃時なり
弘安二年佛光國師を礼して名を無着無外如大尼と云

圖樣一遍上人繪による
信兆縮寫

元九人あり引付ハ令乃目安を作くり音博士俊隆真人
猶詳ニ幕府職掌考ニ云ハ爰ニ略く
を師としく春秋左氏傳を受られし由を自筆の奥記
ニ見えたり

越後守顕時真蹟

弘安元年九月廿二日以音
博士俊隆真人之本書寫點校了
従五位下行越後守平朝臣（花押）

俊隆寛と云へハ教隆父祖乃遺書ハ更なり我集て家書籍
真人乃影點あり
乃散佚なんことを恵ひて土倉を造り東大寺の三倉石
上宅嗣卿乃芸亭
滋野貞主乃慈恩菅家乃紅梅江家乃文庫善信の文庫
等もなく校倉なりし乃金澤乃文庫ハ土倉なりし
金澤文庫と云印を巻ことに踏て納めらきしなり抑我
那なく蔵書乃印を踏しハ聖武皇帝乃天平十二年に
月二十二日戊寅以内家印光明皇后踏西家經三字之の御印
上西家經ハ光明皇后乃御印なれとも譲與大家踏印
たしかる皇后乃御經と聞えぬこと
書不可雑亂皇帝を云大家ハ聖武亦印
四字闕
者見印下西家
之字應擬西家之書故低別驗永為亀鏡と云なく千百
に年前よりもや蔵書印ありしと明らかなり西土なくハ唐の太宗の貞
觀の印を始として數多し顯時弘安八年十一月廿二日
奥乃點なけれは累さと

顯時藏書印

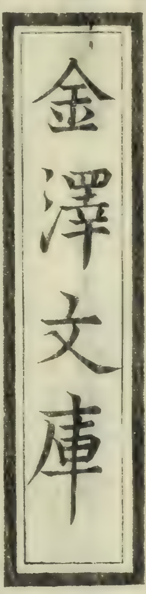

栂尾明慧上人藏書印
櫻木ふく刻と
上人真跡と云
紙捻を鈕とん

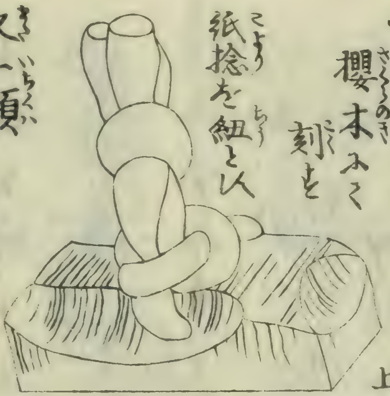

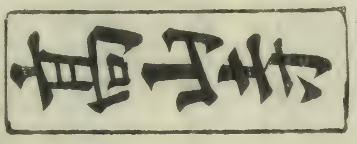

又一顆
後鳥羽院所賜
宸翰ふく鈕の形 櫻木
かくの如し

顯時より九十年許ふるくあり

承暦四年寫本心地觀經ふ踢ところ
後三条院長女
聰子内親王藏書
印

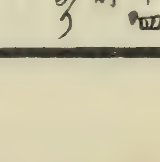

七百十四
年前
あり

法隆寺覺印藏書印

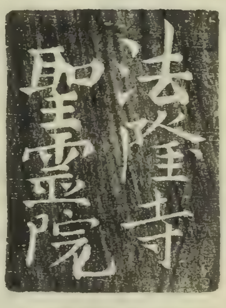

天治年中覺印自筆
の慈恩傳ふ踢ところ

古寫大集經ふ踢さる
印

高天寺中林院藏印

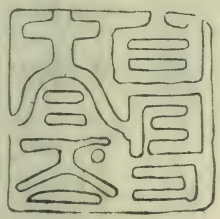

延喜年中寫本
四分律ふ白粉ふて
踢たり

同上

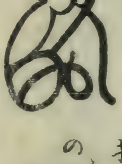

栂尾明慧上人
持經
の内
あり

評定衆を辭して六浦に籠居し正安三年三月廿八日
此處にて卒す行年五十八歳長子修理大夫貞顯次男大
僧正顯辨若宮別當たり三男ハ甘繩伊豫守顯實女子
ハ足利讃岐守貞氏妻と系図に見えて且景愛寺の傳にハ實時乃
妻ハ城大尼の女貞氏の妻たる時云々但それハ貞顯乾元
時代なれバ顯時の女ならんハ相當と云へし
元年七月廿六日前上野介宗宣に代りて六波羅南方
に居時に中務大輔嘉元四年越後守に任き此頃右大
辨三位經雄卿日野右少辨俊國の男藏卿爲長卿の外曽孫に從ひて群書
治要を受法曹類林を寫しまたハ九条の左衛門佐光
經朝臣なとし親しかりし由自筆の奥記あり延慶三
年左馬權頭になさぎ正和元年武藏守となりけ同五年

修理大夫貞顯眞蹟

嘉元四年十二月十八日以右大弁三位経雄
卿本書寫點授畢此書祖父越州之時
被終一部之功之處後年少々紛失
仍書加之畢

従五位上行越後守平朝臣貞顕

嘉元四年二月廿二日重授令畢

越後守

七月十一日相摸守凞時病に依て執権を辞申けれは讃岐守基時執権に補し貞顕加判もとのことし嘉暦元年迄十二年はさてありけるに泰家乃憤りに就て同月廿六日薙髪して崇顕と云然るに元弘三年五月廿二日葛西谷東勝寺に於て自殺しけれ高時乃心を取んとて我もとて薙髪しけれは鎌倉中は大名も小名も入道ならぬはなかりけりかくて長崎高資か

計らひかく赤橋相摸守盛時を執権として大佛修理大夫維貞を加判となしけれども人心ハ穏やかならざりき元徳二年高時入道高資が威権並ひなきを忌て長崎右兵衛尉高頼に高資を竊に討て捨よと語らひけるに事露れしかば罪を高頼に課せて陸奥国へ流し遣れ高頼ハ高資の叔父後高資ます／＼恣にして高時入道ハあれども無るが如し元弘元年後醍醐天皇鎌倉を討せんと思食たゝれしかハ大塔の宮尊雲法親王叡慮をたすけ参らせて近国の武士共へ令旨をなされ有験の高僧へ調伏の修法を仰付られけるが是鎌倉へ聞えけれバ法勝寺の圓観小野の文観僧正浄土寺の忠圓僧正を捕えて遠處へ遷し右少辨俊基朝

臣を鎌倉より迎えらくまじを殺しさらくハゑふきを命しと諸将乃
異見を問んとせしに高資無りて先さち主上を遠島へ遷し
大塔宮をと旅眠迫乃公卿殿上人を殺きへしと言葉を放く
憚る色もなけれ議らひけもハ大小名にを箱く互に面を見
合せ居たりしに二階堂貞藤諫て云く君君たりきといへ共
臣もつく臣たりきハ有へからきと云本文あり隠謀阿順乃
卿相両三人もろくに追捕せし上ハ何乃恐怖か候へき但慎
臣たる道を盡さまあれ君も定めて思召かへさせ玉ふへき
ありとやけるを高資きくもあえん文武乃用緩急勢ひを異
にし孔孟の道今日云へき處にあられ君臣乃道を守らは
手を束ねて戮に就ん乃て早く承久の故事に従ふへしと

居長高になりて執せけれハ高時の道も此議に同して二階堂貞藤城越後守を使として上洛をしめけるを如何なしくかハ聞食けん大塔宮おきを知食て主上より竊に告まゐらせさせしハ主上ハ笠置へ遷幸ありて宮ハ吉野へ籠らせ給ひけるに官軍利なくして主上隠岐の島へ遷幸まし〳〵し北拠るの大塔宮をよひ楠北畠赤松名和以下の官軍おこりしたる義兵を揚たりけるか天運循環し天道盈を缺ためしなく国々に與力の旗を立しかとも北條一家の好篤かりける足利治部大輔尊氏鎌倉を出て官軍に馳加りて六波羅を攻ると早馬しきりに波をうりて告来りしより関八ケ国ハ云に及ハす陸奥出羽の兵士を催促して上洛せしめ六波羅

尓力を合さんとせし尓新田小太郎義貞上野國尓て義兵
を挙て武蔵國へ打越る由聞えしかハ先近國の叛逆人を
ふせ鎮めてのち尓京都を救ふへしとて金澤貞将を大
将として上總下總乃軍兵を率して下河邊へ打て出て敵乃
後をたち切へし　櫻田貞國長崎高重ハ武蔵相摸乃軍兵
を帥て大手尓向ひて合戰を致さへしと定めける尓櫻田長崎
武蔵野合戰尓打負ぬと聞て高時入道大尓驚き四郎左近
大夫入道慧性を大將として十万餘騎を武蔵國尓差下し慧
性分陪の軍尓打勝と云とも分陪川原乃戰尓打負て鎌倉
へ引返す其後義貞東國乃軍兵六十万七千餘騎を率して
落合片瀨腰越山内以十餘ケ所尓火をかけ三方より責入ハ

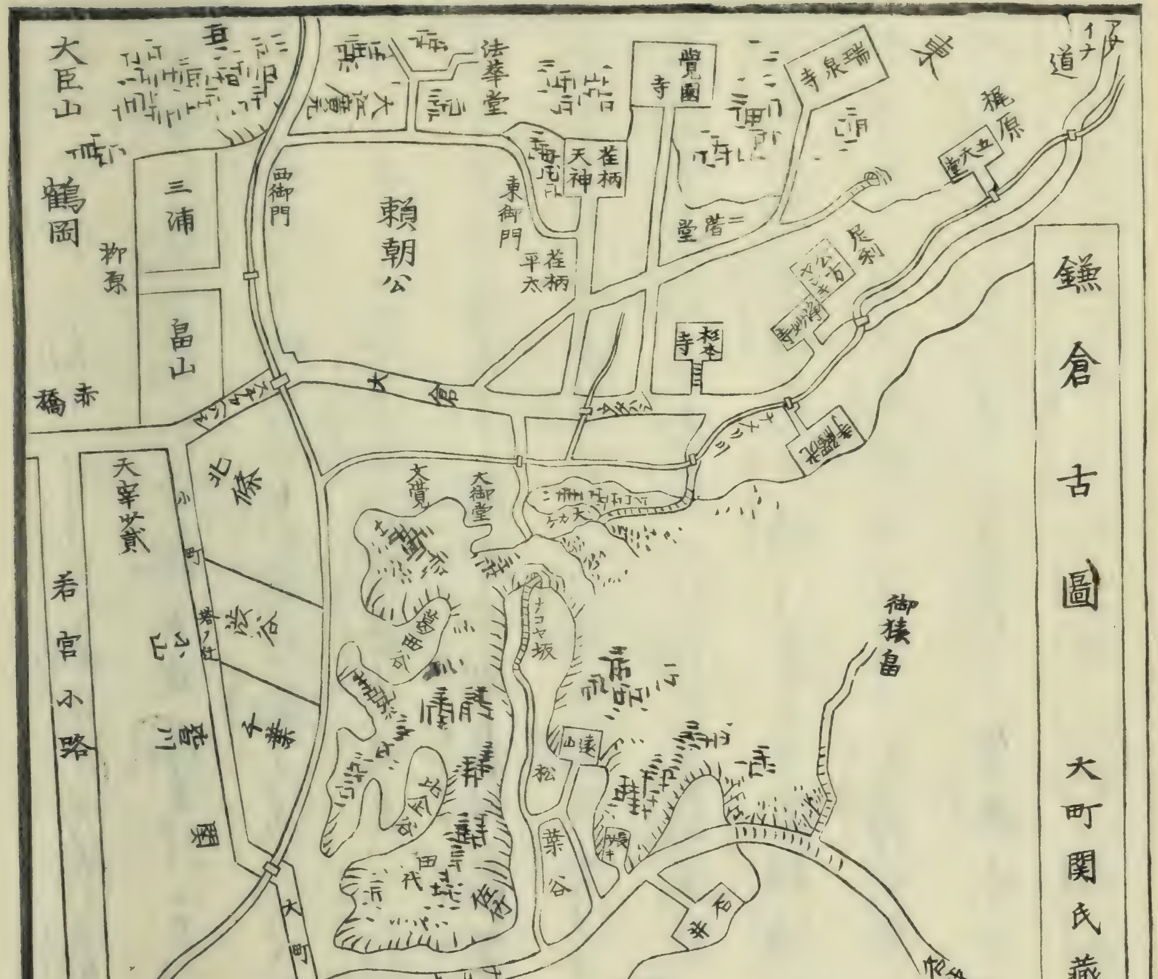
鎌倉古圖
大町関氏藏
大臣山
鶴岡
三浦
畠山
赤橋
北條
天宰府
若宮小路
頼朝公
西御門
東御門
法華堂
覺園寺
瑞泉寺
東
梶原
五大堂
杉本寺
大倉
荏柄
天神
荏柄
平太
大御堂
ナゴヤ坂
松
葉谷
石井
大町
辻
名越
御猿畠
名越口
ビハ橋
由比濱
飯島
小坪
海
小坪道

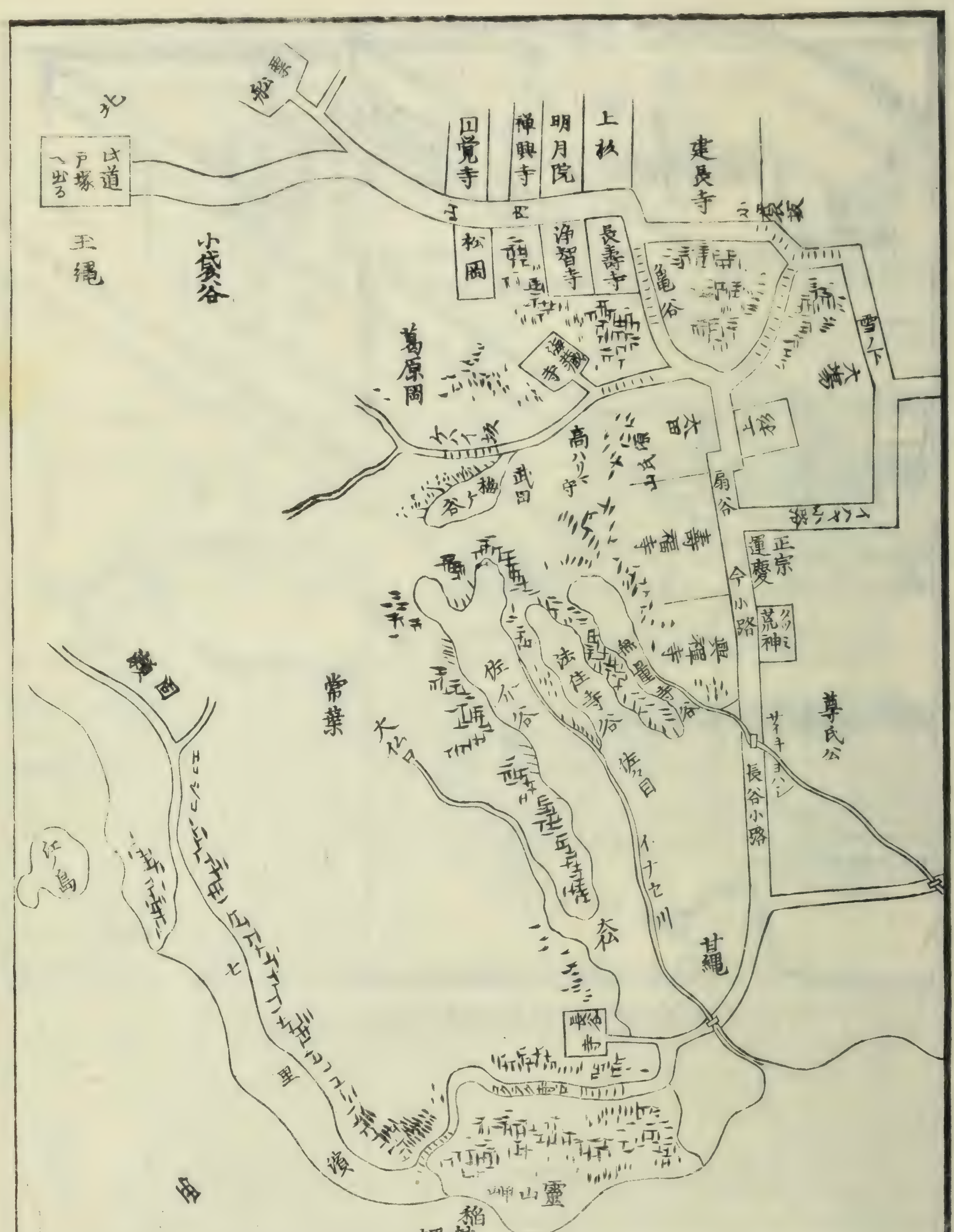
北
此道戸塚へ出る
玉縄
小袋谷
円覚寺
禅興寺
明月院
上杉
建長寺
松岡
浄智寺
長寿寺
亀谷
雪ノ下
葛原岡
高ハリ守
扇谷
寿福寺
正宗運慶
今小路
荒神
浄光明寺
英勝寺
尊氏公
常葉
佐介谷
長谷小路
イナセ川
甘縄
江ノ島
七里濱
靈山崎
稲村岬

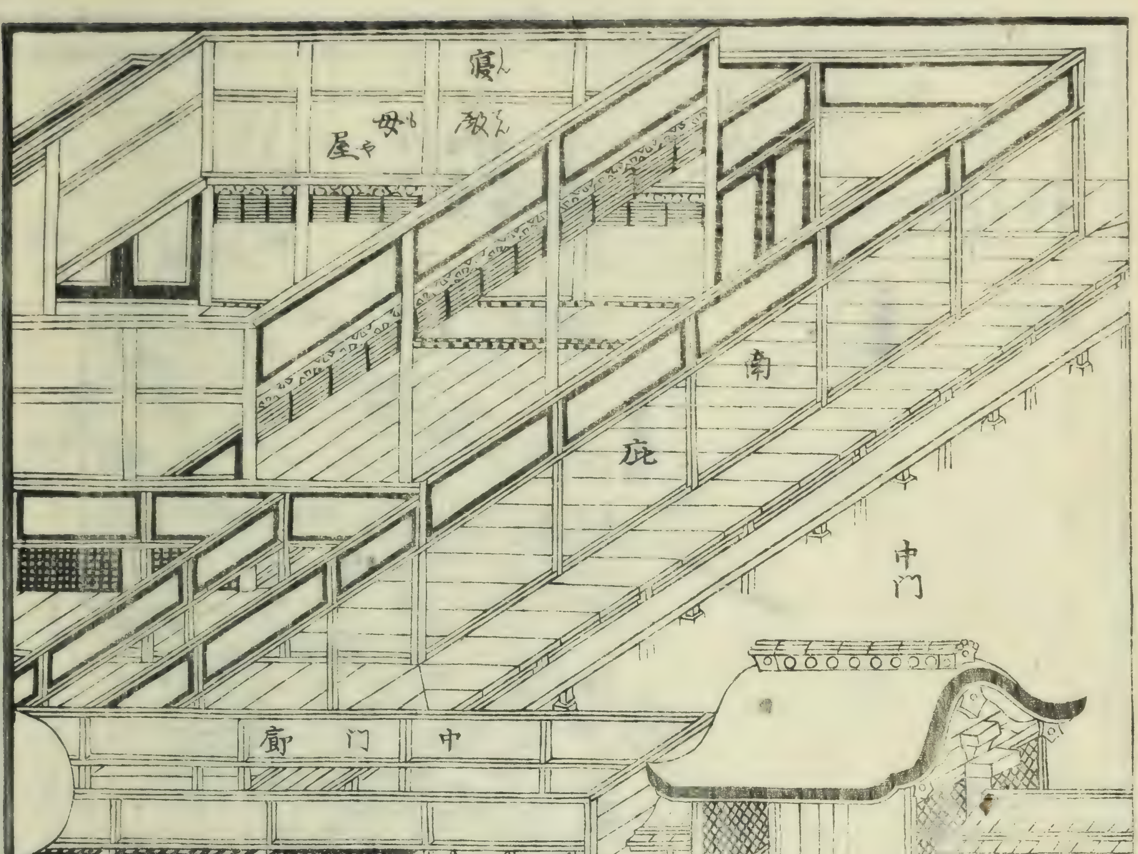
寝殿しんでん
母屋もや
南庇
中门
中门廊
妻戸
沓脱くつぬぎ
馬屋

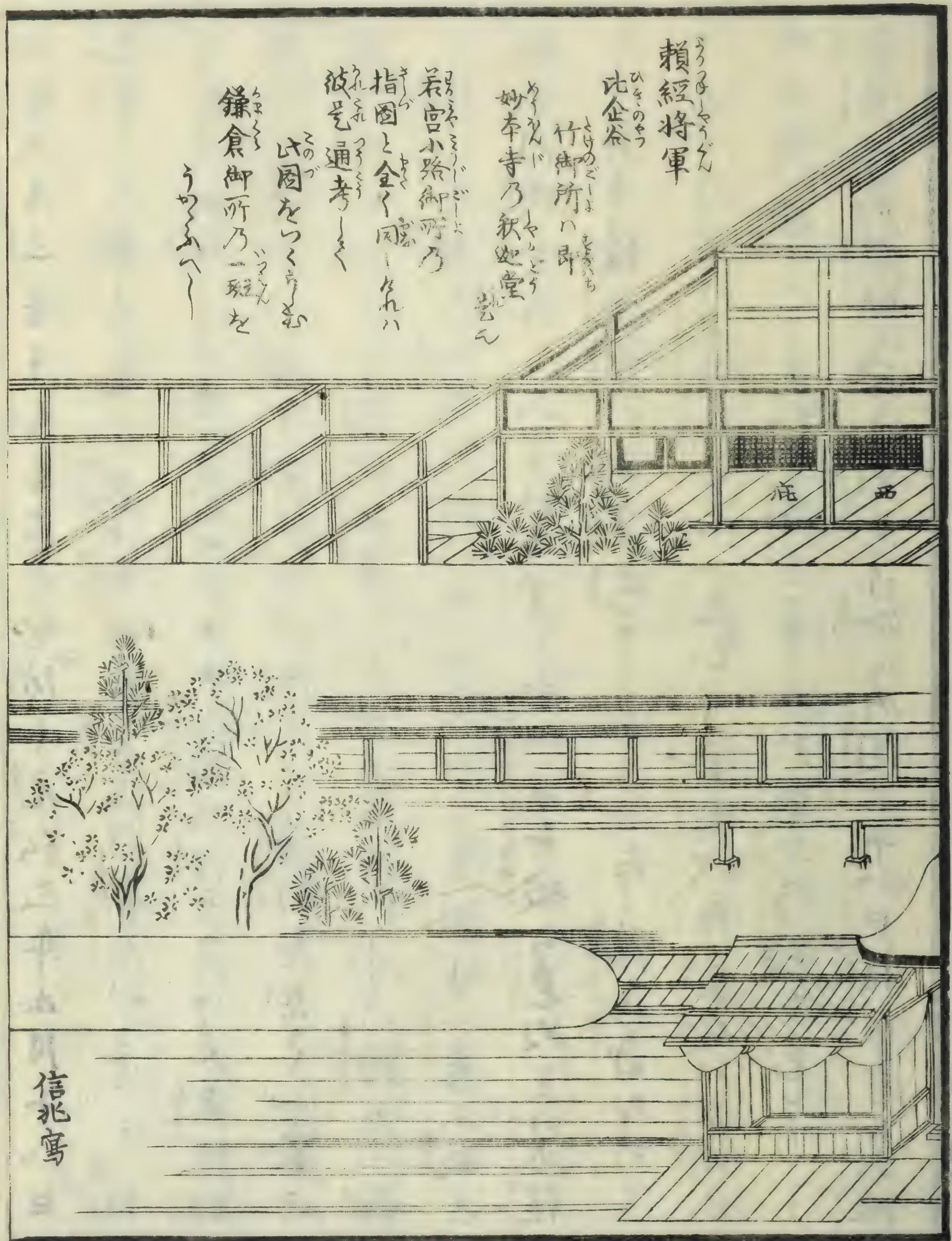
頼經将軍
比企谷
竹御所ハ即
妙本寺乃釈迦堂
是也
若宮小路御所乃
指図と全く同し　これハ
彼是通考して
此図をつくりぬ
鎌倉御所乃一斑を
うかゝふへし
庇
西
信兆寫

鎌倉にも三手に分てこれを防く元弘三年五月十八日
巳刻より軍は始まり互に衝あふ勇士の命をかぎりの戦
ければ何終とも見えざりけるに山内へ向られけるに赤橋相
摸守盛時敵の勝に乗味方の日々に落行を見て一家の
運も今は限りと思切自害しけれはその手の侍九十餘
人同しく腹を切たりけりかくれは此手一番に破れ
敵山の内まて入りけりすはや一方打破られぬといふ程
なくあれは鎌倉中の周章大かたならす落支度をのみ
ぞしたりける又極楽寺口へ向ひし大舘次郎宗氏は本間山
城左衛門尉にうたれて寄手もこゝに敗北の色を見えしかは
義貞二萬餘騎にて新手に加はり同二十一日極楽寺口に推

寄る所しも稲村崎干潟となりて横箭射んと構たる兵
船ハ塩に隨ひて廿餘町の沖に漂へり義貞軍をはさくえん
濱面乃在家に火を掛たりけれハ濱風四方に吹ちりて廿
餘ケ所同時に燃あがり餘焔猶さかんなりしかハ高時入道乃
屋形へ火のかゝりし時ハ入道千餘騎ニて葛西谷東勝寺に
引籠る大佛陸奥守貞直ハ脇屋義助の陣に蒐入て討死し
金澤武蔵守貞將ハ山内乃合戦に手を負ひけれハ東勝寺に
立帰り高時入道に暇乞して大勢の中へ蒐入て討死せらる
又家の子長崎次郎高重寄手を思ふさまに追散しさて東
勝寺へ馳帰り今はとせや是迄に候人手にかゝらんより疾々と
申しあへるん腹かき破て伏たる是をみて長崎圓喜も続れ

志と同しく自害なして失けれハ高時入道も腹きり給ひぬ纔
年三十一才なりそ一族門葉八百七十餘人もおなし枕に自害
志く星霜百三十餘年乃恩徳を冥土黄泉乃下に報しけ
れはこれらか所従とも凡そ六千餘人さしも遠へ伴りちりへ焔乃中
へ飛入く焼爛れてそ失ける元弘三年五月廿二日ハなる
日なれは昨迄と鎌倉様とて諸人の見聞を驚かせし烏帽
子乃ために衣袖の綺羅も悉く一瞬芸炬火と立のほる頼経
頼嗣両将軍をはしめ宗尊惟康久明守邦乃四親王乃御所時
政義時泰時時氏経時時頼時宗貞時高時九代乃繁栄た
ちまちに灰燼となりける様あはれ墓なき世の様そかし
鎌倉小町乃北若宮小路乃東に金龍山寶戒寺と云圓頓

教観乃梵刹ありしとかたち東鑑に江間義時乃大倉の亭
と云此地なり（時政も始ハ爰に住ける／後にハ名越乃殿と号し之）又東鑑脱漏乃元
仁二年十月十九日相州（北條時房）武州泰時（時政之男）参會せしめ給
将軍御所乃御地の事御沙汰あり相人浄法師申云右大
将家法華堂の下乃御所の地乃御相応の地なり何そ他
所に移さるへけんや（いつ處なり）頼朝屋敷と琰誉法眼云法華堂下
乃御地は絶るへうす西方の岳上に右幕下乃御廟あり其
親の墓高く其下乃居時ハ子孫無渉本文に見え
えるの幕下の御子孫御座に忽絶せしむるか若宮大路
ハ西に大道あり東に川なあり北に鶴岡南に海水哉
湛えるの無双の勝地と云へし依て爰に宮を建と有く

嘉禎二年三月十四日若宮大路の東に御所を立らる四月二日木作始め八月四日御移徙と云も此地なり然る時は右大将頼朝卿治承四年十月九日大庭平太景義を奉行として知家事兼道か山内の宅を移し作らせて十二月十二日御移徙ありし大倉の御所と云は今の頼朝屋敷なり右大臣実朝公まて三代に十余年住を給へし旧蹟なり　大庭景義は武家御作事奉行の濫觴といふへし　建武二年三月廿八日足利参議尊氏卿後醍醐天皇へ奏聞して葛西谷東勝寺の焼跡に累々たる北条一家の骸骨を改葬し法勝寺の円観僧正を以て導師として一宇を建立し相模国金目郷半分を寄て香積の資に充高時入道をは徳宗権現

と爾志ハ九原乃枯骨荊棘の根乃笑る顔を起し中有
乃迷魂動勘乃愁眉を秋光乃影ふ開き利生乃威力日く
ふ新乃永く此地乃鎮守としく三聚浄戒乃慈眼をめく
らし給ふとや
武家評林系圖乃高時領知二十八万七千貫當代知行ふし
て百廿十三万又千石ふ當ると見ゆるハ當代の五石を壱貫
と積りし故乃たくし高時乃領知駿河國入江庄と[illegible]
守護職とハ太平記乃見えたる迚とも其餘ハ詳らかならし以
さ迚ハ廿八万七千貫と云ふ何ふ依ていへるふや疑はし
今考ふるふ此際田租元一段之百六十歩ふ銭三百文を以く
通價として（但高下ありてひとしく一定なし 難し依く平均して通價とし）然迚ハ一貫文ハ三段百十

歩許乃田地ありあるが八万七千貫文ハ凡九万又千町許り
當今ハ駿河國田九千七百九十七町若狭國之千百二十九町
と拾芥抄に見えたるふくハ總八万二千餘町たらん

先進繡像玉石雜誌巻第六終

先進繍像玉石雜誌巻第七目録

五代國師慈威和尚真像并傳
貞圓上人傳信和尚　六勝寺　布薩戒
紫衣　淨土寺　中官僖子　懽子内親王
常磐井殿　文觀僧正　阿闍梨　東寺長者
醍醐座主　四種三密　御教書　寶戒寺
慈源和尚　關山慧玄　萩原殿　妙心寺
法勝寺占地　本寺寛雅法印
従四位下豊原龍秋朝臣像并傳
豊原連　時秋大食調入調傳授年紀相違
横笛乃究位　萬里小路嗣房公　燈蓋圖

一条實材卿　洞院實夏公　山階山荘
不剃髪法名を称せしこと　冷泉公泰卿
二階堂出羽守行藤　鴨祐泰
日朗菩薩真影并傳
印東氏　比企大學三郎能本　法華堂
比企谷本行院　菩提　蛇形曼荼羅
堀内妙法寺日蓮上人像　宿屋光則寺
夷堂川　譲状　三昧　妙御前
日輪日印相承異同

先進繡像玉石雑誌巻第七目録終

五代國師慈感和尚真影

古繪本

木蘭色衣
同色袈裟

五代國師慈威和尚諱ハ慧鎮 或ハ圓觀 近江國滋賀郡坂本乃
人なり俗姓を詳らかせん初は山門に住して修学乃窓の内
に三千乃觀念を凝し顯密乃才覺一山に光あれバとうとく
かくれ智行兼備の誉三塔に人なきがごとく有しが貞圓上
人傳信和尚に隨ふて浄土門に入法勝寺を中興して住
せられしかバ法勝寺乃圓觀上人とも稱せられ
貞圓上人傳信和尚ハ法然上人乃弟子勢觀房源智 知恩院黒
谷百万遍乃弟子を求道惠尋上人と云求道乃弟子を素
影の開山
月惠顗と云素月の弟子即貞圓上人なり後宇多法皇の
勅願に依て中岡崎と云処に一宇乃浄刹を建立しく
元應寺といふ元應年中乃草創なれバなるべし 元應寺 今絶た

里今中岡崎に元門と云処あり元應寺門前と云ことの紛
まりし也と云けるし應仁の兵亂に寺院焼失せしといへ
法勝寺ハ白河院の御願にて承暦元年十二月十八日
建立供養あり導師ハ天台座主良真なり尊勝寺圓勝
寺最勝寺成勝寺延勝寺と合せて六勝寺と云里
徳治三年八月廿六日後二条院崩御の時圓観上人に詔
ありて御導師となされたり上人此年廿八歳なり當時天台
座主青蓮院道玄准后も一宗の碩徳なり古老にましませ
ハ一定と皆人おもひたりしに此上人の勤めまいれハ智徳の程
はさあきとて世挙て信をおけるとかや後醍醐天皇即位の
はじめ圓観上人を内裏に請じ布薩戒を受たまひける時より
ハ上人老の座の頭に着座あれハ主上右の末座に着を

給へとかや 布薩とハ翻譯名義集ニ淨住と云とあり淨住の義ハ身口意を淨めて戒の如く和して住すと云ふとありとぞ
さて上人ハ主上乃めしたるを給ひけるに紫乃御衣
を脱きたまひて被けられ錦をきまゐらしく法勝寺の上人
紫衣をきることハ始なり
僧乃紫衣を衣しと西土にくて唐の則天皇后乃時ニ僧
法朗ニ大雲經を譯さしめ玉ひしとき命のましくて紫袈裟
を賜ひしとあり是僧乃賜紫乃はじめなりと山堂肆考ニ
見えたり我國ニても道元禪師ニ後嵯峨上皇乃紫の
方袍を賜ひしを始とい
然るに鎌倉乃北條高時入道叡慮にたかひし事多かりけれ
ハ是を伐亡ぼさんやとおぼしめし立玉ひて諸寺諸山乃貴

僧高僧を召て高時法師并に其一族門葉を調伏さすへき由を仰せ合させ給ける中にも上人とは小野文観僧正（山城国宇治郡小野村）随心院の浄土寺乃忠圓僧正（東山鹿谷の北乃浄土寺座主なり昔天台座主第五圓珍後に智証大師と云此寺を建立して住を務ひし之）ありとい別勅にて様々乃大法秘法を修せられけるが元亨二年乃春乃頃中宮御懐妊ありけれバ御安産乃御祈として壇を御前に塗て丹誠を致されけれバ程なく御産の御催にぞなりにける

中宮諱ハ禧子西園寺太政大臣實兼公乃御息女伏見院乃后永福門院乃妹にて正安元年誕生あり後醍醐天皇いまだ東宮にておはしましける頃御覧じ染させ給ひひそかに東宮へ入まゐらせ給ひしが正和二年姫宮一人生まれ給

ひぬ懽子内親王ときこゆる元應元年六歳にて内親王となり一品に叙し元徳二年伊勢の斎宮に立せ給ひ元弘元年十八歳にて准三后同三年光厳院御位乃とき遁くに入内あらせ給ひけるか建武二年宣政門院と院号宣下有て興文保二年東宮国二年保安寺にて尼とならせ給ひし践祚ありしかハ同月従三位に叙せられ七月女御となされ元應元年八月中宮に立せらる御年廿一太平記に女御入内の歳二八と有を以て嘉元元年の生れとせるハ誤なりといふへしと云て懽子内親王正和二年乃生れ給へハ嘉元元年の生れたらハ懽子十二歳の時なする人の母たるになる堪へからす故に正安元年の生れと云を以て是とす後醍醐り中宮乃御方に三位局とて候されける女を主上竊にめされ染し後中宮乃御覚日ゝに薄くなりけると世にハ沙汰しけりとも実ハ西園寺乃家を鎌倉乃相模守贔負せしにより東宮乃立せられし頃ハ相模守の心を

取を給ふんとためふ西園寺乃女をめされしかとも既ふ
践祚乃後まて相模守を憚さんことを思召たまひしかは弱
て西園寺乃家をも疎くなされし故なるへし西園寺の家を鎌倉ふかく
贔屓きとる由ハ前編ふ出に嘉暦二年又ハ元亨二年の春乃頃より江嬪
姙乃すしるく常盤井殿春よりともいふ春日の南京極の東大炊御門乃北東朱雀の西ふあり後宇多法皇の御所
あるしろ法皇嵯峨の大覚寺へ御移へ御幸ありけりとも
の後中宮乃御所と成しけり
御誕生ハよしあさんとかくする内ふ元弘乃乱出来り
主上笠置へ臨幸成らく世間騒かしくなりしかハ斎宮權子
内親王乃野宮乃君ひく御座けるふ主上隠岐島へ遷幸
あるへきは聞えけれハ夜ふ紛れて六波羅へ行啓なし世
給ひ中門乃御車を差寄たまひしハ主上出御ありて御車の

簾をかゝげられ中にて云出させ給ふ一筆もなし詠み既に
明なんとしけるは中宮還御成ける御涙の中に
此上の思ひはあらしけなさの命よされはいつを限に
とおもふ聞えて伏沈ませ給ひなからやかて尼とそ成を給ひ
けるに光嚴院即位ありて禮成門院とそ申せしに元弘三年
後醍醐天皇隠岐の島より還幸ありしかは又御髪を養く
ならひ中宮に立給ひしに其年十月崩御ましましけれは
鳴瀧の北梅ヶ畑に葬まつりて後京極院と申し寶算三
十五 亀山院の后を京極院と申し
事の漏易く禍の来ると早き世の習なれは禁裏に調伏
の法おこなはれしを速に鎌倉へ聞えてけり相模入道大に怒

圓観上人と文観僧正忠圓僧正三人を鎌倉へ呼迎へて細ゝ
糺明あるべき由にて二階堂下野判官時元（一説 筑前守行貞 長井記の説）
遠江守を使として上洛せしめけれバ六波羅乃北方越後守
仲時雑賀隼人佑を使にて三人乃僧達を呼迎て元弘元
年五月十一日鎌倉へ下されけり
文観僧正俗姓をしらべ初ハ播磨国賀西郡法華寺の住
侶たりしが壮年にして醍醐寺に移住して真言乃大阿
闍梨たりしかハ（阿闍梨ハ梵語なり翻訳名義集に唐言 軌範僧云正行とて能弟子の行を糾正
の意と云又五種阿闍梨ハ出家の阿闍梨受戒の阿闍梨
教授の阿闍梨受経の阿闍梨依止の阿闍梨是なりと云
也又和尚より依止ヲ及人まて已乃多れる一と東寺乃長者
十夏になる者を阿闍梨となさしめ至）
東寺ハ洛陽九条にあり遷都の始ハ東乃鴻臚館と云
弘仁十四年正月十九日永く弘法大師に賜て真言密

中宮御産御祈
圓觀上人
清涼殿東廂

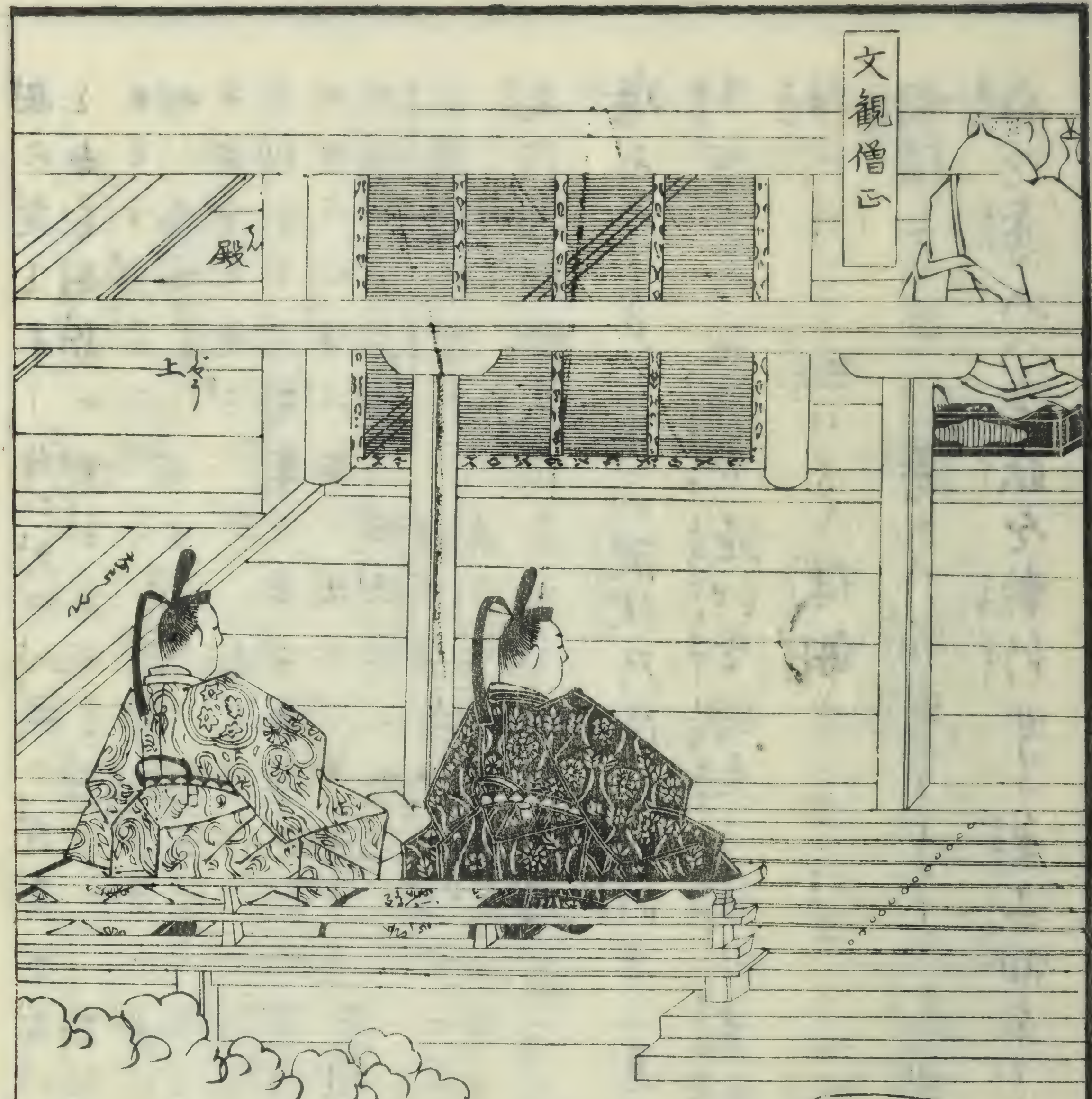
文観僧正
信兆図

教の庭となし給ひ大師入滅の後真雅僧正を以て長者
となす長者ハ座主と云と同じく一寺乃貫首なり是を
云と宣旨に醍醐乃座主醍醐寺ハ真雅僧正乃弟子
勅して補任す聖宝僧正乃開基にして其の弟
子観賢を座主乃祖として観賢七世の法孫勝覚ハ三宝院
の祖なり又聖宝乃弟子済高を勧修寺乃祖として観賢
四世乃法孫仁海の流を小野随心院に補せられて四種
の祖となる是を醍醐乃三流と云
三宝乃棟梁たり権謀隠覆神用潜益ハ四種なり至理秘
密言詞秘密秘密不定ハ之密なり
去ハ後醍醐天皇につく法力を尊崇ありて常に内道
塲にめされしなれハ調伏乃法を修せられしなり鎌倉に
下向して佐介遠江守時直に預け置勅定乃始末を
推問せしに初ハよく陳謝せられしかども鞫問度かさなりて
祠理ことごとく遂にハ勅定ありて高時法師一類乃
命を奪へき法を執行せし条子細なしと答へられ給

ありしハ硫黄島へ流されけり　信元云ふ當時政刑ともに隳廢
しく名實正しからさる事と慨
嘆かる甚き高時法師罪あらハ其罪状を顯ハしく天下と共に是を
戮せらるべし然るを中宮御産の御祈と称して竊に調伏乃法を
修せさしむる事ハ何ぞや高時を罪なくハ佛神いかなれバ罰し給ふべ
からん調伏乃法何の益かあらん圓觀文觀此道理を知らしとならバ
何をもつて當時貴重せられしや疑へし八虐の第五を不道と
云蠱毒厭魅の類是あり天子法を天下に示し自ら不道乃虐を
行さる事をいかにや高時將軍家臣としてこゝろに朝廷の讒
精備なき遠流乃處をうる事君臣乃大義をあやまらく其言ハ
ないかしろする事に至上後醍醐天皇隱岐乃國より還幸ありしかバ
文觀僧正も上洛ありて元乃如く小野へ還住しけれハ
恩寵ますく厚きにより隨從の門徒武藝を学ひ兵器を聚
なとしけるを僧正もとめ給ハす及ひ結句興ある事に思ハれ
けるハ海内偃武乃一統たるかましき兆と後にそ思ひ知られた
り建武元年八月石清水行幸乃還幸に東寺へ臨幸あ

るへき由勅定ありしにより此序に塔供養をとげ行はるへきとて此時僧正塔の大勧進にて播磨に下向して在けるを御教書をもつて召登せられ

親王諭旨宮の令旨に依て官司の奉書を御教書と云関東将軍家親王にて在けるころ御教書と唱へしよし遂に将軍家の書札を御教書と云ふに至る今きらへにいたれる御教書へ御寺務の宮の御教書を云

九月廿三日供養の晴儀を遂られしてける僧正名を弘真と改めらる

東寺塔供養記に大勧進弘真僧正本名文観とあり此外に見るとおろかし

同二年足利尊氏郷勅詔を背きて東国の軍を起して上りける時の僧正の門徒等脇屋義助朝臣の手に加わりて山崎へ向ひけるに官軍力をうしなひ勢弱く山徒あまりに勝に乗しかば僧正の門徒忽ちに敗走して山崎の陣遂に破れしより山門へ臨幸ありき

僧正の向はれしと太平記に記し

たるハ其後主上吉野に臨幸ありしより僧正も吉野に
謫あり
参候して正平七年正月八日真言院後七日の御修法を
ハ京都に於て執行せられしあり高尾神護寺文覚次第
上洛さしめ真言院後七日始行さるに小野僧正弘真蔵方より
武家合体の儀ありと見へたり同十二年延文二年吉野にて
遷化あり
圓観上人ハ宗印圓照道勝とて二人乃弟子ありて影の形
に随ふごとく輿乃前後乃供奉しけるに六月廿日鎌倉に着
玉へハ佐介越前守時弘北条時政の三男武蔵守時房乃七男にて始ハ佐介相摸乃太守と称すを
が許に預置てより文観忠圓の両僧正を推問して調伏の法
を行ひ申し条明白なるよしハ圓観上人も同責乃科目逃るへ
きにあらねとも一往ハ子細に問訊あるへしと評定ありける故

高時入道の夢に比叡山の東坂本より猿ども二三千匹群来
て此上人を守護しまゐらすと見給ふ夢の告たゞ
事ならずと思ひければ夜いまだ明ざるに時弘が許へ使者を
遣はし上人推問の事暫く閣べしと下知せらる所に時弘遽て
高時入道の方へ来りて申けるは此暁上人の坐方へ参りては燈
をかゝげて観法定座せられけるに影の後の障子に移りたるが不
動明王の形に見えさせ給ひける故驚きてまゐる事の様
を申さんがためにまゐりて候と語ける夢想と云示現と云旁
人にあらずとて嗷問の沙汰をば止められけり七月十二日文観
僧正をば硫黄島忠圓僧正をば越後國へ遷されしかども圓
観上人をば結城上野介宗廣に預けたりしかば宗廣が生所

奥州白河へ具して下りけるとき

みちのくのうき名取川流きて沈やはてん瀬々の埋木

此歌名取川を過る時に詠しものと太平記に見えたれ共
白川ハ陸奥國白川郡にして下野に隣れる地なり名取川ハ
同國名取郡にして白川より東石川田村標葉伊達伊具名取
六郡を隔たり太平記の作者地理を考へずしてしかしるせ
なきゝ。な
なるべし

と詠給ひける歌をハ都までも口碑に傳へて残るなり
宗廣ハ上人乃智行兼備乃誉諸人にまさり殊なる事
を聞て随喜せしかハ殊に上人の法徳に歸依して終に官軍
に属し義兵乃旗を揚たりける元弘三年鎌倉ハ六波羅ハ
一時に滅亡して公家一統乃世となりけれハ圓観上人ハ白川
より上洛ありて元のごとく法勝寺に住し給ひけるに建武二年
足利尊氏卿鎌倉葛西谷乃東勝寺を遷し北条一族乃骸

骨を小町乃北若宮小路乃東なる高時入道の館乃趾に改
葬し金龍山圓頓寶戒寺と号し圓観上人を請して開山と
なしたりけるに上人さらに戒壇を立てて四宗兼學乃梵苑を開
き尊氏卿乃次男の多病なる上に弓馬乃藝七徳乃業を
懶く思ほしけるを弟子となして寶戒寺の第二世に住して上
人都へ上られけり
寶戒寺第二世普川國師慈源和尚足利尊氏卿乃二男
なりと寶戒寺乃傳記に見ゆ但尊氏卿長男は竹若丸
と云母は加子六郎基氏の女なり嘉暦二年誕生あり
次男直冬母は越前局同三年乃生三男義詮母は赤橋
相摸守盛時乃女四男基氏母は義詮に同じ暦應三年の

生ありと云吾川国師乃誕生嘉暦二三年乃際にあるゝ然
る時ハ寶戒草創の頃七八歳に過へる寺住持職と為て
堪を若ハ他人乃子を養て二男に数まへられしにや
上人鎌倉より住し且高氏卿に親しきを以て尊氏卿乃鎌
倉に居て謀叛乃沙汰ありし時ハ其實を探り知んため御使
として下向あるへしと定められしが大塔宮乃御介錯乃ため
に鎌倉に下りし南乃御方帰り参りてたしかなる消息を聞
食けれハ直に節度使を下されて上人乃御使ハ止られける
延元元年正月六日後伏見院持明院乃仙洞にして崩御
在まし遺詔に依て上人を以て御戒師となさせ玉ふ二代帝王の戒
師と成　同三年八月十六日後醍醐天皇吉野皇居にて崩御
玉へる

あらし時も上人御戒師とならせ給ひ三代帝王の戒師正平三年
十一月十一日花園法皇萩原殿にて崩御の時法皇御帰
依厚かりけるに關山慧玄禪師をさしおきて上人を以て御戒
師となさせ給ふへいとも有難き法德のなせる所なるへし二代
帝王の戒師
關山慧玄國師建治二年丙子歳信濃國の源氏の家に
生る永仁四年鎌倉建長寺廣嚴庵の東傳士啓和尚を
師としく剪髪稟具し遂に巨福山に掛錫す東傳和尚は應安七年四
月廿一日示寂關山國師遷化より十五年後なり東傳和
尚關山と同年たりしも百歳を過ぐへし師資たる事疑ひ
なきに非と云共時に廿一歳たまく七月廿四日開山大覺
暫本傳に従ふ
禪師の忌に値く西來庵大覺禪師の塔處に赴き傍僧に問く

云方今海内叢林乃先徳誰明眼乃宗師たらんと嘆息を
志を聞く或僧告るに紫野大燈國師の活機用をしらん
師忻然として云是真乃知識なりと即日上洛し直ニ大
徳乃方丈ニ詣星轂を属くいたく新到相看と國師翁
夜乃夢に雲門大師（五祖演禪師の法嗣 圜悟克勤禪師を云）室中に降ると見
らもしまより延く面謁し與に示をに關の字を以くを師
言下に大悟して微笑志けれハ國師即錦して關山とふ
時に師三十歳とかや（今按に關山乃三十歳ハ嘉元三年なり大徳寺建立ハ嘉暦元年なり大燈國師
ハ關山五十一歳乃時に當る然る時ハ關山の大燈國師
に参ぜる嘉暦元年の後たる一論をまつ然れども本
傳卅歳乃時となす是より龍寶に掛搭して益源底を盡
をハ誤りなるへし）
志終らり義濃國乃關山に隠遁まし（關山乃父を高梨某 祖父を高家と云と）

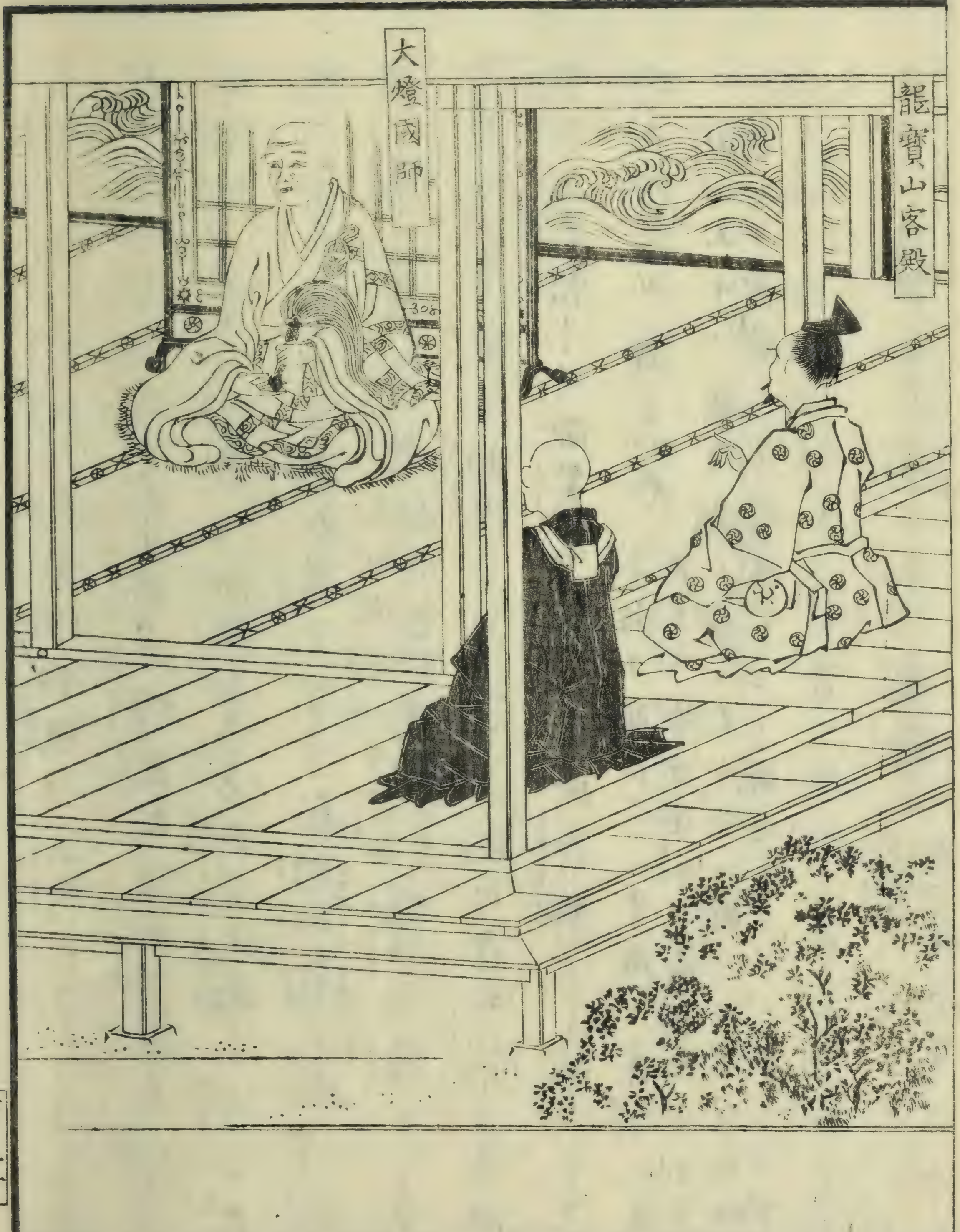
龍寶山客殿
大燈國師

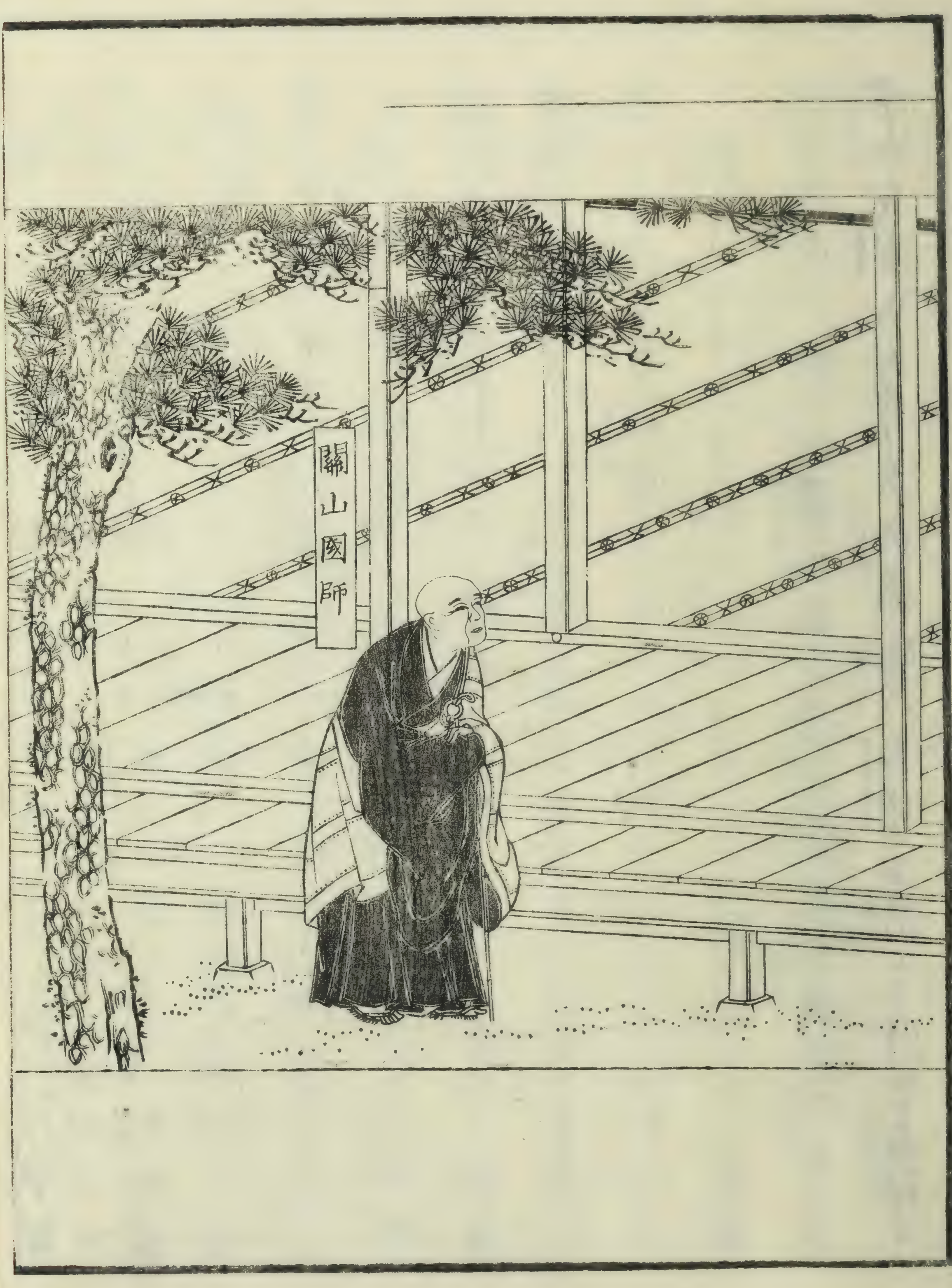
開山國師

一書に見えたりとも其世系を記し或ハ云高梨判官顕
高の二男に関山五郎義高と云あり河内守顕信七代
の孫なり義高後に備とある　延元二年十二月大燈國
と云関山慧玄にハ非ざるろ
師疾まさに病あらんと以時に花園上皇近侍の卿相を使
さして和尚百年の後誰か随て法を問へき今指教を稟ん
と宣たまひけれハ國師関山吾骨髄を得てれへとも天性風
顛にして一處不住にれハと奏聞ありけるによりて重ねて甘露
寺亜相を院使にて花園の離宮を改めて梵宇となし
関山に與えて住持せしめんと思召也國師寺號を徴也
と宣旨ひろるによりて正法山妙心寺の額を記して覆奏
ありて同月廿二日遷化なり其後院使別郡に下向して
関山を求めらるに美濃國の山中に於て師を求得て

呈具に院宣と国師乃遺旨を宣しかハ師も亦辞さるゝ
詞なく詔乃応しく妙心を草創まと抑花園離宮と申ハ
近衛乃北土御門乃南紙屋川乃西佐比小路乃東にして四
方八町の占地なり始ハ右大臣清原夏野公乃別業なりしを
大膳大夫良枝朝臣まて十四代凡五百餘年相傳せしに花園
上皇地景を愛させ玉ひ領主に替地を玉ひて離宮となさ
せられしのちハ上皇乃おハしまし荻原殿と境地乃相接
るゆゑなるへし荻原殿ハ今妙心寺玉鳳院乃地なり紀ハ上
皇荻原殿におゐて崩御ましまして后
に葬り奉る由園太暦に見えたり但花園離宮を改
て妙心寺となしたるハ今の妙心寺なりしが紙屋川乃
西岸に出水通り乃北上長者所乃南なる田圃乃地
なり玉鳳院ハ花園院の御陵なれハ妙心寺乃塔頭なり
永享中妙心寺ハ衰廢せしを日峯宗舜暦應五年土木乃
玉鳳院を合せて中興なしたまへり

功終りしかは上皇御所領全く関山上人管領せしむへき由
正月廿九日院宣を下され上皇ハ萩原殿へ御移ありしか
かくて是を以浄刹に改め玉鳳院と名付られけり貞和
三年七月廿九日上皇乃御置文乃塔頭玉鳳院事不混
妙心寺開山上人為各別之沙汰塔主可令門弟相續事
と　見朝夕宣門請益なさしめ佛祖門乃興隆を御ねんころ
させられ恩渥日々に加はらせ參向時々に篤かりしか共禅師
両朝乃宸翰三衣一鉢乃外儲ふる処なく常に山居を欲
しはらく動もすれは遁れさらんとみえせられけるに貞和四年十一月
十一日花園上皇崩御乃後ハ弥世塵を避て禅窟に
身を凝さるへき處を求めらせんことを願はせしに思乃外
に十二年乃春秋を過し延文五年十二月十二日に至り

旅装を創ひ蓑笠を頂き我今行脚しさらんと云ひし授翁
宗弼禅師と共に風水泉（玉鳳院庫裏の前の井なり）の樹下に至り出世
の顛末を立談し屹然として示化す翁遥に大徳に報し
畀して丈室に歸し全身を奉して本山の艮隅に窆し塔
を建て微笑と云享齢八十に坐夏六十に師規典に拘
すと直に向上の一著を拈せさせしハ大燈の舊參會裡に
歸する者多しと云ともも容易に手脚を措置するを得ず
雪山の嶽和尚の如き折出せらるゝこと廿五度に及へりと云
故に授翁弼和尚より外師の骨肉を得たる者なし勅して
本有圓成佛心覺照國師と謚す
正平七年閏二月廿七日持明院の仏洞において滴しけなる本

院光嚴院新院光明院主上崇光院を河内國へ遷し奉るへき由後
村上天皇後醍醐天皇乃皇子乃宣旨に依て錦部郡天野南朝第二代の天子
山に入奉り金剛寺三寶院を以て行宮となされけり然る
に當山乃學頭禪慧法印と云ふ即圓觀上人にまします師をハ
本院元より法德乃揭焉ことを知食けるに上不思議乃邂逅
必是ハ一佛土乃結縁淺からす思召されて同年八月八日
遂に上人を御戒師としく御髮を落させ玉ふ御法諱ハ勝
光智御歳四十一歳是より五代乃國師たり同九年にいたつて後村上天
皇當山へ遷幸ありて食堂を皇居となさせ玉ひけるに時持明
院乃法皇光嚴院新院主上をハ芳野乃奥賀名生と云処へ
移し參らせけるに同十一年持明院法皇弘法大師の自畫玉

ひけれハ金胎両部乃大曼荼羅を傳させ給ひしを禅慧法印
乃許に渡させ灌頂を遂られしかハ永く當山に納められ
けれハ後村上天皇叡感乃餘り和泉國大鳥庄摂津國山
田庄を結縁灌頂乃料に寄させ給ひ四海清平乃御修法を
始行はせ給ひしに此年三月朔日圓観上人行年七十六歳にして
遷化ありけれハ御祈も中絶しけるそいまく寺内乃一統に
歸をへりさる天仏とまて新まる給

圓観上人乃法勝寺と云ハ六勝寺乃冠頭にして 法勝寺 尊勝寺
圓勝寺 最勝寺 成勝寺 延勝寺 あれを六勝寺と云 白河院乃承暦元年十二月十八日
供養を遂られしより以降元弘三年に至まて二百八十
七年に及へり金堂講堂阿弥陀堂又大堂法華堂八角

古寫本洛外圖六勝寺圖

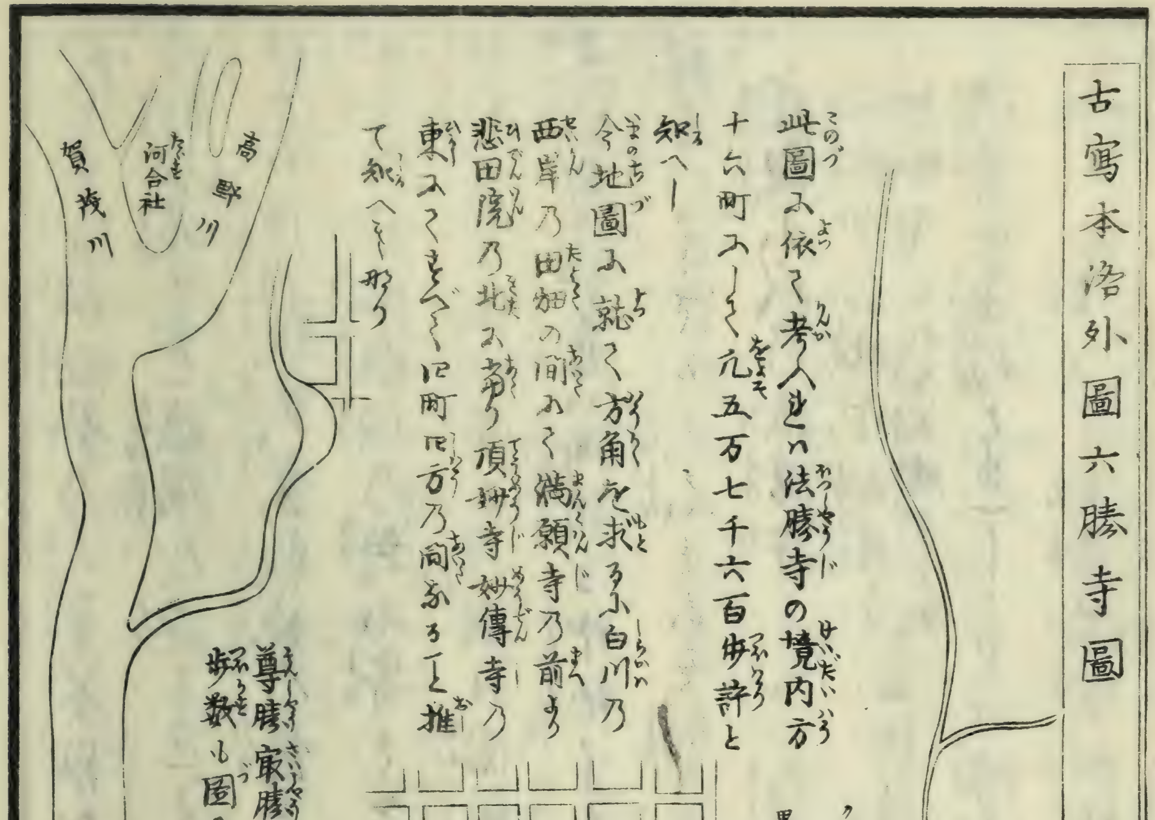
此圖に依て考へ見れば法勝寺の境内方
十六町にして凡五万七千六百歩許と
知へし
今地圖に就て方角を求るに白川の
西岸の田畑の間にて満願寺の前より
悲田院の北に當り頂妙寺妙傳寺の
東にてまづ四町四方の間なること推
て知へきなり
尊勝寂勝以下の方位
歩数も圖に就て
知へし
高野川
河合社
賀茂川
黒谷
東天王
下河原
白川御所
尊勝寺
寂勝寺
延勝寺
円勝寺
成勝寺
法勝寺
南禪寺
二条通
三条通
此圖京師
冨小路井口氏
原本を縮寫
せり
二条河原より
東大路まで
九町と知へし

九重塔薬師堂八角堂常行堂曼陀羅堂小塔院不動堂鐘樓總社二重塔八十六間廻廊南大門西門北門四方十六町乃大伽藍なりしあれ天台座主覺尋權僧正大毘盧舍那寺と名付たりけるを菩提坊乃濟覺僧都法勝寺と改められしとありさて本寺寛雅法印權大僧都（兄ハ權大納言源雅俊卿）是ハ六条右大臣顕房村上天皇四代乃皇胤なりをもつて當寺乃上座として寺務を執行せしむ其子ハ即法印權大僧都俊寛なり平相國乃繁榮を嫉ミ忠臣を亡さんことを謀り事あらハれ身鬼界嶋へ流されしも當寺乃冨饒なりしを推量へし（寛雅法印ハ仁和寺金剛勝院及ひ金剛心院の上座と云ハ）俊寛乃子僧玄法眼その子真言二論を兼学をしあるへし真仙權僧正ゆまく相承して執行たりしか真紹子なし執行

衰へ寺家に次第に荒廢せしに後醍醐天皇嘉暦二年
十月廿六日當寺乃大乗會結縁乃ために行幸ありまた
廿八日まで鳳輦を留まし同三年にもまた行幸ありて
御逗留に去年乃如くなりかくて寺家繁昌不日に昔
に復しへりけるにいくほどなく圓觀上人鎌倉へ下向
乃後世中みだれて皇統南北に光りをわかち公家武家
の政事合期なしがたく佛法も僧法も一時に泯滅失な
むと安からん心に世さりけるが康永元年三月廿日岡崎乃
在家より失火しくて當寺乃伽藍僧坊一宇も殘らず灰
燼となる其後兵革打つゞき再興に至らず今日は舊蹟
に來て慨嘆に堪へと

從四位下豊原龍秋朝臣肖像

古摸本

従四位下豊原龍秋朝臣ハ豊原清秋乃三男にて徳治二年七月十五日清秋四十八歳にて世を早くせし時に兼秋廿一歳宗秋十八歳龍秋十七歳共なり次ニ春秋英秋ハ尚幼なし龍秋累世乃伶人として鳳管ハ其家乃藝なれハ云ふに及バず

豊原氏ハ天武天皇乃皇子大津王乃子粟津王乃長子公連始めて豊原朝臣乃姓を賜ふ姓氏録に豊原連ハ高麗國乃人上郡王虫麻呂乃後也と云又ハ新羅國の人壹呂比麻呂の後也とある續日本紀延暦元年の条に壹礼比福麻呂等十五人姓を豊原連と賜ふと云を以て数ふれハ外蕃の種にして天武乃皇胤に非るに似たりと云とも今姑く其家傳に従ふ其家傳公連乃子真連その子有連その子有秋始めて小情少納言行見に従て鳳管を學ひ村上天皇に仕え御師範たりと云粟津王ハ罪ありて備前國邑久郡豊原郷へ流されたり依て豊原姓を賜りしとも

云又ハ有秋御笙師範の勞にかはり後ハ遂に伶人の貫
依て豐原郷を賜ふると云 康保二年御記に雅樂笙師丸
志く樂所の配をらせき 部利茂小治田有秋と見ゆ
ハ有秋ハ豐原の有秋の子公元公元の子時延時延の
氏人の非るにや
子時光時光の子時元時元の子時秋をもちち新羅三
郎義光を追て相摸國足柄山に至り大食調入調の譜
を傳へられ名誉世あまねく之を知りたりし樂所
補任に依て年紀を推に時秋ハ康和二年に生る後三
年の軍ハ應徳二年に起り寛治元年に終る時秋誕生
に先たつ事十三年なり然る時ハ大食調入調を傳へしハ
さも有ぬへし後三年の時と云ハ誤なり（豐原氏笙の一ニハ信元皇朝樂制考に條挙せるか故に略に）時秋の子利秋利秋の子忠秋忠秋の子

好秋好秋乃子豊秋豊秋乃子清秋實ハ天武天皇十七
代乃孫なり
龍秋ハ參議中納言隆資卿
權大納言隆親卿乃長男權大納
言隆顯卿乃孫左中將隆實朝臣
乃子南朝ニて乃許ニ參て横笛乃五の穴をいぶりきて所
從一位ニ叙す
乃あらニや其故ハ干乃穴ハ平調五乃穴ハ下無調なり其
間ニ勝絶調を設けてたり上乃穴雙調次ニ鳧鐘調を置
て夕乃穴黄鐘調なり其次ハ鸞鏡調を置く中乃穴盤
涉調中と六との間ハ神仙調ありか尾ハ間々ニ皆一律を
ぬきて究竟ニ五乃穴乃ミ上乃間ハ調子をもうけず孤ハ間
をくは此事ひとしきおして其聲不快なりさまハ此穴を吹時
ハ必乃くるけあへぬ時ハ物ニあたりて吹うる一とかさしと云し

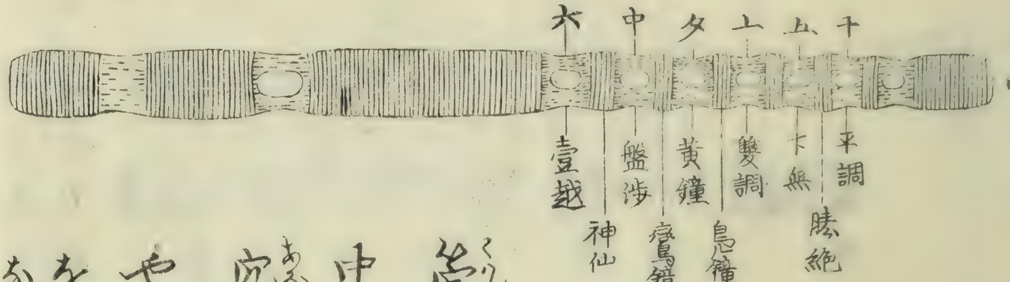

かは隆資卿深く甘心せられけるとぞ
北窓瑣譚に是龍秋律呂に暗き故和声
といふことを結ばざる故なり横笛は微調より
調を起して順八の和声を求めずして下
無に到るまで止むなし五上の穴の間に
一律をぬきとりて鳧鐘を穿ち横笛一
管の調子法なくして楽器とは成べからざる
中六の穴の間に二律をぬきたるまゝに六の
穴を含ませて吹けばよく壹越の真声を得ん
や龍秋が考鑑に蒙求のことなり 信充云雙
調よりを起すとれば雙調を宮となし壹越を徴と
なし黄鐘を商となし平調を羽となし盤

徴を角となし下無を変宮となし上無を変徴となし
て七音全し今其律を圖する事左のごとし

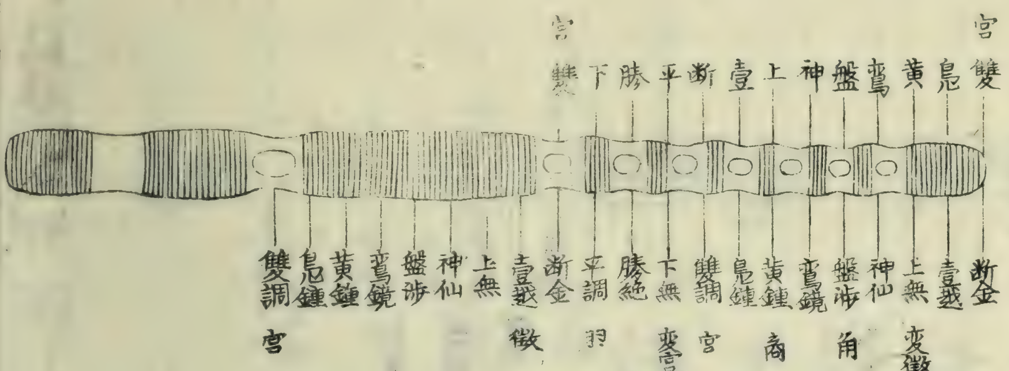

横笛管音雙調の宮なり六の穴よりく逆になれば
雙調の宮音なるを以て壹越と云
なり中の穴は勝絶とて平調の分に穿と云共
平調の絶く穿ちたるは雙調の羽音なり
羽音は壹越宮の盤渉なるをもって盤渉と
なすとあり夕の穴は断金と平調の逆分に穿
つ順分なく壹越の下分を通入壹越は雙調
宮の徴音なり徴は壹越宮の黄鐘なり
るを以て黄鐘と云なり上の穴を雙
調と鳧鐘の分に穿ちたまとは上の
律を用ひと云意にく上と名付け雙
調と云なり干の穴は盤渉の分に穿
つ盤渉の半律は商音なるを以て壹
越宮の平調となすを形りて弦る時は五
の穴を黄鐘鸞鏡の分にしるく神仙上
無の逆分に南呂雙調宮の変徴の關
る弦るを下無調なりと云説は信し
かたき
入や

康永四年八月晦日天龍寺供養御結縁のためとて光厳光明
両上皇御幸なる　龍秋参仕して萬秋楽の破陵王荒序等
乃大曲ありて仙院臨幸乃法席いとゞ光輝をそへけり
延文三年八月廿六日後光厳院御笙始あるに依て龍秋
御師範に参勤せしむ三条中納言実冬卿乃許へ女房奉書
を以仰出さる　龍秋六十八歳　同十四日夜龍秋衣冠にて参内す奉行
は蔵人左兵衛佐嗣房（萬里小路藤房卿乃弟参議季房卿乃男准大臣仲房公乃長男後に内大臣從一位）朝餉間に出御御簾たかく捲せられ御笙は蠻繪丸
龍秋は軒廊北乃簷下のこなたに伺候して平調音取万歳楽三
手をのりましをふく主上おなしく御所作ありたゞし音取を
遊ばされたり一条家中納言実材卿（西園寺相国公経公乃二男一条権大納言實）

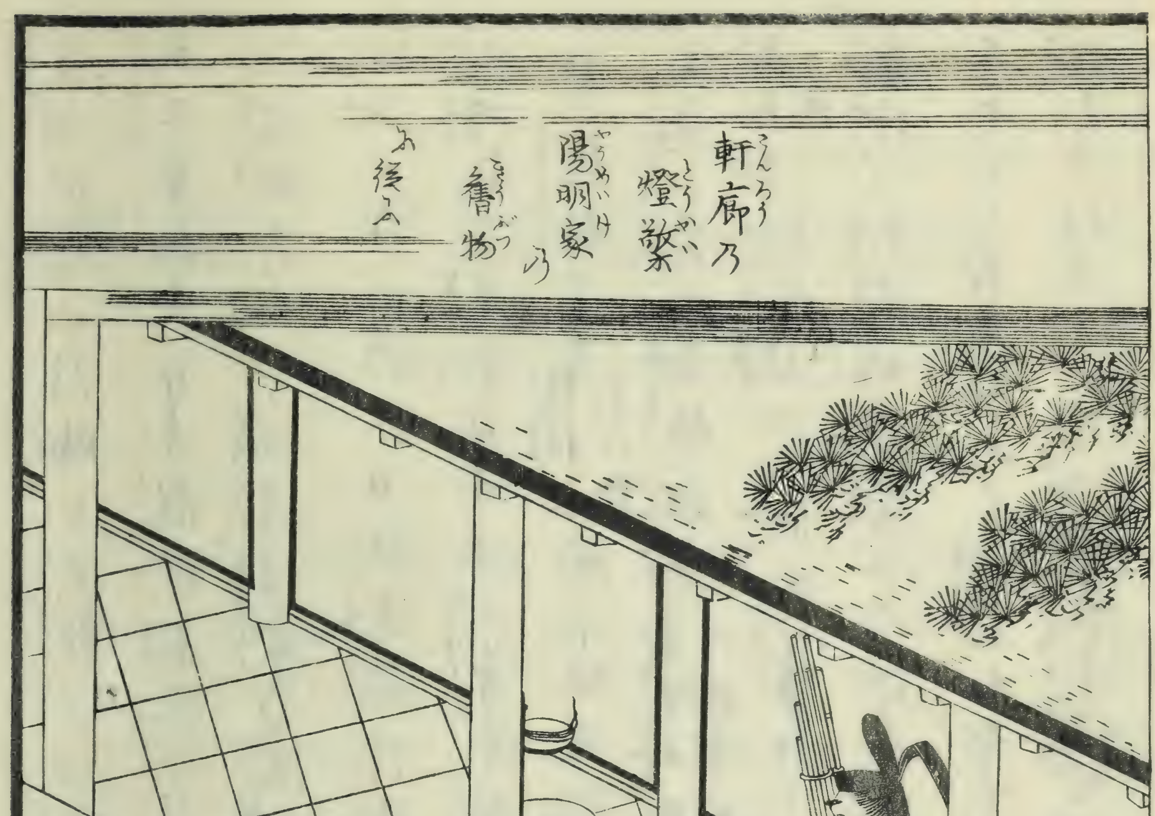
軒廊乃燈檠
陽明家乃
舊物
に候へ

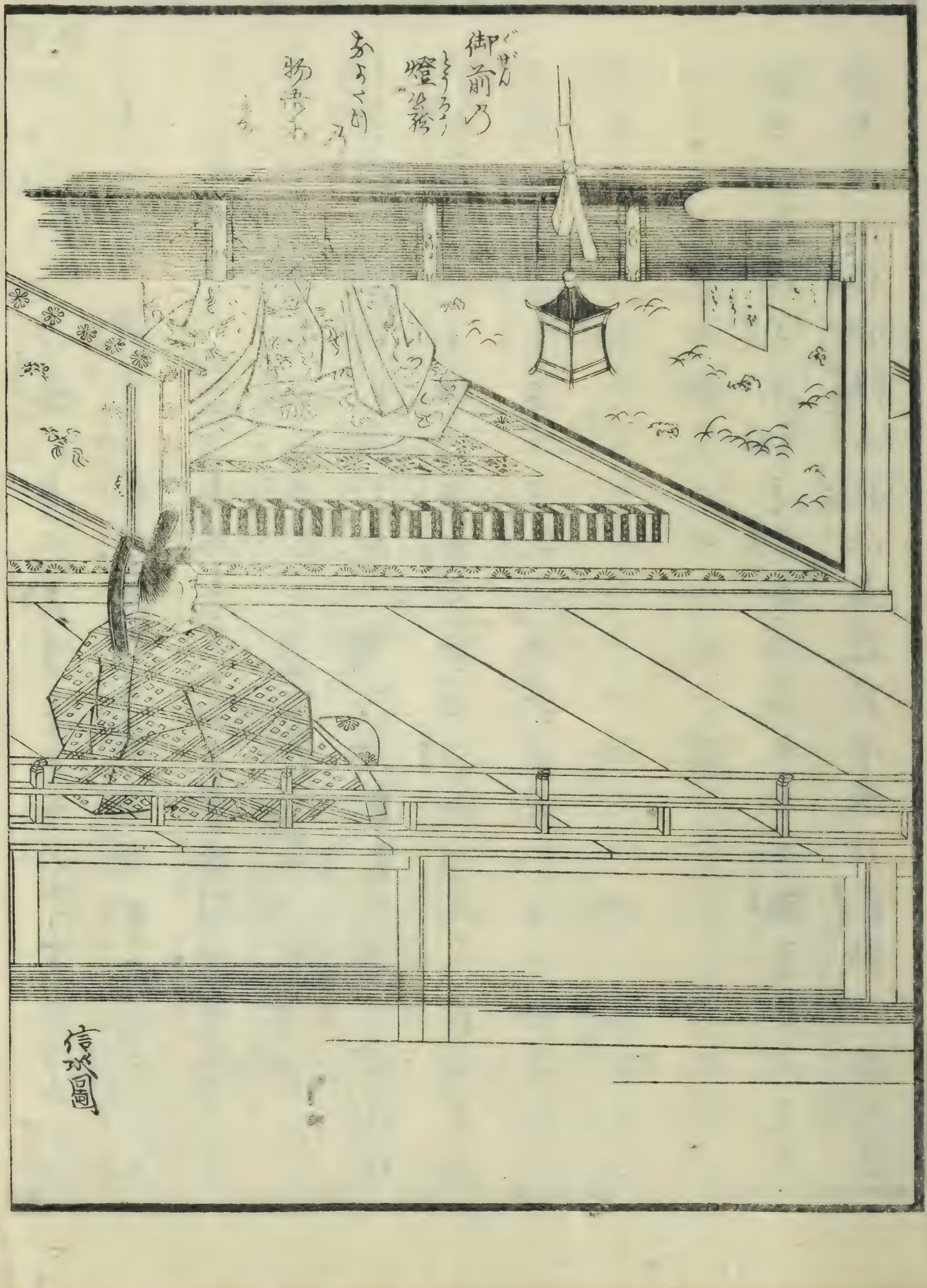

ぐぜん
御前の

有卿五代乃孫龍秋乃弟子當流門弟乃老輩と云を以て上にゆしけれ伺候せられしとぞ龍秋花園後醍醐光嚴光明崇光後光嚴六代に侍られて一時乃名望たりしかハ等持院將軍尊氏卿江參大納言隆資卿洞院大納言實夏卿尊氏卿隆資卿ハ別に傳あり實夏卿ハ洞院太政大臣公賢乃次男なり母ハ右馬頭光久朝臣乃女從三位光子なり正和二年六月朔日洞院乃第に誕生あり元弘元年六月廿八日十七歳にて從五位下に叙し同年七月十日侍從に任じ其年元服やかて禁色を聽左近衛少將に遷る元弘三年六月十二日正五位上に叙し同年八月五日少納言建武元年正月五日從四位上同二年三月十六日記録所寄人と

なさ給ひたり時の廿一歳同年修理宮城使として大内を經
營せら給ひぬ正月十二日事始ありて三月末には安鎮
の法を紫宸殿にて行はれといへ屋は殿舎も屋くけり
畢らせしにや給ふに皇統兩流の分れしかは實夏卿は
北朝に仕へまつり參議右兵衛督を經て權中納言左衛
門督春宮大夫になされ貞和二年二月廿一日從二位して
同じく權大納言に轉じ文和三年十一月內教坊別當に
補しいくほどもなく左近衛大將を兼ね貞治二年三月
內大臣に上り給ひ大將は元のごとしとかや給ふに脚氣
の病に依て大臣を辭せさせ給ひ從一位に叙して籠居
せらせ落飾の儀はなかりしかども法名崇實と稱せら給

剃髪せんしく法名を称し又ハ致仕乃後に年八山階乃
別号を称さるゝ事の始とえへし
山庄乃隠を住させ給ひ高祖父山階乃左府乃跡を慕ま
ましかとも世にハ後乃山階の内府と申てける貞治六年六
月朔日行年五十三歳にて薨をらまく　山階山荘と云ハ
實雄　續古今集ニ左大
臣云　志くれ乃ゝ青羽乃里ハ遊をれと都乃人乃ことつくしあし
とよ西もたな地にしく今竹鼻と云村乃地内にありと聞え
笙乃秘曲陵王荒序を龍秋乃相承して康永二年三月
仙洞御遊よ所作ありしハ荒序相承乃譜に見えたり　信元私云
皇統南北乃分るゝ際實夏公乃兄洞院左大臣實世公ハ
南山に供奉して匡救乃大臣たり相誘ふて一方に歸
せる乃智にきにあらんや然るに兄弟相分れて両朝乃
拜趨をらまくものは運を両端乃計ごとくして家系を無窮に
繁昌せしめらるへき
籌策としるらまたり

一条中納言實材卿　冷泉大納言公泰卿

公泰卿ハ後山本左府實泰乃三男母ハ中務大輔兼頼女陵王荒序を龍秋ニ相承しく元亨三年正月十九日禁裏御遊ニ所作せし此荒序相承乃譜ニ見ゆ時ニ宰相中將乃ち後醍醐天皇ニ供奉しく吉野殿ニ伺候し大臣ニ拜さられ出家しく法名覺玄と云洞院公賢公ニ弟實世公乃叔父なり

四條左衛門督隆俊卿 隆資卿乃男 別ニ傳あり
中御門宰相宗兼卿
權中納言冬定卿乃男 別ニ傳あり
清水谷宰相成經卿
鷹司宰相中將宗雅卿
今出川宰相中將公冬卿
二条三位為忠卿
山科中將教言朝臣 以上各別ニ傳あり
能登守知藤

知藤ハ二階堂出羽守貞藤乃二男二郎左衛門尉龍秋

より陵王荒序を相傳して元弘三年十二月禁裏御遊に
所作せし由相承譜に見ゆ後に叔父四郎左衛門尉宗藤
の子となる法名ハ道世

鴨祢宜祐泰

元徳二年二月廿九日仙洞童舞御覧の日ハ賀幸丸
とて童形なりしに龍秋が弟子として陵王荒序を舞ける
由相承の譜に見ゆ

九條少将隆清朝臣中御門少将宗泰朝臣左馬権頭永季
朝臣あり別傳をもしめ家の人にハ信秋成秋佐秋元秋季秋源
盛季狛俊葛狛重葛に至まてことく龍秋に随ひて大曲を相
傳せし由相承譜に載られたり

日朗菩薩真影

長榮山安置

日朗が俗姓ハ印東氏治部左衛門尉有國乃男母ハ下
總國平賀乃畠山祐昭か女寛元三年乙巳歳に月八日下
總國匝瑳郡野天郷にて誕生ありき幼名ハ吉祥丸
印東氏ハ上總介常隆乃次男常茂を祖として常茂印東
莊乃地主たるをもつて印東次郎と称す實相武天皇乃
御子葛原親王十二代乃孫なり建久六年鎌倉右大將
頼朝卿東大寺供養結縁乃ため南都下向乃時先陣乃
隨兵乃中に印東に郎あり常茂乃子なるへし（印東の莊とハ印旛の
郡乃東と云ふ義あり）安貞二年七月將軍家頼經卿駿河前司義村か
田村山庄に渡御乃時御駕乃左方に列歩供奉せし印
東太郎ハ印東に郎の子なるへきも未詳嘉禎二年十

月五日南都騒動を鎮らせんかため勇敢壮力の輩を撰ミ
遣されしと云条に印東八郎あり寛元三年正月九日
御方姫乃時に印東次郎あり同五年六月五日三浦泰村
合戦乃日討死乃交名に就て考ハ是ハ印東次郎同三
郎ハ太郎乃子息とおもはるゝ然る時ハ印東父子三浦一族
に与力しく鎌倉法華堂に自害せしかハ其家断えうし
と見ゆ建長二年三月乃条に印東太郎入道跡とあり
依て思ふに次郎左衛門尉有國も印東太郎入道と共
に所領を失ひしかなへし去也其長子を出家せしむか
因由と知へし
建長六年十月有國夫婦吉祥丸を伴ふて鎌倉ゟ来り衣

越松葉谷なる比企大學三郎能本
能本は比企判官能員の末子にて父能員誅せられし時
は僅に二歳なりし故に和田義盛に預られ安房國に流
されけるが長なりて伯父伯耆阿闍梨に従ひ京に住
し乃ちに清家門生に加わり及第を憑たりけるに能本
の姪女鎌倉將軍頼經卿の御臺所となりき給ひしかば
能本の姉讃岐局は頼家卿に仕へて一幡君及び姫君一
所を産む此の姫君をかもち頼經卿の御臺所にて竹の御
所は稱きと能本も鎌倉に歸りて父の遺跡を安堵しけり
ある寛喜二年のことなれは能本二十九歳の時に悪なる
能本幕府の姻族として再び舊里に還り父祖の跡を継
ことは歡ひ堪たりといへども不戴天の讎殺さきるを

既に死して其子弟と共に同僚たる事を心に安からずと云へども力拘敵せざるが故に憤を抑えて春秋を送るうちにたゞ父兄の冥苦を救ん事をのみ意として姑く建仁のむつし父能員が討れたまひし名越の亭の山下を乞給はりて墓所となし法華堂を営み（墓地に建立せし堂を法華堂と云　即ち鎌倉の頼朝卿の法華堂山城國深草の後深草院の法華堂伏見の後伏見院の法華堂大原の後花園院の法華堂の類なり）追福を修しこれを以て勤となしける建長五年至日蓮上人房州より鎌倉に来り名越の山中に住し（今の猿畠山法性寺の麓と云）四箇の法理を唱ふるを聞て能本もの法華堂に請じて所立の深志を叩き開目抄の妙義を會し遂に安國論の校讎にも及へるとぞ能本五十二歳

日蓮上人三十二歳の時なり其の後文應元年に至り
能本思ひけるハ御臺所ハ去る文暦元年の秋世を早くな
させられし御曹司もおはしまさず我身も年を追て老朽ぬ
成出べき子孫もなし今歳御臺所の廿七回遠忌に當
れハ彼の冥福を薦めまゐらんため日頃住せ給ひける御所
を轉して法華堂となし日蓮上人の開堂の式を請ひ
しかば上人曩に能負を長興と称し能負の妻渋河氏
を妙本と名付られしを取て竊に長興山妙本寺と号せ
られし此時能本五十九歳なり然るに日蓮上人佐渡よ
り文永十一年三月廿六日鎌倉へ帰り入給ひし時に
至り始て比企谷の旧宅券文を出して日蓮上人の喜

捨し正月朔日能本にまさ薙髪して本行院日學と称し妙本寺乃傍に庵室を構へ住しける（是今比企谷本行院あり）時に能本七十三歳乃時なりかくより後ハ意樂を幻果乃屬まとることなく菩提を（翻譯名義集に菩提ハ佛道と云梵語なり）求むるを課となし弘安九年二月十五日行年八十五歳にて遷化披官長崎入道乃持佛堂に住を給へ處へ有國夫婦吉祥丸を伴ひ來りて弟子乃列に加へけるし有國乃妻乃弟成辨阿闍梨去年より上人に隨身ありしかハ其縁を尋ねられしなり是より後成辨阿闍梨と共に日蓮上人に給侍して片時も側を離るゝことなく纖芥も教訓に違ふこと無りしかハ末法弘通乃大法器たるべきハ必此乃兒たらんと上人

文應元年九月日蓮上人比企谷にて蛇形乃大曼荼羅を書して讃岐局乃冥苦を救はれけるに局の愁魂無上菩提を得て蛇苦止大明神と現き

此大曼荼羅比企谷に傳はる日朗の裏判あり

讃岐局乃
蛇身乃苦
を免し始末
ハ前編ニ
詳らあり
信兆圖

をちしめ親縁も我人々乃末たのもしきことに思はぬハなかりけり
文應元年吉祥丸十六歳にてなりけれハ薙染して筑後房日
朗と名付字ハ大國阿闍梨と云翌る弘長元年五月十二日
北條相模守政村同武藏守長時乃計ひとして日蓮上人を
伊豆國へ遷されけるとき鎌倉亂橋と云處より船に乘れ玉
れハ日朗も共に伊豆國へ赴かんと泣て警固の武士に請
申されしに政所の免文なしとて引放纜を解き順風に帆
を揚て伊豆國賀茂郡に同浦にて日蓮上人を放ち置たり
是を送りに行たる武士乃語るを聞しより夜曙日出れた
日朗濱邊より出て伊豆國を望みて終日涙を流し日暮斜
陽嶺に傾けと其方乃空をあくかれて晝夜となく啼哀み

弘長三年五月十二日わのく一日も怠ことなかりしを見人憐みを
起し聞者懐を涙へけるハ至誠乃験と志られけり
武藏國豊島郡堀内村妙法寺安置日蓮大菩薩乃像ハ
弘長元年日朗海上ふて一乃靈木を感得し自斧鎚を
取て此像を彫刻し常ふ給仕せしふ同三年日蓮上人ふた
たひ鎌倉へ還り此像を見て今より後我心形を移し
入て盡未来際衆生を利益もへしと宣ひて開眼ありしと
云り實ふ此説の如くならハ日朗十七歳乃時ふ当る
日蓮上人ハ四十歳乃時なり然る時ハ佐渡前乃真影な
是は佛乃ふ前經乃比をへきにや
文永八年九月十二日謗法持徒乃讒言ふ依て鎌倉乃内管

領平左衛門頼綱日蓮上人乃名越乃草菴を襲ひ上人を捕へ草菴を破却しけるか時日朗力を盡してこれを防くと云とも衆寡相敵せず遂に虜となり上人と共に鎌倉中を渡されし龍口にて上人を斬へきなんと沙汰せしに其夜ハ何こともなく依智郷と云處に移し日朗日心ハ四条中務三郎左衛門頼基に人をハ宿屋左衛門光則入道西信に預け土乃牢へそ入られける

鎌倉宿屋乃行時山光則寺乃後山に日朗を禁錮せしと云巖窟あり口乃高さ一丈許深さもさまて今ハ實に人を禁遏せし處とも見えず（鎌倉に土籠と称する地若干あれとも皆後世依託せし處にして實に人を囚禁せしと見ゆれハ一所も見えず）宿屋左衛門光則乃父を行

時と云光則入道日蓮上人所弘乃妙法ふ帰依し其宅を改く紺苑となし日朗乃師ふ至孝深切なるふ感して開山第一祖と推尊ひ行時山光則寺と号せと云但東鑑建暦三年二月十六日乃条ニ宿屋次郎あり泉ふ次郎親衡と共ふ謀叛せし者あり又建長二年正月三日埦飯乃条ふ一御馬陸奥弥四郎時茂宿屋次郎忠義あり光則も亦其ゆかりの一族なるへし

日蓮上人をハ本間六郎左衛門尉重連ふ預らせしふより重連の領所佐渡國へ具足して下るへきふ定まりけれとも長途乃旅装を飾んかためふ依智郷ふ逗留させ此頃流罪ふハ官符を下さる日蓮上人ふハ流罪乃官符なし只北條家乃私の計ふて鎌倉中を追出しなさる故乃流罪とハ云へらす

十月三日依智より宿屋乃窟にめしこめられし人々乃許へ
消息ありけるに今月十日佐渡國へ首途すべきよしと明年の
春佐渡乃島へ訪ひにまゐらるべしとかゝれ同九日にハ
日朗乃許へわざと消息ありて土籠にありし春に佐渡
へまゐらるべしとかゝれたり是まで春りあらは必日朗を
ちしめ禁獄せられし弟子乃ゆゑにさるにへきしことを叢をもく記
されけるにやいとふしぎ成り同九年二月六波羅乃南方に置
給へし北条式部大夫時輔謀叛乃聞えありける事既て
露れしかハ北条左近将監義宗をさしのぼせて同月十八日
にこれを誅せられしかバ日蓮上人乃いはれけるに自界
叛逆乃難たちまちにありけるに驚き禁獄乃弟子共を

すり免しつるとは日朗を土窟乃中を出されしを是において日朗宿屋入道にやと猶さるゝと佐渡乃島へ往還る程乃日数を免されて越路乃旅に出立けるが越後国蒲原郡柏崎乃津に佐渡へ渡るべき順風を待うちに大圓阿闍梨といふ僧が天台宗乃学匠乃法華乃玄義を講さるを聞て別頭乃大旨を示されけれハ忽ちに其乃学を棄て日朗乃従ひおなしく佐渡乃赴いて日蓮上人を禮し名を日傳と更む是ハ平賀本土寺第二代乃上人にて是時廿八歳とかや日朗ハ何程か佐渡乃止て給仕せんことを思ひしかど共ハ然ては悪かりぬ廻しとて約束乃日数差し年に二度づゝ鎌倉より佐渡乃島へ坂東道七百三十里

を跋渉し期日をたがはず違へざりけるを凡人乃業に非ずと
と今道にく鎌倉より佐渡まで宿屋入道を始め頼綱等まで
海陸百廿一里廿四町と云
深く之を感じ同十一年に至りて日朗乃縲を放しけるは
日朗我が獨道廣くありしを喜びたく日蓮上人を鎌倉
へ還し入まゐらせん事を請ひしかは二月十四日遂に免文を
出されたり日朗是を頸りかけて夜ともいとはで走りけ
されば三月八日やうやく佐渡國へ行つきぬされど餘り
に途を急ぎしかども心神ともに疲れたく脚おもく嚴く
なれ夜はふけぬ山路暗くしく〳〵案内をしらで傍乃石に腰
を休め復打たんとなしけるに立足しどろになれ怖く
立んとすれども立ざれば歎ふりたく上人鎌倉へ還入らせ

此ゐ庵室と兎欠乃俵と呼ちる巖乃ひくきりろく三里を隔たる日蓮上人の菴室まて徹しかれハ上人淚を浮へて是ハ日朗が聲なり我今日白頭鳥を見つゝ我鎌倉へ歸るへき消息なかへしと宣へハ傍にありける日興炬を執て出迎上人もよく續いて立出ゐひ巖をさかる處に日朗乃体らひ居たる石乃側にいたる日朗大ふに悦ひ頸より懸たる文袋乃免状を出して此度ハ鎌倉より重連の許へ乃使ひ差出されハ直に菴室へ參りぬ故ゆ石に依て呼ていひしに能も御耳に入いしとて又さめくと泣ゐけり 今此坂を日朗坂といひ此石を赦免石と云なり 翌九日にハ阿佛房をたゝしめ年頃日頃親しミける人々名殘を惜りて來集り終日終夜語りあかし十三日に

佐渡国を發し三月廿六日鎌倉に歸り入比企乃谷にぞ
著き玉へ比企谷乃門家乃流るゝ川を夷堂川と云此川の西
に夷堂と云堂あり日蓮上人佐渡より遷く此堂
に居と云説あれとも文應の昔たゞ能我家に招きた
るに今鎌倉へ迎へ玉ひ宗旨開運乃日直に家に迎さる
理あらんや故に此説をとらば同月朔日妙本寺乃開堂同
於くハしく上人傳にありけり
八日ハ賴綱上人を招き時宗乃旨を望とく新に愛染堂を
營し上人を以て別當とし千町乃田を寄まゐらんことを告け
されハ上人首を振て否々日蓮いかに祈るとも念佛遁世乃
族教外別傳乃黨眞言秘密乃徒律邪見乃流止まれハ争か
國を安くし民をたのしましむへけんやとく千町乃田と愛染
堂乃別當を辭やく次に日朗に長興山を附屬し上人ハそ
甲斐國身延の澤にわけ入て讀經三昧 三昧ハ正受正定に
乃文字の梵語なり

入玉ひ其後武蔵國荏原郡千束郷池上乃右衛門大夫宗仲我家を寺となし上人乃寺号を請中けれハ長栄山本門寺乃額を書て與へ玉ひまた日朗に寺務を附属ありし是より日朗比企池上両山乃主として三大秘法を開示せられけり建治元年下総國平賀忠晴子息両人ありて兄を万壽丸弟を亀王丸と云忠晴乃妻ハ千葉氏にして日朗乃印東氏とハ親しかりけれハ縁に万壽を比企谷乃伴ひて随身給仕せしむ日朗児乃容貌乃清らかに尋常なるを喜ひ上人乃見参に入んとて相共に身延山乃登りけるに上人はやく此児乃大法器たるへきことを察智ありて養て経一丸と名を改めらる時に七歳後に帝都に宗致乃法螺を

鳴し四海唱導乃教旨を辱ふして妙顕寺を開基せし
日像上人是なり別ふ傳ありその後忠晴ゆへ亀王丸を携へ
身延山ふ登り經一丸と共ふ上人乃傍ふ随従せし時
ふ五歳是ハ日朗乃遺教を相承して比企池上ニ世日輪
上人是なり同三年下総平賀郷鼻和乃地蔵堂を曽谷の法
蓮改て法華堂となし日朗を請して開山となし上人ハ寺
号を請ひけるハ本土寺と称せしとそ宣ひける弘安五
年九月上人中風乃病ふかゝりたまひ後ハ池上ふ至りて療治
をかへらせ玉んとて身延山を立出十八日宗仲か建立乃寺
ふ入り玉へハ日朗をつかはし下野那須塩原乃温泉ふ浴を
志め玉ひけり其驗なしとて廿七日池上ふ帰り十月二日ふ

自筆を染られ上人一期乃功徳乃こ家如形く日朗ニ讓與ふる使を載られ里此状今ハ京都六条本圀寺ニ現存をけくし日朗よ里日印ニ傳へまる使乃状あ里同十三日上人入涅槃あ里しかハ六老僧會議しく同十四日戌刻入棺畢里子刻日朗日昭出まを舁舉さ山下ニ茶毘し各焼香禮拝を

譲文
南無妙法蓮花経
日蓮一期弘法授与之立像
釈迦佛一躰 [illegible]
一巻 注法花経
右為妙法流布本化利益[illegible]
花経 一切[illegible]大國阿闍
梨[illegible]佛法[illegible]
為身命一心[illegible]妙法[illegible]之
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

扨ヿ墓所ハ兼て身延ニ築るへきと定めらるゝ上ハ瓶ニ封じて浄壇ニ安置し初七乃法會を執行ひ廿日六老僧まし
を守護して首途し廿六日身延ニ着玉へハ送葬乃禮尋常乃如く日朗をはじめ五人乃老僧ニ存身

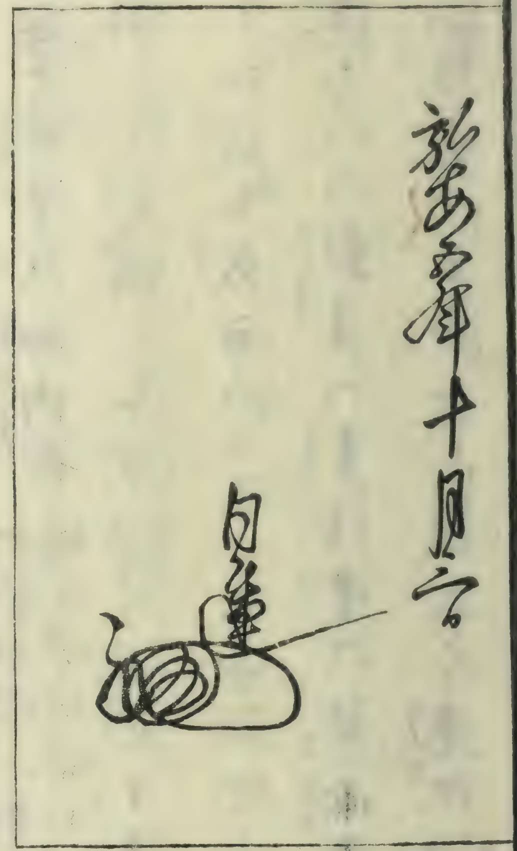

延ふ菴室を営て實塔を輪次して守りけるとぞ日朗乃菴ハ竹之房正法院と云翌る年正月廿三日百箇日乃法會終りて日朗及ひ諸老僧と輪番乃式を定めて二月ハ玉澤乃日昭三月ハ日朗と順々ふ來會し十月十三日第一周乃大法會ハ池上ふてこれを執行しけるふ上人親筆乃書を藏むる者ハ此ま將來し目録ニ入置きよ兼て觸たりしかハ我もくと携て登山しけるを日昭ふ白これを寫して即今乃録内百七十餘篇是なり其後追て集りしを録

外と云二百五十餘篇あり　正應元年上人第七回乃法會有り當りて波木井實長入道日圓身延山乃輪番を止め日向を以て住持となしけるにより上人乃遺命の忽ちに棄捐ことを悶て日圓と睦しかりし日朗もたゞ上人の附屬を守り西山乃外何方へも出まじとなく同じ年九月西山乃寺務を日輪にゆつりありし應長二年三月廿日比企谷乃菴室乃資財雜具稱來まで悉く平賀乃妙御前（平賀忠晴乃妻日像日輪の母よ敬と由云）より讓りて池上へ移らせ文保二年寺塗乃菴室に隱遁（今池上談林乃地なりとぞ云）乃頃七十二歳に成ましゝと云とも毎朝九十六級乃坂を上りつく日蓮上人乃影堂へ參詣雪乃朝雨乃曉怠りなく元應二年正月廿一日七十六歳にて遷化（天保壬寅と五百廿三年）

日親上人傳燈抄ニ日朗元應二年正月廿一日入滅比企谷
妙本寺を以て大教阿闍梨日輪ニ付属せしむ日輪の母儀
上総と云代姫の上親子乃向ひ本尊聖教等を上総ニ預
おく摩訶一日印連て語らひ参らせ所望ありける三箇
乃靈寶を日印ニ渡し玉へと云」日輪上人乃消息ニ態と
令申乃處便宜先立為悦ひ上総御獨りにて摩訶一御
房十月十二日乃状御佛事各別ニ無之候ひ此事ハ聖
教乃ゆひしを上総殿やくさを給ひて無渡しをさうとも
智者道心者ニて坐ひて左右なく請出ひをしと存ひへ
ハ無其義引けて請出坐ひ間上総を恨申ひて當時ハ
両彼乃弟ニてひ末徒皆一同ニ恨申ひ是ニ付ひても

あるひハ一説にハ第三年にてハへハ御下向はへらしと詳く申しハ
さく譲与十二月二日謹上日像上人御房日輪とあるを
以く考ゆるに日印の三ケ霊寶を相傳せしハ日朗乃譲りて
あらさるにや 日朗入滅乃時日輪ハ十九歳日像ハ五十二歳日印ハ六十七歳なり 此消息ハ
元亨元年乃十二月とあらる
康永二年法孫大覺僧正乃奏狀により菩薩号を勅許あ
りしと云

先進繡像玉石雜誌巻第七終

MADE IN JAPAN

先進繡像玉石雜誌

前篇 八九

UNIVERSITY OF ILLINOIS-URBANA
DS834.A3K6 C001 V005
SENSHIN SHUZO GYOKUSEKI ZASSHI.
3 0112 029894372

DS
834
.A3
K8
v.5

先進繡像玉石雜誌巻第八目録

足利治部大輔高氏出陣圖
同 贈左大臣真容二種并傳
十五歳元服　鎌倉五山　裏中出陣
藤源二流足利氏　八幡太郎旗二種
足利家庶流　旗竿　上箭奉納式
御諱字　御外賀局　相模二郎時行
道服　生果社　持明院殿　船中靈夢
従三位藤原清子　天龍寺上梁銘　乗車式
尊氏卿自畫地藏　乾峯和尚　尊氏卿寳塔
尊氏卿詠歌　芝藥師関羽　二条高倉御所

近衛東洞院御所　御書式　日静上人

夕顔笙　御膳式　四方　折敷　大床子　臺盤

手飯匙　もち　鬚　揚枝　御服式　等持寺

先進繡像玉石雜誌巻第八目録終

足利治部大輔源高氏出陣圖　或家藏

摸本秋色
鎧 緋威
大楯擧銀磨き
切付ツヽラ
ノクツ金
厚総緋
馬 栗毛

三圖共
信兆寫

同　贈左大臣真容　等持院安置

同上

山城國葛野郡嵯峨　天龍寺安置

等持院贈左大臣公尊氏卿ハ足利讃岐守贈従三位貞氏卿
乃二男ニして貞氏卿乃長男ハ左馬助高義とて有しか早世す母ハ上杉修理亮頼
重の女なりき嘉元三年鎌倉大倉乃館ニ誕生ましく幼名ハ
又太郎元應元年十五歳乃とき先蹤にまかせ相摸守高時
乃舘ニして元服し足利又太郎高氏と名乗給ふ叙爵し
て治部大輔ニ任ぜらる　十五歳乃元服ハ平城天皇を始
なり清和天皇陽成院朱雀院村
上天皇花山院ミな此年を用ひ玉ふ人臣の上ニてハ戸令
ニ凡男子十五女年十三以上婚嫁を聴すとあれハ元服
勿論ニ東鑑文治五年四月十八日の条ニ北条五郎時連
十五歳ニて頼朝卿の御所ニ於て元服の式あり又足利
乃家ニてハ貞氏卿乃曽祖父泰氏北條泰時の外孫として
泰の字を承續たりしニ其子頼氏ハ頼嗣将軍の一字を
賜りて其曽孫貞氏ハ北條元弘元年九月五日貞氏卿薨
貞時乃一字を申うけし之
年五十九歳ニして卒去法名ハ浄妙寺殿貞山道観と號ス

鎌倉大藏村乃東ふ稲荷山浄妙寺あり鎌倉五山乃第五なり鎌倉五山ハ至徳三年七月鹿苑院義満公の時ふ座次を定めらるゝと云ふ建長寺第一圓覺寺第二壽福寺第三浄智寺第四浄妙寺第五なりとぞ開山ハ退耕行勇和尚とて千光國師榮西禪師乃法嗣なり初ハ極樂寺と號せしが貞氏卿を葬りて後今乃寺号ふ改めしとかや

尊氏ハ時ふ廿六歳血氣漸さかんなりと云ども新たる嚴父乃喪ふ當り悲歎乃涙いまだ乾ざるふ引籠りて在けるが主上後醍醐天皇笠置へ臨幸ありて畿内乃兵士へ綸旨を成下されしかバ河内國ふハ楠正成大和國にハ吉野十津川乃者どもハ官軍ふ馳加り事既ふ大變ふ及ひなんと六波羅の早馬日々ふ頻波を打て告来りけれバ高時入道大ふ驚

き一門他門乃大小名を催促して上洛きし觸ける乃依
て尊氏卿も辭さるふ詞なく九月廿七日鎌倉を打立て京
都へ進發せられけり 貞氏卿三七日乃佛事終りて後なり 禮記乃三年の喪卒哭して金革の
事避る處なしと云ハ魯公伯禽爲乃をる一旦前て爲されしに
て其利に從ふことハ吾識ずと孔子子夏に答玉へり公羊傳
に臣大喪あるとき金革の事に君これを使ふハ非なりと
見えたり是等ハ君臣の間にくたま斷の如しいはんや高時
入道乃臣として君に抗するをや二階堂貞藤これを諫む
と云とも長崎高資これを拒て終に承久の故事に從ふ
高氏卿父のため乃孝養を闕き孫るに同廿八日笠置の
君の爲に忠節を失ふの惜のな
城陶山に見山乃夜討に落たりしかは尊氏卿ハ直に河
内乃國へ發向ありけるか十月下旬赤坂の城も落されハ
まて鎌倉へ下向せられぬ正慶二年閏二月主上後醍醐天皇隱
岐國を御出ありて伯耆國船上へ遷幸ましましけれハ官

軍に方に力を合せ六波羅へ攻上るよし鎌倉へ聞えしか
は高時入道より尊氏卿に上洛ありて名越尾張守高家
と共に六波羅を助て合戦の指揮を御籌あらるへしと催
されけるに折ふし尊氏卿所労とて引籠りけるを足
利の家は八幡殿嫡流にして源氏の棟梁なり久しく平家
の下風に立ことを述懐しけるか乱の世中を幸に思
企てもやあらん更に油断あるへからすと高時入道へ申
ものありしかは入道実もと思ひ上洛おそしと一日の内に
三度まで催促したりけり
足利に藤氏と源氏と両流あり其濫觴を尋ぬるに下
野国足利郡の武蔵守秀郷朝臣の後胤にして鎮守府将軍

兼阿波守兼光従代乃孫散位成行と云ものあり足利佐
野両郡数千町乃領主として足利乃館に住けるハ世に
ハ足利乃大夫と称しける成行乃長子足利太郎成綱
其男足利孫太郎家綱乃ちに五位に叙しけるハ同しく足
利の大夫と称す（家綱祖父成行乃子となると系図に之由也と東鑑に家綱を兼光六代と記さるゝハ成綱の家督争論之）家綱乃嫡子有綱に女あり八幡殿乃
下野守にて任国にまし〱けるか頃宮仕に参りて寛治
三年八月三日男子を産り童名ハ普賢丸（簗田氏系図に見えたり他に徴する処なしと云とも今姑く此に云かゆゑに）外祖父有綱の許に成長けるハ足利三
郎とし称せしあり八幡殿陸奥守鎮守府将軍にて出
羽国乃武衡家衡を討平けて上洛ありけるか時に普賢

丸とあらため見参に入しかハ悉く義國と名付くといふ
都へ上られ康和三年正月廿日十三歳にて常陸國の
佐竹昌義が國中に亂妨せしを追捕すへきとの宣旨を
帯しくたり下野国へ下向し足利館に十餘年住しける
内外祖父有綱の弟俊綱の息女に通ひて永久三年に
月朔日男子一人誕生あり童名を壽王丸のちに八足利の
新藏人義康朝臣と號す此義康朝臣ハ尊氏卿八代の
祖なりされバ清和源氏の足利え義國義康よりしてハ八代の傳ハ前編に記す
又俊綱に五位を叙し出羽守に任しけるハ足利の散
位とも云ふべし是は足利太郎と称す俊綱の嫡子ハ又
太郎忠綱と云治承四年宇治川の先陣をせし勇士也

後藤忠綱乃傳　前編ニ記ス

忠綱乃子孫ちまた旧氏乃足利ありて尊氏卿高時入道ら催促あまりに志を深く憤り先に父乃表乃籠て中陰乃日數いまだ過ざる日笠置の寄手に催されしを孝養の衰服を脱て甲冑に身を装秋乃霜を百里乃遠に揮ひて其勲勞いまだ幾許も報ひざるに今まで長途の征伐に催促せられし偏に家僕等と同じく思ひなされし處とうらみ故殿讃岐貞氏卿祖父式部大輔家時朝臣敵北條一家を亡ぼして天下を執らんとおぼしめさんなれども時いたらざれは徒に過し給ひしを今乃時にあたり累代乃本意を遂べき折にあたり思立ちやとおもはれしかば憤をおさへて出陣の用意をせられけり

尊氏卿乃北方ハ赤橋相模守盛時乃息女にて今年廿歳
の義詮をうミ給ひ竹若丸とて七歳乃義詮に加古六
郎か一女乃腹なり大方殿と申ハ上杉兵庫入道憲房乃娘に
て尊氏卿乃母堂なりこれらを打具して上洛あるへし
と定めらるれども是は長崎入道圓喜か猜をあやしみていそぎ
高時入道乃舘に参り足利殿ハ義詮北方まで皆具足して
て上洛せられんとやらん戦場へ赴く人乃妻子をつれて
いくやあるらん源氏乃嫡々にて久しく平家乃下風に立を恥ひ
給ふハ一定官軍に加はらるゝを猜疑の色をなさて義詮北方をハ
鎌倉に止め置まいらせて一紙乃起請文を残しおかるゝを
よしや御なるへしとてあまり侮りしけるよし申勧しによりて高時入

八幡太郎義家旗

新田後閑氏蔵 軍器考圖

横上竹旗の布で巻

径五分丸竹

石清水八幡宮 橋本坊蔵 今

横上竹 径四分丸竹

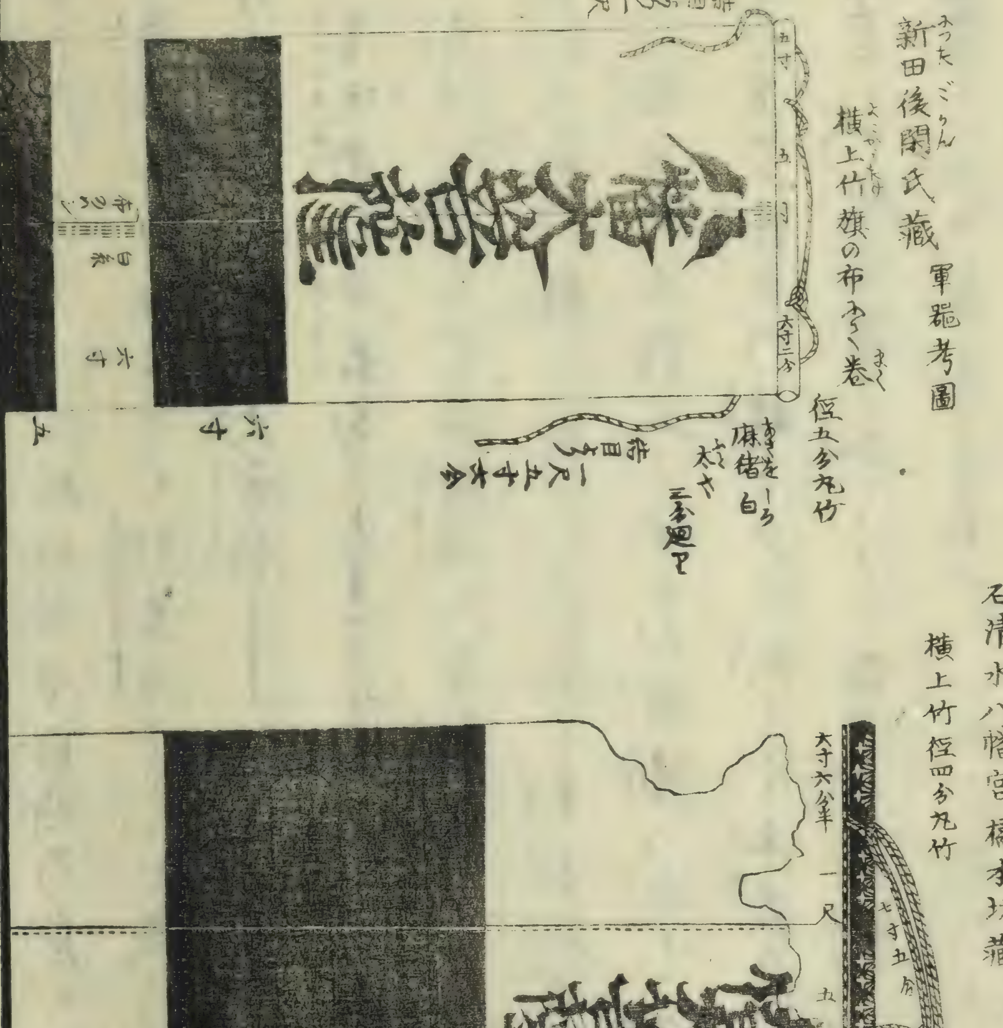

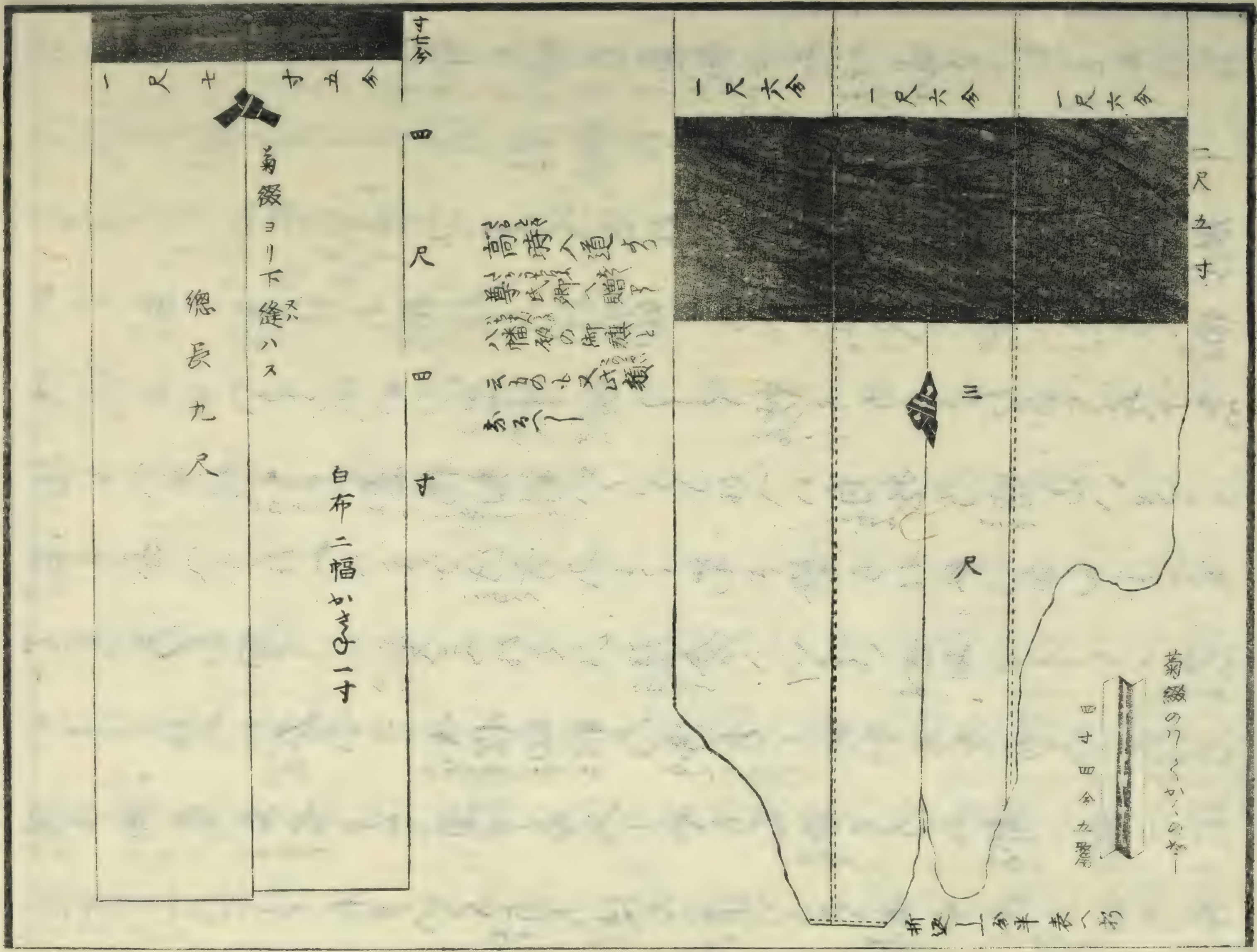

寸七分
一尺七寸五分
菊綴ヨリ下縫ハス
總長九尺
白布二幅
四尺四寸
高時入道より
尊氏卿へ贈りし
八幡殿の御旗と
云ものゝ又此類
なるべし
一尺六分
一尺六分
一尺六分
二尺五寸
三尺
菊綴のつくりかたの図
折返し上分半表へ折

道実が乃一くわりんて直に使を遣りして誠や御上洛乃御
供ま御臺若君まで具し玉ふとやらん承りけれバ都ハ物さは
がしく候へハ今かゝる女性幼稚乃御方々のおはらきを玉ひて何乃
たのしみある事か候はん覚えて候はん鎌倉ハいまだ世静かならずして御心
安との事へうけ候へハ京も此方ともに兜さ敷られければひなん一とこそ
独りへ知れ委し赤橋相州ハかくくはへハ自然乃時ハいさくら
怖畏あるへからんかつ世中騒がしく探くうきたるか一とて申され
はるく至りて危けれ相疑ひ打寄りはへハ一紙乃御返答を給
たうく人心を安堵つかまつらせはべれと申けれバ尊氏卿胸
乃内乃謀らまつし一とも乃果漏たるやらんと大いに驚き玉ひし
のとれまつ舎弟兵部大輔直義朝臣を呼よせて此事如何有

へさと宣ひ合せ玉ひけるに直義朝臣ゟ申されけるハ如斯大事
を思召立れて是程の小事に拘りて世の人へさに非さと要盟
ハ神受まじきとも本文乃候へ起請文を遣されいかんと何乃子細ら
候へきと　左傳襄公九年の傳に要盟ハ質なし神臨まんと有
を引る事ありへし直義この年廿七歳その學を好
まれしと　推北方ハ赤橋相州乃許に送玉ちんに別乃子細候
て來へし
まし若君ハ幼きへさ家乃子一人二人のこし置れ候ちて是
まさ御心安かるへしと思定玉へかしと勧め申されけれハ高氏々
も此義に同し玉ひてたちまち起請文を高時入道へそ贈ら
れけれバ入道大に悦ひ頓て我館へ尊氏卿を請じ餞別乃
饗應として山海乃珍膳をつくされ其上ふて白旗一流ふ鎧太刀
馬鞍を取出し引出物ふそ贈られける抑此白旗ハ八幡殿乃

御旗にて右幕下頼朝卿より以来代〻に傳へたまひしを二位尼君政子頼朝卿の御臺所乃武蔵守泰時より借與して承久乃合戦乃差せたりしハ御旗乃威徳にて四海静謐乃鎮まりしか今又君子賜り進らる間此度乃軍乃打勝を玉へりしに壽き申けれハ尊氏卿もろ〻寸曩祖の御旗乃手に入しを深く喜ひたまひ上杉兵庫助憲房をはしめとして仁木細川以下宗徒の一族三十餘人名越尾張守に先ちて鎌倉を進発あり足利陸奥判官義康乃長男足利太郎義清乃孫仁木太郎實國細川次郎義季戸賀崎三郎義宗その子荒川二郎満氏これ仁木細川荒川乃先祖なりまた足利上総介義兼義康の子乃長子白畠山義純四男桃井義胤これ白畠山桃

井乃祖より足利左馬頭義氏 義兼の男 乃長男吉良上総介長氏その子今川四郎國氏ちよ吉良今川乃祖より足利宮内大輔泰氏 義氏の男 長子斯波尾張守家氏次男渋川次郎義顕三男石塔四郎頼茂五男一色宮内卿律師公深六男上野律師義辨七男小俣法印賢寶八男加古六郎基氏ちゟ後斯波渋川石塔一色上野小俣加古乃祖なり此等乃氏族ハ皆足利家乃近親と云へし此外ふ上杉ハ母方の親属高太平伊勢等ハ累代乃家人とハ雖尊氏卿まちくふ近江國野洲郡ふ着せら後爰より海老名季行を使として船上へ遣ハし官軍ふ加ちりて忠を竭さんことを申させ玉へハ主上 後醍醐天皇 叡感斜ならず還幸乃時ふ

恩賞ハ請に依而しとくより高時法師乃一類を誅戮し四海
太平を致さへき旨元弘三年四月十六日宣旨を成れ使者
にハ遠路乃勞を賞せられて備中國井原の莊を賜はりけり
備中國後月郡名越尾張守高家をかゝ戦ひと有ハ故乃ゆ
に井原村あり
去る同じく十九日入洛して軍乃手わけをぞせられける
此時尊氏卿にハ二条高倉乃御所より入御ありし也 四月十六
日入洛有抑此御所ハ六条修理大夫顕季乃男贈左大
臣と云
臣長實公乃亭なりしか四条大納言隆親卿に傳はり隆
親卿乃室家ハ足利左馬頭義氏朝臣乃女なれは前大
納言隆顕卿と足利治部大輔頼氏とハ従兄弟なる故
等の好によりて尊氏卿に傳はり建武二年八月二日中

前代蜂起乃時まて廿八ケ月乃間歩座ありしん

時に官軍大将左中将忠顕朝臣赤松入道圓心六波羅を攻て軍利なく男山山崎乃陣を立て後援乃勢を待付重て六波羅を攻んとせる由聞えけれハ高家ハ久我畷より追手なと山崎へ押寄せハ尊氏卿ハ桂川を打渡し搦手へ向はれける同廿七日高家赤松と闘ふて討死し追手乃軍破れつれとも搦手ハ知らぬ顔にて大原野乃芝居に酒盛して傍なる寺院の名を問ハ勝持寺と答へ軍に勝て持とハ名詮自性図出度しとて大に悦ひ一所永代寄附せられけり 山城國乙訓郡小塩山勝持寺の傳説ヲ

尊氏卿西丘に於て軍郭をかまへられし所を見きしむると傳く當寺の院主も山林乃竹を切りて旗竿とし附札して寺号をかゝて出しけれは大に悦喜有て願書を奉りて打立のみにて山崎を後になし大藏らましせをいふとそ

江乃坂を打越丹波国桑田郡篠村に到りて八幡宮乃社頭の
柳の樹に旗をさし立舩上より賜りたる綸旨を出して拝見
なしまいらせ直に六波羅を攻落さんとへしとて馬乃頭を還さ
せけるに　海老名家景ハ高氏の季行と舩上より還るを迎へら
れんと丹波路へ趣りましに篠村にて季行に
逢れし丹波国の住人久下弥三郎時重その祖重光鎌倉右
と云
大将頼朝卿土肥乃杉山にて義兵を揚まけるに時一番に
参りけるに依て頼朝自筆にて一番と書て賜りけれハや
らく旗乃紋になしたるをまつ先にさしきて馳かたる是を旅と
なく我ならしと参りけるは二萬余人に及ひけれハ合戦
の祈祷とて上箭一筋八幡宮へ奉らましかハ直義朝臣続く
おなしく奉らる諸軍勢われをとく我後れしと捧たりし殺に

須臾ゟ積て山の如くにぞ倒れけるが大江乃坂を過る比
白鳩一羽旗乃上を飛翔り神祇官乃森に止りけれハ八幡
宮乃御計らひなるべしとて即ちそこに陣をとる六波羅にて
名越尾張守ハ討死し足利尊氏ハ敵となりぬ如何せんと肝
魂も身に添と落行先乃塞りぬれバ鎌倉へ下り高時入
道と一つに成てまさあて京都を攻らるべしと五月七日の
曉に今上光嚴院後伏見院の皇子後醍醐天皇の東宮なり上皇後伏見院伏見院の皇子後深草院
乃御孫皇國母女院後伏見院乃女御今上乃母広義門院藤原寧子乃御輿を先に立
乗らせて左近將監時益越後守仲時苦集滅道を東へ落
けれハまづ六波羅乃南北乃亭をはじめ奉行頭人なんどの
家々に火をかけ一宇も殘さず燒はらひさて後に早馬を船

上箭を進る式

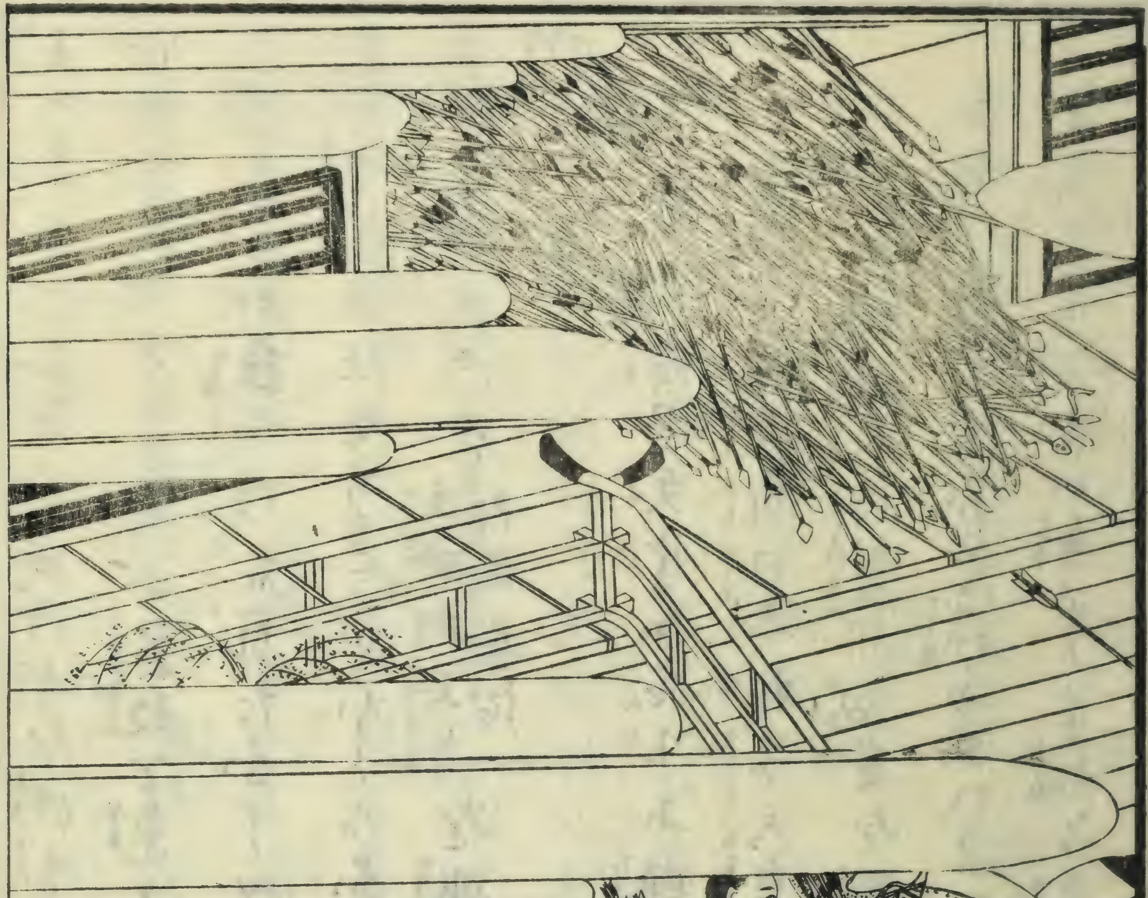
信兆圖

上へ奉り六波羅落城の由を注進しけれハ五月五日鎮守府将軍に任ぜられ内の昇殿を免されたり六月七日還幸の後尊氏卿源氏の名家たるをもて賞せられて従四位下左兵衛督に任ぜられいくほどもなく従三位に叙し武蔵の守を兼御諱の字（御諱たる尊治）後醍醐天皇を賜りて高氏を尊氏に改めらる

天子の御諱の文字を臣下に賜はりしことハ日本書紀に白髪武廣國推稚日本根子天皇清寧天皇諸國に白髪部舎人白髪部膳夫白髪部靭負を置て冀ハ遺跡を垂て後に観しむとあるか始なるへき然れハ天子の御名を諱と云ことも上古ハ無りしと知る元明天皇の御時義帯日

此姓成務天皇乃御諱に觸とて改られし由續日本紀よ
見ゆ又孝謙天皇乃御宇にハ内大臣を改大臣の名を称
さとふを得さ也と云勅書を下され桓武天皇延暦に年
乃詔に云く臣子之禮必君諱を避へし頃者先帝御名及
朕之諱公私觸犯聞に忍ひ以自今以後改避命しとてく
白髪部 御名光仁の 乃姓を真髪部山部 御名桓武の の姓を山と改ら
れ仁明天皇の天長十年に天下人民姓名郡郷山川等
犯諱に觸者あられハ改よと制られし後菅家乃御名道真
文徳天皇乃御名道康を犯し清和天皇乃御名惟仁な
るに從五位下粟田朝臣惟雄をよひ惟道宿祢永道あ
家ハゝいかなるや 共乃貞觀七年條敏大臣良房乃兄弟七
の実録乃ミ也 六

人（良方良輔良相 良門良仁良世）仁明天皇乃御名正良を犯せしゆゑ本
院大臣時平を光孝天皇仁壽殿にて元服せしめ宸翰を
染られて御名時康乃一字を賜へるためしもや有けん
推尋へし
建武元年正月五日正三位に叙し武蔵常陸下総乃守護
職を賜ひ抑鎌倉六波羅を亡さハやと叡慮を廻されしより以
来楠赤松名和新田以下官軍に属して忠功を致せし将士
多き中に尊氏卿を勲功第一と定められけるハ尊氏卿乃
母方乃叔母乃加賀局（御加賀局と申云此頃よろしく女乃名乃御字を付て呼しことあれるにや）
西園寺家より御妻局とて始ハ勤修寺別当宮津入道道悦と
あり太平記にそ也
乃妻なりし後に准后（三位局廉子のちに新待賢門院と云）乃御方より侯れ

けるを以て金銀珠玉綾羅錦繍ハいふに及ばず准后乃好ませ玉ふ物ハ朝暮心を盡して奔走せられけるによりて准后の能執申し玉ひける故とぞ此年九月十四日參議に任ぜられ兼て左兵衛督武藏守も元乃如し然るに同二年高時入道の二男龜壽信濃國諏訪頼重を語らひて謀叛し鎌倉を襲て成良親王を追出し其勢ひやうやく關東に振はんとし是を征伐せられんとて尊氏卿ならでハ叶まじと朝議既に一決せし處尊氏卿申されけるハ坂東へ馳下りて合戰乃忠を致し候はんこと敕諚乃上ハ子細を申に及ばず候へとも士卒の勇氣を勸むることハ大將乃威勢と恩賞とに依ことに候ハ尊氏朝恩を蒙ことふかく身既に卿相乃列に候と云とも戰場に向て軍

兵を指揮任せしめんため八座（参議ハ八人ある故に八座と云）乃顕要を解く征
夷大将軍に補せられ関東八ヶ国乃管領を賜わりて勲功の
賞を速すやに沙汰しけるやと奏聞ありしに八ヶ国乃管領ハ
請ふ依ハなれとも征夷大将軍ハ今度合戦乃功に従ふへし
とゝく御免なくたく征東将軍に任せられけり
高時入道乃長男相模太郎邦時ハ幼名ハ万寿丸母ハ五
大院宗繁妹元弘三年五月廿九日十五歳にて誅せらる
その弟亀寿（あるひハ桃寿またハ兆寿又ハ勝寿丸ともあり）高時入道滅ひし時
十歳なりけるを諏方盛高ひそかに信濃国へ具し
下り諏方頼重（諏訪祝部なり）が家に匿しけり上洛して西
園寺家に隠れ居けるが叔父乃刑部少輔時興と議して

元服し相摸次郎時行と称し信濃國にて旗を揚けれハ
諏方三河守三浦介入道清久山城守塩谷民部大輔工藤
本間葦名等馳加りて五万余騎に及ふ此時、相摸次郎時行、生年十二
歳、人心を潟しと如くの至らん、但後醍醐天皇に至りて百餘
年来、相續したる武家乃所職をとゞめて、公家一統の政となる
さもしかれ、今まで大名とこそ崇敬されしも、一丁一ぢの兵
士とあるく下司目代りか轄しめらるゝを憤ほる餘り、いかな
らん人々もあり、武家再興を企る既に鎌倉へ押寄る由
熱あるハと思ひ居たりし折なれハ、
聞えしかハ渋川刑部大輔小山判官秀朝細川小四郎頼貞
武蔵國に出て合戦しけるに官軍忽ち打負て小山秀朝
府中にて自害して失ぬ鎌倉にハ足利直義おふし無勢
なるによりて叶ましとて七月廿三日箱根路をさして落給へは
同廿八日時行雲霞の勢にて入替ける城に足利尊氏卿

討手乃大將軍として下向乃由を聞路次より向ひて馳
散せよとて名越時基を差向けるに時基橋本乃軍にうち
負佐夜中山乃さくえさらしか彼處にもたまり得す箱根相摸
川度く乃軍破れて八月十九日時行鎌倉を落て行衛しれ
す延元二年ひそかに吉野殿へ參りて亡父高時入道乃
過を御免侯ひて官軍にかへりて尊氏を追討仕るへくよし
奏聞せしに忽に多年の勅勘を免され北畠顕家卿と共
に鎌倉に攻入足利義詮を追落し美濃國青野原にくれ
高大和守今川五郎入道を打破りて首を取こと三百餘
級泉州阿倍野合戰すこぶる利を失ふと云とも戰乃罪
にあらぬとて吉野殿に參りけれは左馬權頭にそ成れ

ける　按に時行ガ元弘三年纐纈ありと云説に従ふ時ハ其の年僅に五六歳なる處なれバ戦功大なり難し十四歳乃説に従へバ父祖にも十四歳にて左馬権頭に任ぜし據あるに似たり
王の奥羽へ發向なさせらるゝ時に宗良親王と共に遠江より
下向し官軍を催促して今川範氏と疋馬野に戦ひて是に
克と云とも義良親王乃御舟風に遇て伊勢國へ歸らせ給へ
けれバ時行も宗良親王と共に井伊谷に拠きて井伊高顕
を憑みて暫時ハ有けるが文和二年五月廿日伊賀國にて
卒せし行年三十歳とかや　一書に時行乃長子を小次郎行氏と云行氏乃子小三郎時盛その子新三郎行長その子伊勢新九郎氏長なりと云
尊氏卿所望乃征夷将軍ハ勅許なかりけれども関東八ヶ國
乃管領を賜りて八月二日京都を進發ありけれバ我もく

と國〻乃武士馳加りて三河國矢矧乃宿にて直義朝臣と一手になりて六万餘騎に成りぬ此由鎌倉へ聞えけれは去大軍を待付ては敵乃氣をのまれては叶ふまし先んする時は人を制するの利ありとて名越式部大輔時基に三万餘騎を差添て東海道を攻上る遠江國橋本にて八月八日卯刻より軍始り三十餘ヶ度入替て戦ひけるか時基終に打負て佐夜乃中山を引退く橋本宿と云ハ遠江の國濱名郡荒井乃西にあり此合戦の頃ハ濱名橋有て荒井の渡なし佐夜乃中山ハ遠江國佐野郡にあり古の間道今の道にて十丁里許を隔たり將軍尊氏乃先鋒仁木細川乃一族命を棄て真先を驅けれハ平家時基の後陣諏訪一黨名を惜て防き戦ひけれとも遂に叶ハす箱根水呑の峠に支へける佐夜乃中山より箱根迄廿八里五町半余あり去るハ海道第一乃切処な

是ハ敵も容易く懸らじと思ひしに赤松筑前守貞範先登に進
て勇猛あくりを拂ひ進れハ時基あらに堪え兼引退く清久山
城も返し合て戦ひけるか郎従ハ皆討れ其身ハ忽ち生捕る路次の
合戦将軍いけも勝乃乗と云とも平家乃士卒一人あらも降人
に出る者なかりしハ時基能士を養ひ術を知る故なるべし相
模川打あし秋乃時雨しく河水岸を浸けれハ水を隔て陣を
張敗軍乃士卒を待付んとせし所へ高越後守赤松筑前守
佐々木道誉長井治部少輔等川を渡し平家乃陣の後へ廻
平家前後の敵乃度を失ひ固瀬を引退腰越十間坂処々
十七ケ度乃合戦に或ハ討れ或ハ疵を蒙り僅に三百余騎
に成りけり諏訪三河守今ハ是まてなりと先時行を落して

道服ハ京師
搢紳家傳ふる処
に従ふ胴服と
おなしかるへ

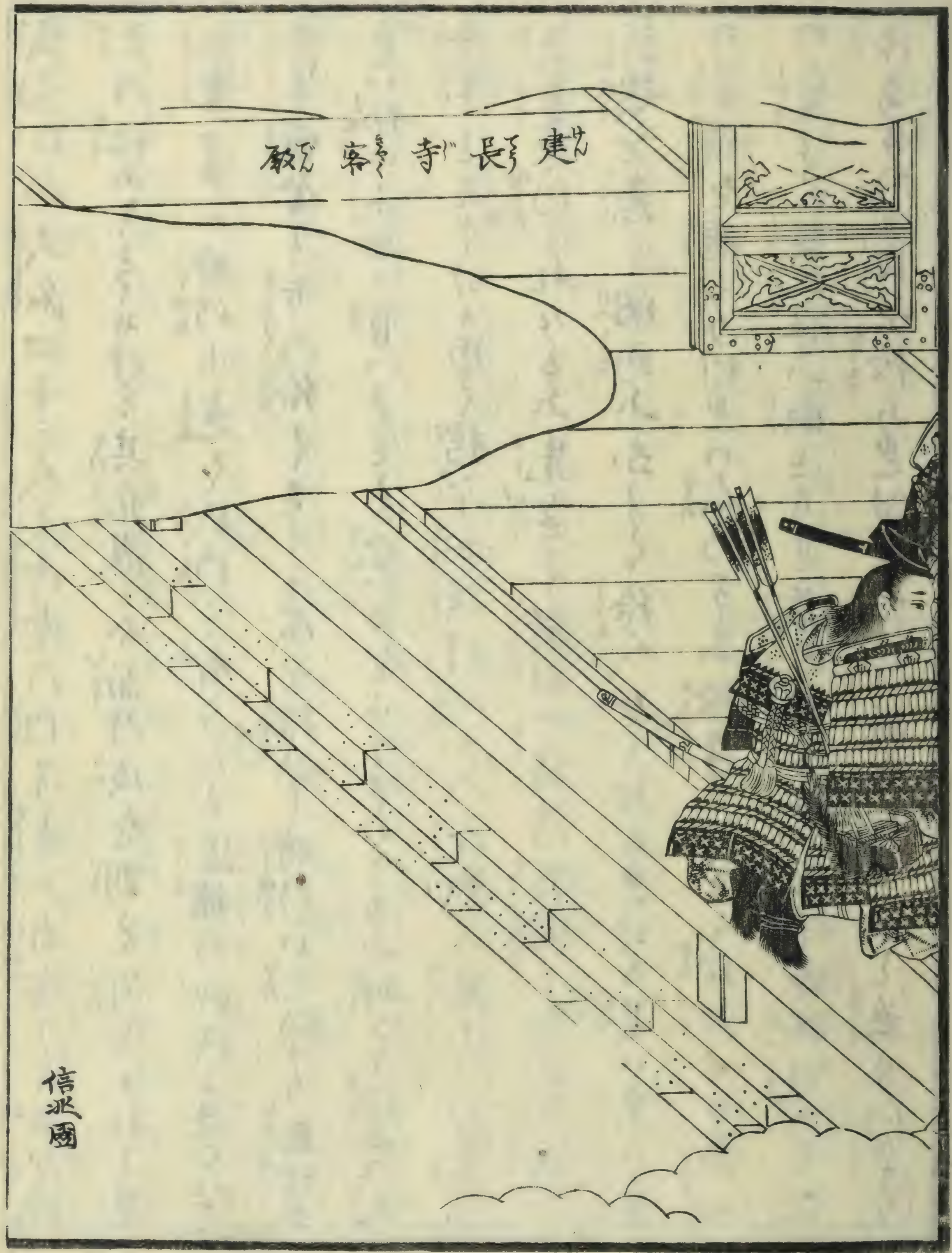
建長寺客殿
信兆圖

後家徒乃大名㠯十三人大御堂乃内ゟ走入自害しく名を滅
亡乃後ふそ止めける其死骸も面乃皮を剥く何を何れと見
分難くせハ時行も定く此門乃有らんと追捕乃沙汰ふ及ぶれど
将軍鎌倉ゟ打入給くさしも威を振ひし時行ハ亡ひさり勅約か
是ハ何の子細か有へきとく宣旨を下されさるふ押く征夷大
将軍とそ申ける依く指ゟ相摸川所々乃合戦ゟ忠ありける者ふ
恩賞を行ハれけるふ先まく新田一族乃押領したるか東国乃
所領を悉く闕所ふおしく給人をそ付らせける是ハ東八ケ国
乃管領を賜ハりせハんのまゝふ振舞せけるか同月卅日勲功
の賞とく従二位ふ叙せらせ蔵人頭具光朝臣を御使ふく上
洛あるへきはを仰らせけるふより既ふ打立んと為ふひろうそ

直義朝臣諫て申けるハ抑當家累代乃陰徳忽ち開け多年所望乃官途を遂給ひぬ早く政所を右幕下頼朝卿の旧跡ニ營造ありて文治建久乃昔ニ擬ひ文武兼備の政道を施されし公家一統乃弊風を除られはへしと理を盡されけれハ時行既ニ斧鉞乃嚴刑ニ服しはへとも餘黨猶いまた誅罰し終らん今暫東國ニ罷在て静謐乃沙汰を致しはへきに動ともあれハ具光朝臣をハ還されけり都ニハ尊氏卿東國ニ住して上洛さん自由乃行乃こと多く此の家臣を凡闕ましける処へ所領を奪ハれさる新田の氏族様々讒言を構えしかハ既ニ追討乃宣旨を被下ハきよし僉議有しニ北畠入道一位親房卿罪乃疑しきを以て功乃實を捨られましんと仁政乃あるへしと諫申させけれハ去は

鎌倉へ專使を差向子細乃事乃躰を尋究めらるへしとて
法勝寺の圓觀上人を下されんとし〻鎌倉にてハ義貞朝臣乃
高時入道を滅ぼされし時尊氏卿乃三男千壽王丸下野の國
より六月三日鎌倉に還らせけるか軍散して後なりけれハ義貞
合戰乃日記乃入されしを付從ひける武士とも實ハ千壽王丸
乃功ありつるを義貞朝臣僞を構て上聞を掠められしかとも
有けるを將軍家とし給ひ細川和氏を以て義貞朝臣乃鎌倉
を滅したるハ千壽王丸乃援に依るを蔽て自身乃勲勞とし
抽賞抜羣なるなる上を僞る賊臣なり速に追討乃宣旨を下
へさせ給へと一紙乃奏状に載られたり此状いまた内覽にも供さを
さるに義貞朝臣尊氏卿乃十罪を數へて同しく奏状を上

ら移ける其中に護良親王を弑しまゐらする由を載たりけれバ今ハ
天誅遁るゝに處なしと逆鱗の餘り西國より足利殿乃被滅さる
軍勢催促乃御教書とて數通たくまりしかハ十一月廿六日尊氏
直義以下の官爵を止められ追討乃宣旨を成され尊良親王
を上將軍として義貞朝臣以下乃官軍發向有けれハ圓觀上人乃
使節ハ停められけり鎌倉にてハ此由を聞て直義ハ軍を起し
是を防んことを謀りしに將軍ハ讒者乃讒惑に依て一旦勅勘を
蒙ると云とも某が大功いかでか思召忘るへき其上今度逆鱗
乃條々某が犯せし罪にあらず幾度も退て過を謝し失を糺し
申べきなりとて防戦のことをいはざるさまにて直義案に相違して坐
を立れけるが將軍ハ竊に御所を出て建長寺へ入らせたまひ

髻を切て既ろ出家乃姿ふ成せ給ハんとせし所へ直義綸旨
を持参して是ハ昨日手越乃軍ふ討死したる官軍の虜乃守
ふ入て候ひし其文ふ尊氏直義出家遁世の身たりと云共天
誅を緩むる寸と載られしかバ逃ふ遁れぬ勅勘乃御事なり
御出家乃儀を思召返されて一族乃沈淪を御助け候へかしと
申されしかバ将軍誠ふ逆鱗甚しかりけり然らバ尊氏も旁と共
ふ弓矢を握て義貞朝臣と運を天ふ任て死を争人もし
と宣ひて胴服を脱玉ひ錦乃直垂をぞ召れける去ハその頃
鎌倉中の軍勢共乃一束切とて髻を短しけるハ将軍の髪
を給らせんさんう誰世乃偖まて官軍ふや降らん本國ふや落
行んとしける軍勢も俄乃氣を直し馳集りけれバ一日ふ過

さるほどに将軍の味方は三十万騎ぞ有りけり十二月十一日大の
勢を二手にわけ箱根路へは直義朝臣竹下へは将軍向はれ
けるが同十二日直義朝臣箱根の軍に利を失ひ官軍頽るゝに
乗と云ども将軍竹下の合戦に打勝玉ひしかば官軍忽ち
打負箱根を引退く将軍の勢も八十萬騎伊豆の國府に
居陣ありし将軍爰にて鎌倉に千寿王丸を留め坂東の民に
を収め兵粮運送を安くおぼされしと将畧の長あるとぞ云置し
給ひて後八十萬騎の勢を率し正月七日近江國生来社に山
法師成願坊が三百餘騎にて楯籠る城を一日一夜にせめ
落し八日に八幡の山下に陣をとる
生来を江州武佐寺の
東北にあたる是より直
に勢多へ向ひしが へきに勢多は名和長年の固めし處にて當の
敵にあらしん故に江州栗本郡小田原より山城國綴喜郡田原路を八

叡山乃下ろ來り山崎乃橋を固め明れハ九日乃早旦より軍
ありし新田義貞朝臣ハ向ひ來り
猪里大渡乃橋ふて支ける戰いまだ半なるに赤松範資細
川定禪山崎ふ向ひて官軍乃後を絶んとなしかハ義貞朝臣
都をさして引返す山崎大渡乃官軍利を失ひぬと聞えし程
ふ主上後醍醐天皇三種乃神器を御身ふ添られ山門へ臨幸なる
定禪都へ攻上り何とか思ひけん内裏ふ火を放て前殿中
殿後殿八省三十六殿十二門一時乃灰燼と成ふ乃同十一日
將軍入洛志給ひ法進と云ふ二条高倉乃御所兵火乃ためふ
燒失せしかハ持明院殿の東北なる中園乃公賢公の家を
かりて御所となされたり今の清藏口乃邊其後定禪を園城寺へ追
ハらひて東坂本乃向城を取たりしか山門へ奥州勢五万余

騎荒手に加はると直に園城寺へ寄んとする由を聞て定禅
今少勢を増さはやと請ふ中より誰をか加勢に遣さへきと見廻
将に所々官軍園城寺を責落しと見え黒烟天に聳て騒し
将軍三条河原へ打出玉へハ義貞朝臣定禅を追て東山を
後にして魚鱗の陣を張たりけるを将軍宣ひけるハ義貞朝臣ハ平
場の軍を好なれハ山を後にして陣をとりたるハ小勢なる里と
覧ゆるそ師泰向ふて馳散せよと下知し玉へハ我もくと駈向ひ
将軍塚に打寄て入替て戦ひけるか如何にして給ひたりけん
将軍の前後左右に中黒の旗差揚て一手一手さして彼処こゝ
寄合て攻戦ふ勢の多少も見わかちき御方の者も敵と成て
後矢射よと疑て将軍丹波路へ向て落玉へハ高上杉の人

人も山路さして引退く官軍ハよく勝にのりて追駈けれハ
将軍今ハ遁る処なしと思されけるにや梅津桂川乃邊にてハ
鎧乃草摺たゝミ上腰乃刀をぬかんとせられしと三ヶ度に及ハせ
去とも将軍の運や強かりけん日暮かゝりけれハ官軍桂川より
引かへされ将軍松尾葉室乃間にひかへ玉ひしに定禅夜討し
て官軍を追返しけれハまたかちち京へ引返されし因廿七日官
軍またさ寄来りしかハ将軍北畠顕家郷乃陣に向て戦を挑
まれけるか又打負て寺戸乃邊を落玉ひけるに官軍ハ坂
本へ引返しつと聞えけれハ将軍やかて京へ入替られ給ふに此
朝律僧とかや戦場乃死骸を尋ぬるを見て官軍宗徒乃大
将打死せしと思ふ処に扱ふ入て山門乃勢とかや落行を見

く此を討留めんと鞍馬小原瀬田宇治嵯峨仁和寺の方まで千騎二千騎さし分て勢を置ぬ方もなかりけり依て京中ハ無勢乃上ニ用心も緩かりけるに廿九日乃卯刻ニ官軍二条河原へ打て出處〻に火をつけ時乃聲を揚けれハ将軍堪て京を落玉ひ丹波の曽地（船井郡今ハ須知と云）乃内藤道勝ゟ舘ニ入玉ふ八二月二日曽地を立て摂津国へ向はれけるか又三草山より熊野別當ゟ子乃薬師丸を京へ返し日野資名卿ニ就て持明院殿乃院宣を申出し軍を君と君との争ひニせんと謀らせらる是ハ将軍朝敵たるか故ニ打負ると思はれつれハ也持明院殿とハ後伏見院第一皇子量仁親王を云初後醍醐天皇乃東宮ニ立せ玉ひしかれハ御父子乃義なり後

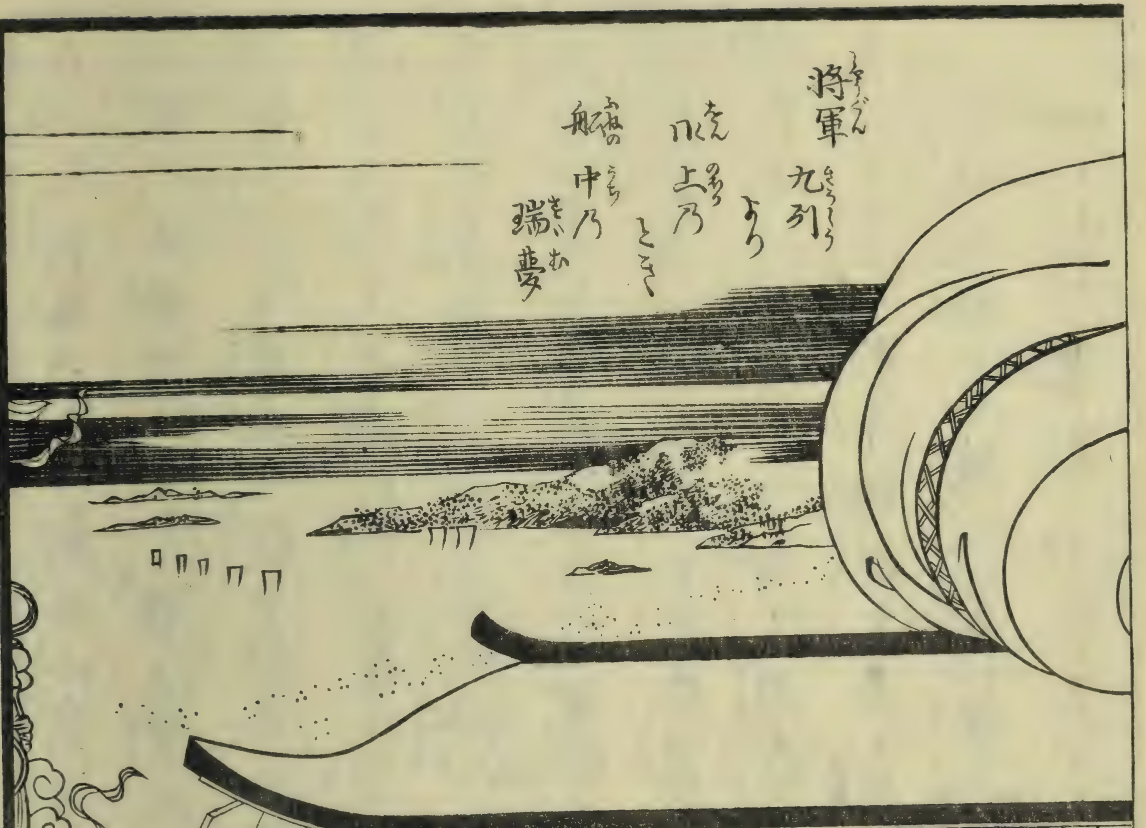
将軍九列より
川く上乃とき
船中乃瑞夢

信兆圖

醍醐天皇隠岐へ遷幸乃後践祚ありけれとも御父帝より
御譲なきに何となく皇統をハ相承ありしにや唐玄宗の禄
山か追れて蜀に幸せられし時に皇太子靈武にて天子乃
位に即きたまひし賊を伐て玄宗を都へ返し入まいらせん乃
為なりしを猶傾ケ人も有にや東宮ハ子なれ子位に即
て父を逐ふ法やある高時入道固辭にしてく名實に暗く
ありとも當時乃公卿大臣爰に心付さもれていふにそや後伏
見花園両上皇重祚乃儀を開ひられしハ花園ハ後醍醐乃
父帝にも當らさりたまへ父としても子を黜る因より難なき也
後醍醐隠岐より還幸ありけれとも重祚乃儀あらぬハ初
より譲位乃叡慮なけれハ尊氏將軍もやかて名實に暗

く立を朝敵乃名を悪ことを知めんと云とは量仁親王乃後醍
醐天皇と御位を争ふ人道なき理なきをしらん昔衛霊公太
子蒯聵を悪くて是を逐ふ霊公薨して国人蒯聵の子輒を立君と
なす時に父蒯聵入て君たらんとして輒これを拒て入れず孔子夫
倫を正しく志て是を為とがむる時は尊氏将軍は亦高時入
道と同しく不孝の子を助けて人心を欺き自ら令名を求めん
とせし是はなはだ謂なく正しからずと云へし
敗軍乃士卒方々より馳集る程なく廿万騎に成ける然るに
官軍の大将北畠顕家卿新田義貞朝臣楠正成朝臣と豊島河
原に戦ひけるに官軍いつも勝にのりけるが間将軍大友貞宗を
案内者として九州をさして漂泊し給ふ筑前国多々良濱に着

を給ひける頃ハ僅ニ八百人ニも足さりけり菊地掃部助武敏是
を聞て乃勢の微々たるを内々打散さんハ有へからすと少貳入
道妙恵乃腹ニさんせ其競ニ將軍の陣頭く生ハ香椎宮へ推
寄て多々良濱乃辺干潟より駈向ひ息をも継き戦ひける
ニ搦手より廻りける松浦神田乃者共も一軍もせて將軍方へ
降參と菊池是ニ利を失ひ肥後國へ引返しけれハ九州乃
皆將軍方ニ参りけるさらハ上洛を急けるとて卯月廿六日
太宰府を立て五月朔日安藝国嚴島ニ船を寄られ三日
参籠ありて結願の日三寶院乃賢俊僧正持明院殿
より下されたる院宣を帯して参向あり將軍是を拝見
ありて向後乃合戦ニ於てハ勝さと云こと有へからすとそ悦

玉ひける　太平記に。去二月六日に。出室へ。持明院殿ふく。崩御なる
志かは。後伏見院をそ申けるか。乃崩御以前に。下坐し
院宣也とあるとも。本朝皇紀傳に二月廿八同五日。厳島を
日乃院宣と見えたるは。光厳院の院宣也
進發ありけれは周防長門備後備中出雲石見伯耆乃勢馳
参り兵船七千五百餘艘を漕ならへ海上をそ上らまりける處に
将軍屋形乃内に暫時同眠給ひける夢に観音廿八部衆舟の舳
に立擁護しまふる姿を見給ひしか醒て見給へは山鳩一ツ孤の
屋形乃上に止まり居けるそ不思議なる同廿五日湊川經島生
田森の合戰官軍屢利を失ひ楠一族討死し義貞朝臣終
に敗軍を纏ふて上洛きしかは主上また山門へ臨幸なる同廿
九日将軍東寺へ陣を移されけれは光厳院（後伏見院・第一皇子・量仁親王・御歳廿五歳・初は後醍醐天皇の東宮也）豊仁親王（後伏見第四皇子・後に光明院と申〳〵・但此二親王・先帝と）

崩御の後ハまづ五旬を出て帝位を争ふて仙蹕を戦陣に促る
さることハ數子の情を非まとかつ養ふ父と抗禦せらまくに至る。
何を以て四海に教訓法勝寺乃塔の前より日野中納言資
名を輔き給ふべらんや
名三条中將實継なりを召具して將軍乃おりしより東寺へ潜
幸ありぬ將軍斜ならん悦ひまして東寺の本堂を以て皇
居となさましける 太平記ニ・持明院・法皇・本院・新院・春宮とあり・法皇ハ・後伏見院なり・院の崩御の後之・本院ハ・花園院・新院ハ・光嚴院・東宮ハ・光明院を云 六月二日將軍乃軍兵・東西坂本・無動
寺より山門へ向ひけるに高豊前守師重手を負て生捕れ
けれバ寄手百八十万騎總敗軍となりて逃去りけり官軍師重を
誅せしを功として京を襲んとハせさりけるほとに敗軍の士卒
機を取失し又大勢になりにけり同廿日官軍京へ寄たりし
に將軍乃又十万騎に駈なやまされて西坂本へ引退く七

月二条大納言師基卿北國より敷地上木山岸瓜生以下三千
余騎を引率して東坂本へ着たりけれハ官軍是に力を得
て又東寺へ馳向ひ一戦に攻落さんとへしと謀られけるに方便を
いかなる野心の者か告たりけん将軍方へ漏聞えしかハ兼て
其備をなしけれハ官軍利を失ひて引返しぬ然るに畿内近國の
兵ともゝ官軍に合體して八幡山崎川尻宇治田原丹波口長坂栂
尾鞍馬勢多四方七道をさし塞てわつかに唐櫃越計を明
たれハ将軍の百八十万騎たちまち兵粮運送の道絶て拔く
て本國へ逃返るほとに京勢以の外よはりたりと山門へ聞え
けれハより七月十三日官軍東寺へ寄来り手を摧て戦ひてし
か乾中義貞朝臣の射ける矢将軍の座し給へる帷幕の中

を本堂の艮乃柱にたち名和長年ハ大宮にて討死しぬ其首を寄
手続り打負けしハ四方七道路閉けて京勢ハ籠を出てける鳥乃
思をなし官軍ハ轍乃魚の水涸るゝ如し爰に於て将軍尊氏一紙
乃起請文を浄土寺の忠圓僧正乃許へ贈り還幸乃ことを勧め
奉りしに主上も声計く還幸あるへき由を勅答ありて十月九日
東宮恒良親王受禅乃儀行れ一宮尊良親王と共に義貞朝臣
を御供にて北国へ赴きたまへり主上ハ同十日花山院へ還幸
ありぬ 近衛の南東洞院乃東と拾芥抄にいへり今の京出水の南東洞院乃東にて中御門東坊城等家乃邊なり 将軍邸
宗徒大名を四門の警衛に参らせらる十一月廿八日将軍権大納
言に任し給ふ 去年十一月廿六日勅勘にて参議従二位左兵衛督武蔵守を解官せられたまへハ無位無官の尊氏卿なり然るに今直に大納言になられしなり 十二月廿一日主上花山院を御出ありしか

ハさたや宮方又強ぬ屈しと京白河乃騒動大かたならん發国乃
為尓来仕まつりし大名畏中きしに将軍ハいと静尓主上を海島尓とに
遷しまらんハ承久元弘乃例ハあれとも我ら尓志のひならんはく
いかに成なまらんと日頃思ひ煩らひたりしに出さ勢なひしハ越中の
吉と云屈しと宣ひ公卿ハ人皆鎮ぬ同二年越前國金崎乃城落
たりとて恒良親王京都へ還御ありけれハ花山院乃古御
所尓入まつらく發国乃番を付おかるに同三年八月十一日正
二位ニ叙し征夷大将軍尓任ぜられ此年義貞朝臣ハ流矢
乃ためニ足羽乃里尓命を落し顕家卿ハ軍尓負まけて安倍
野乃露と消給ひ官軍日々ニ力衰へ将軍龍乃雲を起すと
如くなりしに執事高師直乃奢侈驕淫ますます甚しく是か

爲に鹽冶高貞家を失ひ身を亡すも興國三年 康永元年十二月廿三日將軍乃母御上杉氏從三位藤原清子薨させ給ひしか
ハ將軍乃直義朝臣の官を解て籠居し給へり
藤原清子ハ上杉掃部頭頼重乃息女にて弘安元年戊寅相模國鎌倉郡山内乃館にて誕生ありて足利讃岐守貞氏卿乃室家となりて嘉元三年尊氏卿德治二年直義朝臣を打つゞき誕生ありて元弘元年貞氏卿の後を給ひて
いくはともなく尊氏卿京都へ移りて住すへハ同しく移らせ給ひけるから從三位に叙させ給ひて薨御の後衣笠山へ葬めて果證院二品太夫人雪庭尼と号す其後一品太夫人を贈らせらる將軍家母堂乃一品乃始なり

明年康永二年 興國五年 三月七日復任乃宣下有つきとも大納言をハ辭申させ給ひ征夷大将軍ふのミ復し成を給ひて艶日より七十三日え

八月十一日除服宣下あり 二十四日 九箇月二百廿年後醍醐天皇乃御追福乃ため亀山乃行宮を改めて梵苑を営ミ夢窓國師をもつて開山となし靈亀山天龍資聖禪寺と號せらる

天龍寺佛殿上間上梁銘ふ虔革故嵯峨離宮・剏新精舎・恭為後醍醐聖廟資培善根云云 太上天皇量仁謹書とあり

太上天皇とハ光嚴院を云 後醍醐天皇の東宮ふまし〱ける故ハ後醍醐聖廟乃對をらまさハ東宮量仁と遊しあは名正しく有へきよ太上天皇と遊ばしハ如何そや惟下間有道曽孫周玉發と云ふ本文をハ叡覧ある里しふや銘ふ暦應庚辰孟夏・表其權輿・康永癸未仲秋・成丼寳殿云て開山夢窓疎石敬白と見ゆ

天龍寺供養の尊氏卿八葉の車を用ひらるゝよし太平記に見ゆ　たゞし建久元年十一月鎌倉右大将頼朝卿参内の網代の大八葉を用ひられたるを例となされしならん

餝抄に車ハ
八葉蓬条を
用ゆ而に文例
あるに條く頗
大さ八寸許と
あり今京師
紫野大徳寺
現存八葉の車
裏をうしにアシロ
にく八曜を組
たる形り
彩色ハ青竹の
あじろ布ハ紋ハ
同し色をこし
濃くく
黄あじろ布れハ
紋も同しく黄き
にく濃きへし

等持院贈左府真蹟

從輪光王蓮下八寸　宝戒寺藏

為乹峯和尚書之
貞和五暦大蔟下旬

善根無所窮
利済徧沙界
令我益尊容
夢中有感通

尊氏

乾峯和尚諱ハ士曇筑前の人なり南山士雲禅師の法嗣
南禅寺龍興菴東福寺菩提院等の開山貞和五年ハ六十
五歳乃時ふ當る又鎌倉荏柄社ふも此像を同しく蔵む
但爲天化蔵主仁山書文和二年六月六日とあり 贊ハ全闕
山ハ尊氏卿道号なり 尊氏卿書ハ奉爲之不観仁大禅定
門修五種妙行観應二年九月五日
書寫畢正二位源尊氏と奥書のある法華経鎌倉圓覚
寺ふあり之品観ニとハ尊氏卿乃父貞氏卿なりと云
貞和元年天龍寺供養ふ光明院 光嚴院の御弟豊仁親王尊氏卿乃陣中ふ臨御
有く九十七代乃皇統を嗣きらる 行幸を成なしく勅願乃准ぎせやと夢窓
乃徒弟驕慢乃心を起し将軍を勧まゐらせ即奏聞有ける
に勅許ありけるほど山門乃大衆傳聞しまを障やなれハ行
幸ハ罷らせき八月廿九日将軍兄弟八葉車に駕しく参向

せらるゝ大會事故なく遂行はれ明る晦日ニ御結縁乃為とて花園光嚴両上皇御幸ありけれバ山門乃嗷訴徒ニしく擅越歡喜乃眉を開けり貞和三年上杉重能畠山直宗師直兄弟乃驕奢放逸を憎く是を戒めんと為しを直義朝臣と共ニ計りし事なれしかバ却て師直がために圍まれ將軍須賀清秀をして事乃子細を問ひけるニ讒臣を誅戮せむことを請將軍止ことを得ず是を許し直義朝臣乃政務を止め上杉畠山を越前ニ流し追て之を殺し鎌倉乃義詮朝臣を呼上せ直義朝臣ニ代て軍國乃事を執行せられり是足利家乃管領強くして應仁の大亂となり終ニ京都將軍家乃成敗を見る爰ニ至て歎息ニ堪ず直義朝臣爰ニ將軍の末子を兵衛佐直冬朝臣との傳ふ是を盡す

て中國の探題に補せられ備後國へ下向ありけるが直義朝
臣の猶子なりしかバ石見國の三角入道を語らひて謀叛し師
直師泰を討んことを議るを聞えけれバ將軍師直師泰を討
てに向られけり其頃美濃國の土岐墨俣八郎周濟房將軍に
背きて旗を揚けれバ是を征伐せられんため師直兄弟を呼返
されバ直冬朝臣ハいよ／＼力をえて中國大かた打從へられ近日都へ
攻上るなんと早馬をもて彼を打と告けれバ尊氏向ひて叶ふ
まじとて將軍打立給はんとせし折柄なりに直義朝臣いつち
となく立退る定めて宮方へ合体なるべしゆく所大事なりと
人々呼應きて合けるに將軍ハ物のかずともせずたゝ備後國
へ下向ましまし同二年直義朝臣もろとしく宮方になり給ひ

将軍乃留守を幸ニ都を襲ひけれハ義詮朝臣一支も支へずして落られしが西岡ニて将軍ニ参り會ひ共ニ京へ寄られ敵を追落されしと云とも味方ハ次第ニ落失敵ハ益勢加りけれハ将軍書寫山へ引退き玉ひける所ニ石堂頼房直義朝臣馳加り書寫山を襲んとせしを聞て御影濱ニて合戦しけるニ将軍打負玉ひ松岡城へ走入り軍勢乃着到を付られしに五百餘騎ニハ過ざりしが将軍師直兄弟を召て今ハ是迄なり自害して恨を泉下ニ報ひましと申て倩く思切玉ふ所ニ寵童ニ落たりと噂せし饗場氏直曉ゟ立還り直義朝臣乃陣ニ行向ひて和談を立結ひしかハ楚忽ニ御自害有へからずと申ニ付 将軍も

是を破らるへきふあらむ孫ハ諸將と共ニ都へ引返させ給へ
師直兄弟薙髪して罪を謝しなんと心構ふるをとも路次ふて
誅せられけれハ軍國乃首尾ふくひ直義朝臣乃掌握ニ歸
せるを以て仁木頼章細川頼春土波頼康佐々木道誉等
各權威を爭ひ黨を立しかとふ將軍兄弟伯父甥乃間絶
り和をも以雙方乃中言せる人有て薄き氷を踏か如き世と
なりつるふ依て直義朝臣越前國へ落去ふ將軍古之を攻
らせんか爲近江國へ發向ありけるに佐々木仁木土波乃一
族逃来りて大勢ふなりふ乃直義朝臣一軍して終ニ
叶ふして鎌倉を志して逐電せらる將軍りくいて發向有へ
くりつきと中都ま去へき大將乃坐まさねハ官軍時を得て

都に攻入んしと疑有べくすと思はれければ尊氏卿の立まひ
ける崇光院を廢し奉りて吉野乃天子を都へ還幸なし奉
るべきはかり申給へとも御許容なかりけるが赤松則祐其頃
吉野敵に伺候して將軍乃所望を執申けるにより吉野敵にも
降て尊氏卿乃申さるる旨に任せて直義朝臣追討乃綸旨を
成下けり將軍謀ありぬと悦て義詮朝臣を京都乃留守とし
て自進發ありけるが諸國乃軍兵大方直義朝臣乃催促に從ひ
鎌倉より下向せしかば將軍乃御方に參る武士以の外僅なりしが
志かれども止べきにあらねバ進て薩埵山に向はれ直義朝臣乃
先陣石塔頼房と戰ふ此時宇都宮氏綱下野國にて旗を上
將軍方より參る直義朝臣敵を東西より受て智略を盡され

云ともつひに打負伊豆乃山中に遁れけるを将軍より懇にや
さしめ玉ひハ直義朝臣過を悔て鎌倉へ参られしが遂に爰にて
薨ぜらる其頃新田義興義宗脇屋義治武蔵上野乃兵を起し
て安房上総を打従へ鎌倉へ攻来ると聞えしにより一度鎌倉
を去ハ坂東ハ皆敵となるへしとて急ぎ是を伐て敵を遠方
へ追靡さんにハとて将軍わつかに百騎を従へて武蔵野へ打向
ひ玉ひしに久米川にてハ八萬餘騎となりぬ此勢をひきゐて今
ては手差原に打臨ミ将軍ハ義宗乃手に向つて戦を挑れしよ
軍忽にまけて石濱（今多麻郡牛濱村）をさして落玉へハ仁木頼章義長
ハ義興義治と戦ふて是に勝と云とも義興義治敗軍を進め
て鎌倉に攻入玉へハ将軍乃留守とて鎌倉に置玉ひたりける

基氏朝臣一戦に利を失ひ鎌倉を落玉ひ将軍乃義宗と笛
吹峠に戦ふて遂に勝大軍にて押へ玉ふ武蔵野の陣へ馳
入て一手になりて鎌倉へ發向有けるに義興義治小勢
にて叶ふましとて鎌倉を引退けれバ将軍直に入替らせ同八
年将軍久しく坂東に坐し志かバ軍もなく利を失ひ玉ひて
京都へ聞えしによりて山名時氏ふたゝび時節と思ひけれバや官軍
と牒し合せ京都を襲ひけるに義詮朝臣忽ちに打負後光厳
院乃鸞輿に供奉して美濃国へ引退ける由鎌倉へ注進せしに
より将軍基氏朝臣を留て関東乃管領となし自ら諸将を
率ひて上洛あり近江国鏡駅にて義詮朝臣に行逢ひ都へ還
入玉ひ仁木頼章を以て執事となされけり同九年直冬朝

尊時氏を援て官軍に加わり父を討んと擬せられしに足利
高經桃井直常北國乃勢を以て出しに應しけれハ其勢強
に強大なれハ義詮朝臣を播州に下して時氏を押へ、将軍ハ
北國の敵を追討せられんとせしに直冬猛勢にて押寄けれ
ハ将軍もまた後光嚴院を奉して近江國武佐寺へ落られ時
氏直冬京へ入けれとも山崎にハ義詮朝臣嵐山にハ仁木頼
章東山にハ将軍陣をとり道々を差塞られて兵糧の路絶
けれハ直冬朝臣も時氏も終に叶ずして都を落失ける将軍
またもとの都へ還入して三条坊門高倉乃御所に入御ありし
て同十三年（延文三年に改る）四月癰を病せ給ひけるが廿九日といふに
薨去られけり行年五十四衣笠山の麓乃等持院に葬め仁山

妙義大居士と称を（鎌倉ふくハ長壽寺殿と申せし）同六月三日左大臣従一位を贈らせけり（薨後三十三日め）康正三年四月廿八日百回遠忌の時太政大臣を贈らせ給ひけり

山城國葛野郡衣笠山等持院客殿の後ふ尊氏公乃寶塔あり銘文ニ等持院殿贈大相國一品仁山大居士延文三戊戌年四月廿九日と記せり　康正三年四月贈官ありける後東山義政公乃建させ玉ひしところなりと云物換星移りて今まで趺石半ハ地ニ入苔蘚厚く封し剥蝕文字滅せんとし圭田若干ありと云ども香華主なく志なく薫誦ますます疎畧なるが如し爰ふ其法量を細記して詣拜をなすことを得ざる人ふ示して共ふ英風を歆し其倹素を瞻仰せしむ

等持院将軍家尊氏公寳塔

總高五尺七分許　趺石寸法未詳

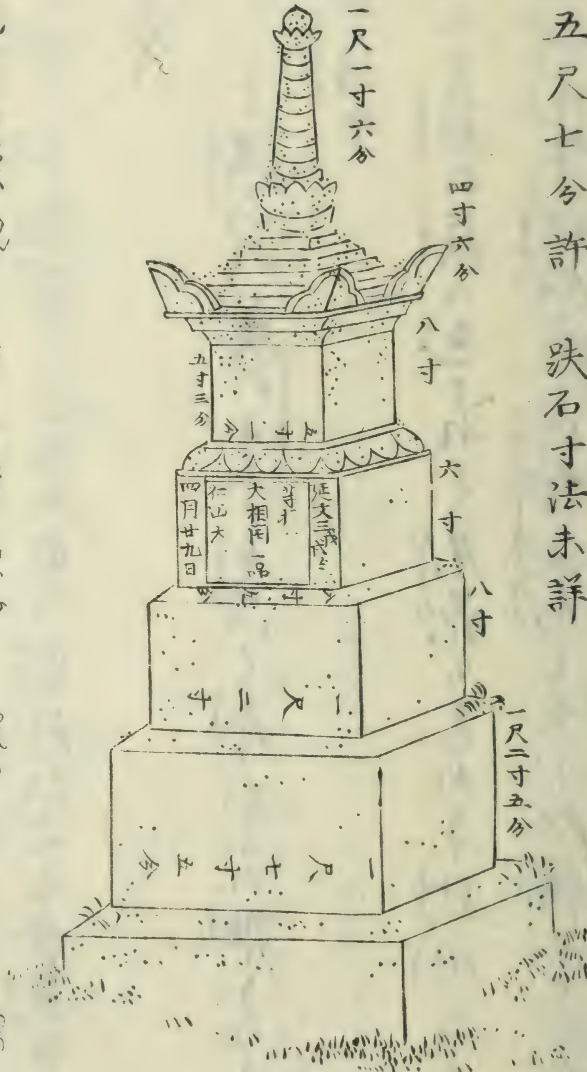

信充敬寫

高野山金剛三昧院ニ尊氏卿靈夢を感せらるゝ事有て南無釋迦仏全身舎利の字を一首乃頭ニ置公家武家廿六人百廿枚乃短冊を勸進して納めらるゝあり（跋ハ康永三年十月從三位左兵衛督兼相模守源朝臣直義卿ニ至）其内尊氏卿の詠歌十三首あり今二首を録以

な
難波津の汀乃波ハ長閑ふして今ハ春へと霞立なり　尊氏
里
靈山乃ときゝし正法乃有乃こゝ舎利の佛乃姿なりけり　仝
む
村雨乃音羽乃山のほとゝきす鳴一聲ハまかハさりけり　おなしく
風雅集　春　梅をよミ侍りけるに前大納言尊氏
軒乃梅ハ手枕近くにほふ也窓乃ひまもる夜半の嵐に
喚子鳥を
人ハかき深山乃奥のよふこ鳥いく聲なかれ誰よふらん
仝　秋　籬薄を
露ふかき籬の萩ハ色くれて尾花そ志らき秋風乃吹
仝　賀　建武元年中殿にて竹有佳色と云ことを講せられたるに
百敷やおひそふ竹乃数しらすかハらぬよ乃色そ見えける

此歌、新千載集に建武二年正月十三日内裏にて花有佳色
といふことを講せられけるにとあり今案に建武元年正
月十二日大内裏造営の事始ありて三月九日紫宸殿の
安鎮法を修せらると云ハ中殿御会ハ二年正月十三日と云説
に従ふ人
へきえ

同　羇旅 世中さハかしく侍りける頃三草の山をこ越て大蔵谷
といへるところにて

延元元年尊氏卿丹波国より播磨国賀東郡三草山をこしく同郡大蔵谷今ハ黒谷と云処を過て摂津国兵庫へ赴むかるゝ時の詠歌なるへし

今むかふ方ハ明石の浦なからまた晴やらぬ我おもひかな

新千載集貞和二年百首歌めされし時等持院贈左大臣

神山の杜の下草なへなから待日かけなるをしくさころかな

又建武二年内裏千首歌の折しも東に侍けるか題を
賜はりて詠て奉ける歌の内　相模次郎征伐の下向ありける時ときこゆる

流行紅葉なりや氷るらん川より後乃冬乃嵐ま里

仝續後撰集奏覧乃本を傳まつる前大納言為定卿
贈り侍りし包紙に書付侍りし

玉は猶光りそへとく古乃跡にそかへる和歌乃浦なミ

續後撰集ハ為家卿乃撰なり為定卿ハ左中将為通朝臣乃男にして為家卿の玄孫なり高祖父乃手澤乃本を返し與えらる故に古の跡にそかへると詠まれしなるへし此時為定卿の返し和歌乃浦乃波に思ひもぬ所よりそへへたる玉の光をそひろふと全集にのせたり

山城國愛宕郡芝薬師縁起に尊氏卿ある夜乃夢に女来告て云今此寺乃百戦百勝乃術を教えん大元國に軍神をもとめて伝仰せ座しと霊夢の如く元朝に求むるに王関羽将軍の像を得らる尊氏卿此寺乃傍に安置し

給ふと見えたり霊芝薬師ハもと大宮乃西五辻の南ニ有りし後ハ京極一条ニ移されき今も吉田山乃東真如堂の傍ニ移る霊芝山大興寺これなり本堂の脇ニ関羽乃像あり大興寺宝永五年京師災後ニ吉田神楽岡の東へ遷されりと燕石雑志ニ云ハ誤なるへし其故ハ元禄十年乃京都図寛永二年の名勝志ニハ吉田山乃東と有ハなり漢寿亭侯乃印を蔵む燕石雑志ニ東北院蔵と云ハ誤なり東北院ハ大興寺の西乃隣る和泉式部の寺と云是なり関羽乃印あるへき理なし関羽ハ盪寇将軍漢寿亭侯たり漢建安廿四年孫権と戦て克ず之ニ死せし日本の神功皇后十九年ニ当る天保壬寅まて千六百廿四年なり宋大中祥符七年ニ至り神霊を現してより祠を立てこれを祀るとかや日本三条院の長和三年甲寅ニ当る皇朝ニそハ尊氏卿乃祀られし捜娘なるへし西土ハ元乃文宗の時ニ当る

丹波國波見保伊勢國天花寺小野村を關将軍乃供料
に寄らましとえ

等持院将軍家二条高倉御所圖

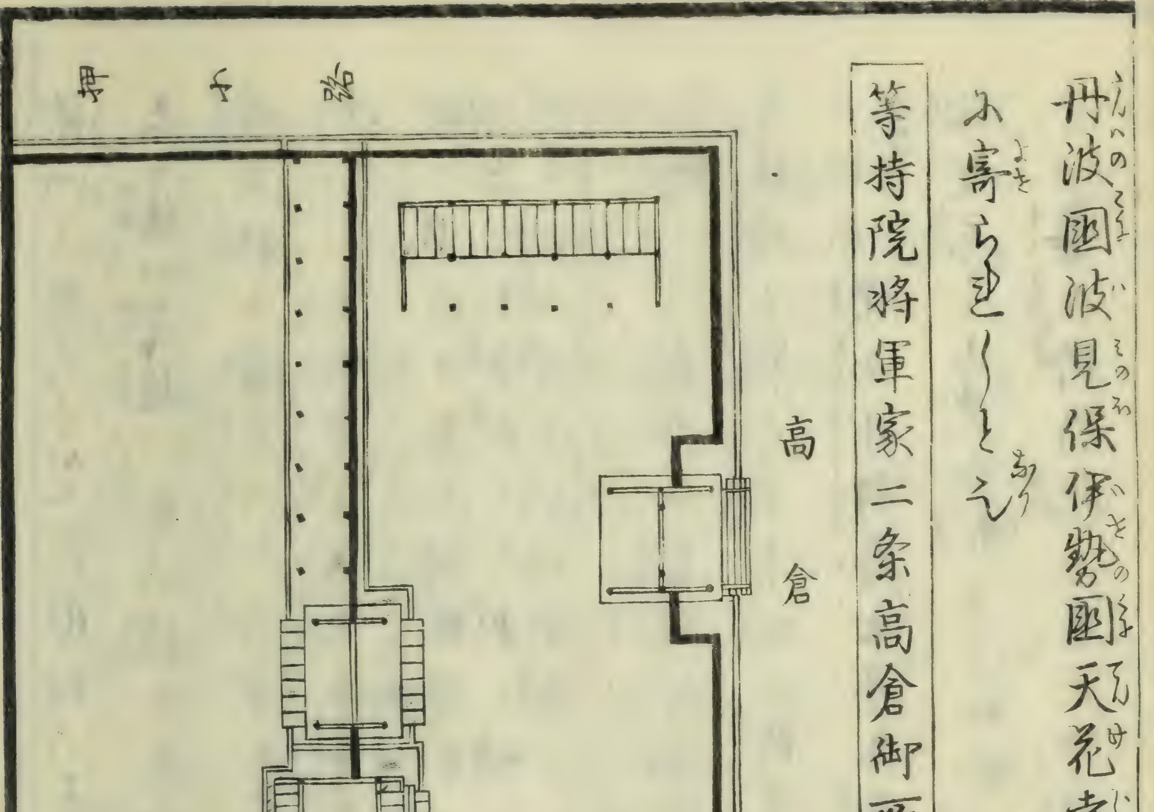

山城國葛野郡某院藏尊重ハ御室候人と云海人藻芥
奥書ニ長享二年三月十六日書功訖尊重歳廿七真俗交談記の
奥ニ依數寄之志新宥奉付與尊重律師ニ了于時文明十七年
日貫教ニとなへたる人なるへし

長享三年五月廿日
尊重書之

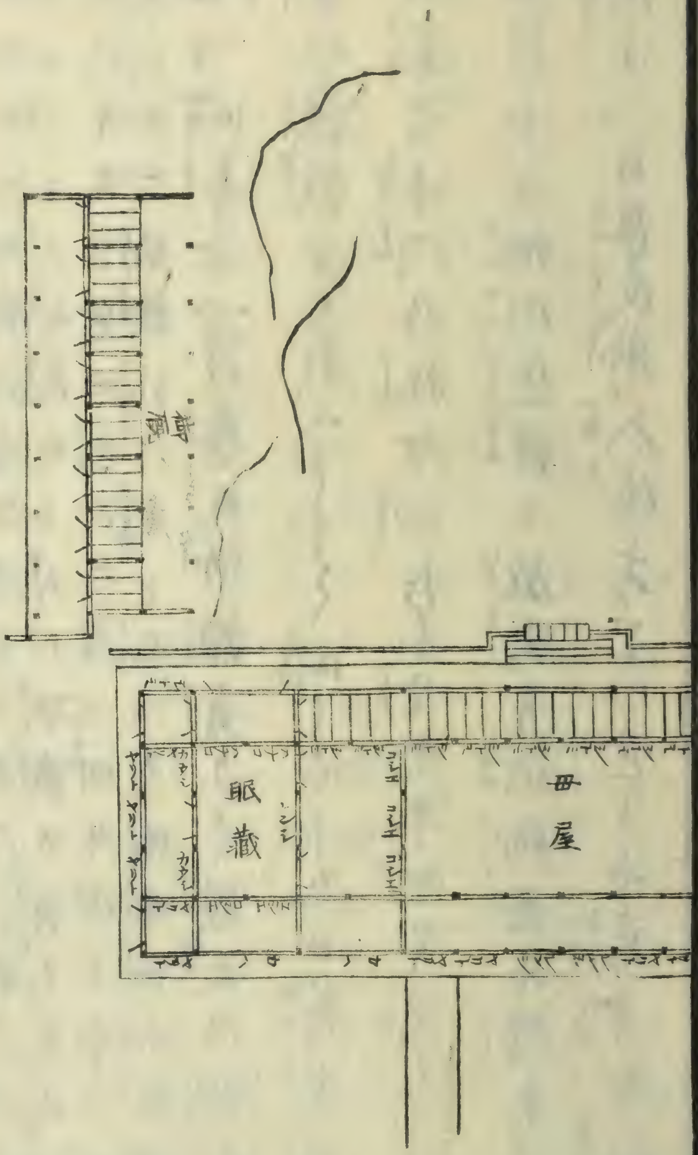

尊氏卿元弘三年五月十六日入洛其日より建武二年
八月二日相模二郎時行追討のため関東へ首途せらるゝまで
廿八箇月の間御座ありしあり應永寫本の京圖に依るに
数ヶ所あり高倉の東萬里
小路の西二條の南押小路の北にて凡方二町の地あり
たゞし此一時ハ二十丈四方あまりは今の地面にして凡
に二百二十六坪餘に當る其家の丈尺ハ柱の心より
心まで七尺を間といふハ眼藏の廣さまた丈尺
長さ二丈壹尺と見ゆ今の六尺一間のはかり八坪
余あまりハ十六帖敷計の處と知へし此時正三位宰相
にて住を同年十一月尊氏卿鎌倉にて謀反の聞有に
らまき
より是を誅戮せらるへしとて同しく十九日節度使の
御所に来りて中門の柱を切たるよし太平記にみえたり其翌
三年正月十日細川定禅が放火して此御所も焼たりし
がハ同十一日尊氏卿入洛ありしを東寺を以て

本陣となさせたり給ふに軍利なくして九州へ動座まし五月廿九日入洛乃時ハ近衛東洞院花山院右大将長親卿乃亭を以て御所となされし十月十日まで六箇月乃間此乃處に住給ひ 十月十日後醍醐天皇山門より還幸ありて此御所に入御なり
十月十日より貞和六年三月十四日まで十六年の間ハ土御門高倉御所に移らせらる 土御門高倉御所貞和六年三月十四日焼亡あり
同月十五日より観應元年十月十三日西園乃邸徙移として發向あるまで廿一箇月ハおはしまし同二年二月廿二日乃曉此御所乃寝殿焼亡せしかハ同月廿八日松岡より上洛有て三条冨小路上杉伊豆守重能乃家に入を給ひて土御門高倉御所を造営ありて移り住せらる同

今上近衛東洞院御所

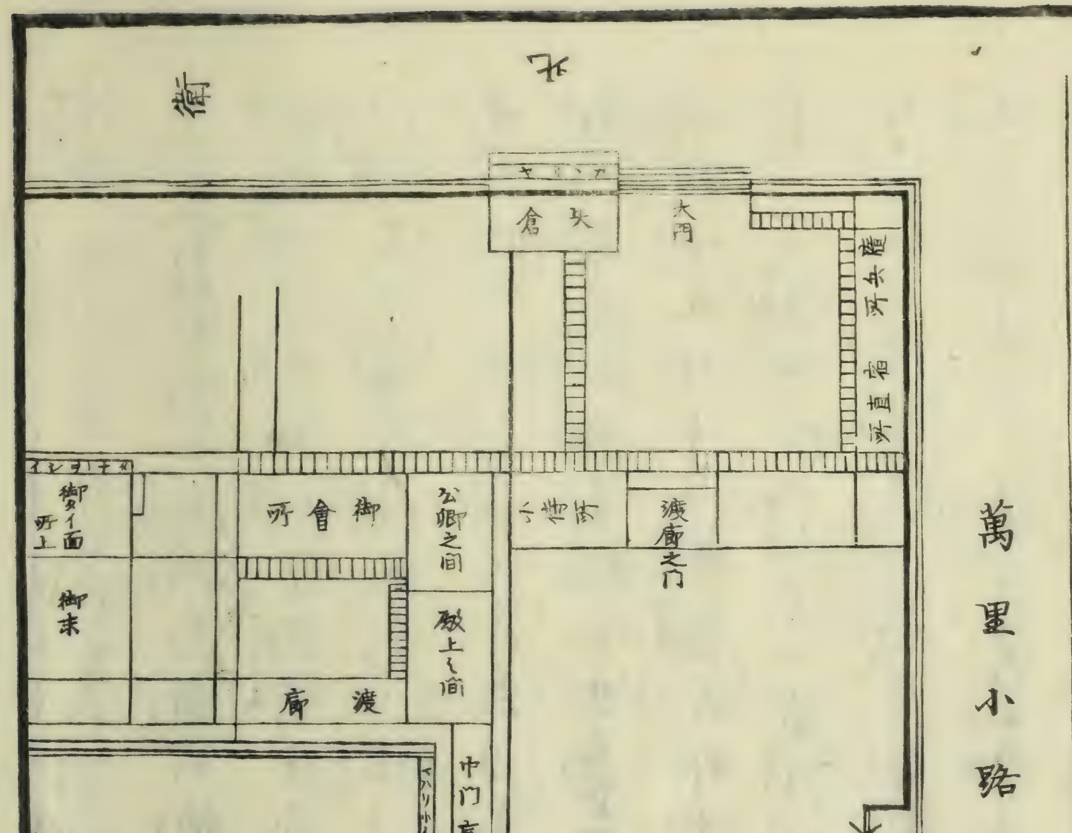

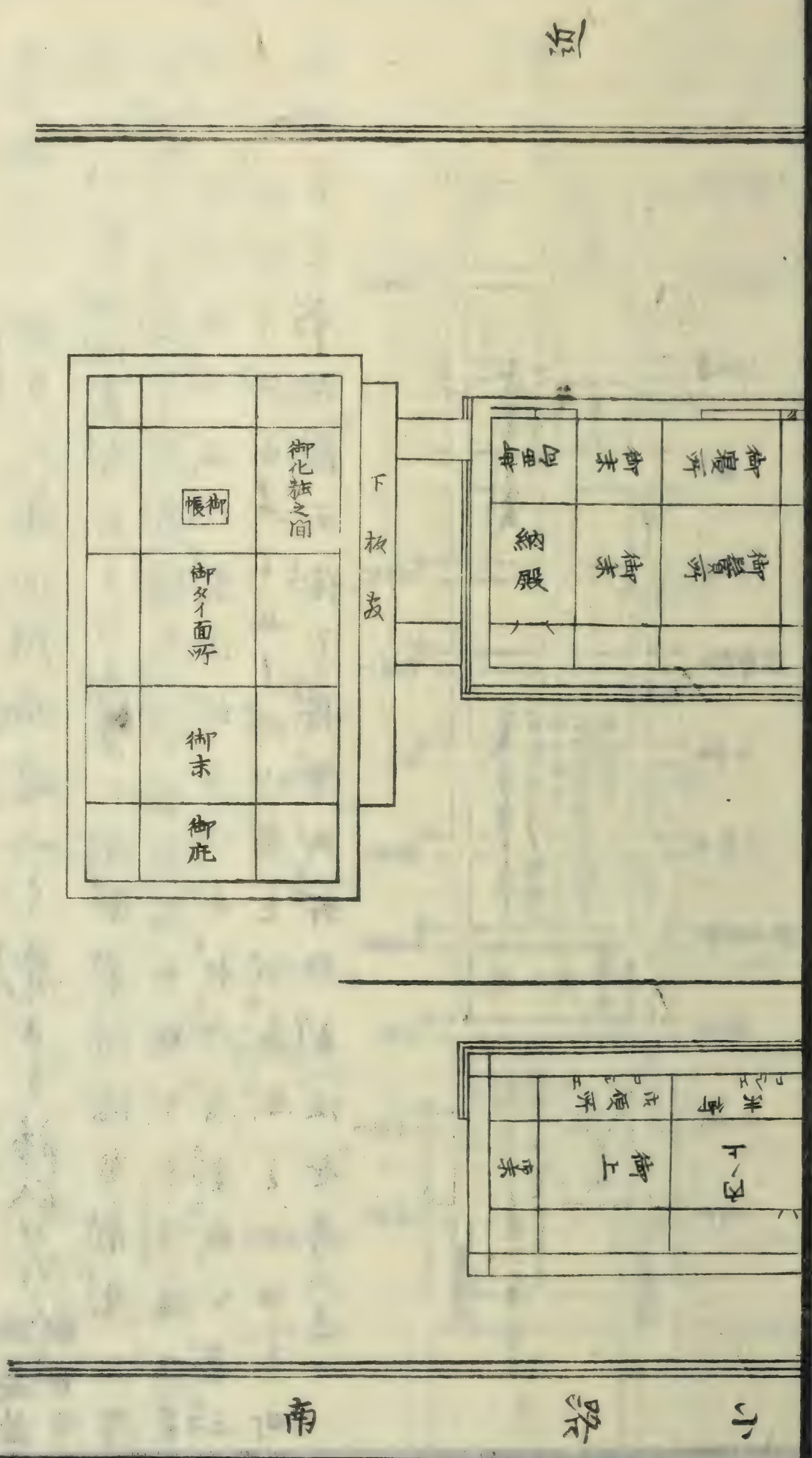

等持院殿近衛東洞院御所

戸部侍郎藤原

此圖一本ニ花山院圖と記せ花山院即等持院將軍御所なれハ異と爲ニ足らハ申次記ニ御便所御對面所御次ゝ間

上様御末ゞの御末中の御末　年十月十日直義朝臣鎌倉
東乃厩戸にけ遂等乃名見ゆ
にて将軍に背きけるを討平けらまんため進發ありて文
和二年まて鎌倉におりまし同年九月廿一日此御所へ還御
ましまして延文三年四月此處にて薨させ給ひけり　但義詮朝臣の
亭は三条坊門高倉にありて將軍の近衞東洞院と南北八町
を隔たり蓋當時貴顕乃人々多く父子別々に住ませ給へり
平相國清盛公西八条に住玉ひしに小松内府重盛公東山
乃小松殿に住玉ひしも西八条と小松殿とは廿五町
を隔たり今古圖に依て將軍御所の方位を考へまい

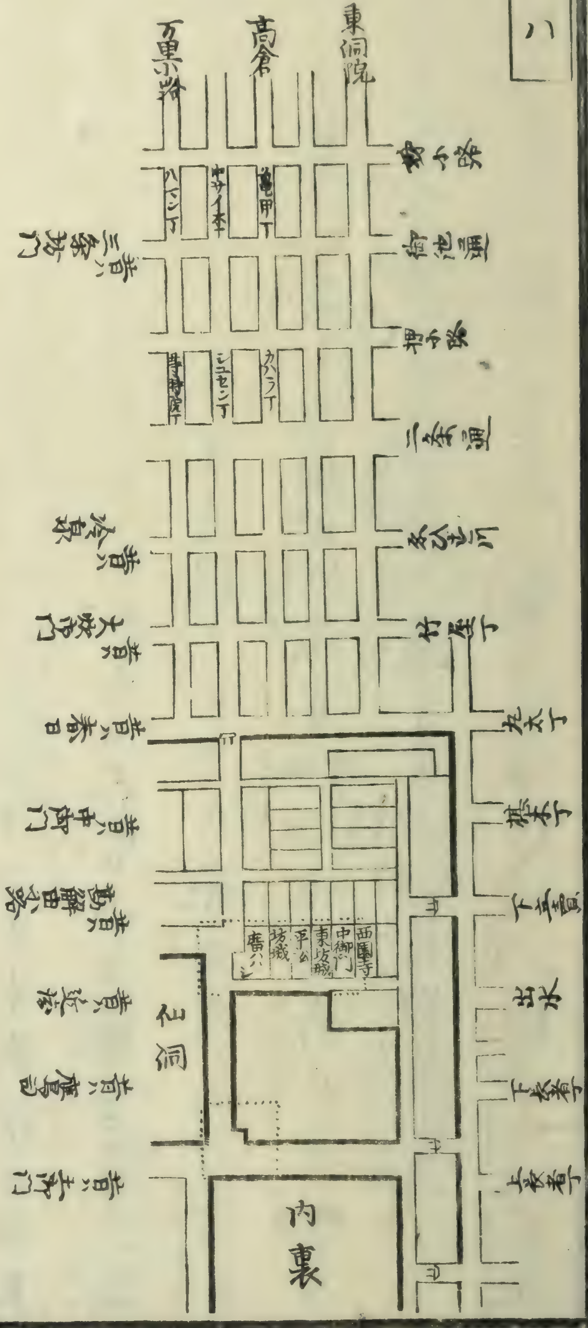

右に圖を見るべし是京都将軍家最初の御所にして其禮式
も亦此御所にして定められしをいふ鎌倉御所の典故として大坪道
禪の伊勢照禪に傳へし處なり余意なく此等の古図を寫得て
古を慕ふ情やみがたし故に冠装を顧みて昔今の沿革を
記す 抑尊氏卿建武二年十一月廿七日従二位征東将
と云
軍兼武蔵守の官爵を止め追討の宣旨を下されし後
ハ勅勘の叛臣なり然れども東國其指揮を守り九州變

乃率服し百萬乃衆を擁して天子を挾制し八荒を乃武
威を仰く事ハ何ぞや竊に其張本を考ふる乃承久兵亂の
後順徳院乃御讓を受嗣きらまし懐成親王を義時乃計
として御位を廢し奉り九條乃廢帝と申し 懐成親王ハ順徳院皇太子に
歳にて踐祚七十八日にして九條院へ御移り有て三種乃神
器を小閑院乃内裏乃棄置せられしと神皇正統記乃見へたり
文暦元年五月廿日御歳十七にて崩御世 さて御位ハ後鳥
に廢帝とも申て皇統乃譜へ入たてまつらぬ
羽院土御門院順徳院乃御脉ならぬ宮にと尋まいらして高
倉院第二皇子二品守貞親王と申ハ安徳天皇乃御弟
宮にましますを云とも後白河法皇 天皇 御祖父乃御心乃叶さる
まさんとて打籠らせ近頃入道して 法名行助 持明院の宮と申
まる皇子なを然るへくれと定めたまへとも入道親王に御坐

ハ其御子茂仁親王とて十歳にならせ玉ふを御位に付奉る
されハ八十五代の皇統を承續させ玉ふと云とも萬機ハミな
義時の掌上にて決したり然るに御年廿一歳の時御位を二
歳の皇太子に御譲ありて冷泉冨小路殿に移らせらる後
堀川院是なり皇太子と申ハ仁治三年十二歳にて崩御有
けるに四條院の御事なり四條院崩御の後ハ九條廢帝の弟
宮忠成王と土御門院の皇子邦仁親王とたく両宮より望
外皇亂のおちしめさぬにより北条泰時の意にて邦仁親王
を御位に居奉る後嵯峨院是なりかくして後ハ天下の成
敗四海の法度を悉く武家より是を沙汰し行ふの故なり
所にハ地頭ハよくきつく領家ハ弱く國々ハ守護重しく

國司ハ輕しむを以て朝廷ハ日〻ニ衰へ武臣ハ年〻ニ繁昌させ蓋一朝一夕乃ことニあらむ承久より以降百餘年十代乃天子神器を擁して武家乃供給を待させ玉ふ九代乃権臣國柄を専ニして威福を逞くし弘るを後醍醐天皇承久乃衰襟を休め朝儀乃陵遅を興させて大寶制令乃始乃復させ玉んと有しニより今まて地頭と称して所ニ臂を張し甲乙人等忽ニ白丁乃列し郡司（郡領主政主帳の類）の門ニ手を束ね守護と称して國ニ威を振ひし大名田主有位無位乃班ニ就て成功揚名乃徒と伍を同くせられんとせしを憤り父祖相承乃武威を募り數百年中絶乃公儀ニ服させるゝ故なれハ尊氏卿ハ天授人

與乃真の大将軍に御座あり設令建武乃初政天下に行はれ諸國乃兵士を休めて農桑を勧め東作乃業を起さしめたらんには累代勲功乃武士譜代弓箭乃名誉徒よなるべく口分班給乃白丁と伍を同しくなさんことに将軍若果断英烈に頼て七徳左傳に武に七徳ありと云長に輝き三尺の秋霜日々に光を増時となさしめんや

尊氏卿建武二年八月廿九日より勅許なきに自征夷大将軍と称せられしかども将軍家政所を建らるゝに及んて依て別當令知家事案主等を任せられしが執事政所問注所等を置れし乃ゝ同年十一月廿七日官爵を削られし後延元元年十一月廿五日光明院乃宣旨に

く權大納言に任ぜられ鎌倉右大將頼朝卿前右兵衛佐より建久元年十一月九日直に權大納言に任ぜられし後百四十七年中絶の例あり同二年八月十一日正二位に叙し征夷大將軍に補せらる然るに御書の式さへく鎌倉の式と同じかりしを建武三年十月七日後醍醐天皇山門に御座將軍も近衛東洞院の御所に住まひて元弘三年後醍醐天皇隱岐國より還幸有し後天下の政務公家一統に歸し諸家の領地

等持院將軍家御書

一　入　水

元弘以來被收公寺領
幷當知行地事尤不
可有相違之状如件

四 三 分

建武三年十月七日

妙法寺長老

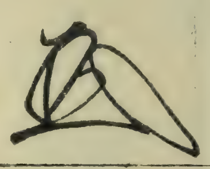

諸寺乃寄進せしへく武家先判乃領分ハ盡く収公せられしを將軍より返し與えられし形乃

妙法寺ハ鎌倉塔辻にあり今妙隆寺乃邊なり

鎌倉將軍家乃御下文乃書法ハ東鑑建久三年八月乃條に見えて別當令案主知家事乃連署あり去ハ千葉介常胤乃おとな宿老ハ政所下文と云ハ家司

一尺七分

將軍家政所下　常陸國村田下庄 下妻宮等

補任地頭職事

左衛門尉藤原朝政

右去壽永二年三郎先生義廣發謀叛企闘亂爰朝
政偏仰朝威獨欲相禦即待具官軍同年二月廿三日
於下野國野木宮邊合刻之刻抽軍功畢仍彼時所
補任地頭職也庄官宜承知不可違失之状所仰如件
以下

建久三年九月十二日　　案主藤井

知家事中原

令民部少丞藤原

別當前因幡守中原朝臣

下総守源朝臣

等の署名あ志く後證に備かへし常に亂る分に於ては別に御判を副置れ子孫末代の亀鏡となるへき由申候とありて將軍家政所と

云文字乃右乃方へ御判を載らるゝと云てハ常胤乃心御下文ハ家司の奉
書にて直判ならぬを嫌人と云ことも實ハ頼朝卿より常胤
へ直判宛にあらぬを憤りてかくハ云なるへしされハ尊
氏卿ハ當時乃執事家司乃奉りたる下文但其二通をかよはし
にてハ人望りかなえぬ處有しなるへし
見て頼朝卿乃將軍家政所を開しまゝと尊氏卿乃將
軍家政所を置ませさると御下文と御書と互に其時勢
を窺ひ知へきなり

頼朝卿ハ六孫王經基朝臣八代乃總領と
志て初て正二位に叙し權大納言に任し右
大將を兼なへと云とも坂東乃名家或ハ匹敵乃思をなきり尊氏
卿ハ八幡太郎十代の孫にしく六孫王にハ十四代なり然も曩祖
上総介義兼ハ文治六人受領乃列としく山名伊豆守義範加賀美信
濃守遠光安田越後守義資平賀相摸守惟義伊豫守義經と同班なり
七代乃間位に品を越きといへんや尊氏卿一旦
勅勘解官乃御身朝敵乃名を蒙りなんをや

尊氏卿御母方叔父ハ日静上人と申ハ上杉頼重乃末子に
て従三位清子尊氏卿母公乃弟なり頼重足利治部大輔頼

氏乃妹乃嫁しく永仁六年駿河國盧原郡賀島郷乃家
乃生里賀島ハ頼母難産しく死たまいあまる冥福を薦
めんため同郡等覺寺の日位上人を師としく僧に成た
里日位上人ハ日蓮後にハ日朗上人乃弟子日印上人に
從ひく本化正宗に代乃法燈を帝都に耀かしめけるが
時しも將軍家法万年擁護乃本誓を憑ままさ建武之年
十一月廿六日石見安藝美作三ヶ國乃内二十二ヶ所乃地
頭に課さく六條堀川に本國寺を造營させたまふ繩墨

寄附
石見國永久郷 小石見郷 津毛郷
貫見別符 福屋郷 久利郷

正しと云とも天下の
争亂いまく靜まら以
土木乃功ならひの外に

用田郷　上お羽郷
下お羽　太田南方
安藝國吉茂郷　久芳保　下品地郷
志波庄　志芳庄　飯見庄
秋光保　多治保　大朝庄
都戸郷
美作國青柳庄　粟倉庄
以上武拾弐ヶ所
右當寺造営之間奉寄之状如件
建武三年十一月廿六日源朝臣

延引して十年乃春秋
を經て貞和元年に
至り結搆事終けり
ハ廿二歳ハ元乃如く
將軍家乃領とあり
り寺院乃永代を限
りて田里を施入せし
年限を定めて施
入せしとあり河内
津乃田園十八万六
千八百九十代を天
王寺へ寄附ありしハ永代寄施乃始なるべし續日本紀天
平十年六月乃條乃五年を限り食封百戸を觀世音寺
に施ししハ年限施入なり將軍解官乃後たるか故に源朝臣
此等のことハ文去ぐれハ略く
と書もしあり　鎌倉寳戒寺乃寄附状ハ參議源朝臣と
あるハ建武二年三月廿八日にして本官

夕顔笙　尊氏公遺愛　東山要法寺藏

大如圖

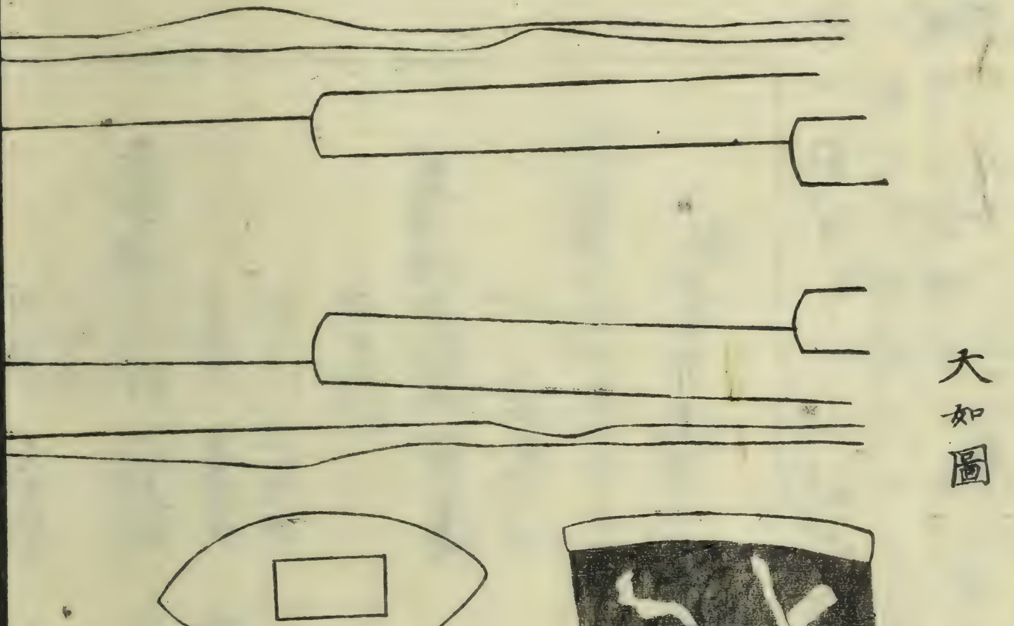

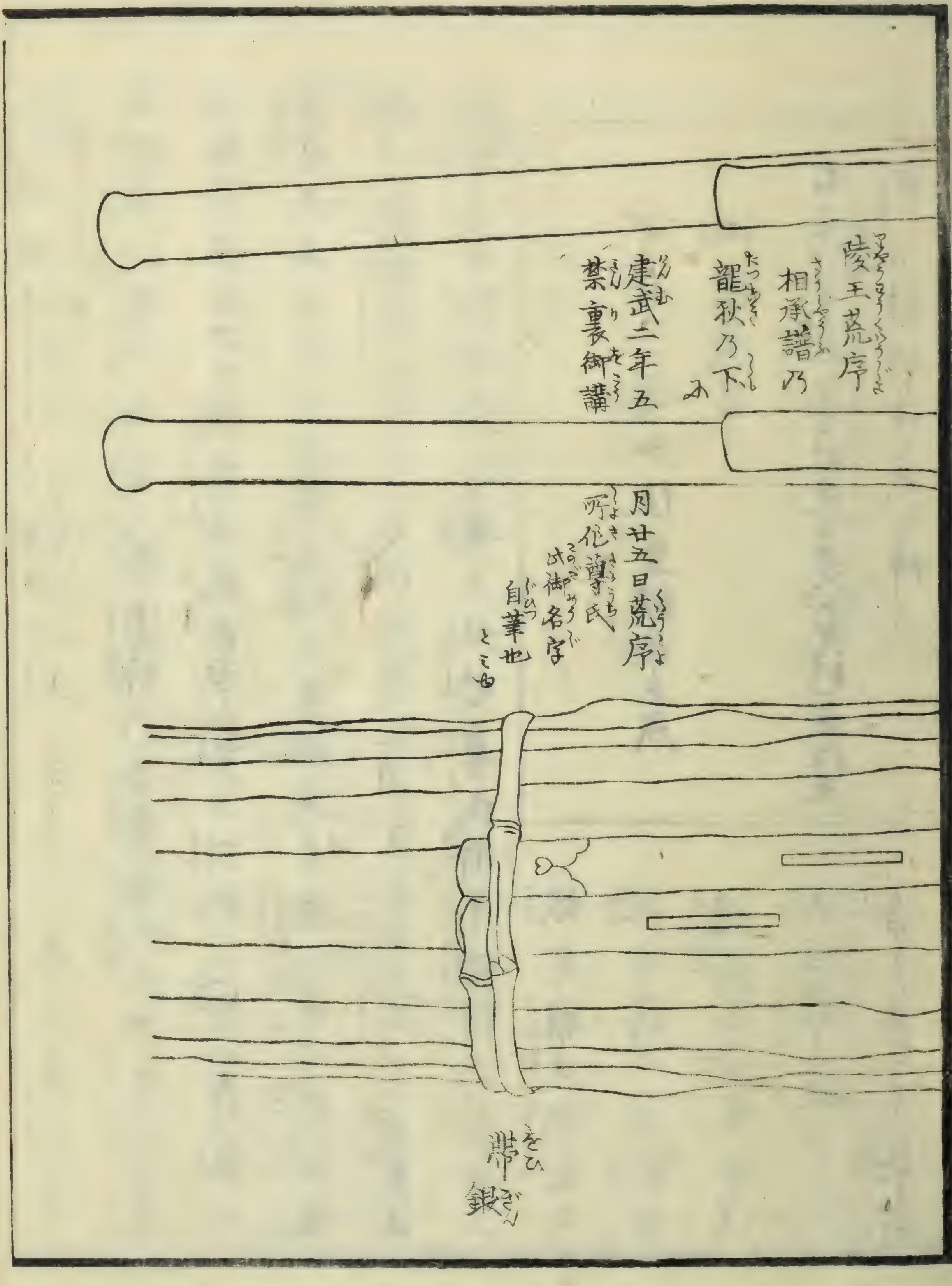
陵王荒序
相承譜乃
龍秋乃下
建武二年五
禁裏御講
月廿五日荒序
所依尊氏
此御名字
自筆也
と云由
帯銀

ふく御座る故なり御下文と云名目ハ止られしかれあり佐竹文書
ニ佐竹上総介貞義入道道源乃子息佐竹又次郎義直建武
二年七月廿四日武蔵國鶴見原合戰ニ討死し同六郎義冬
建武三年二月六日常陸國久慈郡ニおゐて楠正成乃代官誅
伐乃時討死せしニより同四年三月父上総入道ニ陸奥國
雅樂庄の地頭職を賜ふ此時尊氏卿光明院乃宣旨ニ

可令早領知陸奥國雅楽庄
地頭職事
右為子息等討死之賞所宛行也早任先
例可致沙汰之状如件

依て權大納言ニ
任し給へり是弘安
禮節ニ納言よりハ
大臣諸大夫へハ二
合とあるニ從ひ

たるなるへし是を
御下文と唱へし説
ハ此時陸奥國乃
管領足利式部大
輔兼頼幼年たる

建武四年三月廿六日（花押）

佐竹上総入道殿

か故ろ家司氏家少輔四郎入道道誠西國にて成敗を
執行を依て氏家入道乃許へ高武藏守師直より奉書を
贈る其文ろ陸奥國雅楽庄地頭職事任御下文可致沙
汰付於佐竹上総入道道源代官之状依仰執達如件建
武四年三月廿六日少輔四郎入道殿武藏守とあるなく
考へし　書札乃式法猶委しくハ
別ふ書あれハこゝに略き

尊氏卿延元元年春筑紫へ御下向ありし時多々良濱に
て供御を調進せんと伊勢伊勢守貞継入道照禪そこら
奉走りまはりて三杵舂たるか八木を求出し飯に炊き
御紀方に前薄押しき廿枚御手飯匙一ツ白箸七前赤
箸廿前昆布二きれ土器乃まゝ一袋鰹乃けつり物まるめ
乃削り物鰹節うち味噌塩鯛一かけ干鯛一枚を長櫃
に入て伊勢乃下部と御内乃下部と二人して舁て參り
てありしと有り然るに程なく軍あるたひに勝に乃り遂
に京都へ還御ありて天下乃武将とありたまひしかハ建武
四年乃春若狹國に黒飯と云地を照禪に拝領せしと有り
是より京都将軍家乃御嘉例として毎月朔日ありひに御

誕生日にはかならず調進する事とありしとかや

四方　薄れしき

三光院内府記に大臣以上は四方
大納言以下三方なり摂家は官の
浅深によらず幼少より公卿にて四方を用ひらるとみえたれ
天正頃の定め
と知べし

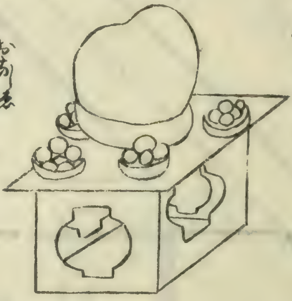

此四方は
後三年合
戦記の絵に
見えし軍兵剛臆の
座をわけたる処に
あるは大将の
膳部に
ありける
物なり

四文にて折敷一膳を調進するよし
同書に見ゆ米に見合せて四合八勺許
と交易すべし

多々良濱にて
の例とて弘治
年中十二
銭にて
四方一膳
調進する事
伊勢貞助の
記に見ゆ

同絵に
盃をのせ
たる
四方

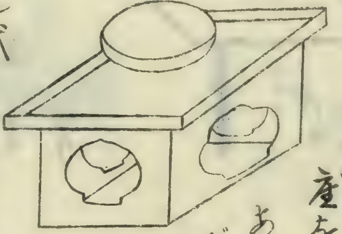

弘治三年米壱石ウル代八百廿七文と薬師寺の
記に見ゆ是は十二文は米一升四合五勺と交易
すべし たゞし此頃の升一升は今の九合六勺余なり

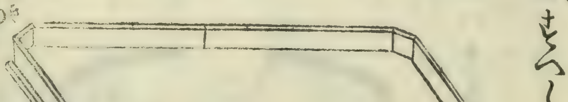

多々良濱にて
四方を用ひしは
尊氏卿
直義朝臣
仁木義長
細川顕氏
此四人なり

伊勢宗五が大冊子に
折敷を武家に用ゐる
よし見えたり

天子乃御膳ハ大床子二脚にすゑて奉るとあり

大床子

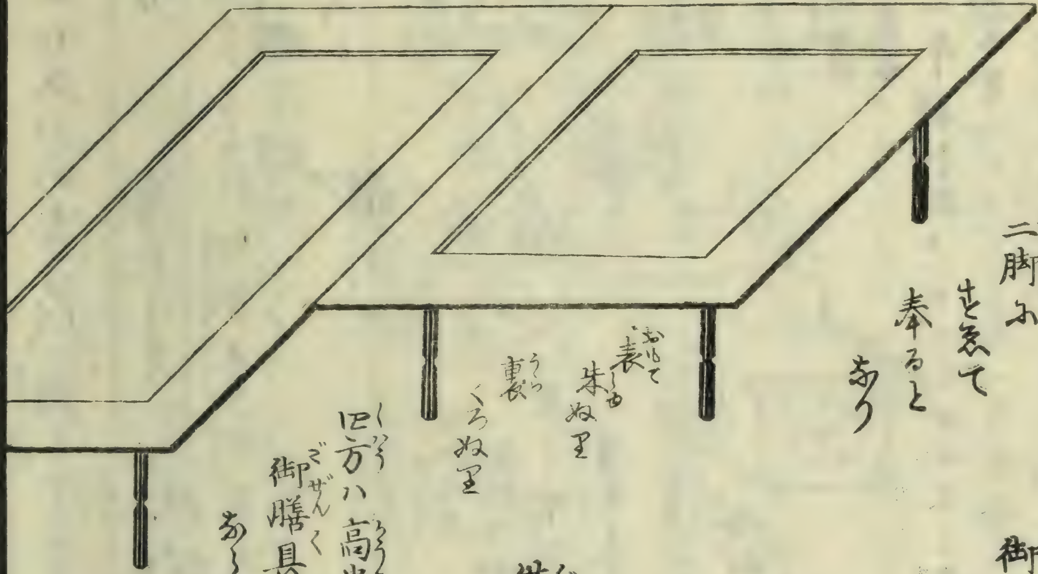

表 朱ぬり

裏 くろぬり

四方ハ高貴の御膳具なるぬを知へし

御臺盤

朝餉ハ御盤四ツ臺にすゑる

大床子ハ御盤八ツ臺にすゑる

御盤 御臺ハ別にあり

供御乃品ハあまを略す

牙足臺盤

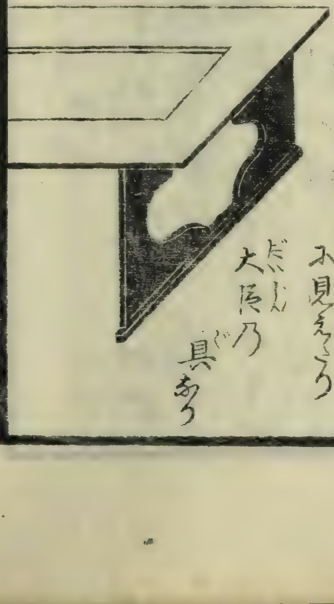

類聚雑要抄に見えたり 大臣乃具なり

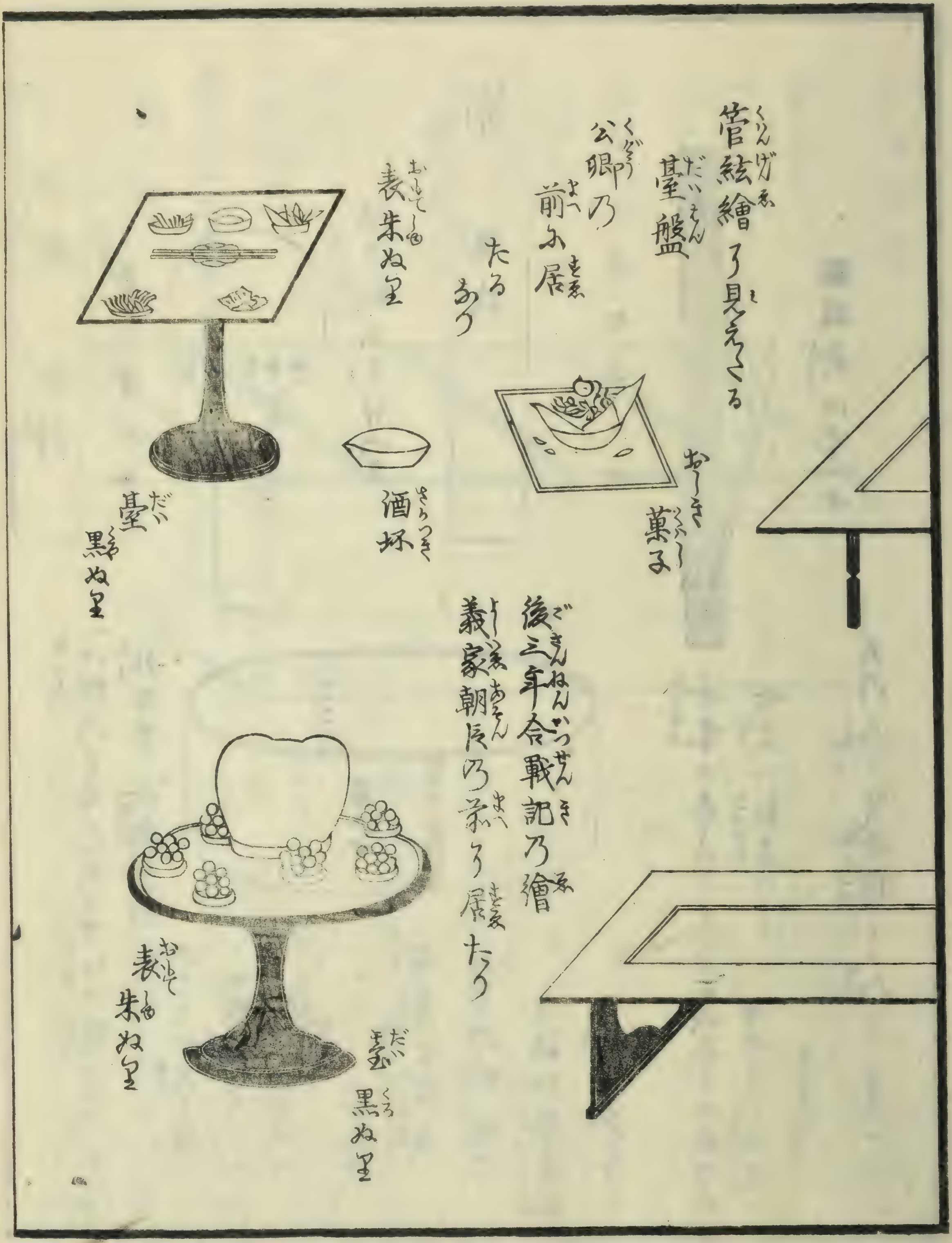
管絃繪に見えたる
臺盤
公卿の前に居たるあり
表朱ぬり
菓子
酒坏
臺黒ぬり
後三年合戦記の繪
義家朝臣の前に居たり
表朱ぬり
臺黒ぬり

手飯匙　飯鉾

長八寸二分

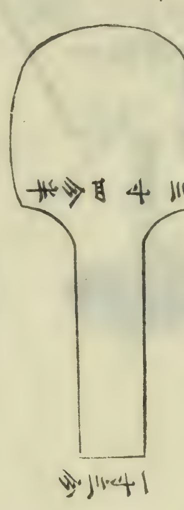

歯さ板ふくけづる

箸

揚枝

長七寸二分

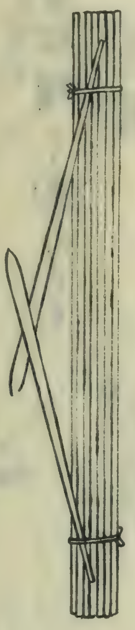

揚枝長四寸二分

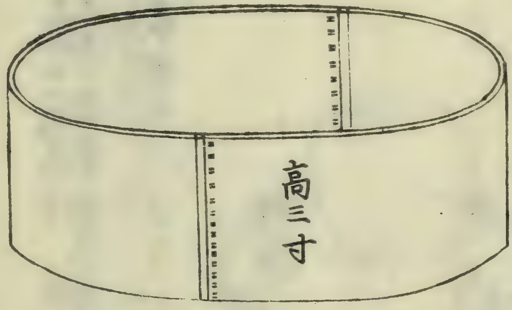

飯櫃乃ふち乃太キサ口の廣さ九寸六分
外の足　此類二ツ
小ふちの太さ右
口の廣さ　六寸八分
高さ　二寸一分

右多々良濱
ふくろ乃御飯乃
寸法伊勢貞助
乃記ふ見えたり

七寸は志らり上下共へふく二寸ゆふ
廿寸は松木なり　御やうし御先へ
さきぬり

其乃尻をを長横ろ入てまはしあり

御膳長櫃

蓋裏書
以故太皇太后之御物
充秘密灌頂之具足
奉資冥福
長承元年壬子七月
十六日癸卯施入
傳燈大法師
念範
依故大宮大進時房
之遺領也
建保二年九月傳領
高山寺
方便智院

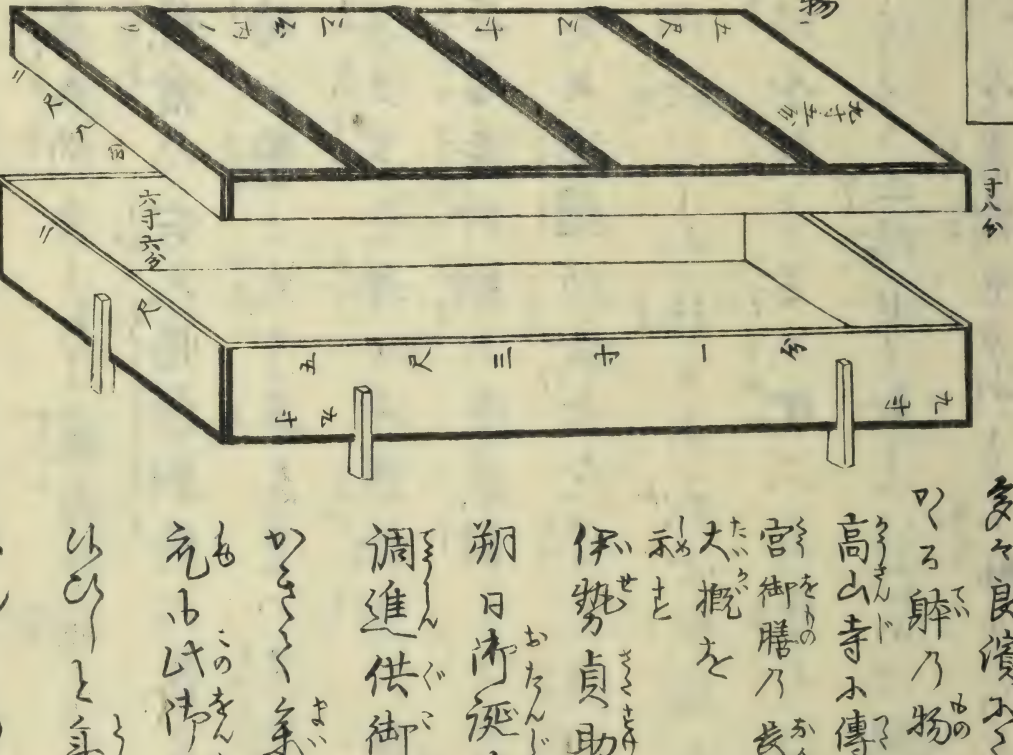

多々良濱ふて用ひし長櫃ハ
かゝる躰乃物なるへし依て栂尾
高山寺ふ傳はれる宮治皇太后
宮御膳乃長櫃を圖してその
大概を
示と
伊勢貞助乃記ふ毎月の
朔日御誕生日両度つゝ
調進供御ハ長櫃ふ入て
かくして參るむきハ大名
も此御長櫃ふハ下馬
せしと年寄とも申傳へ
しとあれハ光源院將

軍家乃時まてハ断絶なく行れ来りしと志られたり
等持院将軍尊氏卿あらたに幕府を開きて武家乃権柄
を執玉ひしも鎌倉乃右大将頼朝卿乃意ニ本つき玉ふ
と云ともハ其時ニ勢と大ニ異なれハ其制度まてニ
取捨あり今其大畧を挙るニ頼朝卿ハ後白河法皇の
院宣ニ依て木曽義仲朝臣を追討しまて平家一門を
征伐せられんため諸國乃武士を挙て頼朝卿乃幕府ニ
入て其指揮ニ従ハしむ然るニ武士私威を耀し諸荘
園（公家乃領知也）濫行を致せる土肥二郎實平梶原平三景時
を總追捕使としてし上洛せしむといひかつ國宜（國司の下知をいふ）
廳の催（禁裏乃御下知）を忽緒せされと下知せられたるを以て考ふ

是ハ國ニハ國司を置き庄ニハ庄司を立られしヿ明
かなり尊氏卿乃自将軍乃權を擅ニし天子を挾制し
て郡國乃兵權を專ニし國司と守護を併一ニなされた
るハ皇朝上古國造と同しく大寶制令改革乃大なる
所なり去ハ昔ハ一國乃田皆天子乃有として是を民ニ班
給ふなり其身一代ニ止る身死されハ即公ニ返し納
民田を受るハ租を貢る租を貢せし餘ハ皆民乃得分と
一國乃租を平分して二となし一を正税といひ一を公廨
と云正税ハ天子乃倉廩ニ納め主税頭これを掌る公
廨ハ國守と介掾目史生乃勤労ニ配當して是を領
つ又民乃年齢ニ依て正丁中男小男を定め人別ニ物

を出さしむ絁布等何にても是を調と云又民の戸に人數
其地に産する物
乃多少を計り上戸中戸下戸乃別を立物を納るを庸と
云調と庸とハ主計頭これを掌る是太寶制令乃時民
に取乃法なり然るに民を三分して一分を兵士とな
して京に宿衛せしめ邊要に防禦たらしめ國中に守備
たらしむ兵士軍功あれハ田を賜り是を子孫に傳へ
子孫まで軍功に依て田を賜へ是國中兵士乃家ハ富
て農民と自然に懸隔ある所以なり中世より以降朝家
に成功乃科を定められしより兵士乃富る者財を獻し
て爵を賜へ是兵士ら衛府乃官を称し掾に任ずる者
多き所以なりまた是兵士乃器量ある者を擇て師と

なし軍團なくハ毅と称し他國ゟ出て征せまとさハ押
領使と云朝廷既ゟ源平両氏をもつて将門と定められ
志より後諸國乃兵士盡く其幕下ゟ属せ即源氏乃家人
平氏乃家人と各黨を建るゟ至る　累代源氏ふ属せるを　源氏重代乃兵士と
云代々平氏ゟ属せるを平氏重代乃兵士と云其田禄
ハ面々父祖勲功乃賜田なきハ源平両氏乃軍將たゟ
人乃進退尊氏卿初めて國々乃兵士を招くふ勲功の浅
ろあらハ
深を最として譜代　累代兵士として京ふ宿衛し邊要ゟ向ひ　國ふ守備せる家を云下野乃小山甲斐の
武田の類を論と以披官　たとへハ紀清両黨の宇都宮ふ於ける如し　宇都宮ハ二荒大明神領乃別當紀清二氏
ハ神領乃所當事當あり
をいもん以郎等　其家々乃　家臣を云　を別くん以高師直
ハ足利家乃郎等の長なま仁木細川ハ一門乃親族な
ま師直閥閲積功を閥乃功を以て其上ふたち芳賀伊　閲と云

賀守高名入道禅可ハ宇都宮公綱乃披官たりと云共
軍功を以く越後守護職を賜へる如きハ頼朝卿乃意
と大ニ異なり北条家乃家人と幕下御家人是よりて混をましき定めらぬき
兵士軍務を主とらしく氏族を専とせん末ニ至て斯波
乃朝倉織田細川乃三好畠山乃遊佐神保赤松乃浦上
大内乃陶土杉乃長尾京極乃上坂浅井土岐乃斎藤等
ミな列しく譜代乃名家と相周旋せしまるに至る抑又兵
権乃一變なり其民ニ賦せし法租調庸ハ禁裏御領及
ひ仙洞女院宮方乃領ニ乃ミ残りて其餘も全く守護
職ニ納守護職乃収と農民乃得分と八國ニ順く差等
あれハ一定しかたしと云とも田地三町三段乃年貢銭

十貫文乃當る地あり安樂寺文書に見ゆ又籾に十石錢十貫文に當る所あり神鳳抄に見ゆ延文年中の定あり共乃武家時は百貫乃地に籾にて百石を收むへし是を三町三段乃法に准するに一段乃籾一石弐斗餘に准を一歩乃籾三合三勺餘に當る下々田なるへし又上田は一段に籾三石六斗より四石に及ふ錢に准折すれは九百文より一貫文に當ると知へし此田得を五十分にして一分を割て武家役と名付京に運上せしとなりたとへは百貫文乃地頭より二貫文を鎌倉乃定は割て武家役と名付將軍に納むる也守護乃給分段別五升にして權門勢家乃莊園を云ひ去れ豐後守護職大友式部大輔頼泰入道道忍乃注進に田代六千八百七十三町とあるは公田府田神領佛

寺領等を該載たる從しく粟三千七百三十六石五斗
余乃三万二百九十を守護給とおんの定めなる是弘安八年尊氏卿
九石。四升あり賴泰又相襲く守護職たる時
乃時ろ大友式部丞氏泰代の孫
ハ六千八百七十三町乃田を銭ろ平均しく凡五万七
千百十七貫六百三十文ふ當るとあり是を五十分ふ
割く一分ハ千百七十二貫二百九十二文六分ふ准と
粟ふくハ四千又百六十九石一斗七升。七勺ろ當る鎌倉
の時乃守護給ろ増一と千百三十二石六斗七升餘
即運上しく將軍家乃府ふ納め其次ふ公家神佛寺の
領家ふ浟弁し其餘ハ守護乃有と為と云ハ圖田帳是ふ見ゆ
利家乃賦法ハ鎌倉より酷かりしと推量るへし
貞和又年六月十一日祇園執行意ヒ条乃橋を渡さ

むかし新座本座の田楽を合せ老若ならべて能競をさせ
させけるに四条河原に桟敷を打希代の見物なりしと
ぞ云家には二条関白良基公門跡ハ梶井二品尊胤法親
王武家にハ大樹尊氏卿これを興させられしかハ其以下の
人々も申に及ばんと太平記に見えたりされバ将軍の
田楽見物ハ出御ありし始なるべし　相模入道崇鑑ハ将軍幕府別当の
職なり然れとも田楽の躭るを刺る　崇鑑ハ我家にて
是を弄ぶ猶人これを議す尊氏卿ハ身六軍の上将軍
として七度と共に桟敷ニ其後田楽法師将軍御所へ
是より出入ハいふにそや
出仕を許され年々正月七日年賀の御礼を申と云り
和泉国和泉郡大津村の。藤田松阿弥。同清阿弥とて二
人あり。昔ハ新座本座十三人宛廿六人ありしとぞ。
京今出川室町の。泉涼二徳。紀乃伊都郡入江村の。坂本
清林。同林西。同西林と云三人あり。是皆田楽法師なり

田樂　鶴岡職人盡繪所載

笠 キン
水干 シデ 白
カリ衣 緋
紋 キク
帯 白

うちたく
中門の
やまとうひと
さうらあの
月をまそ
さくく
み重

原本図大きく
依て縮うして載

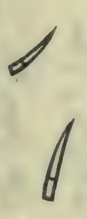

鶴岡職人盡歌合の時代定かならねとも鎌倉幕府の末の物なるべし

今春日祭に出る田樂法師

高足

狩衣 緑
あやゐ笠

刀玉

あやゐ笠に扇と刀子を
ろとく持出る

装束
高足と同じ

但能くらべをさせけると云るに依て考ふるに貞和乃
頃田樂を能と称せしを明けし又其下文に刀玉は道一
かくる立逢終ましかは日吉山王乃示現利生乃新なる
猿樂を肝に深くそ出しけるとあれは田樂と猿樂と
相共に伎を施せしとそ亦疑なし其猿樂ハ遐齢延年
乃方なれはと大森彦七乃舞太平記に見えたれハ今古寺舊刹に
現存せる延年乃舞と云ものまて田樂猿樂より出しなる
に適し 尺素往来乃本座新座之田樂和列江列之猿樂各可揩所能と見ゆるハ田樂猿樂相共る一部
せしを然れとも其淵源本行經乃夫虬と獼猴と乃喩に
慰思へし
出て猴は狂言して齢を延たる理を演て智論に意一ム
万命壽ニム祭祀祈禱之ム礼儀を弘めしなるへけれは
歌詠にて猿樂といふ是なり

延年舞
誦文方
鈍色大五條さしぬき
中啓
人數定りなし
誦文畧す
南都
京
栂尾
高雄
高野山
異同ある
信兆圖

舞人
赤色浮牡丹蔓
織物袍
白大口
中啓
白五條ふく
頭をつゝむ
烏帽子 紐紫
鼻高沓
さやまき あつち
つか鮫
めぬき丸
下緒紫

狂言と云能と云猿楽と云ふ皆祭祀祈祷乃用ひらるゝ
義にして其く穣災乃意を兼しならん誦文乃終りにハ
やふ於神乃んはなひくらし其やんなひくらしと云歌を云
反おし返し唱ふるをハ何方ろは延年乃舞を傳ゆるる處ハ
皆同しきにや
康永元年二月小笠原信濃前司貞宗信濃守宗長乃嫡子一通乃
目安を上る云早武勇稽古大事乃依る犬追物乃御制
禁を止られんと欲を右貞宗ひそこのに前牒を考へ備旧貫
を案ぞ於乎武者主を當入國を安ぞる基なしく亂を撥
志暴を禁き於本たる當御代を云　尊氏卿　義兵應兵乃旅力
を廻らし興廢継絶乃功勲を甄し向ふ處前なく速ぞ

虚實乃氣をさつし戰ひしく敵を却け明に奇正乃機を張て頓に九變乃利を通し偏に七徳乃欲に諧ぬき玉ふと云とも天下歸正乃日ハ元弘三年七月廿六日諸國に詔して士卒を農業に歸らしめ同廿九日詔して徳禽獸に及て犬追物を禁制せられ武藝を停られたり。其政化乃仁恕を知といへとも弓箭を携て武藝乃廢絶を歎く然れ共禁遏乃制を止められ御免乃法を下されて此道乃再興を樂まん私乃為にもあらバ公乃為にあらずを申し家乃ためにもあらバ道乃ためにあらず哉と申ありしかとに將軍其志を賞せられ因此禁制ハ

當今 朝ハ後村上院御宇 北朝光明院御宇○南

志ろしめさしる事なれハ忽に再興乃議おこなはれしとかや 貞宗乃此言よなくハ犬追物を全く断絶せしへう

去り此同安り依て此道再興り及ひ鎌倉實朝公より以來
頼經將軍武蔵守泰時おふしく經時等乃心を盡さし藝乃
顯まうくことハおわろ
け乃ちとてあらん
尊氏卿幕府を開きの後軍兵を指揮なさまくふ仁木細川
吉良今川斯波乃一族を上首とし上杉畠山山名一色
佐々木赤松と順次をるハ其家を賞翫して官位乃淺深
ふ拘らし人後ふ三職斯波細川畠山御相伴衆一色山名赤松佐々木大内三
職乃當職た國持衆吉良今川准國持外樣衆評定衆御
らさる時上杉等
供衆御部屋衆申次番頭節朔衆攻衆走衆總番衆なと
所役をとりたまくも猶その家門を用ひられし也また
高氏伊勢氏大高氏等乃如きハ累代足利家乃郎等職
なりハ前乃諸家と一列にあらん
此事鹿苑院將軍家乃傳に詳くせり

尊氏卿参内乃ハ衣冠束帯朝家乃典故乃従いて改ら
るゝ不及ものと云とも私第ニ於て正月朔日諸将乃拜賀を
受られし時ハ唐織乃御服白御直垂御腰乃物御扇子御
鼻紙（正月廿日迄綾なりとそ）此四月朔日より五月四日を白き絹乃袷
五月五日より七月晦日をかたひら八月朔日より九月八日
を袷九月九日より小袖十月亥の日ハ紫色乃小袖三
月中ハ薄小袖織や某乃家記乃見ゆ○八月朔日乃袷を
贈遣し豊臣太閤より素須太郎ニ賜へりし
書翰乃為八朔之祝儀袷二到来悦思食候猶木下裏打
大膳大夫可申候也八月朔日とあるなとく思へし
乃御直垂ハ御陣乃時もちゐ給ふとかや　同上家記乃見ゆ　御紋
桐乃紋總地乃桐をちらし織る色ハ定まなし　尾張國熱田地蔵院
ニ尊氏卿縁塗のよし
弓を持馬乃時ある像乃直垂乃振紋乃如し　御兜乃前立
但此畫ハ眞本を見されは定かならす云々かし

ハ半月形足利鑁阿寺乃木像乃あるひハ剣形を用ひ
兜乃彫たるかきろ
ら総てしと云函人某乃とも正しく其物を之称へ必定ふ
記ふ之也
も記すべし
翰林葫蘆集ふ元弘建武乃間仁山大相公尊氏卿馬上ふ
て天下を取あかとく吾運を開このは必ス寺を立へし
と心中ふ誓ちまひしとも新造いまく成さらしふと始
寺ふ従ふ文字之ひを集めて等持寺を名とあさ給て
康永之年二条萬里小路ふ建立ありしとかや山を鳳
皇山と号し開山へ夢窓國師な里 後愚昧記ふ永徳元年十二月等持寺當
時禅院な里元来ハ浄花院と云浄土宗乃寺ふあり向阿
上人開山と見也るハ浄花院を康永之年ふ土御門烏
丸ふ遷し其跡ふ等持寺を建 此即今乃三条坊門高倉
らましことを證とするふ足里

乃御所八幡宮乃別當寺にてあり北山衣笠山乃麓等持院ハ康永元年果課院大夫人を葬らせし地なる故に尊氏卿も是に從ひ玉へるなるへしまくし等持寺の第二世東陵永璵禪師夢窓國師乃代りて伽藍を搆営し等持院と號し或ハ北等持と称せり其頃ハ西山一寺にて鳳皇山と称しけらん義堂周信住山乃延文三年旧月尊氏卿を葬りし後に日万年山と改む此寺を以て京都將軍家乃墳墓乃地と定められたり又鎌倉にても左馬頭基氏朝臣亀谷乃地を點して梵宇を営し尊氏卿乃古先印元禪師等持寺乃歴代にて眞旧宅あり如萬壽等に轉住し又建長乃住持を請して開山となし長壽寺殿妙義仁山と称す今長壽寺に尊氏卿乃木像あり

先進繡像玉石雜誌卷第八終

先進繍像玉石雜誌巻第九目録

贈従三位藤原為子真影并傳

御子左　賀茂神主氏久　典侍

萬秋門院瑱子　一宮尊良親王　賀茂川水位

皇后宮御匣　式部少輔英房　姨を妻とす

佐々木時信　六角乃家　對乃屋　禅林寺

宗良親王　八王子　赤山　唐崎合戦

一品法親王乃娘　南都合戦　白輪湊

濱名橋地理　今切　六谷寺

欣子内親王　瓊子内親王　女御三位

先進繡像玉石雜誌巻第九目録終

贈従三位藤原為子真影　古摹本

信充手寫

贈従三位藤原為子ハ御子左大納言為世卿乃女なり母ハ
賀茂神主氏久女弘安七年御子左乃家ふて誕生あり
御子左乃家とハ拾芥抄ふ三条坊門南大宮東兼明
親王家長家卿傳領之とあり兼明親王ハ延喜帝乃皇
子ふ初源氏ふなさせ給ひしが承平二年十九歳ふて従四位
上ふ叙し同三年播磨権守ふ任し天禄二年又十七歳
ふて左大臣ふ進ミ給ひけるが後世人御子左大臣と
云義を以て御子左と称きしなり　貞元中左大臣を止め二品中務卿ふて親王
ふなさせられたり然るふ兼明親王御兄盛明親王乃女
依て中書王と云
を養ひ御堂関白道長公乃いまだ蔵人乃少将と申けるふ
を婿となさせて此家を譲らせ親王ハ嵯峨乃亀山乃

側に殿作して住せ給ひにき御堂殿の次男堀川殿頼宗
公三男長家卿此家にて誕生ありし長家卿此家を傳へ
領し給ひハ次男大納言忠家卿に傳より権中納言俊忠卿
皇太后宮大夫俊成卿権中納言定家卿権大納言為家
卿権大納言為氏卿大納言為世卿まで八代相承ありし
家なり」賀茂神主氏久まで續千載集に山河の花の流るを
見て　従三位氏久
散花の波を岩根に吹出して風にそ騒ぐ山河の水
色深くうつりにけりな狩人のま袖にしく萩の朝露
と云歌を載られし人あり
後二条院即位のよし兄典侍に参り玉ひけるに主上歌を

好ませ給ひけるまゝ御寵なく他乃異なり
典侍ハ職員令に四人掌ること尚侍に同し 尚侍ハ二人供奉常侍奏請宣
傳撿挍女孺内外命婦の朝參及ひたゞ奏請宣傳をる
禁内礼式を兼知ことを掌るとあり
ことを得され若尚侍なき時ハ奏請宣傳をことを得ると
云職原鈔に上﨟是非を謂ハ二三位典侍を云赤き青
色を着く御陪膳乃候をゑなり是等乃職乃補をいし
く色を聴されく其大臣乃女或ハ大臣孫也なと云西
續千載集に嘉元百首歌なりしとき花を
今よりハまくなく花乃俤にたかくの山のみね乃よこ雲
郭公を
郭公あやめ乃根にもあらなくに又月をかけく何まくなく覧

螢を

大井河空にも飛るやかゝり火乃あらぬなき秋の思ひなる覧

紅葉を

立田川水乃秋をやいそぐらん紅葉をさそふ嶺乃嵐に

哀傷歌乃中に

枕だに知てへ事乃なくもがな人目をもをせめくはまん

述懐乃心を　是を新千載集乃載らる

和歌乃浦にたよふ波乃名計をかけて憂世乃有やなきそ

又同院位乃おりし悔しける時人にめされし三十首歌乃中に惜

哀傷といふ事を

もらぬまに哀なるやとおもへこそ命に増るうき哀なり人達

不逢恋

何故へとおもふ世はくれめくり来て契なき身と難面かる覧

然るに後醍醐天皇いまだ帥宮と申ける頃いろなる玉簾乃間求め玉ひけん君ひとり御消息乃數つもりけれハ遂に宮に参りそめ玉ひ徳治元年男御子生れ玉ふ何ことなき嬋をらせ給ひ吉田定房 後に内大臣兼 二巻に傳あり 養君になし参らせられ彼亭に移らせ玉ひけるに此御子三歳にならせ玉ひける秋後二条院崩御ありて花園院即位ましまし帥宮東宮にたゝせ玉ひしかハ典侍ハ大納言の局とて春宮乃侍なりけり其翌乃年五月五日菖蒲に漬けて万秋門院乃もとへ大納言乃局

ゆふくれ時雨のけしき昨日より袖の浮ねは程はかなしき

とありけるに返し万秋門院

君のことむりをかけし袖の上にかさねてうきねを又添ける

とぞ是は後二条院の御事を思召いでしなるべし

萬秋門院藤原瑱子　尊卑分脈に瑱子とあり今考に字
書に瑱字なし藤原熙圓の瑱子に
彼の是に圓明寺攝政一条實經の女後二条院御母方の
ゐさくるに
祖父内大臣具守公の家にかしづかれけるが頃御覧じ初
られけるに　後二条院は弘安八年降誕より永仁六年御年
十四にて御元服より堀川の内大臣の家の
おもいにし　嘉元二年三月尚侍の宮にさまれて従三位に叙
ゝなあり
せらる　瑱子二十六　後二条院十九　徳治三年八月廿五日後二条院
崩御の後尼となりて勢多へ入　瑱子冊一　後醍醐天皇即位あり

元應二年二月廿六日准三后乃宣旨乃後萬秋門院
と申し年六十三延元三年三月薨給ふ年七十一
正和元年また男御子誕生ましませしこれハ妙法院乃入室有
て後ハ天台座主尊澄法親王と申しゝ還俗ありて宗良
親王と申き又ありし姫御子二所欣子内親王瓊子内親王にて
おハしましけり御産乃年ハ定かならず
一宮ハ總角乃頃より螢雪乃力怠慢なく桂乃枝に
折り難からず見えさせ玉ひけれバ後醍醐天皇御位乃
ちかめ此宮を東宮にと叡慮ハ人望も同しかりけるに思
乃外関東乃計らひとして邪良親王坊に居させ玉ひしかバ
ハ一宮の御方様乃人々ハひとへに轍魚乃おもひをなしけるに

宮ゐて偏に風月の懐を暢え花鳥の心を澄しめ坐ましけるか嘉暦元年御元服ありて三品に叙し中務卿に任し給ふと云とも猶北白河乃御所におハしける瀬見乃小川乃澪淺ふ嗽き月待山乃月影を世々乃詠めしかたミふて明暮さとき給ひける頃関白左大臣（道平公嘉暦二年二月十二日関白乃任し元徳二年正月廿六日罷らる）乃家ふて或ま上達部殿上人あまた集り繪合乃有ける時洞院乃右大將（公賢卿嘉暦元年十一月四日右大將ふ任し元徳三年三月廿二日罷らる太平記ふ左大將とあるハ誤あり）乃出されたりけるふ源氏うぢ挿く乃宮の御女をあし槙柱ふ居かくれて雲かくれたる月を撥ふて招きたるけしきをかきたる繪を御覧して御心ふかゝりけれハ此繪をめし置れ巻かへしく御覧せらるれとも御心なぐさまん

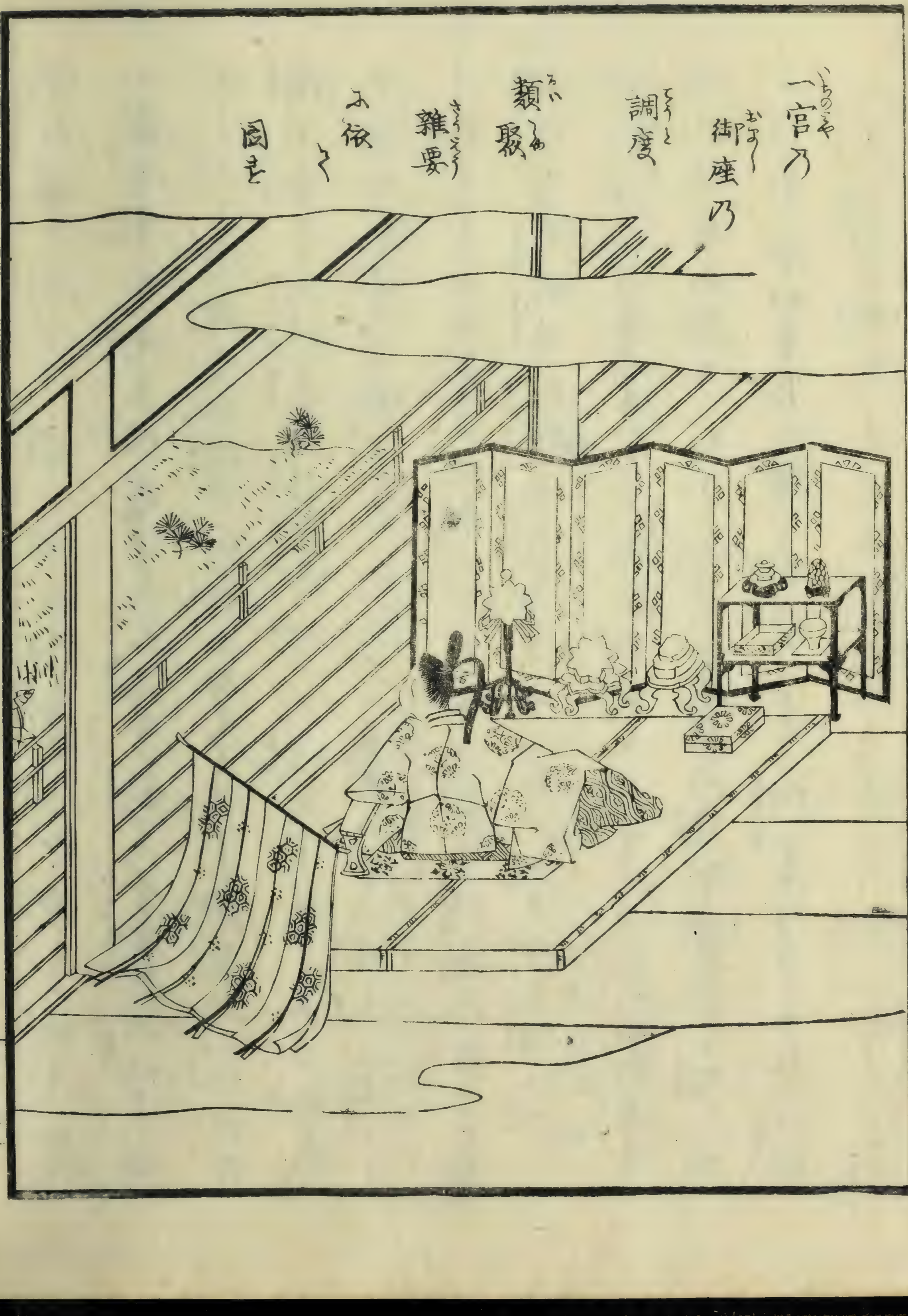
一宮乃御座乃調度類聚雑要に依て図す

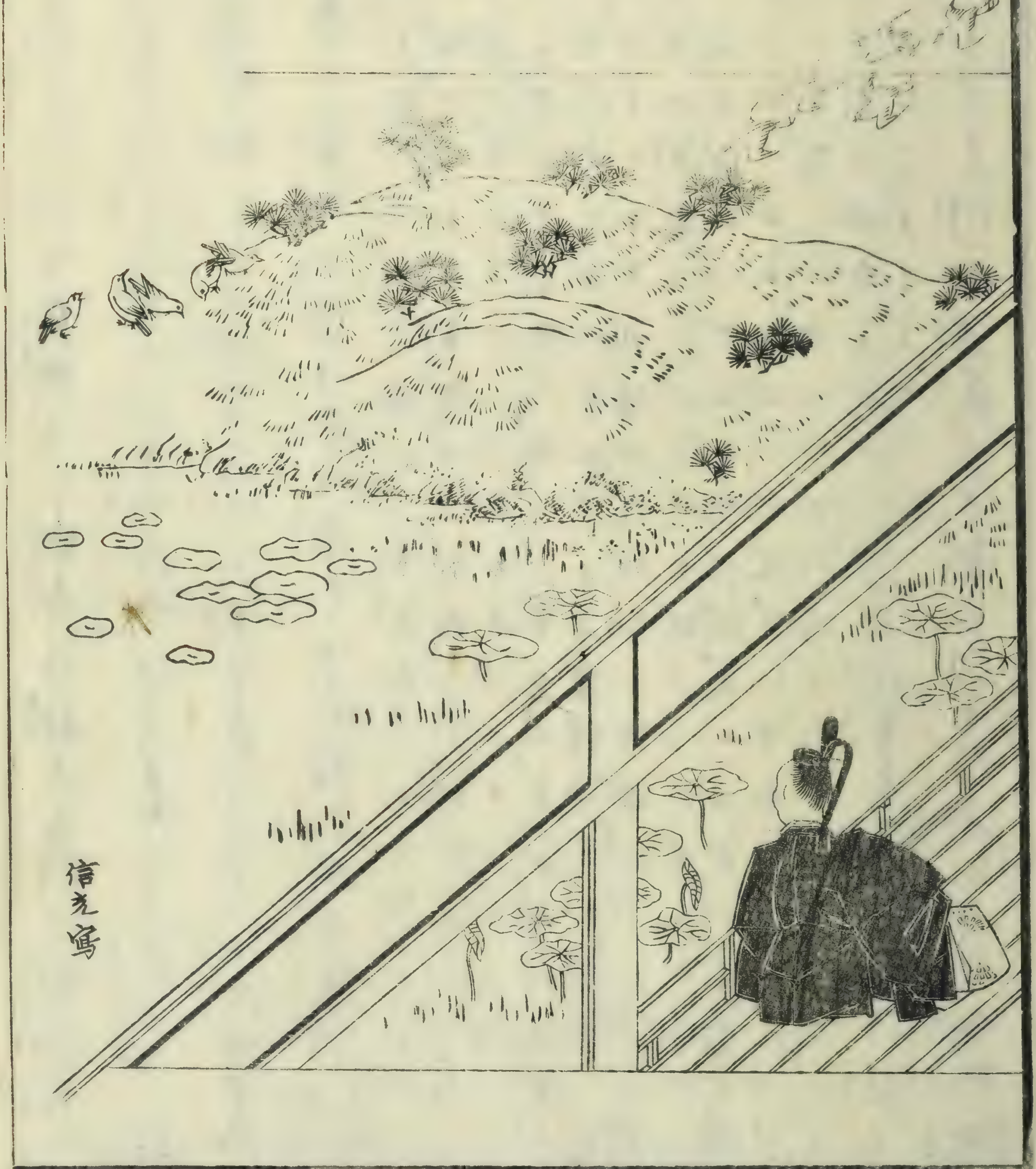
信光寫

言を笑む人を愁殺すと武帝乃歎きたまひし昔語なれハ
繪にかけるをんなを見て徒に心を動かすがごとしと紀貫之か僧
正遍照を難ぜしハ御身乃上に思ひよせるにや御心やらま乃
方なやと賀茂川合の宮へ詣てさせ給ひ御手洗川此水・下賀
茂・井上神社乃下より・涌出る清泉あり・ホクトメートルを以て
水乃性を・考ふるに・京都中乃水・是よ里清烈なるハなし・
試る・其次第を云へし・此泉ハ・ホクトメートル・統一
寸七分・清水寺音羽乃瀧ハ・一寸七分半・六孫王誕生水・
及ひ走井の水・一寸八分・な里・又美濃國可児郡謡坂・一呑
清水一寸七分半・同國加茂郡勝山村清水ハ亦同・信濃
國筑摩郡妻籠にて・木曽川を・試しにハ一寸八分・同國下
諏方観音前水一寸九分・同所温泉ハ二寸一分・碓氷峠
別所乃水・一寸五分・同所西方の井一寸九分強・江戸神田
我家の井泉ハ一寸八分・酒乃清ろハ一寸四分・さくハ
水性乃善ハ・沈む事少なく・悪乃河水を御手水に結き
きハ・沈む事多しと知へし
且何となく川を逍遥せさせたまひその夜ハ為世卿乃御

子左乃家を渡らせ玉ひて夜ふかく一条を西へ過させ玉
ふとく今出川乃邊に垣も苔むし瓦も松生年久しく住
荒したる宿乃物さびしきに撥音けたかく青海波をぞ彈
たるあやしやいかなる人ならんと通りかゝるに御車を止めさせ
遙に見入させ給ひしに年乃ほど二八許なる女房乃云
許なく艶麗なるが秋乃別れの惜まれて雲間乃月を招く
ふくそ有ける浩ゝと御覧ありけるに此日頃御心を悩まされ
たる繪いたく此女房乃寫繪なりと思召さくいふに世満して
此もを玉へとなさんに御言葉に出されさりけるを常に御會
有けり玉ふ二条中將為氏は此ぞや賀茂乃御かへるさ
乃ひ乃ゝなりし宵の間乃月又は御覧をも満たしく思

めでたくにや其事なかりハ最安きてたなく古跡係る処
且彼女房乃行衛をくハしく尋てハへハ今出川右大臣公
顕後西園寺太相國實兼公三男後醍醐天皇乃中宮後京極院乃兄なり乃娘にてハなるを
徳大寺乃左大将公清郷に中なびけなからいまだ皇后宮
後京極院儀子乃御匣にて侍なり御匣ハ今乃御納戸と云司の如し切れ出て
ハさく欲の御會に中よきく彼亭へ入をまめくまぐれの
ひまふれは自御心あるきも見えしとなくハへりしとゆきれ宮
例あらず御心まけに打笑玉ひやうく今秋其亭にて
ありけん乃御會あるへきと右大臣乃方へ御わたさせ
給ひは公顕元亨元年二月八日艶一宮十六乃歳にて
公顕公艶徳大寺公清卿十歳なり嘉暦年ときれハ
志らく久しく中さしけなしと取まふ役にて數寄乃人數に

集りてかくと案内申せハ宮為給ちうを御供なく彼亭
へ入らせ給ひぬ歌乃しとハ今夜さまさく乃御本意なる縁ハ
たく披講ありけるに褒貶もなし主乃大臣小動乃いそき
ありく土器めくり参りたまひハ宮常よりも興をさせ給ひ
郢曲絃歌乃妙なる御盃給せ給ひたまひハ主もいたく醉臥
ぬ宮も御枕を傾けさせ給へハ人ミな静まりて小夜も漸
更ゆくり媒乃花中将んありて醉さりつ給ハ其案内せ
させて彼女房の住ける西乃對へ忍ひ入せ給ひ暁も絲
を語らひ給へとも女ハ御いらへもなさく一向に難面くも
てなし参らせ給ハ御心ハうりを留めまて立出給ら
せ給ひぬ其後ハ度々御消息ありきハいつしらず事なに

なりぬらんと覚ゆるほどに積りぬれバ女ハ哀なるを
方なくて心ひかれて昇れバ降る稲舟のいなにハあらじと
思ひけるにや程なく顕れたりされど互に人目を
中の関守にてなかなか月頃過させ給ひけるに式部少輔英
房 文章博士菅原明衡朝臣七代の孫文章生英の長子
英房ハ文保二年四月十四日遊仙窟の跋書たる人
なりと云儒者御文談ありけるに貞観政要を読けるに唐
太宗鄭仁基が娘を納んとせしを魏徴諫て此娘をバ
陸氏に約せりと申されバ太宗宮中に召る事を止給
ひきと談しけるを宮にも聞召て我ハいかなれバ人
の云なつける事定りたるに中をさけんとハ計ひけるぞや
と頗る慚く思召て御文をも書絶させ給ひけるが徳大寺

此事を聞及ひ今出川家と離別して中園相國公賢公乃息女ふ通ひけるか聞えけれハ官も今ハ御憚なくいかさねて御文乃あるしふいつよりも黒きまでまさく紙をもや塩屋く浦乃烟たよ思もぬ風乃靡くならひを女も餘所ふ難面かりし人乃ふと我なる憂ものふ思返せんふなん成りけれハ詞もなくく

立ぬへき浮名を日頃く思ひしハ風ふ烟乃なひくさらめや

其後よりハ彼方此方ふ結ひおり積し人乃下紐打とけくさよ乃枕を川島乃水乃心も淺からぬ御契ふかく男御子一人おもうけしつ程御運數いくほともなく病ふ依てうせ給ひしかハ暫時ハ歎き給ましけるふ又大納言典侍

とく権大納言為世卿乃末乃女乃ありけるに通ひて。女王一所産せ玉ふ尊良親王乃母の妹なれハ即外戚の叔母なり律乃上にてハ婚嫁を免さるへきにあらん然とも二条院乃中宮高松院と申せしそ鳥羽院乃皇女にて二条院の父方伯母にましまし後深草院乃中宮東二条院も母方乃叔母なり元弘元是等乃例に依り當時め例らしけなりしにや年八月笠置へ潜幸乃時宮も同しく行啓ありし共一川城に籠らせ玉ハんハ謀なかるへしと思召し宮ハ河内國へ打向ハせ玉ひ楠か赤坂乃城へ入御ましぬ然るに笠置乃城落され主上大和路へ潜幸ありぬと聞えしかは宮ハ御迎乃ために南都をさして打立玉ふと云とも主上もや平等院へ入らせ玉ふと聞食て宮も京へ還御なりけれハ六波羅乃仲時（北条越後守）時益（北条左近将監）

り議とて佐々木判官時信備中守頼綱六男なり太郎定綱ゟ五代乃孫なり[illegible]る
乃六角東洞院乃家六角通乃南東洞院の東へ今所司屋敷と云跡あり御射山町乃内也
昔建仁の頃武蔵守朝雅ありて住し其後時信乃領となり
つまい此流を六角の佐々木と称す四方一町の地なり
に止め置れなりき二年三月七日主上隠岐島へ遷幸な
まひかへおなしき八日宮を土佐國へ行啓なるへきとて
堰とむな志らこそなき湊川いかに流ろし浮世なるらん
十一日乃暮れとに兵庫乃着まひ京より兵庫へ今道廿三里是より御舟
にめして土佐國幡多乃郡有井三郎左衛門尉か許へ渡ら
せられまふ同三年に月よりておりよし十五月の間海ましけるかて
主上隠岐島より還幸ありまして海内公家一統乃王化に
服せしかは宮も有井を御供にて上洛せさせまひ元の

如く一條堀川乃御所乃（浄菩提寺乃地なり）歸入せ玉ひけるか乃
程なく建武乃亂起り足利尊氏官を止められ追討の
宣旨を下されて宮を上將軍とし新田義貞朝臣を副
將軍となされ既に都を進發ありて三條河原を過さ
せ玉ひけるとき御旗乃付てまゐりけるに日月乃紋地に落
けるに出義ふしきなれとも矢劔鷺坂手越乃軍に
打勝玉ひぬれと中書王乃御手乃兵ともか勇敵を輕
しく竹下乃軍に利を失ひちまた遂に都へ引返さる斯
てかれは東風しきりに吹競ひ主上山門へ臨幸なりし
後蠻夷夏を猾し宮闕鳳樓ミな池魚乃哭に羅造營乃
沙汰いまた遂さるに主上二度台嶺乃鳳輦を廻され

華洛忽焦土となりつれハ宮ハ東塔に登らせて仁明乃嶺に奇正乃兵機を練調なさしめしかとも聖運時至らすして六軍和せす主上都へ還幸なりしハ宮にも東宮を補佐ましまして義貞義助以下乃官軍を駈て北國乃雲に鞭を揚られ越前國敦賀郡金崎乃城に入給ふ是ハ氣比大宮司が築たる城なり　山門より纈川へ二里。纈川より和尓へ二里 和尓より堅田に松大溝を經て貝津へ十一里半 貝津より三里半ありしかしく越前國山中に至る山中より金崎へ五里。合せて廿四里ありける山中に尾張守高經陣を取て路を塞と聞しかハ貝津より塩津柳ヶ瀬椿井中河内をへて木目峠へ十一里木目峠より金崎へ六里に遠し凡行程三十里餘乃路を六日に行せらるべしと云ハ一日に七里餘を行せられしと知へし其人数七千餘騎とあれハ凡三萬八千人許なるらん今此道を過て艱難に堪きと云人宮乃行此國中へ披露ありしより仁木頼章高師泰大勢にて押寄即これを十重廿重に圍

今出川第
西乃對

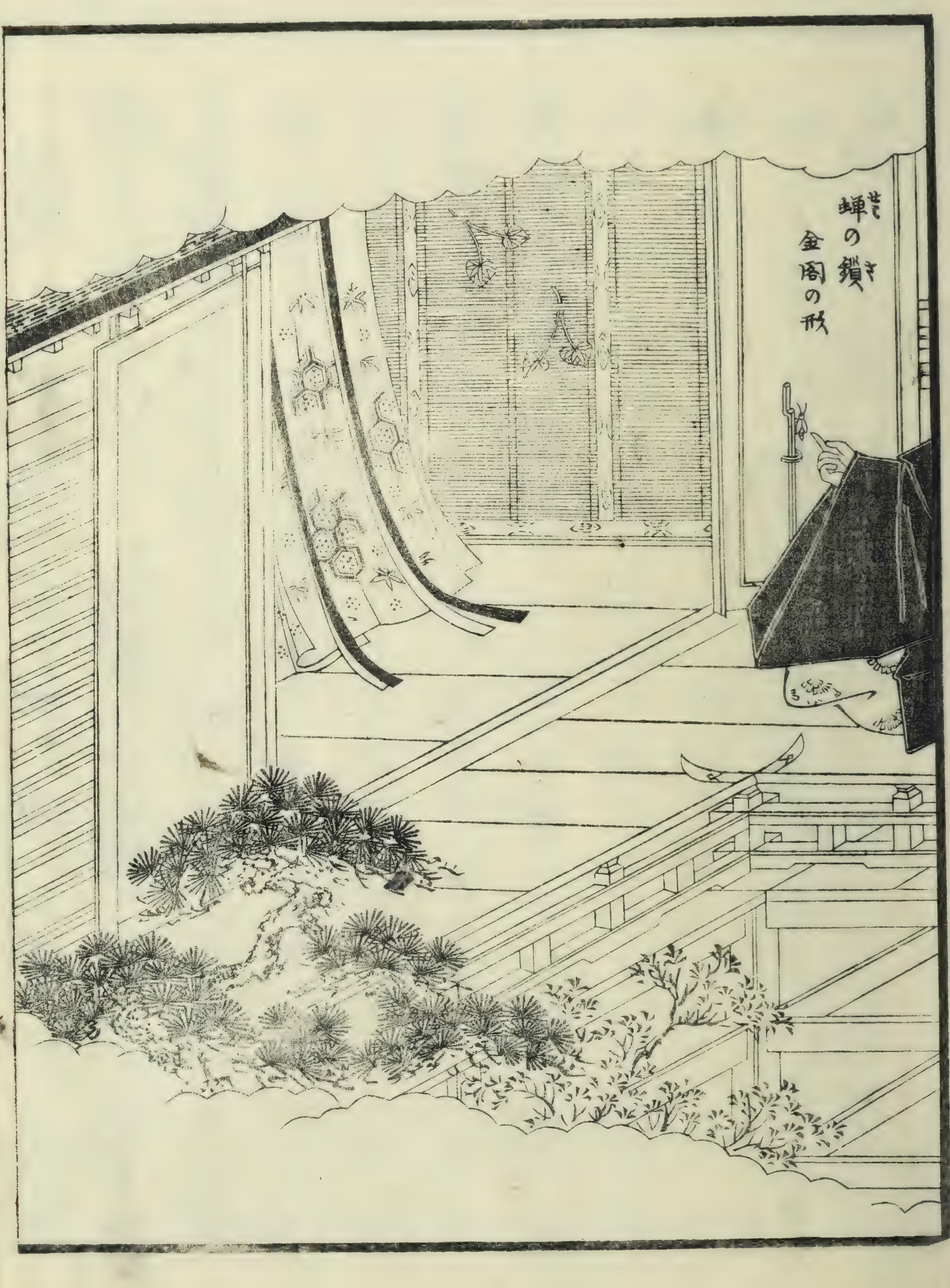
蝉の鑽
金剛の形

く攻戦に勝負ハ時乃運ニ依て糾へる縄乃如く甲乙の
結めなき難ものとも巉然たる孤城乃後援乃義勢な
く籠城僅乃百日に餘りけれハ城中乃糧忽に盡て軍兵皆
飢乃薙め宮も是を聞食て今ハもや我か討死すへき時
に在す我身命を惜にハあらねとも此城落て我等自害されハ
諸國乃官軍氣を殞し力を失ふ事し一日なりとも怺なハ又
後援の遅参を待付ることも有へし糧つきハ馬をも惜へき
にあらすと宣ひ士卒乃勇氣を勵しけへとも既ニ馬をも
喰けるし延元二年三月六日城終ニ落寄手門々よりここ
入ぬと聞えしかハ新田越後守義顕宮乃御前ニ参て合戦
乃様今ハ是迄と見えて候ハ其ハ弓箭の名を惜家に生れ

てはへは自害仕らんとなすにハ上様乃御手ハたとへ敵
乃中へ御出ハとも失ひ参らさせ給ふまくの事ハよもあらし只
かやうに御座あるべしとこそ存ハへと申されけれ義顕こ乃
年十八。其言勇烈。実に將家乃器と云へし
宮御快げに打笑ませ主上京都へ
還幸なりし時我を元首乃將となし汝を股肱乃臣たら
しむ股肱なくして元首保つことを得へけんや去ハ我か汝と
共に命を白刃乃上にて縮め怨を黄泉乃下に報ぜんと思
ふなり抑自害をはいか様にするそかよ紀者そと仰られけれハ
義顕感涙をなかして斯様に仕る者にくハとて果て刀
を抜て逆手に取直し左乃脇乃突立右脇乃肋骨二之
枚かけて掻傷ミ其刀を抜て宮乃御前にさし置俯伏

にありくそ死にけるに宮やうく其刀をめされ御覧ぜらるに柄
口に血あまりて凝れ御衣の袖にかゝく刀の柄をきろくと
押巻を玉ひへ雪のごとくなる御膚を露し御胸の邊に突立
義顯の枕邊にふさせ玉へ御年廿二頭大夫行房 權大納言
行成卿十一代の孫藏人頭にて右京 里見大炊助時義
大夫なるを以て頭の大夫と云なり
武田餘一氣比弥三郎大夫氏治大田帥法眼以下御家
みはひけるがいさくられ宮の御供仕らんとて同音に念
佛となへて一度に皆腹を切と云り 太平記に御運
を土佐に迎玉へ
事を記し秦武文が奮死のことを錄す然共 御運其後
殺の逝去元弘亂の前にありい今此說をとらず
御首を京へのぼせまゐらせけるを尊氏禪林寺に迎へまゐら
世夢窓國師を導師として葬儀を修行ありしとぞ 禪林寺は

今永観堂と云。南禅寺乃北。若王寺乃南にあり。當時を
て尓。今乃宗尓改め。西山派乃浄土宗たり。夢窓國師乃
居ましありし。盎南禅寺乃地ハと藤原関雄か。舊宅にて
後に。禅林寺と號せしか。亀山法皇の離宮と成に及ひ
禅林寺を今乃地に移したり。然れとも。猶舊乃名を唱へ
亀山法皇を。禅林寺乃法皇と称せし。法皇乃離宮を。改て
南禅寺を造營ありしかとハ世人舊謹中書王乃履歴を
唱に習く禅林寺と称せるなり
編次し来り竊に考ふるに高貴皇胤乃旗旄を靡し干戈
を執て三軍を紀玉ひしハ五瀬命日本武尊等ハ邈なり
近くハ高倉宮後鳥羽院順徳院無禮を匡し不臣を討
ちらるゝにハ頗威烈を示させ玉ふと云とも其事敗るゝに至
てハ手を束ね孫く佗乃進止に就き玉ひて概歎痛惜に
堪ぬを中書王風月に嘯詠し悒鬱しく居諸を送らせ給
ふに當てハ唯閑雅乃貴遊を感賞し来るハ以てるを元

師乃任に膺り東征北伐力を竭さし身死して後に止む其
意氣悲壮慷慨真に高驤虬鬚乃将軍と云つへけん
南禅山畔何乃處にかある王乃佳城ありて往事を思慕して
躊躇去るに忍ひさる

宗良親王ハ正和元年壬子歳に誕生ましまし元亨乃初
妙法院性守僧正（天台座主百十二代。俗姓ハ北山太政入道實兼公息）乃室に入
せられ御得度乃後に尊澄法親王と申けるか元徳二年
十二月十四日善法院法務権僧正慈厳乃代て百廿代の
天台座主に補せられ三品に叙しまして御年十九にましまし
然るに元弘元年八月廿四日主上山門を御憑あらんと
登山ましましけれハ尊澄法親王ハ時乃貫首にて殊に

御門徒乃内にも別勅を蒙りし者も多く護正院僧都祐全妙光房阿闍梨玄尊等志を一にして守護しまいらす大塔乃尊雲法親王ハ御兄の御座のことなれば前座主にて始より大儀を思召立しつ本人にましませば其暁直に八王子へ御上ありて錦の御旗を挙られけれバ両門主を援なんと三百騎又百騎ちりしごより馳集りて既に六千餘騎に及へり。（八王子の峯ハ山王二宮乃上にあり凡八町程昇るところ八王子と三宮と並び立り）同廿八日六波羅より廿八ヶ所乃篝に畿内乃勢を差添て又千餘騎追手乃寄手として赤山乃麓下松乃邊へ差向らる。（赤山ハ今修学院村にあり。）叡山乃西坂本にありて。下松ハ一乗寺村乃入口にあり。六波羅より叡に至る凡二里許也。是より不動・雲母坂を経て西塔乃上る此道凡五十町に遠し。然も嶮岨にして路狭く並び行へからず。五千餘騎ことごとく馬を捨て。歩行にて。進むへ

ときハ魚麗しく。元一歩ふ千人を列ね。五百歩ろ五千人を立
へし。即前後相距一ときハ五百歩。今乃八町余を隔り。と思ふ
へきなり。但主上山門ろ。仙蹕を儲させし一ときハ。廿五日ろ
六波羅へ聞つらんなりとも。廿四日。廿六日。廿七日乃三
日ハ評定と支度ろ暮し。漸廿八搦手へハ佐々木三郎
日ふ至て合戦ろ及へるなり
判官時信海東左近大夫將監長井丹後守宗衡筑後前
司貞知波多野上野前司宣通常陸前司時朝ろ美濃尾
張丹波但馬乃勢を師して七千餘騎大津松本を經
て唐崎乃松の邊へ寄ろけるろ坂本ふハ兼て用意とし
ときなりし八圓宗院中乃坊勝行房なと云早且雄乃若大
衆三百人許唐崎乃濱ふ出向ふ海東是を見て敵ハ小
勢なろぞ後陣の勢の續ろぬ從ろ駈散さくまて叶ふまし
進めや者とのと云まくふ三尺七寸乃を刀を拔射向乃

袖を差かざし敵の渦巻て來つる眞中へ馳入敵二人
切ふせ波打際に馬をひかへ續く味方を待ところへ閑
本坊乃播磨竪者快實すゝみかゝり是を見て二尺八寸乃
小長刀水車に廻して躍りかゝる海東是を弓手にうけ
甲乃鉢を眞二ツに打割んと片手打に打けるか打外さ
袖乃冠板より菱縫乃板まて片筋違にかけまと切て落まと二
太刀を餘りに強く切んとて弓手乃鐙を踏折（鐙あるへし）未五六乃
跪て馬より落んとしけるか乘直りける所を快實長刀
乃柄を取乃へ内兜へ鋒あかりに二ツ三ツ透間もなく入
りけるに海東謬て喉管を突れて馬より真逆に落にけり
快實頓て海東か總角に乘かゝりて首搔切て長刀に貫き

武家乃大将一人討れて物狂よしと睨てあざ笑て立
たりけるに爰に見物衆乃中より歳十五六計なる児乃髪
唐輪に揚たるが萌黄の筒丸に大口乃側高くとり金造
乃小太刀を抜て快実が冑乃鉢をまつこうに三打四打そ
打たりける快実きつと振返り長刀乃柄みじかく太刀を打
落し組止んとせし処を比叡辻乃者が射ける横矢にこの
児胸板を洗と射貫れて倒ふしてけり後に誰そ
と尋ぬれは海東が嫡子幸若丸とそ知れける海東父子
討れて寄手引色に見えける処に本院乃大衆七千余
人三宮林を下りて秋山片田乃者とも兵船三百余
艘塩ならぬ海に漕ならべ六波羅勢の後を遮んとせるを

見て滋賀の閻魔堂の前を横切に今道にかゝつて引返
しを尻後に案内者あれバ爰彼の陰よりして落合て散々に
射る海東の若党八騎波多野の郎党十三騎長野入道
父子二人平井九郎主従二騎谷底にして討れけり
佐々木判官も馬を射させて既に討れぬと見えけるを
若党どもが返合せ戦ひしに万死を出て一生にあひ白昼
に京へ入ぬれバかくて山門初度の軍に打勝事めよしと
悦ぶ事斜ならず皇居を東塔より移て東坂へしぬと西塔へ
中遷りけれバ即鳳輦を催されけるが折ふし烈き深山
風なり御簾を吹上たる隙より龍顔を拝し奉りけれバ
ろに主上にてハおはしまさで尹大納言師賢卿 花山院内大臣師信

院乃男彈正尹たりし故乃衮衣を着し玉へるにて装有け
り尹乃大納言と称を
る大元是を見て興を醒し院々谷々へ走里廻里此由
を披露せしかバ衆徒乃元徒ん替して殊ニ上林坊阿
闍梨豪誉ハ元来武家乃人を寄しかバ妙法院の執事安
居院乃中納言法印澄俊（太平記ニ大塔宮執事ニ継る 今妙法院宮乃旧記ニ従ふ）
を捕て六波羅へ出し護正院僧都猷全ハ八王寺乃一
の木戸を固めたりしが角てハ叶まじとや思ひけん同
宿乃者を引連て六波羅へ降参ス是を始として一人
落二人落おち行けバ間今ハ光林房律師源存妙光房
小相模中之坊乃悪律師三四人より外ハ落止る元徒
も無りけれバ廿九日乃夜半ニ及て八王子ニ篝火を

あまた處にたてこもり未大勢乃籠りたる由を見て戸津
乃濱より小舩にのりめされ落止る所乃衆徒三百人を召具
せられまつり石山へ落させ給ひ寅なく西門主一所へ落
させ玉ひなんとれハ許略をめくらぬに似さるよと妙法院乃宮
ハ御徒歩にかひしくおはしまさぬハ姑こ乃邉より御座
へさはかなく笠置乃岩窟へ越させ玉へハ大塔宮ハ十津
川乃奥を志しまつり南都乃方へそ忍ひおはせられ程なく笠
置乃城陥て主上六波羅へ遷幸ありけれハ妙法院宮
にもなしく六波羅へ入御ありけるに相模入道崇鑑
の許ひとしく讃岐へ移し参らせ宮の御路次乃警固（歳二十）
ハ長井左近大夫將監高廣うけ玉はる元弘二年三月

八日都を出させ給ひ十一日乃晩程に摂津國兵庫乃
津に着せられ爰より御船を奉りて讃岐國へ渡らせ
玉ひ寒川郡志度寺乃同三年六月まて御座けれバ主
上都へ還幸ありぬと聞食しかバ上洛ましましけれバ御
山務元弘元年の儀乃違ちをられへりとことく重ねて
宣下乃沙汰乃及ちせ玉ひ我乃月廿二日拜堂拜賀とげ
給ちせられしき建武二年二品に叙し延元元年正月主
上山門へ臨幸ありしかバ三塔乃衆徒涯分乃力を励し
て奔走しまをしけるか猶も其んをとらんとの叡慮にや
まゐらしけん宮に一品乃宣下あり　法親王乃天台座主
明雲僧正に嗣く天台座主第五十六代乃歴ハ無品覺快法親王
ひしを以て始とし夫れより以前ハ皆法徳年臈に依

て任をうせし徒ろ大法師位あり法橋あり僧正あり大
僧都あり權律師あり權少僧都あり法印あり大僧正あ
り一定ならさと二品法親王ハ天台座主第七十四代尊
性法親王を始めとし一品法親王ハ此尊澄法親王を始
とし山徒いよ〳〵忠款を竭し勇士頻り軍機を運せと云
ども帝徳天心に乖けるにや山上糧米ふ盡たりしか
ば十月九日尊良親王も越前乃國へ尊澄法親王ハ
遠江國乃井伊谷乃住人井彦次郎景直井太郎直貞等
ふ先陣して琵琶湖を濟り今濱生來乃里美濃路を經
參河國賀茂郡足助重春ろ館に入せたまひ遂に遠江國引
佐郡井伊城に移らせたまひけるが同二年夏の頃ハ伊勢國鈴
鹿郡一瀬と云山乃奥ふ李花集ふ見ゆ今の關の坂下乃間ふ
て鈴鹿川乃瀬ふあり又關より加
太越しく伊賀國柘植郷に住せたまひけるに郭公を聞食く
ま至る路乃惣ふあり

深山をはなれて出そわらくさんれも都乃人へまじらん
去乃年六月鎮守府将軍顕家卿奥州乃軍を起し利根川
鎌倉乃戦に打勝上洛ありける時井伊足助を始遠江
参河の兵を引率して美濃尾張乃間に集會せられ伊
勢國より伊賀國を経て南都にいたれば桃井直常尊氏
方にて寄来挑て戦に味方乃兵士志は猛と云とも長
途乃労いまさて和をさおきふぞの戦に負しかれ思乃外
に利を失ひ摂津國天王寺へ引退けれ直常は京都へ
引返と　南都合戦ハ延元三年二月廿八日 にて尊澄法親王廿七歳乃時なり　其後堺乃浦
乃合戦に顕家卿打死して官軍機を殞し士卒散乱せ
去るより吉野行宮に参らせられしに同四年三月乃ころ

御子左大納言為定卿（大納言為世卿嫡孫 父ハ左中将為通朝臣）乃許よ里

か座れさをたやハ捨かあん後ふしてあの山乃櫻ハ心とむとも

と有し時宮乃御返事ニ

古郷ハ恋しくともくもみよしの花乃盛をいかゞ見捨ん

此乃為定卿ハ尊澄法親王母方乃従弟ニて贈従三位為子乃姪ニ也とも芳野殿へハ参仕せ以平安城ニ残里玉座しは南山乃皇居をたて北京へ帰入まり玉へと乃意を含らく云縮里玉へ人ニ為へし又其乃頃吉野行宮へ詠て奉し歌乃中ニ

明けき御代乃春しる鶯ハ谷よりいりて聲そきかまり

右ハ延元元年十二月廿一日主上（後醍醐天皇尊澄花 法親王乃御父帝）

山院を御出ありて廿二日に大和國内山へ入御其後
吉野へ臨幸ありしハ早く年を成ぬれハ都へ還御を祝
さまく谷より出る聲聞由とへ祿を玉ひあまたへし五月五日
に准后廉子。尊澄法親王乃継母が後乃新待賢門院乃御許より菖蒲根にそ
へて

ま知て我たのむ人乃深き江に引る菖蒲の根とハ知南

と仰らせし御返事に

深き江ハなそかひあるあやめ草君か心に引と思ハ

其後准后乃御方へ參らせ玉ひたりしに菖蒲乃御歌に
内乃御方後醍醐天皇より仰らせし由御物語ありしとかや此の御製
歌とはみえて延元四年乃三四月乃頃尊澄法親王吉野に
ましまきし事明らかなり然るを延元三年九月義良親王

と共に伊豆乃三崎にて悪風に遇秋になりて東乃
きみひしと云るハ謬なるへし
かくて沙汰せられ給ふ御ゆるしことかりのとく伊勢國より船
乃乗を江を志し颶を給ひけるに天龍乃灘と云処にて
浪風あらくなりて二三日沖にたゞよはせ給ひけるか労しく
白輪乃湊（遠江國蓁原郡乃海岸今白羽又白輪と書きて椎子の名産を出せり）と云処へ寄
揚られ御衣なとハ潮たれさせ給ひしかは
いふくなきを物とハおもへ苫屋形片袖乃よる乃浦浪
義良親王尊澄法親王ハ伊勢より出船なさせられ
一ハ伊豆乃三崎にて難風に遇へハ天龍灘と云難に逢
地同しからねハ一時乃ことならさることを知しと云爰よ
とハ李花集乃依くいよく其證左を詳にせり
り陸路を井伊谷乃入御ありしに徃歳代城に在しけ
る時井伊介道政か女に親しくなりて給ひ男王一処誕

生あ里けるか今年ハ四歳乃あゝ勢ゐ人ゟ文宮乃入さ
ゐ人を羨しく愛まつたきを思へるとを御覧しく
なきみけ里二度さくも旅衣出あしあつま乃嶺の嵐乃
かくら志はく住を思ひけるか所乃柱らかきを思ひ
四阿乃あさき乃柱にのりそめ思ひあらくや住なれふらん
又あれぬる所乃障子ふ
旅衣重ふけるか年をあかましとも知らぬ里乃人ハ知覧
なと詠し興きさを思ひく延元五年乃春井伊乃城よ
里濱名乃橋乃霞見くる里橋本乃松ゟ湊乃波のきく遥
ちかと見なくさ知く朝暮乃なくさを御覧しく
夕くれハ湊もそこと白菅の入海ゟけく裏ま通知ちら

はる〳〵と朝ごろ塩の湊船出しまゐらせし沖はゆきとこゝろく
此歌印本李花集に延元二年の春と書きしまゝ去年の秋
寓遠ひかなく延元五年なりてハ事実いかなれと
吉野を出させ給ひしときより御還俗の姿になりたまひ
御名も宗良と改められ征東将軍の宣旨ありけるに由
国々の軍兵に下させける令旨に載られしかハ信濃甲斐
駿河上野越後越中なとに隠れ居られし新田の門葉
をはじめ宮方の勇士ども騰蛇の雲を待得たる稜威をなし
ありつける故とも諸国関渡の往来容易ならずありけれバ
主上後醍醐天皇去年八月十六日吉野行宮にて崩御ありぬる
ことも漸あとし八月十六日にそ聞えけるさまとも更に伝
と思ひまゐらせ日数をくまうち何方よりの音信も同じ悲の

井伊谷より濱名の橋を望む
信充寫真

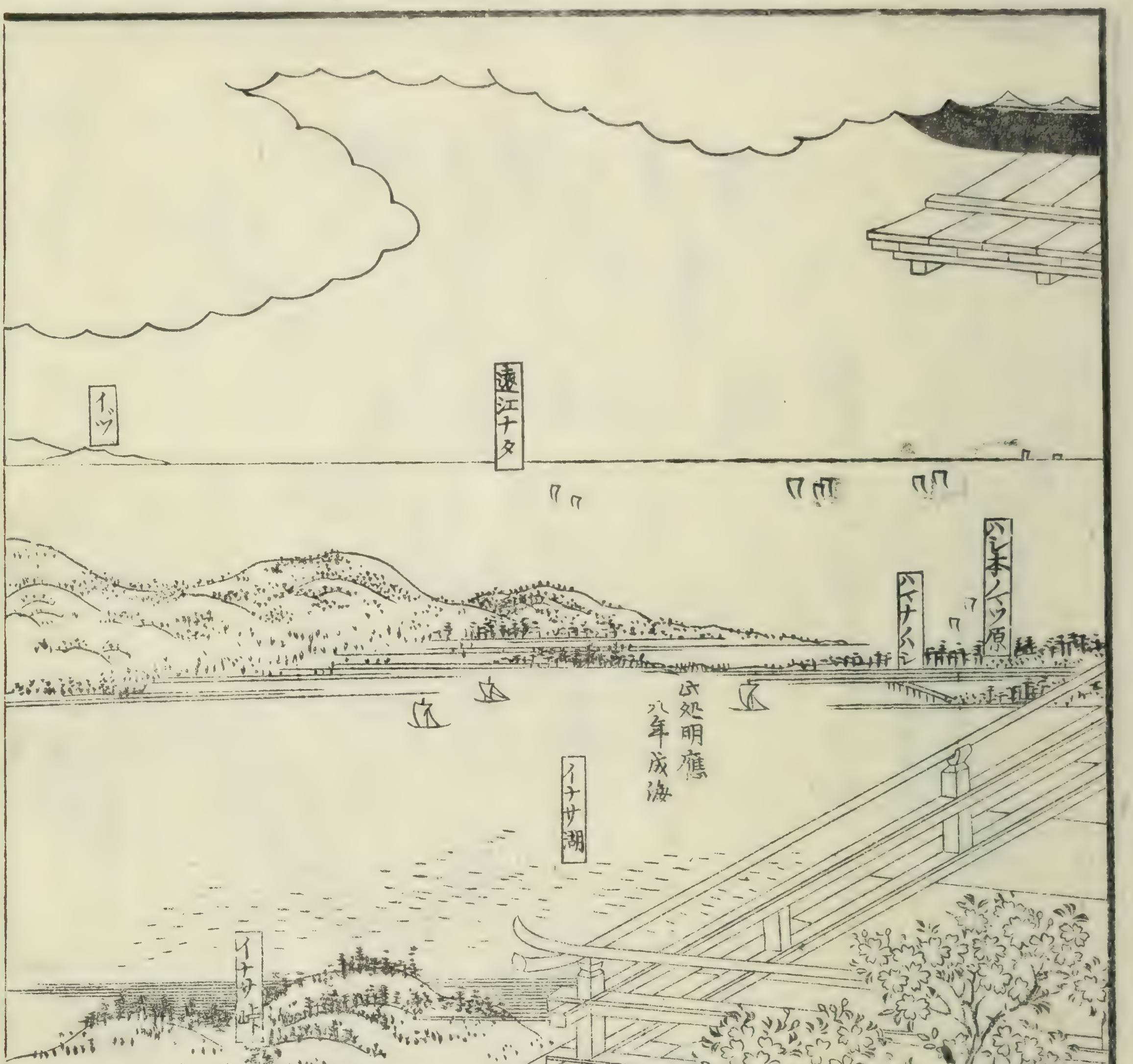

イヅ
遠江ナダ
ハマナノハシ
此処明應
八年成海
イナサ湖
イナサ山

濱名橋及井伊谷引佐湖邊圖
濱名郡
本坂
大知波
青平
岡崎
入出
大知波の江
利木
太田の江
新所
岡本
南脇
横山
尾奈
鵺代
濱名湖
濱名納豆ハ三日摩訶耶寺大福寺より出る
三日
宇志
津々崎
野地
都筑
引佐峠
佐久米
寸座
五味
此地圖余親しく經歴して作ると云とも地名等ハ誤あるへしたゝ方位の大低ハ正しかるへし
村櫛
和田
内山
細田
神田
白須
呉松
向山
遠江引佐郡
吉本
呉石
氣賀
伊目
敷知郡
平松
佐濱
小人見
大人見
伊佐地
和地
油田
井伊谷

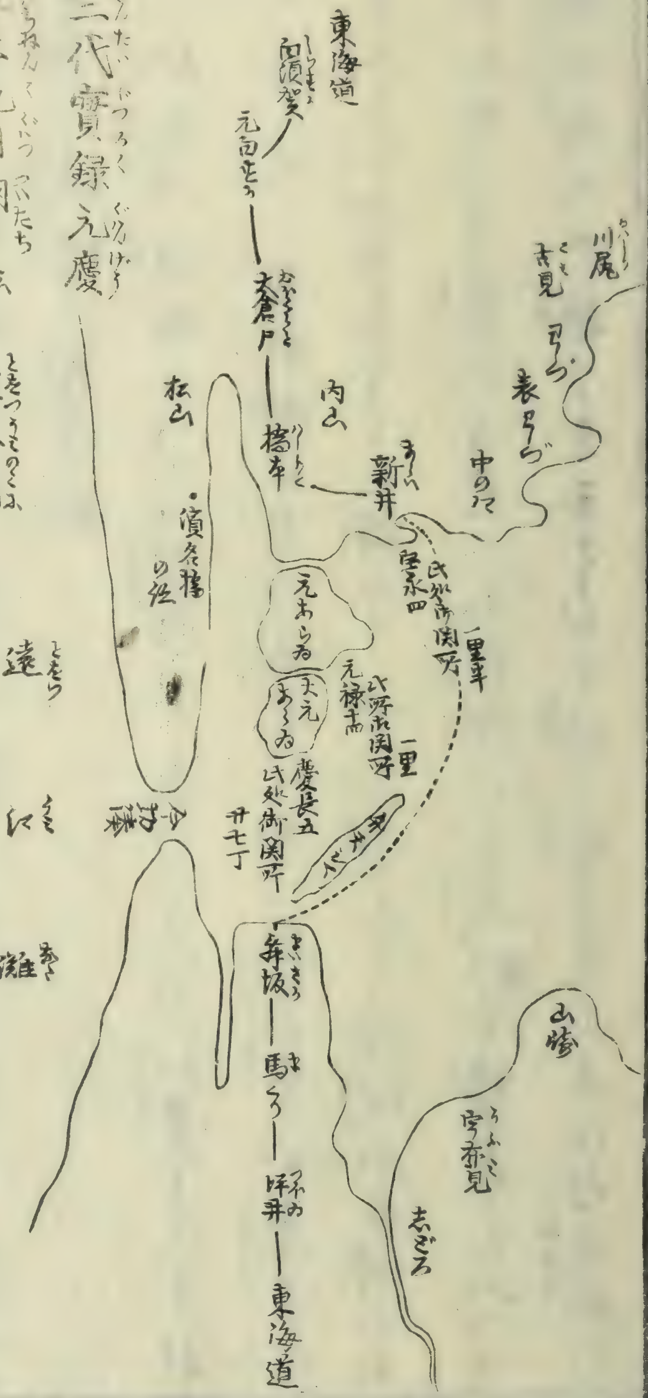

三代實録元慶八年九月朔日云云遠江國濱名橋長五十六丈三尺今乃九十三間人尺ニ斷ろ高一丈六尺と有ハ橋乃長かつ應永三年八月十日波荒く橋打破れ明應四年荒井。舞坂の間地析く海となつ同八年六月十日大地震ニ螺ぬ海乃續く處を今切といへりと土人ハ碑ニ存きと然れハ橋破て三百四十六年ニなれり

嚴りのと聞えける内に去年の十二月なかばくありける遺詔にあらまけれは今は甲斐なきことに思し定められ井伊の城なりける紅葉を一葉ひろひ具して別當資次卿（日野資朝資明の弟延元四年九月十六日より別當たり）の許へ申させ給ふ
おもふにも猶色淺き紅葉このなそなたの山はいかにふかくなる
とありし御返し資次卿
此秋の淺きをそへて時雨にし山はいかなる紅葉とかしる
かゝる處に後醍醐天皇崩御なりぬと披露有しかば今さら宮方にて二心あるまじと頼めし人も心替して井伊谷の城なる兵ぬけくて落ゆきしは三河國の足助へや移らせ給ふへき駿河國へや越させ給はんと思し煩はせ給ふおり足助の

重春ゝ城へ移しまゐらすへきよしきこしかハ
一すちに思ひ定めぬ八ッ指乃雲手に名をもかけくまゐるかな
と仰られける處へ駿河國乃入江蒲原等御迎ニ参りけれ
ハ駿河國へ移らせ玉ひけり其頃征夷大將軍興良親王大塔宮乃御子延元四年征夷大將軍となさせ玉へ尊氏卿ハ初征夷大將軍と稱せられし後ハ北朝乃宣旨に依て征夷大將軍に補せらる然れハ同頃征夷大將軍二人有しなる狩野介貞永か許に御
座けれハ立寄玉ひしに冨士乃根方ちかく朝夕乃煙も峯よ
なひく心地乃せさせ玉ふとて山乃姿を繪に書て為定卿
乃許へ持らハされしとそ
みきもやなかくらハれ更に一とのもに及ぬ冨士乃たかね成らん
為定卿乃返し

思ひ居るかひさへそなき言の葉の及ぬなりと聞るつけても
又大塔の忠雲僧正の許より下向あるへき由申されけれ共
徒然に月日過けれハ
清見潟なミの関もる隙にあらハ松こそハつけよ三穂の浦風
なと仰られけれとも遂に下向のこともなし年の號も改まりて
興國と云　延元五年四月廿八日を興國元年とすと元弘日記に見ゆるを正しといへり新洋合運本朝年鑑等延元四年十月五日改元とせるハ誤なるへし
同二年の秋の頃より此處に集りけれ
とハ味方に参る勇士もなく斯てハ勵く義事も有へき
にあらぬ甲斐信濃の間より出御ありて勢を付玉ひけれハと申
者ありけれハ立出玉ひて狩野介貞永をもしめ二心なき
兵ともを召集られ終夜行末のことを語らひかつ日比住せ

玉ひける處乃かべに書付玉ふ
所をいふ駿河乃海乃おき乃浪よるへなしとく立かれなハ
虚谷を夜深く出させ玉ひ沖津なく夜ハ初乃くと庵崎乃
松原も朝霧乃絶間乃露も清見か関乃戸ハ有明の月
かあけなくを御覧じて
東路乃末はるく揺かぬ庵崎乃清見か関はあきこの勢そふく
浮島原より車返と云里に至甲斐國にいる　宇津谷よ里元
元子より府中へ一里半　府中より江尻へ二里廿七町　江尻へ一里余
津へ一里三町　沖津より車返まて十里卅町あり　車返と云より沖
今沼津乃甲斐國に入を玉ふくへ富士乃北方を過ぎ玉ふとて
べくあり
かくなし南になしく今日いくか富士乃麓を行めぐるらん
まく甲斐國白須　巨摩郡臺原と教なる乃松原を体られせ玉ひ
その間乃白須村あり

て
此地乃松原分移
繁くしく麻のやし
かまそめ乃衫がひちとれ聞ふかといふや去々乃松人ゟ春し
信濃國諏方乃堂星着を去ひて宇津谷より御送まゐ来し
者とゟを返さを申よりて
冨士乃根の煙を見くゟ君もへよあさ間乃嶽ハいつく燃ると
宴より新田乃氏族乃住と聞えし越後國寺泊三島郡ふあ里
申して歸雁を聞含く
古郷と聞し越路乃空をくに狩うちと歩く國る所ゟ
此浦ふて後醍醐天皇第三皇子乃御忌をむかへ申時
思わるるそ乃八月乃秋の月まくくさ移とるくぬまゟ徒ら
遂乃興国にまく越乃おとゟ伝まゟ移ハ

何地へかゆきさるへくもあらぬ身の越路の冬を三年へぬらん
此三年乃間寺泊まくへ越中國名古浦（射水郡ふあり）乃石黒乃
館ふ移里北國乃官軍を指揮なさせら給ひ御勢ひやうやく
三越乃振ひしかも吉野より勅使を下されなとしけるふまさ
信濃國乃香坂高宗乃許より申旨ありしふ黙止かたく思
めしく同又年信濃國伊奈郡大川原（の斜ハ粋く遂多）高遠より遠江と云深
山乃奥へ移らせ玉ひけるふ味方ふ参る兵もなく又何と
待無き期もなかりしかハ
不言思ふ谷乃心も苦しき事乃此を埋木となりし哉なり
正平三年高師直吉野殿を襲ひまつり行宮ふ火を放ちゝ
是ハ皇居を穴生ふ移されしなり後新待賢門院塔尾御廟

乃花を一あさに文に包こかえらせて之芳野ハ見しにも非さと
荒にたる俤なる花ハ将残せしとあはれなれハ
今見てしもなけれハ枕なこの形をくれけし君か御叙や花にそへらん
同七年新田左少将義宗同右兵衛佐義興脇屋少将義治
越後上野乃軍を起し足利尊氏乃鎌倉館を攻ける時に
宗良親王ハ信濃國乃官軍を發し碓氷嶺を越て武蔵國
小手指原（の邊より堀兼入間川まてを云）武蔵國入間郡北野村誓詞か橋に於臨軍兵乃手に
をなさせけるとく今日乃軍に勇を顕さへき由仰られて序に
君乃ため身のため何か惜からんまてて甲斐あるなる命なりと勢たえ
給ふに新田氏族忠勇餘ありて義烈疾風乃如さ上に親王ちさ
将軍勤機を動し玉ひしかハ義興義治両将軍進て鎌倉へ打入

足利直氏〈尊氏二男〉を追落し義宗ハ尊氏を牛濱〈多磨郡鉄多磨川の東〉
〈北牛濱村或ハ石濱と云〉窮しかどの輕鋭乃驍将遂ニ隊伍を乱し
後援ハこの以退て笛吹峠〈比企郡將軍澤村ニあり〉ニ陣しまひけるに
尊氏また大軍を揚て襲ひ来り戦ひ度数合ニ及ぶ義宗越後
をさして敗走しけれバ親王また碓氷を越て信濃ニ入りたまふ
此時主上〈後村上天皇宗良親王乃弟〉賀名生乃行宮を出御ましまして東條
ニ鳳輦を廻させ玉ひて住吉乃津守國夏が家を以て御所
となさせたまひこれより男山ニ臨幸ましまして京都へハ北畠准后を
差のぼせ洛中乃萬機を執行せ玉へハ此期をまちける宗
良親王ニも信濃乃官兵を引率して手を合さらるへき陸
宣旨を下させまひけれとも若干乃國郡を隔しかハ事ハ神速ニ

行幸を一日〳〵と遅しまひけるに内に湯川庄司矢野某等
謀叛して男山の御所を襲ひ奉りければ主上南都へ遷
幸ありて衛賀名生へ還幸ましましけると聞えしかばさ
なく御方に篤く涯分の忠を致しける者も纔に心替し
て敵の馳加りければ兎角する間に又二年三年と立さ
延年も十年になりぬ爰に信濃國諏訪祝御方に参
國中を催しけるに仁科の一族滋野門葉我も〳〵と馳
集りて親王を迎ひ奉り鎌倉へや寄ん遠江三河へや打出ん
など軍議區々なりける時親王下諏訪の寳前に通夜
なされけるに湖上の月冴渡なく秋風いとようて夜寒く
なりしかバ

諏方乃海や神の誓乃いろなれハ秋さへ月乃氷しくら霜
強るに仁科と諏訪と先後を争ひ遂に互に偏執を起しく
仁科急に軍兵を引分越後國へ立越新田と一手になり去
程に信濃國乃習ひとして雪いつよりハ早く降なれハ他國へ打出
むねと叶ひなく諏訪なく年を越させ玉ひ明れハ正平十一年に
まつ越後信濃軍兵を召具させ木曽路を美濃國まとく
上らせ玉ひけるに御方乃兵氣振はされハ思ひく都へ入らせ
玉ひ北野天満宮へ百首歌よまく法樂せさせ玉ひ中に月を
大空を照しく月しかくされぬ光乃光なきく秋とおもへハ
正平十五年に月征夷大將軍興良親王謀叛を起し賀名
生乃行宮へ火を放ちなそしあへりより主上後村上天皇ハ住吉

宗良親王鳴海潟を過て信遠乃兵を催さる
信兆図

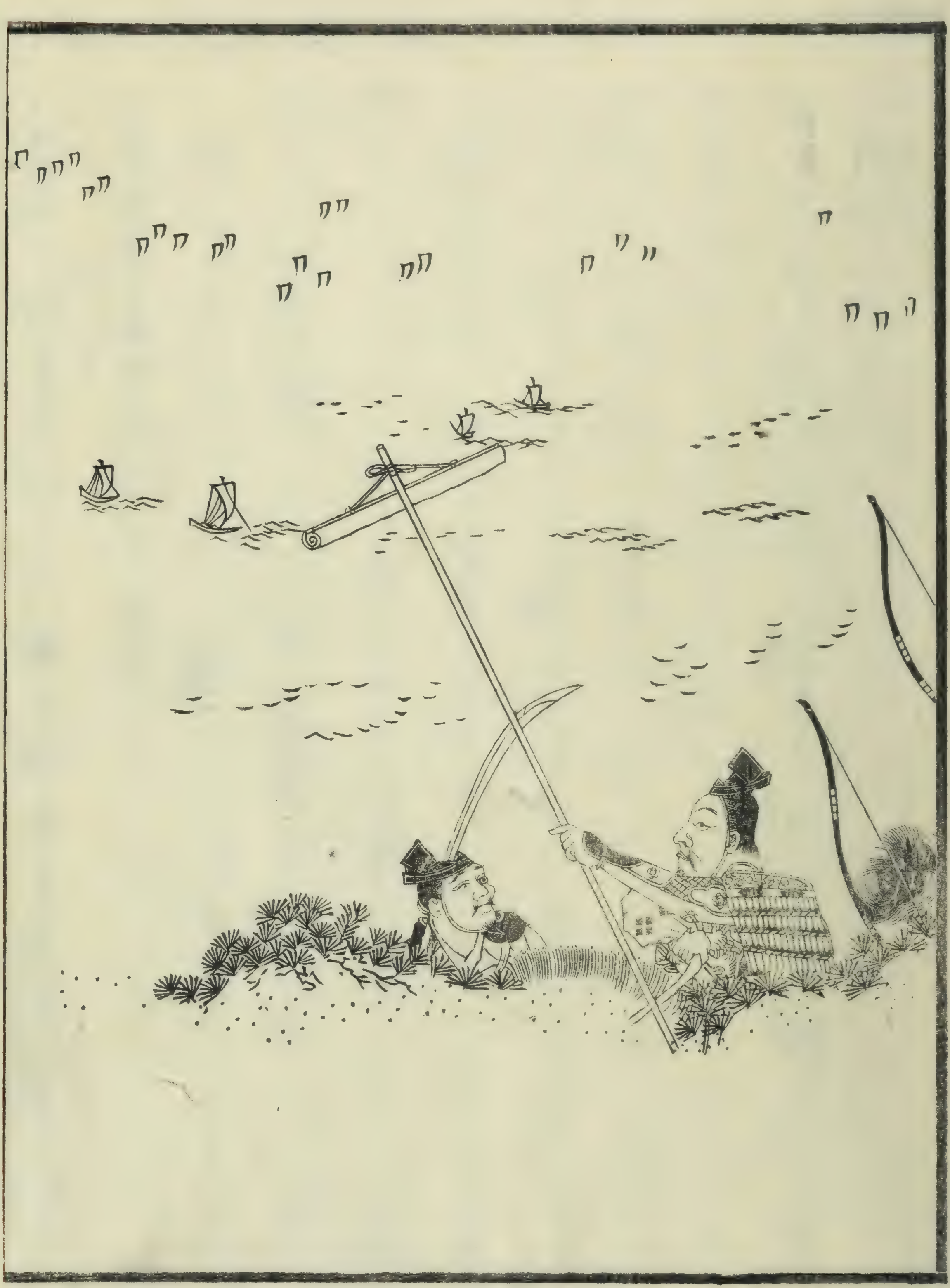

へ皇居を移さる興良の職を停めらる宗良親王を征夷
大将軍になさせ給ひけるは
おもひきや手にふれざりし梓弓おきふし我身なれんものとは
実に円頓止観の学窓の蛍雪の光を集められし
御身のいつしか甲冑を着させらる朝暮弓馬に携はり合戦
の機変を宗とし給はんとは思ひもよらぬ御事なるぞや
さくしに有べきならねば諏訪高坂以下の官軍を催し給ひ
住吉の皇居へ赴き給はんと御心ざしは早らせられし
かとに路隔て境遠く思ふまゝにも軍まとくまさりしに
よて又伊奈郡大河原にしのびて御方の兵を召し給ひ載
は更科の里に住ませ給ひしくれ

諸共にをはすて山を越ぬとの都にかくまて清しな乃月
なとハかくまて思ひの外ゆかりなしや木曽路乃河音高く岩
に咽ひ浪乃氣色ハ細けなるを御覧して
木曽路川うつたへ瀬々乃浪なかられ行めくりて立返らまし
なと興をらせまし それより恵那土岐なといふ美濃を山を踏なて
尾張國犬山より鳴海乃浦に移り住せ給ひて
山路より磯邊乃里にうつれハさそ浦めつらしき旅衣かな
同十七年住吉乃行宮よりおとし乃八月十五夜乃月面白
かくしハいつか見つらんなと作らせ給ひて御製
年經ぬるひなの住居の秋ハあまと月そ都と思ひたまへれ
と有し御返事

いくさん月は都と光そへ哀まさる乃ゑ乃秋乃ゆうしさ
月に哀を思ひ出たる秋なれく我をもきゝくるひとなりけるに
と申ハかなしきを玉ふ乃ことなく同廿二年三月十一日ニ住吉殿
なく崩御ましましかれ宗良親王なりく歎きを玉へとなひ
なしやそのうち文中三年にいたる親王なりく吉野殿へ参
らせられ如意輪寺にて日野僧正頼意を導師としく後
村上天皇七回御忌を修行せさせ玉ひけるとぞ
幾春の散くるさとらんうかりけれ花は昔の別れなるに
天授三年まつく吉野に伺候せさせられ又信濃国の下向
ありか色をく定めなく吉野を立出玉ひしもとは路次に障ある
ことありく長谷寺に入らせられしかるにまたく御髪を剃せて

勢らせ河内國石川郡山田村に隠れ住せたまひ弘和元年
御年七十にならせたまへは老の御心をもなくさめかねけれは末の
世に遺させたまはんため元弘よりこのかた吉野の宮にて遊はされ
たる御製をもしめし公卿殿上人あるは武勇の輩隠遁の倫
女院皇后女御更衣にいたるまで折にふれ時に附けける詠
せられし哥の類凡そ百餘首廿巻新葉和歌集と名付たまひ
けるを勅撰に准せらるへき由宣下ありけれは十二月三日
奏覧せさせたまひしとぞ其後終に信濃に御下向なく
此山里にて崩まし〳〵しき　今山田村六谷と云處は昔鹿
谷寺と云寺の廢趾なりとぞ　鹿谷寺は宗良親王閑居の地なりとも云傳ふれは今現
存十三重塔婆は親王の御塔なることを疑ひをいれさ
親王の御子尹良親王の御傳は別に出さと

欣子内親王降誕の年月を記せしものを見て和歌を御
母方の流を汲せ給へは前栽の霜かれを御覧して
霜かれし千種の花の離こそ秋よりも哀なりけれ
と詠し給ひしとぞ又永和百首歌に歳暮を
ちかくと思ひし年の末の松老の古枝やまた越すれ
とよみ給ひし歌は新續古今集に入られしは世普く知られ哉
吟賞されし後には尼となられ嵯峨の今林にすまし給ひし
鷺尼と申しとかや
瓊子内親王は欣子の妹にましますとも御年の程
詳ならねと紅梅の枝につけて瑒子内親王 後二条院の皇女
許へ遣させ給ひける御歌

はるひゆく風のつてにも聞えねハ匂ふ甲斐なき宿の梅枝

瑒子内親王乃返し

とをくとも見る甲斐にあまるうき世をも他に隔ぬ梅の匂ひを

と云贈答新續古今集に載らせたり

御即位以前に薨まひしかは後ちく三位を贈らせたまひき

されハ宗良親王千首歌を為定卿の許へつかはさるゝと記

贈三品乃をよはぬ跡をは絶しとて

散りくしは花の杜の名残そと思ふ跡ハかりの乃ことのたに恥

と詠まひしふみくに記したり

女御ふ三位を贈らせしハ仁明天皇乃藤原贈皇后澤子

乃承和六年六月四日乙卯ふ卒せし時従三位を贈らせたまひ

りなを嫁となさむと云とも桐壺女御のために引をされ
謀なきぬ人はあまりけなにや　たゞし皇子即位ありての贈
位は各別たるなへし　権大納言局もしめ後二条院に事ありし
を云とは命婦の朝参禁内礼式を典を以て宮闈に侍しを
云なりの牆有茨の譏をは免つ逃し　其所生のそろく文と
武とを備まへのて母氏聖善慈訓の數及とあろなる逃し

先進繍像玉石雜誌巻第九終　男信兆圖畫并挍

天保十四年閏九月廿三日

栗原孫之丞信充藏板

發行書林

京都三條通柳馬場角　堺屋仁兵衛

大坂心斎橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛

同　南久寳寺町　伊丹屋善兵衛

同　北久寳寺町　河内屋源七郎

同　博労町　河内屋茂兵衛

尾張名古屋本町三丁目　菱屋藤兵衛

同　土丁目　菱屋平兵衛

東京日本橋通一丁目　須原屋茂兵衛

同　二丁目　山城屋佐兵衛

同　同　須原屋新兵衛

同　芝神明前　和泉屋市兵衛

同　横山町三丁目　和泉屋金右衛門

同　浅草茅町二丁目　須原屋伊八

同　本石町二丁目角　椀屋喜兵衛

MADE IN JAPAN